

令和２年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数（速報値）

- 児童相談所での児童虐待相談対応件数とその推移・・・・・・・・・・・・・１頁
- 児童相談所での児童虐待相談対応件数（対前年度比較、都道府県別）・・・・・・・・・・・・・２頁
- 児童相談所での月別の児童虐待相談対応件数（対前年比較）・・・・・・・・・・・・・３頁
- 児童相談所での虐待相談の内容別件数の推移・・・・・・・・・・・・・４頁
- 児童相談所での虐待相談の経路別件数の推移・・・・・・・・・・・・・５頁

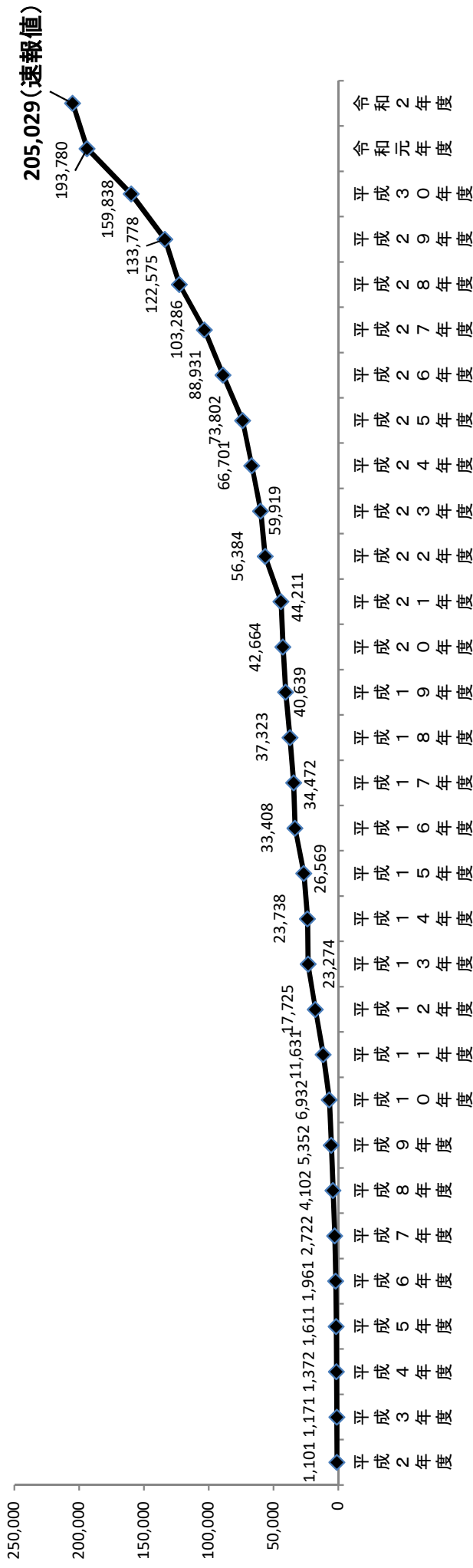
児童相談所での児童虐待相談対応件数とその推移

1. 令和2年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数

令和2年度中に、全国220か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は205,029件（速報値）で、過去最多。

- ※ 対前年度比+5.8%（11,249件の増加）（令和元年度：対前年度比+21.2%（33,942件の増加））
- ※ 相談対応件数とは、令和2年度中に児童相談所が相談を受け、援助方針会議の結果により指導や措置を行った件数。
- ※ 令和2年度の件数は、速報値のため今後変更が有りうる。

2. 児童虐待相談対応件数の推移



（注）平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

3. 主な増加要因

- 心理的虐待に係る相談対応件数の増加（令和元年度：109,118件→令和2年度：121,325件（+12,207件））
- 警察等からの通告の増加（令和元年度：96,473件→令和2年度：103,619件（+7,146件））

（令和元年度と比して児童虐待相談対応件数が増加した自治体からの聞き取り）

- 心理的虐待が増加した要因として、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力がある事案（面前DV）について、警察からの通告が増加。

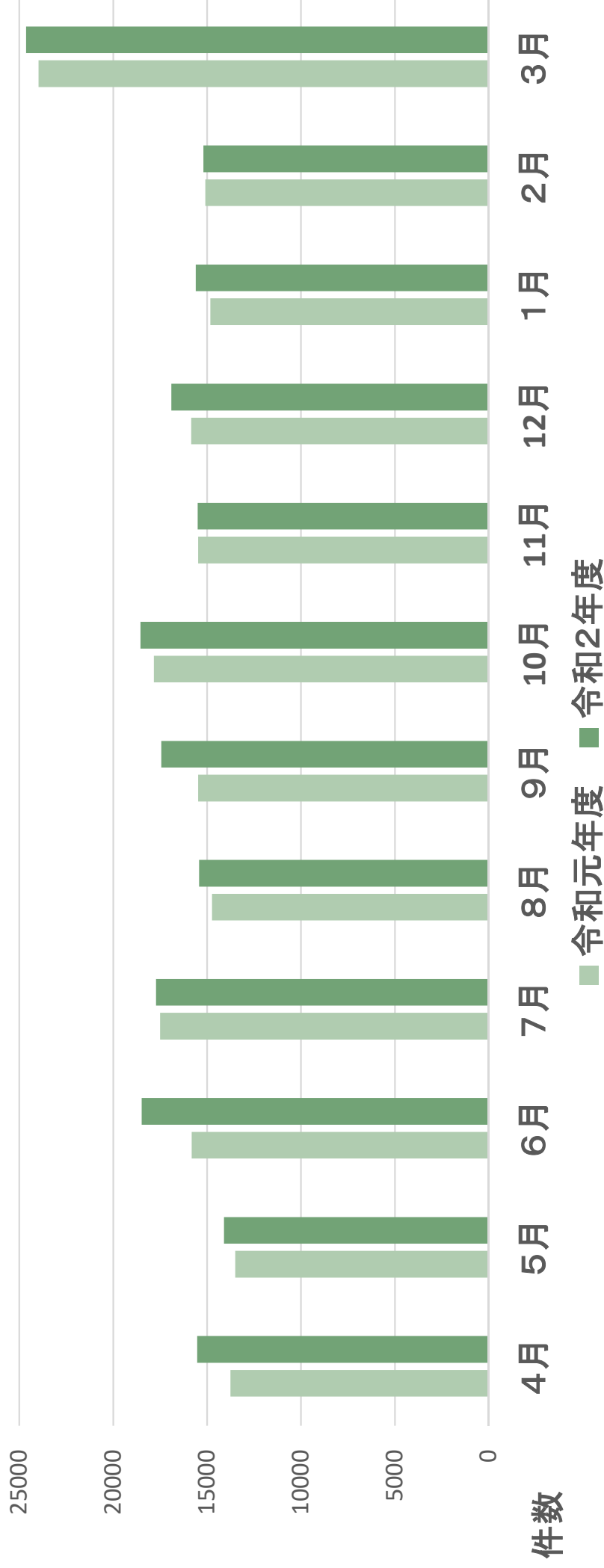
児童相談所での児童虐待相談対応件数(対前年度比較、都道府県、指定都市、児童相談所設置市別)

都道府県・指定都市・児童相談所設置市	児童相談所相談対応件数			対前年度比
	令和元年度	令和2年度 (速報値)	対前年度 増減件数	
1 北海道	3,995	3,694	▲ 301	-8%
2 青森県	1,620	1,749	129	+8%
3 岩手県	1,427	1,376	▲ 51	-4%
4 宮城県	1,238	1,431	193	+16%
5 秋田県	588	651	63	+11%
6 山形県	760	666	▲ 94	-12%
7 福島県	2,024	1,871	▲ 153	-8%
8 茨城県	3,181	3,478	297	+9%
9 栃木県	1,721	1,595	▲ 126	-7%
10 群馬県	1,811	2,255	444	+25%
11 埼玉県	14,118	13,661	▲ 457	-3%
12 千葉県	9,061	9,948	787	+9%
13 東京都	21,659	25,736	4,077	+19%
14 神奈川県	7,349	7,021	▲ 328	-4%
15 新潟県	2,367	2,064	▲ 303	-13%
16 富山県	1,097	1,035	▲ 62	-6%
17 石川県	663	754	91	+14%
18 福井県	884	1,113	229	+26%
19 山梨県	1,218	1,347	129	+11%
20 長野県	2,804	2,825	21	+1%
21 岐阜県	2,280	2,268	▲ 12	-1%
22 静岡県	2,059	2,398	339	+16%
23 愛知県	6,045	6,019	▲ 26	+0%
24 三重県	2,229	2,315	86	+4%
25 滋賀県	1,856	1,992	136	+7%
26 京都府	2,231	2,474	243	+11%
27 大阪府	15,753	16,055	302	+2%
28 兵庫県	5,291	5,581	290	+5%
29 奈良県	1,832	1,761	▲ 71	-4%
30 和歌山県	1,691	1,726	35	+2%
31 鳥取県	110	109	▲ 1	-1%
32 島根県	395	364	▲ 31	-8%
33 岡山県	634	615	▲ 19	-3%
34 広島県	2,787	2,868	81	+3%
35 山口県	709	729	20	+3%
36 徳島県	880	919	39	+4%
都道府県・指定都市・児童相談所設置市	令和元年度	令和2年度 (速報値)	対前年度 増減件数	対前年度比
37 香川県	1,228	1,264	36	+3%
38 愛媛県	1,172	1,470	298	+25%
39 高知県	458	583	125	+27%
40 福岡県	4,652	5,280	628	+13%
41 佐賀県	717	898	181	+25%
42 長崎県	1,053	1,018	▲ 35	-3%
43 熊本県	914	1,070	156	+17%
44 大分県	1,764	1,516	▲ 248	-14%
45 宮崎県	1,953	1,883	▲ 70	-4%
46 鹿児島県	1,696	2,017	321	+19%
47 沖縄県	1,607	1,835	228	+14%
48 札幌市	2,401	2,562	161	+7%
49 仙台市	1,117	1,243	126	+11%
50 さいたま市	3,355	3,241	▲ 114	-3%
51 千葉市	1,654	1,766	112	+7%
52 横浜市	7,051	8,853	1,802	+26%
53 川崎市	3,722	3,851	129	+3%
54 相模原市	1,532	1,636	104	+7%
55 新潟市	1,122	1,272	150	+13%
56 静岡市	638	699	61	+10%
57 浜松市	764	833	69	+9%
58 名古屋市長古屋市	3,892	3,865	▲ 27	-1%
59 京都市	2,051	2,175	124	+6%
60 大阪市	6,523	6,239	▲ 284	-4%
61 堺市	2,367	2,339	▲ 28	-1%
62 神戸市	2,230	2,840	610	+27%
63 岡山市	448	351	▲ 97	-22%
64 広島市	1,731	1,736	5	+0%
65 北九州市	2,110	2,355	245	+12%
66 福岡市	2,449	2,637	188	+8%
67 熊本市	1,114	1,360	246	+22%
68 横須賀市	795	732	▲ 63	-8%
69 金沢市	524	572	48	+9%
70 明石市	609	675	66	+11%
全国	193,780	205,029	11,249	+6%

※指定都市、児童相談所設置市の件数は、都道府県の件数の外数である。 ※令和2年度に児童相談所を開設した特別区(世田谷区、荒川区、江戸川区)の件数は、東京都の件数に含む。

児童相談所での月別の児童虐待相談対応件数(対前年比較)

○ 令和2年度は、前年同月と比べて、多い月もあれば、横ばいの月もある。



児童相談所での虐待相談の内容別件数の推移

○ 令和2年度は、心理的虐待の割合が最も多く、次いで身体的虐待の割合が多い。

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成21年度	17,371(39.3%)	15,185(34.3%)	1,350(3.1%)	10,305(23.3%)	44,211(100.0%)
平成22年度	21,559(38.2%)	18,352(32.5%)	1,405(2.5%)	15,068(26.7%)	56,384(100.0%)
平成23年度	21,942(36.6%)	18,847(31.5%)	1,460(2.4%)	17,670(29.5%)	59,919(100.0%)
平成24年度	23,579(35.4%)	19,250(28.9%)	1,449(2.2%)	22,423(33.6%)	66,701(100.0%)
平成25年度	24,245(32.9%)	19,627(26.6%)	1,582(2.1%)	28,348(38.4%)	73,802(100.0%)
平成26年度	26,181(29.4%)	22,455(25.2%)	1,520(1.7%)	38,775(43.6%)	88,931(100.0%)
平成27年度	28,621(27.7%)	24,444(23.7%)	1,521(1.5%)	48,700(47.2%)	103,286(100.0%)
平成28年度	31,925(26.0%)	25,842(21.1%)	1,622(1.3%)	63,186(51.5%)	122,575(100.0%)
平成29年度	33,223(24.8%)	26,821(20.0%)	1,537(1.1%)	72,197(54.0%)	133,778(100.0%)
平成30年度	40,238(25.2%)	29,479(18.4%)	1,730(1.1%)	88,391(55.3%)	159,838(100.0%)
令和元年度	49,240(25.4%)	33,345(17.2%)	2,077(1.1%)	109,118(56.3%)	193,780(100.0%)
令和2年度 (速報値)	50,033(24.4%) (+793)	31,420(15.3%) (-1,925)	2,251(1.1%) (+174)	121,325(59.2%) (+12,207)	205,029(100.0%) (+11,249)

※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

児童相談所での虐待相談の経路別件数の推移

○ 令和2年度に、児童相談所に寄せられた虐待相談の相談経路は、警察等、近隣・知人、家族・親戚、学校からが多くなっている。

年度	家族 親戚	近隣 知人	児童 本人	都道府県			市町村		児童福祉施設		保健所・医療機関		警察等	児童 委員	学校等			その他	総 数
				指定都市・中核市	福祉 事務所	保健 センター	福祉 事務所	保健 センター	児童福祉施設	保育所	児童福祉施設	保健所			医療 機関	幼稚園	学校		
21年度	7,342 (16.6%)	7,615 (17.2%)	504 (1.1%)	2,667 (6.0%)	1,383 (3.1%)	187 (0.4%)	4,608 (10.4%)	474 (1.1%)	787 (1.8%)	614 (1.4%)	226 (0.5%)	1,715 (3.9%)	6,600 (14.9%)	206 (0.5%)	176 (0.4%)	4,858 (11.0%)	209 (0.5%)	4,040 (9.1%)	44,211 (100.0%)
22年度	8,908 (15.8%)	12,175 (21.6%)	696 (1.2%)	3,152 (5.6%)	1,324 (2.3%)	372 (0.7%)	5,535 (9.8%)	453 (0.8%)	862 (1.5%)	722 (1.3%)	155 (0.3%)	2,116 (3.8%)	9,135 (16.2%)	208 (0.4%)	216 (0.4%)	5,197 (9.2%)	254 (0.5%)	4,904 (8.7%)	56,384 (100.0%)
23年度	8,949 (14.9%)	12,813 (21.4%)	741 (1.2%)	3,621 (6.0%)	1,282 (2.1%)	340 (0.6%)	5,160 (8.6%)	366 (0.6%)	882 (1.5%)	634 (1.1%)	202 (0.3%)	2,310 (3.9%)	11,142 (18.6%)	220 (0.4%)	213 (0.4%)	5,536 (9.2%)	313 (0.5%)	5,195 (8.7%)	59,919 (100.0%)
24年度	8,664 (13.0%)	13,739 (20.6%)	773 (1.2%)	4,165 (6.2%)	1,220 (1.8%)	424 (0.6%)	5,339 (8.0%)	375 (0.6%)	909 (1.4%)	689 (1.0%)	221 (0.3%)	2,653 (4.0%)	16,003 (24.0%)	233 (0.3%)	211 (0.3%)	5,730 (8.6%)	303 (0.5%)	5,050 (7.6%)	66,701 (100.0%)
25年度	8,947 (12.1%)	13,866 (18.8%)	816 (1.1%)	4,835 (6.6%)	1,195 (1.6%)	375 (0.5%)	5,423 (7.3%)	292 (0.4%)	881 (1.2%)	799 (1.1%)	179 (0.2%)	2,525 (3.4%)	21,223 (28.8%)	225 (0.3%)	213 (0.3%)	6,006 (8.1%)	279 (0.4%)	5,723 (7.8%)	73,802 (100.0%)
26年度	9,802 (11.0%)	15,636 (17.6%)	849 (1.0%)	5,806 (6.5%)	1,448 (1.6%)	482 (0.5%)	5,625 (6.3%)	353 (0.4%)	906 (1.0%)	808 (0.9%)	155 (0.2%)	2,965 (3.3%)	29,172 (32.8%)	225 (0.3%)	259 (0.3%)	6,719 (7.6%)	278 (0.3%)	7,443 (8.4%)	88,931 (100.0%)
27年度	10,936 (10.6%)	17,415 (16.9%)	930 (0.9%)	6,372 (6.2%)	1,428 (1.4%)	429 (0.4%)	5,708 (5.5%)	339 (0.3%)	1,047 (1.0%)	678 (0.7%)	192 (0.2%)	3,078 (3.0%)	38,524 (37.3%)	179 (0.2%)	288 (0.3%)	7,546 (7.3%)	349 (0.3%)	7,848 (7.6%)	103,286 (100.0%)
28年度	11,535 (9.4%)	17,428 (14.2%)	1,108 (0.9%)	6,747 (5.5%)	1,499 (1.2%)	428 (0.3%)	6,174 (5.0%)	306 (0.2%)	947 (0.8%)	825 (0.7%)	203 (0.2%)	3,109 (2.5%)	54,812 (44.7%)	157 (0.1%)	248 (0.2%)	8,264 (6.7%)	338 (0.3%)	8,447 (6.9%)	122,575 (100.0%)
29年度	11,835 (8.8%)	16,982 (12.7%)	1,118 (0.8%)	6,328 (4.7%)	1,332 (1.0%)	457 (0.3%)	6,294 (4.7%)	273 (0.2%)	1,047 (0.8%)	999 (0.7%)	168 (0.1%)	3,199 (2.4%)	66,055 (49.4%)	131 (0.1%)	333 (0.2%)	8,605 (6.4%)	343 (0.3%)	8,279 (6.2%)	133,778 (100.0%)
30年度	13,492 (8.4%)	21,449 (13.4%)	1,414 (0.9%)	7,460 (4.7%)	1,345 (0.8%)	428 (0.3%)	6,986 (4.4%)	348 (0.2%)	1,397 (0.9%)	1,042 (0.7%)	216 (0.1%)	3,542 (2.2%)	79,138 (49.5%)	168 (0.1%)	406 (0.3%)	10,649 (6.7%)	394 (0.2%)	9,964 (6.2%)	159,838 (100.0%)
元年度	15,799 (8.2%)	25,285 (13.0%)	1,663 (0.9%)	9,313 (4.8%)	1,552 (0.8%)	467 (0.2%)	8,890 (4.6%)	396 (0.2%)	1,616 (0.8%)	1,255 (0.6%)	232 (0.1%)	3,675 (1.9%)	96,473 (49.8%)	148 (0.1%)	525 (0.3%)	13,856 (7.2%)	447 (0.2%)	12,188 (6.3%)	193,780 (100.0%)
2年度 (速報値)	16,763 (8.2%)	27,641 (13.5%)	2,115 (1.0%)	9,945 (4.9%)	1,463 (0.7%)	705 (0.3%)	8,264 (4.0%)	405 (0.2%)	1,607 (0.8%)	1,346 (0.7%)	233 (0.1%)	3,427 (1.7%)	103,619 (50.5%)	150 (0.1%)	479 (0.2%)	13,643 (6.7%)	553 (0.3%)	12,671 (6.2%)	205,029 (100.0%)

※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第17次報告）の概要

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【令和3年8月】

1. 検証対象

(1) 死亡事例

厚生労働省が、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に対する調査により把握した、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に発生し、又は表面化した子ども虐待による死亡事例72例（78人）を対象とした。

※（ ）内は、都道府県等が虐待による死亡と断定できないと報告のあった事例について、本委員会にて検証を行い、虐待死として検証すべきと判断された事例数を内数として記載。

区分	第17次報告		（参考）第16次報告			
	心中以外の虐待死	心中による虐待死（未遂を含む）	計	心中以外の虐待死	心中による虐待死（未遂を含む）	計
例数	56(35)	16(3)	72(38)	51(22)	13(2)	64(24)
人数	57(35)	21(6)	78(41)	54(22)	19(3)	73(25)

（未遂とは、親は生存したが子どもは死亡した事例をいう。）

(2) 重症事例（死亡に至らなかった事例）

厚生労働省が、都道府県等に対する調査により把握した、平成31年4月1日から6月30日までの間に全国の児童相談所が虐待相談として受理した事例の中で、同年9月1日時点までに、「身体的虐待」等による生命の危険にかかわる受傷、又は「養育の放棄・怠慢」等のために衰弱死の危険性があった事例13例（13人）を対象とした。

【参考】死亡事例数及び人数（第1次報告から第16次報告）

第1次報告 (平成17年4月)	第2次報告 (平成18年3月)	第3次報告 (平成19年6月)	第4次報告 (平成20年3月)	第5次報告 (平成21年7月)	第6次報告 (平成22年7月)	第7次報告 (平成23年7月)	第8次報告 (平成24年7月)	第9次報告 (平成25年7月)	第10次報告 (平成26年9月)	第11次報告 (平成27年10月)	第12次報告 (平成28年9月)	第13次報告 (平成29年8月)	第14次報告 (平成30年8月)	第15次報告 (令和元年8月)	第16次報告 (令和2年9月)																								
																心中 以外	心中 計	心中 以外	心中 計	心中 以外	心中 計	心中 以外	心中 計	心中 以外	心中 計	心中 以外	心中 計	心中 以外	心中 計	心中 以外	心中 計								
24	48	5	53	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85	49	29	78	36	27	63	43	21	64	48	24	72	49	18	67	50	8	58	51	13	64
人数	25	50	8	58	78	142	67	61	128	49	39	88	51	47	98	58	41	99	51	39	90	36	33	69	44	27	71	52	32	84	49	28	77	52	13	65	54	19	73

2. 死亡事例（72例・78人）の分析

（1）心中以外の虐待死（56例・57人）各項目において人数割合が多かったものを主に掲載

- 死亡した子どもの年齢
「0歳」…28例・28人（49.1%）
（0歳のうち月齢0か月児が11例・11人（39.3%））
- 主な虐待の種類
「身体的虐待」…16例・17人（29.8%）
「ネグレクト」…13例・13人（22.8%）
（「不明」…26例・26人（45.6%））
- 直接の死因
「頭部外傷」…7例・7人（18.4%※）
- 主たる加害者
「実母」…30例・30人（52.6%）
「実父」…3例・3人（5.3%） 「実母と実父」…4例・4人（7.0%）
- 加害の動機（複数回答）
「保護を怠ったことによる死亡」…9例・9人（15.8%）
「しつけのつもり」…3例・3人（5.3%）
「その他」…7例・7人（12.3%）
- 妊娠期・周産期における問題（複数回答）
「予期しない妊娠/計画していない妊娠」…20例・20人（35.1%）
「妊婦健康診査未受診」…20例・20人（35.1%）
「遺棄」…18例・18人（31.6%）
- 乳幼児健康診査の受診状況
「3～4か月児健康診査」の未受診者…6人（26.1%※）
「1歳6か月児健康診査」の未受診者…1人（6.7%※）
「3歳児健康診査」の未受診者…2人（22.2%※）
- 養育者（実母）の心理的・精神的問題等
「養育能力の低さ」…13例・13人（23.2%）
「育児不安」…8例・8人（14.3%）
「うつ状態」…5例・5人（8.9%）
「精神疾患」…6例・6人（10.7%）
（養育能力の低さとは、子どもの成長発達を促すために必要な関わり（授乳や食事、保清、情緒的な要求への応答、子どもの体調変化の把握、安全面への配慮等）が適切にできない場合としている。）
- 関係機関の関与
（重複あり）
児童相談所の関与ありが11例（19.6%）、市区町村（虐待対応担当部署）の関与ありが15例（26.8%）であった。
児童相談所と市区町村（虐待対応担当部署）の両方の関与ありが8例（14.3%）であった。
何らかの機関（児童相談所、市区町村、保健センター等）の関与ありが39例（67.9%）であった。
0か月児事例2人については関係機関の関与無しが2人であった。
検討対象とされていた事例は11例（19.6%）であった。
- 要保護児童対策地域協議会

(2) 心中による虐待死 (16例・21人) 各項目において人数割合が多かったものを主に掲載

- 死亡した子どもの年齢
 - 「0歳」…4例・4人 (19.0%)
 - 「3歳」 「13歳」 …各3例・3人 (14.3%)
 - 「出血性ショック」…5例・5人 (29.4%※)
 - 「頸部絞扼による窒息」…2例・2人 (11.8%※)
 - 「火災による熱傷・一酸化炭素中毒」…2例・2人 (11.8%※)
 - 「その他」…5例・5人 (29.4%※) → 「失血死」 / 「包丁で刺された」 …各1例・各2人 (11.8%※)
- 主たる加害者
 - 「実母」…10例・11人 (52.4%)
 - 「保護者自身の精神疾患、精神不安」…4例・7人 (33.3%)
 - 「経済的困窮」…6例・7人 (33.3%)
 - 「育児不安や育児負担感」…5例・6人 (28.6%)
- 関係機関の関与 (重複あり)
 - 児童相談所の関与がありが5例 (31.3%)、市区町村 (虐待対応担当部署) の関与がありが6例 (37.5%)であった。児童相談所と市区町村 (虐待対応担当部署) の両方の関与がありが4例 (25.0%)であった。検討対象とされていた事例は4例 (25.0%)であった。
- 要保護児童対策地域協議会

3. 重症事例 (13例・13人) の分析

- 重症となった子どもの年齢
 - 「0歳」…10例・10人
(月齢0か月児…3例・3人、3か月児…3例・3人、6ヶ月児…2例・2人)
- 虐待の類型
 - 「身体的虐待」…11例・11人
 - 「頭部外傷」…6例・6人
 - 「実母」…8例・8人、「実父」…4例・4人
- 関係機関の関与 (重症の受傷以前)
 - 児童相談所の関与ありは3例、市区町村 (虐待対応担当部署) の関与ありが2例であった。児童相談所と市区町村 (虐待対応担当部署) の両方の関与ありが1例であった。受傷前に対象とされていた事例は4例であった。(要保護児童が4例)
- 要保護児童対策地域協議会
- 重症となった受傷後の対応状況
 - ・重症となった受傷後に医療機関へ入院した事例は10例・10人であった。
このうち、入院の対応をした診療科は「小児科」が3例・3人と最も多かった。
 - ・医療機関へ入院した事例のうち、医療機関に一時保護委託をした事例は6例・6人であった。
 - ・受傷後に要保護児童対策地域協議会の対象とされた事例は10例であった。
 - ・調査時点で加害者と同居していない事例は6例であった。
このうち、援助方針として「家族再統合」が2例であった。
 - ・検証の実施状況について、行政機関内部における検証を実施した事例は6例、第三者による検証を実施した事例は、2例であった。

4. 個別ヒアリング調査結果の分析

- 検証対象事例のうち、特徴的で、特に重大であると考えられる事例（4例）について、都道府県・市区町村及び関係機関等を対象に、事例発生当時の状況や対応等の詳細に関してヒアリング調査を実施した。

（1）事例の概要

- 【事例1】 子どもを放置したことのある実父母が、自宅に子どもを放置し、第4子が死亡した事例
- 【事例2】 妊娠届未届け及び妊婦健康診査未受診の実母が、自宅のトイレで本児を出産し、出産直後に死亡させた事例
- 【事例3】 家族に複合的な問題がある中で、精神疾患をもつ実母が本児を殺害して自殺を図り、自身も死亡した事例
- 【事例4】 複合的な問題を抱える家庭において、育児と家事を担っていた長姉が本児を暴行して死亡させた事例

（2）各事例が抱える問題点とその対応策のまとめ

① 家族全体の生活実態の把握とアセスメント

- 複合的な問題を持つ家族の支援には、各家族員の課題を踏まえて多角的に家族をアセスメントし、家族全体を俯瞰することが必要である。
- 問題行動等により周囲の関心が集中する家族員がいる場合には、他の家族員が必要な支援につながらないことがあるため、各家族員に対する面接を行い、各家族員に焦点を当てたアセスメントを行う。
- 支援のための家族員との関係構築は重要だが、リスクアセスメントに必要な事実確認は優先して行う。
- 関与が長期にわたる場合は、計画的に家族支援を継続し、家族全体の機能が変化していることに留意して家族全体を再アセスメントする。
- 関係機関は、現状のリスクだけでなく、今後予測される事態を踏まえた課題抽出とリスクアセスメントを実施する。

（事例1、事例3、事例4）

② 家族全体を切れ目なく支援するための関係機関の連携や支援ネットワークの構築

- 過去に児童相談所の関与がある家庭の場合、児童相談所と市町村は、子どもが生まれる等の家族状況の変化について、積極的な情報共有を行う。
- 家族の変化に応じて、支援の中心となる関係機関が変わる場合には、関係機関間で適切な情報共有を図る。
- 各家族員と家族の変化に即した支援を行うため、児童発達センター・機関は、既存の枠組みに留まらない地域における支援ネットワークを構築し、様々な関係機関と協働する。
- 多重課題等により問題の解決が容易でない場合は、複数の関係機関で情報共有を図るとともに、各関係機関の役割分担を明確にして、客観的な視点を踏まえて問題に対処する。その際には、中心となる支援者を明確にし、具体的な対応方針を検討しておく。

③ ネグレクトを認識する視点とアセスメント

（事例1、事例4）

- 関係機関はネグレクト状態の継続自体を事態の悪化と認識する。
- 支援機関は、ネグレクトを家族の構造的な問題としてとらえ、きょうだい等を含めたアセスメントを行う。
- 支援機関は、養育状況の把握とアセスメントのために子どもとの面接を行う。その際には、子どもに会うことと自身が目的化しないよう留意する。
- 支援機関は子どもや家庭に対する保護者の認知に着目してアセスメントを行う。
- ネグレクト事例は、改善や悪化など状況が変化している部分と変化していない部分が混在していることを踏まえて、支援を行う。

④ 障がいのある保護者や障がいのいる家庭への専門職を活用した支援

（事例3、事例4）

- 精神保健の特徴を踏まえた支援方法等の検討のため、精神保健担当者や専門職が支援チームに参画する。
- 「特定妊婦」への支援に精神保健担当者を加え、保健センターの担当者と連携して、妊娠前から出産・育児期にわたる支援の継続を推進する。

⑤ 予期しない妊娠に伴う、妊娠届の未届け及び妊婦健康診査未受診の妊婦の把握

（事例2）

- 母子保健部局以外の自治体職員を含め、母と母以外の家族に関わる支援機関が、それぞれに把握した情報を統合することで、母の妊娠等の問題を把握できる可能性がある。
- 妊娠した母が妊娠SOS等の相談機関にアクセスする機会を持てるよう、相談機関に関する情報の周知を徹底する。
- 妊婦健康診査受診といった適切な行動や母の自己決定を支える得るものとして、妊娠・出産や避妊、家族計画に関する知識を誰もが獲得できる機会や内容の充実などの取り組みを推進する。

5.【特集】「ネグレクト」事例

近年の虐待死事例においてネグレクト事例が多く発生していることを受け、心中以外の虐待死事例で、分析が可能であった第5～16次報告の641人について、死因となった虐待がネグレクトである事例200人とそのうちの0日児死亡例53人の事例について着目し、その傾向を示した。

(1) 結果 各項目において人数割合が多かった項目を主に掲載

(未記入を除く)

項目	ネグレクト事例に占める割合	うち、0日児死亡例に占める割合
① 死亡した子どもの死亡時の年齢（不明を除く）	0歳（うち0日） 1歳 3歳	58.7% 28.0% 15.3% 9.0%
② 直接の死因	不明 火災による熱傷・一酸化炭素中毒 低栄養による衰弱	31.5% 14.5% 12.5% その他 頸部絞扼以外による窒息 溺水
③ 加害の動機（背景）	保護を怠ったことによる死亡 不明 その他	45.5% 26.0% 15.0% 不明 子どもの存在の拒否・否定 保護を怠ったことによる死亡
④ 加害のきっかけとなった子どもの状況	特になし 不明 その他	49.1% 34.0% 13.2% 不明 特になし その他
⑤ 同居の養育者の状況	実父母 ひとり親（未婚） 不明	43.5% 24.4% 9.3% ひとり親（未婚） 不明 その他
⑥ 子どもの死亡時における実母の年齢	20～24歳 25～29歳 35～39歳	27.9% 19.1% 16.4% 15～19歳 20～24歳 25～29歳
⑦ 実母の成育歴	10代での妊娠・出産の経験 ひとり親家庭 施設入所体験	38.7% 28.8% 8.5% 10代での妊娠・出産の経験 ひとり親家庭 施設入所体験
⑧ 妊娠期・周産期の母体側の問題	予期していない妊娠／計画していない妊娠 母子健康手帳の未発行 若年（10代）妊娠	36.7% 30.2% 22.6% 母子健康手帳の未発行 予期していない妊娠／計画していない妊娠 若年（10代）妊娠
⑨ 妊娠期・周産期の母体側の問題（出産時）	妊婦健康診査未受診 墜落分娩 医療機関からの連絡	41.2% 18.6% 14.6% 妊婦健康診査未受診 墜落分娩 その他
⑩ 実母の心身の状況	養育能力の低さ 育児不安	32.5% 10.5% 養育能力の低さ 育児不安
⑪ 祖父母との同居の状況	なし 母方祖父母同居 不明	66.7% 10.4% 9.4% なし 母方祖父母同居 母方祖父母同居
⑫ 子どもの死亡時点で実母を支援してくれた人の有無	あり 不明 なし	42.3% 34.6% 23.1% 不明 なし あり

(2) 考察（ネグレクト事例に関するもの）

- ネグレクト事例は、母に養育能力の低さや育児不安がある場合、母に10代での妊娠・出産の経験やひとり親家庭であったという成育歴がある場合、妊婦健康診査が未受診の場合の割合が高かった。一方で、子どもとの状況としては「特になし」の事例が多いため、ネグレクトは母側の要因により発生していることが多く、それらを踏まえた母への支援策が必要である。なお、父については詳細不明のため傾向の分析は困難であった。
- ネグレクト事例は適切な対処を開始する契機が得られれば防ぎうる虐待死であるが、家庭の詳細な状況把握やそのアセスメントが難しく、端緒となる事象の把握が最大の課題となっている。また、母に育児不安が見られないなど、「困りごと」を支援開始の契機とできない傾向もある。
- 児童相談所等が一定程度のリスクを有する母や妊婦の情報を把握した場合は、ネグレクトが生じる可能性のある事例として関係者間で共有するなどし、その家庭を見守り、慎重に対応していくことが重要である。端緒となる事象を把握した際は、ネグレクトの予防や早期発見に向けて、虐待対応部局間のみでなく、家庭や家族員に関係している幅広い関係部局等と共有し、認識を統一することが望ましい。
- また、ネグレクト事例の判断には一定期間のアセスメントを要するが、その現れ方は多様であることから、虐待か否かの判断や家庭全体のアセスメント、疑義がある場合のリスクの程度の判断が難しい。そのため、担当者がネグレクトに関する正しい知識を持ち、正しくアセスメントを行うことが支援の第一歩として重要であり、連携先となりえる虐待対応部署以外の担当者の理解促進に向けて、ネグレクトに関する正しい知識の提供等の取組も必要である。
- 車中放置による熱中症・脱水等が直接死因となっている事例や子どもの健康・安全への配慮を怠ったネグレクト事例の割合が高いことから、乳幼児だけの放置は、短時間でも子どもの生命に直結する危険性のある行為であることについて、一層の周知・啓発が必要である。
- 0日児死亡事例については、事例数が少ないため留意が必要だが、以下の事例について、ネグレクト事例全体より高い割合であるという結果が把握できた。
 - ・ 妊娠期・周産期の母体側の問題として「母子健康手帳の未発行」「予期しない妊娠/計画しない妊娠」事例や「妊婦健康診査未受診」事例
 - ・ 加害の動機として「子どもの存在の拒否・否定」である事例
 - ・ 同居の養育者状況が「ひとり親（未婚）」である事例
 - ・ 分娩場所が「自宅（助産師などの立ち会い無し）」である事例
 - ・ 家族構成として「祖父母の同居」である事例
 - ・ 子どもの死亡時点の母への支援者が「なし」「不明」「不明」である事例
- 0日児死亡事例の母は、社会的孤立が顕著で、同居中の祖父母を含め、周囲に妊娠を告げたり、公的機関や医療機関に把握されることなく、助産師などの立ち会いなしに自宅等で出産した事例が多いと考えられる。速やかに妊娠期の支援の開始に努めるとともに本人・家族に寄り添った支援を継続することに加え、母本人への早期のアプローチとして、母の生活圏において妊娠期や周産期に関する情報を容易に取得・相談等ができる支援体制の整備、妊娠・出産や避妊に関する知識の提供内容及びそれぞれから知識を獲得できる機会の充実等、多角的な取組が必要である。その取組に向けては、地方自治体を中心となり、民間団体等とも連携の上で支援体制を構築していくことが求められる。
- なお、ネグレクト事例については、都道府県等に対する調査票の回答に「不明」または「未回答」が多く、詳細が把握しきれない状況がある可能性が考えられる。このことは、端緒を把握しづらいために支援を届けにくいというネグレクト事例の特徴を示している。

6. 課題と提言

地方公共団体への提言

- 虐待の発生予防及び早期発見
 - 妊娠前から支援を必要とする養育者への支援の強化
 - 妊婦やパートナーに対する妊娠・出産・避妊に関する情報提供
 - 予期しない妊娠や子育てに関する相談がしやすいSNS等の活用等も含めた相談支援体制整備の検討
 - 民間団体等と連携の上、母の生活圏における情報提供を可能とするアウトリーチ型支援等の展開
 - 若年者や外国人にも届きやすい妊娠・出産や経済的支援等に関する情報発信等、有効なアプリ・手法の検討
 - 特定妊婦に対する市区町村母子保健担当部署等と、市区町村虐待対応担当部署や児童相談所等が連携した支援
 - 母子保健事業の一層の活用と促進、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」との連携強化
 - 乳幼児健康診査未受診等や居所の実態が把握できない子ども・家庭に対する虐待予防の視点をもちた支援の実施
 - まようだいの虐待がみられた家庭への支援
 - 精神疾患等により養育支援が必要と判断される養育者への対応
 - 関係機関の精神疾患に関する理解促進による適切なアセスメントと支援
 - 精神保健福祉士や精神保健福祉担当部署の保健師などの専門職の活用
 - 医療機関との連携及び関係機関と協働した支援、関係機関間における具体的な対応方針の事前共有
 - 保護者及び関係機関を対象とした虐待の予防につながる知識の普及・啓発
- 関係機関の連携及び役割分担による切れ目のない支援
 - 複数の関係機関が関与する事例における連携の強化
 - 関係機関間で見守る場合の見守り内容及び方針の明確化など認識の統一の徹底
 - 要保護児童対策地域協議会等により共有した情報の適切な活用、役割分担の徹底
 - 民間の支援事業者の活用の拡大とその普及・啓発
 - 一時保護実施・解除時、施設入所・退所時、里親委託・解除時の適切なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施
 - 援助の必要性等に関するアセスメント時の子どもの意見の聴取
 - 保護者支援プログラム活用の検討と適切な取組に向けた体制整備
- 要保護児童対策地域協議会対象ケースの転居・転園（校）情報を関係機関間で共有する体制の構築と確実な継続支援の実施
 - 転居・転園（校）前後の具体的な情報共有、転居・転園（校）を確実に把握し、支援が継続できる仕組みづくり
- 母子生活支援施設入所中のリスクアセスメントと評価・支援
 - 児童相談所による積極的な関係機関への助言・情報提供
 - 児童相談所、市区町村、母子生活支援施設の連携と、各機関の情報やアセスメントを尊重しつつ統一された支援方針による対応
- 児童相談所及び市町村職員による多角的・客観的なリスクアセスメントの実施と進行管理
 - 多角的・客観的なアセスメントの実施
 - 関係機関の情報を統合した家族全体のアセスメントの実施
 - 子どもの意見の適切な聴取と意見を尊重した対応
 - 関係機関からの情報を活かした組織的な進行管理の実施
- 児童相談所及び市町村の相談体制の強化と職員の資質向上
 - 専門職の配置も含めた相談体制の充実と強化
 - 弁護士や医師等の専門職の知見を活かしたソーシャルワークを可能とする体制整備
 - 適切な対応につなげるための相談技術の向上
 - 子ども虐待で対応すべき基本的な事項について適切な対応ができていくか、改めて点検を実施
 - 各機関の役割を踏まえた研修の実施及び受講の推進
- 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用
 - 検証の積極的な実施
 - 支援者の振り返りによる適切な検証の実施
 - 子どもに虐待を行った者の思いの積極的な聴取と支援策への活用
 - 検証結果の虐待対応への活用

- 1 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応
 - ① 妊産期から出産後までの切れ目のない支援体制の整備
 - ・ 妊産期からの支援に先駆的に取り組む市町村の好事例等の情報の発信
 - ・ 妊娠中からの母子生活支援施設等の活用や妊娠中から出産後まで連続性をもった支援の推進
 - ・ 予期しない妊娠／計画していない妊娠等困難を抱えた妊婦への相談体制の充実及び若年層の生活圏を意識した多角的なアウトリーチ型支援等の体制構築の推進
 - ・ 子育て世代包括支援センターや市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置の促進等
 - ② 精神疾患等のある養育者等への相談・支援体制の強化
 - ・ 精神保健の観点から精神保健福祉士等の専門職の活用など、保健・医療・福祉の一層の連携強化の推進
 - ・ 精神疾患等や家族支援に関する関係職員の知識を深める研修等の推進
 - ③ 虐待の早期発見及び早期対応のための対応の充実
 - ・ 児童相談所虐待対応ダイヤル189の周知啓発や民間支援事業者の活用促進など、通告や相談のしやすい体制の整備
 - ・ 子どもへの体罰禁止の周知徹底と体罰によらない子育ての推進
 - ・ 乳幼児健康診査未受診者、未就学児・不就学児への適切な取組の推進
- 2 虐待対応における児童相談所と市町村やその他の機関との連携強化の推進
 - ・ 地方公共団体や関係機関における密な情報共有による連携体制の構築や多様な機関による包括的な支援の推進
- 3 児童相談所・市町村職員の人員体制強化及び専門性の確保と資質の向上
 - ・ ソーシャルワークを担う人材の資質向上の推進
 - ・ 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進の促進等（再掲）
- 4 要保護児童対策地域協議会の効果的運用の推進と体制整備
 - ・ 要保護児童対策地域協議会の効果的運用を行うための支援
 - ・ 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進等（再掲）
- 5 入所措置解除時及び解除後、母子生活支援施設等に入所中の支援体制の整備
 - ・ 措置解除後を見越した継続支援や親子関係再構築の取組の促進
 - ・ 母子生活支援施設等入所中に養育状況が不安定になった場合や母の養育能力の低さが疑われる場合等の関係機関間の連携の促進
- 6 地域をまたがる（転居）事例への適切な対応の推進
 - ・ 転居等における事例移管時の情報共有に向けた要保護児童等に関する情報共有システムの一層の活用促進
 - ・ 子どもの安全確認の確実な実施に向けた安全確認策の周知
- 7 再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進
 - ・ 適切な検証の実施と検証結果を活用した研修等の推進
- 8 子ども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討
 - ・ 子どもの保護及び支援にあたって子ども自身の意見を適切に表明できる仕組みの在り方を検討

第1次から第17次報告を踏まえて 子ども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきポイント

養育者の側面

- 妊娠の届出がなされおらず、母子健康手帳が未発行である
- 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない
- 関係機関からの連絡を拒否している
(途中から関係が変化した場合も含む)
- 予期しない妊娠/計画していない妊娠
- 医師、助産師の立会いなく自宅等で出産
- 乳幼児健康診査や就学時の健康診断が未受診である又は
予防接種が未接種である
(途中から受診しなくなった場合も含む)
- 精神疾患や抑うつ状態(産後うつ、マタニティブルーズ等)
知的障害などにより自ら適切な支援を求められない
- 過去に自殺企図がある
- 養育者がDVの問題を抱えている
- 子どもの発達等に関する強い不安や悩みを抱えている
- 家庭として養育能力の不足等がある若年(10代)妊娠
- 子どもを保護してほしい等、養育者が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず養育者が虐待を否定
- 訪問等をしても子どもに会わせない
- 多胎児を含む複数人の子どもがいる
- 安全でない環境に子どもだけを置いている
- きょうだいななどによる不適切な養育・監護を放置している

生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から様子が気にかかる旨の情報提供がある
- 生活上に何らかの困難を抱えている
- 転居を繰り返している
- 社会的な支援、親族等から孤立している(させられている)
- 家族関係や家族構造、家族の健康状態に変化があった

子どもの側面

- 子どもの身体、特に、顔や首、頭等に外傷が認められる
- 一定期間の体重増加不良や低栄養状態が認められる
- 子どもが学校・保育所等を不明確・不自然な理由で休む
- 施設等への入退所を繰り返している
- 一時保護等の措置を解除し家庭復帰後6か月以内の死亡事案が多い
- きょうだいに虐待があった
- 子どもが保護を求めている、または養育が適切に行われていないことを示す発言がある

援助過程の側面

- 関係機関や関係部署が把握している情報を共有できず、得られた情報を統合し、虐待発生のリスクを認識及び同一の支援方針による対応ができていない
- 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)における検討の対象事例になっていない
- 家族全体を捉えたリスクアセスメントが不足しており、危機感が希薄である
- スクリーニングの結果を必要な支援や迅速な対応に結びつけていない
- 転居時に十分な引継ぎが行えていない
- 転居や家族関係の変化の把握ができていない
- ネットワークの継続が事態の悪化だと捉えられていない
- 子どもの発言等をアセスメントや支援方針に活かせていない
- 継続的に支援している事例について、定期的なアセスメントが適切に行われていない

※ 子どもが低年齢・未就園である場合や離婚・未婚等によりひとり親である場合に、上記ポイントに該当するときは、特に注意して対応する必要がある。

児童福祉法等改正法に基づく検討状況について

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第46号)の概要

(令和元年6月19日成立・6月26日公布)

改正の趣旨

児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

※下線部は衆議院による修正部分

1. 児童の権利擁護【①の一部は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】

- ① 親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととする。児童福祉施設の長等についても同様とする。
- ② 都道府県（児童相談所）の業務として、児童の安全確保を明文化する。
- ③ 児童福祉審議会において児童に意見聴取する場合には、その児童の状況・環境等に配慮するものとする。

2. 児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等

(1) 児童相談所の体制強化等【①・⑥・⑦は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】

- ① 都道府県は、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずるものとする。
- ② 都道府県は、児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。児童相談所に医師及び保健師を配置する。
- ③ 都道府県は、児童相談所が行う業務の質の評価を行うことにより、その業務の質の向上に努めるものとする。
- ④ 児童福祉司の数は、人口、児童虐待相談対応件数等を総合的に勘案して政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。
- ⑤ 児童福祉司及びスーパーバイザーの任用要件の見直し、児童心理司の配置基準の法定化により、職員の資質の向上を図る。
- ⑥ 児童虐待を行った保護者について指導措置を行う場合は、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づき指導を行うよう努めるものとする。
- ⑦ 都道府県知事が施設入所等の措置を解除しようとするときの勘案要素として、児童の家庭環境を明文化する。

(2) 児童相談所の設置促進【①は児童福祉法、②・③は改正法附則】

- ① 児童相談所の管轄区域は、人口その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。
- ② 政府は、施行後5年間を目的に、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講ずるものとする。その支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図るものとする。
- ③ 政府は、施行後5年を目的に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況等を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 関係機関間の連携強化

【①は児童福祉法、②～④・⑤の前段は児童虐待の防止等に関する法律、⑤の後段は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律】
① 要保護児童対策地域協議会から情報提供等の求めがあった関係機関等は、これに応ずるよう努めなければならないものとする。

② 国及び地方公共団体は、関係地方公共団体相互並びに市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校及び医療機関の間の連携強化のための体制の整備に努めなければならないものとする。

③ 児童虐待を受けた児童が住所等を移転する場合に、移転前の住所等を管轄する児童相談所長は移転先の児童相談所長に速やかに情報提供を行うとともに、情報提供を受けた児童相談所長は要保護児童対策地域協議会が速やかに情報交換を行うことができるための措置等を講ずるものとする。

④ 学校、教育委員会、児童福祉施設等の職員は、正当な理由なく、その職務上知り得た児童に関する秘密を漏らしてはならないこととする。
⑤ D V対策との連携強化のため、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの職員については、児童虐待の早期発見に努めることとし、児童相談所はD V被害者の保護のために、配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努めるものとする。

3. 検討規定その他所要の規定の整備

① 児童福祉司の数の基準については、児童福祉司の数に対する児童虐待相談対応件数が過重なものとならないよう、必要な見直しが行われるものとする。

② 児童相談所職員の処遇改善、一時保護所等の量的拡充・一時保護の質的向上に係る方策等に対する国の支援等の在り方について、速やかに検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

③ 民法上の懲戒権の在り方について、施行後2年を目的に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

④ 一時保護その他の措置に係る手続の在り方について、施行後1年を目的に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

⑤ 児童の意見表明権を保障する仕組みとして、児童の意見を聴く機会の確保、児童が自ら意見を述べる機会の確保、その機会に児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の権利擁護の在り方について、施行後2年を目的に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

⑥ 児童福祉の専門知識・技術が必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策について、施行後1年を目的に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

⑦ 児童虐待の防止等に関する施策の在り方について、施行後5年を目的に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

⑧ 通報の対象となるD Vの形態及び保護命令の申立をすることができるD V被害者の範囲の拡大、D V加害者の地域社会における更生のための指導等の在り方について、公布後3年を目的に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

⑨ その他所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和2年4月1日(3②及び⑧)については公布日、2(1)②及び⑤の①については令和4年4月1日、2(2)①は令和5年4月1日。))

子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループについて

設置の趣旨

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第46号)附則第7条第3項において、「政府は、法律の施行後1年を目的として、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者についての資格の在り方その他当該者についての必要な資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされる」とされている。これを受け、子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策についての検討を行うため、「社会的養育専門委員会」の下にワーキンググループを設置する。

主な検討事項

子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策

スケジュール

令和元年	9月10日	第1回開催
令和2年	2月19日	第2回開催
令和2年	6月19日	第3回開催
令和2年	7月29日	第4回開催
令和2年	9月7日	第5回開催
令和2年	10月16日	第6回開催(これまでの議論の中間整理)
令和2年	10月20日	第7回開催
令和2年	11月17日	第8回開催
令和2年	12月18日	第9回開催
令和3年	1月26日	第10回開催
令和3年	2月2日	とりまとめ

委員

委員名	所	属
相澤 仁	大分大学福祉健康科学部 教授	
安部 計彦	西南学院大学人間科学部社会福祉学科 教授	
江口 晋	大阪府中央子ども家庭センター 所長	
奥山 真紀子	日本子ども虐待防止学会理事長	
加藤 久美子	本庄市保健部子育て支援課 課長	
加藤 雅江	杏林大学保健学部健康福祉学科 教授 日本精神保健福祉士協会 常任理事	
栗延 雅彦	和泉乳児院院長 全国乳児福祉協議会総務委員長	
栗原 直樹	日本社会福祉士会 副会長	
小島 健司	埼玉県伊奈町健康福祉統括監 全国町村会	
小山 菜生子	児童家庭支援センターかわわ センター長 全国児童家庭支援センター協議会 幹事	
才村 純	東京通信大学 教授	
佐藤 杏	国立成育医療研究センター医療連携・患者支援センター ソーシャルワーカー 日本医療社会福祉協会調査研究部 周産期・小児領域担当	
高橋 誠一郎	社会福祉法人至誠学舎立川児童事業本部 副本部長兼事務局長 全国児童養護施設協議会 副会長	
津崎 哲郎	NPO法人児童虐待防止協会 理事長	
西澤 哲	山梨県立大学人間福祉学部・福祉コミュニティ学科 教授	
藤林 武史	福岡市子ども総合相談センター 所長	
増沢 高	こどもの虹情報研修センター 研究部長	
松本 伊智朗	北海道大学大学院教育学研究院 教授	
宮島 清	日本社会事業大学専門職大学院 教授	
村松 幹子	社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会副会長 全国保育士会会長	
森井啓	滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局家庭支援推進室 室長 全国知事会	
山縣 文治	関西大学人間健康学部人間健康学科 教授	

◎座長 ○座長代理

(敬称略、五十音順)

子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の 資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ とりまとめ(令和3年2月2日)(ポイント)

(1) 子ども家庭福祉の資格の在り方

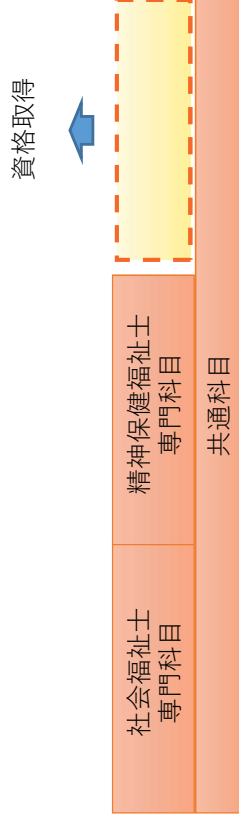
(基本的な考え方)

○ 児童福祉司の任用要件の一つである社会福祉士の養成課程においては、子ども家庭福祉分野の内容が少なく、専門性を十分に担保できる状況にない。子ども家庭福祉に関する**専門的な知識・技術を有することを客観的に評価し、専門性を共通に担保できる仕組みとして資格の創設を検討すべき**である。

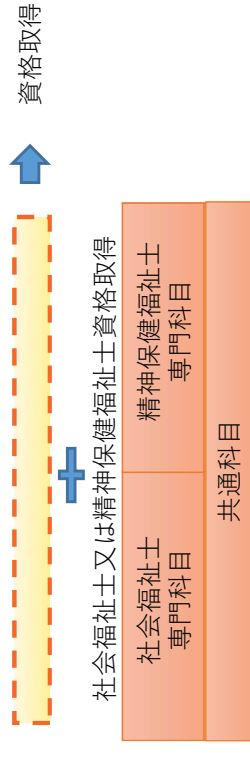
(資格の対象、建て付け)

- 資格を創設することとした場合、その建て付けとして、「社会福祉士養成課程との共通の科目を基礎として、子ども家庭福祉分野の専門課程を修了した者に付与される資格」(①)とすることや、「既存のソーシャルワークに関する資格(社会福祉士等)を基礎として、子ども家庭福祉分野に関する上乗せの教育課程を修了した者に付与される資格」(②)とすることが考えられる。
- 資格制度をどのような建て付けとするかについては様々な意見があり、また、養成課程や養成ルートによって様々な組み合わせも考えられることから、求める専門性の程度や養成する規模などの観点から、引き続き検討していくべきである。

①の粗いイメージ



②の粗いイメージ



(資格の付与方法)

○ 資格の付与方法としては、例えば、「**試験を実施して合格者に資格を付与する方法**」、「**特定の教育課程を認定し、当該課程を修了した者に資格を付与する方法**」などが考えられる。

(養成課程・養成ルート)

○ 少なくとも**4年制大学の課程を経れば取得可能な仕組みとつつ、その他にも複数の養成ルート**を設けるべきである。特に、児童福祉司を急激に増やしていかなければならない現状を考慮すれば、採用後においても資格を取得できる社会人ルートも設けるべきである。

(任用・配置)

○ 児童相談所や市区町村、民間機関等の現場の人材確保に支障が生じないよう、**資格を任用要件の一つとして位置付けることからはじめ、将来的に有資格者の任用を増やしていく方向とすべき**であり、そのためのインセンティブや将来的な法的な位置づけについて検討すべきである。

(スーパーバイザー等)

○ 基礎資格とは別途、**スーパーバイザー等の指導的役割を担う者の能力を客観的に評価する仕組みが必要**である。

(2) 研修・人材養成の在り方

(基本的な考え方)

- 人材の資質の向上は喫緊の課題であり、資格制度を創設して実際に養成され現場に定着するまでには相応の年数を要することも踏まえれば、早期に取り組み始める資質向上策として、**研修・人材養成を充実**させる必要がある。

(現行の研修制度)

- 現行の法定研修は知識偏重になっており、OJTや、事例を用いた演習等により、面接やニーズ把握等の**実践的な訓練を充実させる必要がある**。
- 児童福祉司についてはアセスメント、子どもや家庭への支援、ケースマネジメントに加え、立入調査や職権一時保護、28条申立て、親権停止申立て等の権限行使をどこかの児童相談所でも最低限有効に活用することが求められており、**ノウハウを持っている自治体で実務を体験する仕組みが必要**である。
- スーパーバイザーについては、児童福祉法で定められたおおむね5年以上の実務経験を確実に求めていくべきである。他方で、単に勤続年数さえ満たしていれば能力が担保されるわけではないことから、まずは**令和4年4月から施行される任用前研修において適切な修了要件を設定し、スーパーバイザーとしての能力を確認**できるようにすべきである。

(有資格者等に対する研修制度)

- 将来的には有資格者等に対して研修を行う観点から、研修カリキュラムや到達目標を見直していく必要があるが、例えば資格取得後の実務経験システム(インターンシップ)なども含めて検討していくべきである。

(研修の実施体制)

- 座学で行う知識や基本的な事項の学びなど、効率化できる研修等については、**オンライン研修、e-ラーニング等のICTの活用を進めていくべき**である。
- スーパーバイザーが多忙であるために新人の現場経験のフォローができない状況もあることから、大学や民間団体、児童相談所OB・OGをアドバイザーとして活用する取組も必要であり、そうした**アドバイザーの登録、派遣調整を研修施設が行うなどの仕組みを整備**するべきである。

(3) 人事制度・キャリアパスの在り方

(基本的な考え方)

- 児童相談所や市区町村の職員が、ソーシャルワークの専門職として専門性の積み上げができるような人事制度・キャリアパスとしていく必要がある。

(採用)

- 専門性を有する職員を確保していくうえでは、地方自治体の特性を踏まえつつ**福祉専門職採用を定着させるとともに、その専門性を生かしていけるような人事システムとしていく必要がある**。

(人事・キャリアパス)

- 職員の意欲を向上させるためにはキャリアパスが明確になっていることが必要であり、**採用する自治体等において、職務に応じて必要となる能力や業務経験等の見える化を行っていくべき**である。
- 専門性の向上のためには、**自治体ごとに人材養成のためのビジョンを持つこと、それを踏まえて計画的に取り組むことが重要**である。例えば、様々な場所や分野でのソーシャルワークの経験を積む機会を設けることが重要であり、**児童相談所、都道府県、市区町村の間で人事交流等を行っていくべき**である。特に、児童福祉司は実践経験が重要であり、地方の職員は様々なケースを扱う都市部で経験ができるなどの取組を行うべきである。

子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の 在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ とりまとめ

令和3年2月2日

はじめに

児童相談所における虐待相談対応件数は年々増加し、令和元年度には19万3,780件に達している。また、市区町村の虐待相談対応件数も年々増加し、平成30年度には12万6,246件に達している。悲惨な虐待死事例も依然として発生しており、平成30年度に発生又は表面化した子ども虐待死事例は、心中以外の虐待死事例で51例(54人)、心中による虐待死事例で13例(19人)であった。

このような状況にあって、子ども家庭福祉に関わる専門職の体制を強化するとともに、その資質を向上させていくことは喫緊の課題である。

体制の強化については、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)を受けて同年12月18日に決定された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、2019年度から2022年度までの4年間で、約3,000人の児童福祉司を約5,000人体制とすること、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置を促進することなどの対策が進められている。

同時に、資質の向上策については、「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」報告書(平成28年3月)以来、「新しい社会的養育ビジョン」(平成29年8月)、「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループとりまとめ」(平成30年12月)等の累次にわたって、新たな資格の創設や、人材育成の在り方が検討されてきた。そうした中で、社会福祉主事の児童福祉司任用前講習会、児童福祉司任用後研修、児童福祉司スーパーバイザー研修、要保護児童対策地域協議会の調整担当者研修(以下「法定研修」と総称する。)が法律で義務づけられ、平成29年度から開始されるなどの対応が図られてきたところである。

こうした中、令和元年6月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(以下「令和元年改正法」という。)附則第7条第3項において、子ども家庭福祉分野のソーシャルワ

一カーの資格の在り方その他資質の向上策が改めて検討事項とされた。

※ 令和元年改正法附則第7条第3項

政府は、この法律の施行後一年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者についての資格の在り方その他当該者についての必要な資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

これらの経緯を踏まえ、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会の下に「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）が設置され、令和元年9月から10回にわたり議論を行った。ワーキンググループでは、子どもの権利や家族の支援を考えたソーシャルワークを展開するためには、子ども家庭福祉分野で支援を行う者の専門性の向上が必要不可欠であるとの認識のもと、子ども家庭福祉分野の資格の在り方、研修・人材養成の在り方、人事制度・キャリアパスの在り方について、目指すべき方向性を議論し整理した。

今後、とりまとめに沿って、制度的な対応も含め、国において速やかに必要な措置を講じるべきである。

1. 基本的な考え方

子ども家庭福祉は子どもの命や暮らし、将来の生き方に大きな影響を与えるものであり、その担い手となる専門職の資質の向上は喫緊の課題である。

虐待相談対応件数が年々増加する中で、児童福祉司や児童心理司の増員が図られているが、児童福祉司は令和2年4月1日現在で51%が勤続3年未満であるなど経験が浅い職員が多くなっており、これらの職員を定着させていくとともに、専門職として必要な知識、技術及び態度を身につけていくことが急がれる。また、子ども家庭福祉を地域社会の中で展開していく流れの中にあつて、市区町村でソーシャルワークを担う職員についても同様に専門性を担保していく必要がある。さらに、児童養護施設や乳児院等の民間機関においても、地域における子育て支援や里親支援など、子ども家庭全体を対象としたソーシャルワークの機能が重要になっている。

このように、子ども家庭福祉分野で働く専門職全般を通じて、子どもの権利擁護や家族の支援のためのソーシャルワークを展開していく必要があり、こうした能力を含めた人材の資質の向上が求められている。

まず、これまでも人材の資質向上のために研修の充実などに取り組んできたところであるが、研修を修了するだけでは専門的な知識・技術や専門家としての態度を養成するには不十分であり、また有している専門性が客観的に明らかにならず、専門職としてのキャリアパスも構築しにくいといった限界がある。このため、中長期的な資質向上を見据え、専門性を客観的に評価し担保できる仕組みとして資格の創設を検討すべきである。

そのうえで、人材の資質の向上は喫緊の課題であるため、着手できることから早急に取り組むべきであり、研修をはじめとする人材養成の仕組みを充実させていくことが必要である。

加えて、児童相談所や市区町村の職員は公務員であり、異動があるために専門性の積み上げが難しい面があることから、公務員制度の中で組織として専門性が蓄積できる人事制度・キャリアパスの在り方についても、資格制度や研修等の充実とあわせて検討していく必要がある。

資格制度、研修・人材養成及び人事制度・キャリアパスは、それぞれ相互に密接に関連した論点であり、今後、どのような形で連動させることが考えられるかという観点から、総合的に検討すべきである。

2. 子ども家庭福祉の資格の在り方

(1) 資格創設の考え方

子ども家庭福祉分野は、子どもの発達状況や支援する世帯全体の状況といった複雑で複合的な課題への対応が求められる分野である。こうした特性に鑑み、子ども家庭福祉分野に従事する職員は、専門的かつ幅広い視点で家庭や社会に働きかけるための基盤となる知識や、専門的な知識・技術及び態度を身につけることが不可欠である。

ここで、子ども家庭福祉分野独特の専門性としては、子どもは自ら意見表明することが難しい存在であることを踏まえた権利擁護、子どもの発達を捉える視点、子どもの自立を見通す視点、家庭全体を見据えた虐待予防の視点、親子の分離などの権利制限を伴う介入的ソーシャルワーク、家庭裁判所をはじめとした少年保護機関等との連携、家庭や学校など子どもを中心とした環境に働きかけるソーシャルワーク、里親の養成や里親家庭への支援といった要素がある。それにもかかわらず、例えば、児童福祉司の

任用要件の一つである社会福祉士の養成課程においては、それらの要素の内容が少なく、児童福祉司に任用された段階で専門性の担保が不十分であるなど、それらを十分に担保できる状況にない。

このため、子ども家庭福祉に関する専門的な知識・技術を有することを客観的に評価し、専門性を共通に担保できる仕組みとして資格の創設を検討すべきである。

なお、

- ・大学等の養成校では、子どもに特化した科目は少なくとも、社会福祉士・精神保健福祉士の養成課程全体を通して子ども家庭福祉分野にも応用できるソーシャルワークの基礎を学ぶことができ、また、国家資格の養成課程以外の科目を含む教育課程の全体を通して子どものことも学べるようにしている
- ・子どもに特化して学ぶのみでなく、家庭や社会に関する内容を幅広く学ぶことが重要である

との意見があった。

加えて、単に資格を創設すれば必要十分な専門性が担保されるものではなく、任用後の研修・実習等を通じて支援の現場で通用する技術や態度を継続的に養成していくことや、有資格者への適切な評価を通じて専門職のキャリアアップに活かせる仕組みとしていくことなど、各施策を資質向上策の全体像の中に位置付け、連動させていくことが重要である。

(2) 資格の対象、建て付け

資格は、児童相談所の児童福祉司や市区町村、民間機関等を含めた子ども家庭福祉全体のものとし、既存のソーシャルワークに関する共通科目や資格を基礎として、更に子ども家庭福祉に関する専門的な知識・技術及び態度の修得を求めることが考えられる。

こうした認識のもとに資格を創設することとした場合、その建て付けとして、

「社会福祉士養成課程との共通の科目を基礎として、子ども家庭福祉分野の専門課程を修了した者に付与される資格」

とすることや、

「既存のソーシャルワークに関する資格（社会福祉士等）を基礎として、子ども家庭福祉分野に関する上乘せの教育課程を修了した者に付与される資格」

とすることが考えられる。

前者については、

- ・社会福祉士との共通の科目を履修したうえで子ども家庭福祉に関する専門的なカリキュラムを手厚く学ぶことができるため、高度な専門性を身につけるためにはより適当である
- ・精神保健福祉士の専門科目と同程度かそれ以上のコマ数が必要であり、精神保健福祉士と並列の形とすることが適当である

との意見があった一方で、

- ・ソーシャルワークの専門資格は統合に向かうべきという議論があるなかで、これ以上資格を分断させるべきではない
- ・令和3年度より社会福祉士養成課程の見直し（実習科目の拡充等）も予定される中で、社会福祉士、精神保健福祉士に並ぶ3つ目の選択肢として大学のカリキュラムに位置付けた場合、子ども家庭福祉を専攻する学生が確保できるのかどうか懸念がある

との意見があった。

また、

- ・社会福祉士と精神保健福祉士のカリキュラムの違いに応じて、子ども家庭福祉分野の共通科目として認められる範囲には違いが生じうることに留意が必要である

との意見があった。

後者については、

- ・支援の対象となる事例には非常に多様性があり、個人や家庭が抱える様々な問題や多様な支援方法に関する知見が子ども家庭福祉分野の相談援助業務には不可欠であることから、社会福祉士等の既存の専門資格を活用し、基盤とすることが適当である
- ・多くの学校等が養成に対応できるようにするためには、社会福祉士や精神保健福祉士の養成をしている学校において、関心が高い学生が課程を上乘せして学ぶことが適当である

との意見があった一方で、

- ・仮にスクールソーシャルワーカーの養成課程の認定事業に類似する仕組みにするのであれば、子ども家庭福祉分野の複雑性に対応するには不十分なカリキュラムとなりかねず、十分なコマ数を確保しようとするれば大学院で養成する形にせざるを得ない
- ・一旦社会福祉士資格を取らないと子ども家庭福祉の資格取得に進めないというのはハードルが高い
- ・社会福祉士等の養成課程を修了することを要件とし、それらの資格の国家試験合格までは求めない形もあり得る

との意見があった。

その他の建て付けとして、
・大学等の養成課程を修了することに加え、採用された後に現場で長期の実習課程を修了することではじめて取得できる資格とするべきであるとの意見があった。

このほか、
・志望する学生を確保するうえでは大学4年間の中で社会福祉士等と併せて取得できることが望ましい

といった意見や、
・児童相談所等の現任者が実務経験を評価されて取得できる仕組みにすべきである

との意見があった。

資格制度をどのような建て付けとするかについては上記のとおり様々な意見があり、また、後述する養成課程や養成ルートによって様々な組み合わせも考えられることから、求める専門性の程度や養成する規模などの観点から、引き続き検討していくべきである。

(3) 資格の付与方法

資格の付与方法としては、例えば、

「試験を実施して合格者に資格を付与する方法」

「特定の教育課程を認定し、当該課程を修了した者に資格を付与する方法」

などが考えられる。

また、国家資格にすべきか認定資格にすべきかという点については、

- ・国家資格は認定資格と重みが違い、専門家としてのアイデンティティを確立しやすくなるとともに、客観性が強いいためインセンティブを設定しやすくなる
- ・社会的評価や所属機関でのステータスを保てるような国家資格が良い
- ・公務員の応募要件とするには国家資格が必要であり、認定資格ではそれが困難である

との意見があった。

一方で、

- ・社会福祉士等の養成課程に上乘せして子ども家庭福祉関係の課程を修了した人が資格を取得する建て付けとした場合、認定資格とするのが現実的ではないか

との意見があった。

なお、

- ・まずは認定資格を創設することからはじめ、それが定着した後に国家資格に移行していくことも考えられる

との意見があった。

いずれにしても、既存の資格の例を見れば、資格の付与方法は（２）で述べた資格の建て付けとも一定程度連動するため、資格制度の全体像を検討する中で引き続き検討していくべきである。

このほか資格の付与方法に関しては、

- ・試験や認定を行う主体をどうするか（国・都道府県・民間団体等）
- ・試験や認定を実際に行う実施機関をどうするか
- ・更新制（最新の情報にアップデートする仕組み）を導入すべきであるとの意見についてどう考えるか

といった論点があり、制度の具体化に当たってあわせて検討していくべきである。

（４）養成課程・養成ルート

資格を取得するための養成機関は、大学の学部、大学院、専門学校等が考えられるが、子ども家庭福祉分野で働く者の学歴・経歴の多様性に鑑みて、少なくとも４年制大学の課程を経れば取得可能な仕組みとしつつ、その他にも複数の養成ルートを設けるべきである。特に、児童福祉司を急激に増やしていかなければならない現状を考慮すれば、採用後においても資格を取得できる社会人ルートも設けるべきである。

また、資格制度創設時に現に児童福祉司等として働いている者が円滑に資格を取得できるような経過措置も検討すべきである。

資格の養成課程・養成ルートをどのように設計するかは、資格の建て付けや付与方法と一定程度連動するため、資格制度の全体像を検討する中で引き続き検討していくべきである。

（５）任用・配置

有資格者については、まずは虐待相談対応に従事する児童相談所と市区町村への任用を進めていくべきである。同時に、児童福祉施設等の民間機関が地域における子育て支援や里親支援といったソーシャルワークを展開する重要性が増していることから、施設のファミリーソーシャルワーカー、フォスターリング機関の職員など、広く民間機関においても有資格者が活躍できる仕組みとしていくべきである。

その上で具体的な任用要件については、

- ・任用要件を有資格者に限るなどの縛りが強いと、児童相談所や市区町村、

民間機関の人材確保が難しくなるため、入口はできるだけ広げておくべきである

との意見があった一方で、

- ・自治体の人事や採用の在り方を変えていくためにも、一定数の有資格者を任用しなければならないこととしたり、任用の努力義務を課したりするなど、一定の縛りがかかることが必要である

との意見もあった。

上記のとおり様々な意見があったが、児童相談所や市区町村、民間機関等の現場の人材確保に支障が生じないように、資格を任用要件の一つとして位置付けることからはじめ、将来的に有資格者の任用を増やしていく方向とすべきであり、そのためのインセンティブや将来的な法的な位置づけについて検討すべきである。

(6) スーパーバイザー等

児童相談所や市区町村が組織として継続的に専門性を高めていくためには、スーパーバイザーや要保護児童対策地域協議会の核となる職員（以下「スーパーバイザー等」という。）の資質を向上させ、初任者等への指導教育の質を担保していく必要がある。

児童相談所では児童福祉司の大幅な増員に伴いスーパーバイザーについても大幅な増員が必要となっており、業務多忙な中でも研修に派遣するなどスーパーバイザー確保のために努力がされているところであるが、勤続年数の短い職員がスーパーバイザーに就いているなど、質が十分に担保されていない場合もある。スーパーバイザーの養成については、自治体が責任をもって取り組むことが重要であり、国はそのための支援策を講じるべきである。

スーパーバイザー等には困難なケースに対応できる能力や指導教育の能力が必要であり、基礎資格とは別途、スーパーバイズ等の指導的役割を担う者の能力を客観的に評価する仕組みが必要である。

このため、例えば、採用後に講習、虐待・非行・障害等の一通りの実務経験を経て、スーパーバイズ等の訓練を受けた者にケースレポート等を課し、適正な審査を受けさせることが考えられる。これについては、誰が審査するのか、審査の基準をどうするのか、審査をどのように標準化していくのかといった点を含めてさらに検討していくべきである。

このような形でスーパーバイザー等の資質を客観的に評価し担保することで、児童相談所の組織内でも評価されるとともに、市区町村など組

織を超えたところでも認められ、新たな役職が得られたり、ステップアップにつながったりするものとするべきである。

3. 研修・人材養成の在り方

(1) 基本的な考え方

人材の資質の向上は喫緊の課題であり、資格制度を創設して実際に養成され現場に定着するまでには相応の年数を要することも踏まえれば、早期に取り組める資質向上策として、研修・人材養成を充実させる必要がある。

その際、法定研修が平成 29 年度から開始されたこと、令和元年改正法により令和 4 年 4 月からスーパーバイザー研修が現行の任用後から任用前に変更されることなど、昨今の制度改正が実施されて間もないことを踏まえ、短期的に取り組むものの中・長期を見据えて検討を続けていくべきものを分けて整理していくべきである。

また、児童養護施設、乳児院、児童家庭支援センターなどの民間機関においても、多機関との連携による入所児童への支援、入所児童の家庭復帰のための家族支援、里親のリクルート・マッチング・委託後の支援、市町村の子育て支援事業の実施などのソーシャルワークを展開していくことが必要であることから、職員がそれらのスキルを身に付けるための研修・人材養成の在り方を検討していくべきである。

(2) 現行の研修制度

現行の法定研修は知識偏重になっており、OJTや、事例を用いた演習等により、面接やニーズ把握等の実践的な訓練を充実させる必要がある。その際には、経験を振り返って省察すること、実践能力のうち不足しがちな面接・ニーズ把握・調査・アセスメントの能力を高めることを意識した訓練が必要である。

また、ソーシャルワークにおいては常に子どもの権利を意識しなくてはならないが、現状はその認識が弱いため、子どもの権利擁護の観点を充実させることも求められる。

以上は研修全般にわたる共通事項であるが、さらに職種に応じて、以下のことを考慮して研修内容の充実を検討していくべきである。

①児童福祉司

児童福祉司の任用後の到達目標を達成するためには、任用後に実務研修を積んでいくことは必須である。

また、アセスメント、子どもや家庭への支援、ケースマネジメントに加え、立入調査や職権一時保護、28条申立て、親権停止申立て等の権限行使をどこの児童相談所でも最低限有効に活用することが求められており、研修において、そのようなケースを経験でき、ノウハウを持っている自治体で実務を体験する仕組みが必要である。

さらに、児童福祉司をはじめとする児童相談所の職員が、市区町村の現場を経験して、市区町村における子どもや家庭に対する支援について理解しておくことも、市区町村との連携や支援のためには重要である。

②スーパーバイザー

まず、スーパーバイザー研修等において、経験の少ない人がスーパーバイザーになっていることは問題であり、児童福祉法で定められたおおむね5年以上の実務経験を確実に求めていくべきである。他方で、単に勤続年数さえ満たしていれば能力が担保されるわけではないことから、まずは令和4年4月から施行される任用前研修において適切な修了要件を設定し、スーパーバイザーとしての能力を確認できるようにすべきである。

その上で、スーパーバイザーの能力の均てん化が図られるよう、地方自治体間での人事交流の仕組み等も含めて、アセスメント、ケースマネジメント、立入調査や職権一時保護、28条申立て、親権停止申立て等の権限行使、関係機関との連携、保護者との間の関係の修復や家族再統合に向けた支援等を的確に指導できるように、研修の機会を確保していく必要がある。

③児童相談所長

児童相談所長は、施設入所・里親委託の措置権限、一時保護等の決定権限や親権代行の権限を有するなど重責を担う存在であり、適切な判断を下すことや、関係機関との連携・調整を行うことが求められる。このため、十分な児童相談所の実務経験とともに、組織マネジメントやリスク管理、施策を提言していく行政能力等が必要であり、そのための知識や知見等を強化する必要がある。例えば組織マネジメントについては、スーパーバイズ体制の整備や研修計画の策定などを通じて組織として若手を育成できる体制を構築することや、変化する問題に対応して必要となる人材を確保するなどの能力が必要である。

④市区町村職員等

子どもの福祉を確保するためには、基礎自治体である市区町村職員のソーシャルワークの能力を高めていく必要がある。市区町村には親子分離の

権限はないが、身近な場所で子どもや保護者に寄り添いながら、妊娠期から青年期に至るまで、また、早期から粘り強く継続的に支援・指導を行う役割や、要保護児童対策地域協議会を活用した関係機関との調整などのマネジメントを行う役割が期待されている。このため、市区町村職員は研修等を通じて必要な支援・指導の能力を身に付ける必要がある。

その上で、子ども家庭福祉分野における行政の支援を総合的に学び、児童相談所と連携した支援を展開するため、援助方針会議の傍聴や児童相談所と市区町村の間でのケース検討会議等を活用して児童相談所の現場を理解しておくことも重要である。

市区町村で指導的役割を担う者についても、児童相談所だけで経験を積みれば良いものではなく、本来の市区町村における子どもや家庭に対する支援に関する指導・教育ができる人材を育てる観点が重要である。そのため、子ども家庭総合支援拠点に指導的役割を担う者を配置することや、外部からそれに相当する者を派遣する仕組みについても検討していくべきである。

以上の観点から研修内容の充実を図っていく必要があるが、現行の法定研修は開始して間もなく、修了者が必ずしも到達目標を達成できていないとの指摘もある。また、座学偏重になっていて実践的な訓練の機会に乏しいとの指摘もある。

このため、まずは法定研修において、適切に到達目標を達成できるようにすることが重要であり、講師の質を高めるとともに、現行の枠組みのもとで、効果的に研修を行うための手法等を更に検討していくべきである。

また、実践的な研修の機会を拡充するためには、法定研修のほかにも、子どもの虹情報研修センターや西日本子ども研修センターあかしが担っている研修を充実させることが必要である。例えば、事例検討を中心とした研修の機会を拡充するなどの対策を講じるべきである。

さらに、職員が専門性を高める方策の一つとして、研修の受講履歴や到達度を記録でき、セルフチェックに役立てられるような仕組みも効果的であると考えられる。

加えて、個人的経験・ノウハウを組織で共有・継続させるために、対応ケースの記録を組織内で共有し、資料の蓄積と活用に取り組むことも重要である。

(3) 有資格者等に対する研修制度

資格制度が創設された場合には、新任の児童福祉司やスーパーバイザー

については、現在と比較して一定以上の知識、技術や専門家としての態度を備えていることが見込まれる。このため、将来的にはそうした有資格者等に対して研修を行う観点から、研修カリキュラムや到達目標を見直していく必要があり、例えば資格取得後の実務経験システム（インターンシップ）なども含めて検討していくべきである。具体的には、創設される基礎資格の保有者やスーパーバイザーの身に付けている能力などを考慮して研修が補うべき点を精査していく必要があることから、資格制度の検討と併せて総合的に検討していくべきである。

（４）研修の実施体制

座学で行う知識や基本的な事項の学びなど、効率化できる研修等については、オンライン研修、e-ラーニング等のICTの活用を進めていくべきである。このため、子どもの虹情報研修センターや西日本子ども研修センターあかしによる研修も含め、環境整備を図るべきである。一方、技術や理念等を伝えるためには、対面で実施することがより効果的な場合もあることにも留意すべきである。

実践的な研修を今後強化していくうえでは、研修講師を担える人材を養成していくことが必要であり、大学や大学院で実践的なトレーニングや研究ができるような学び直しの機会も確保していく必要がある。また、研修の実施に当たっては、民間の人材養成機関や大学、学会、専門職団体、福祉職退職者の活用も考えられる。さらには、スーパーバイザーが多忙であるために新人の現場経験のフォローができない状況もあることから、大学や民間団体、児童相談所OB・OGをアドバイザーとして活用する取組も必要であり、そうしたアドバイザーの登録、派遣調整を研修施設が行うなどの仕組みを整備するべきである。

また、28条申立てや親権停止等の法的な対応の経験等については、地方自治体によって経験できる件数に差があるため、そのような対応が多い地方自治体へ職員を派遣する仕組みも整備するべきである。

さらに、法定研修のみならず、職員が所属機関の内外で行う自主的な研修・研究活動も重要であり、児童相談所等は、職員がそうした活動を継続できるよう、支援していくべきである。

このほか、児童相談所等の現場において養成校等の実習生を受け入れることは、自らの業務の見直しを行うきっかけとなる意味もあり、業務量も勘案しつつ計画的・積極的な受け入れを進めていくべきである。

4. 人事制度・キャリアパスの在り方

(1) 基本的な考え方

児童相談所や市区町村の職員が、ソーシャルワークの専門職として専門性の積み上げができるような人事制度・キャリアパスとしていく必要がある。その際、自治体間や民間機関との間の人材交流なども取り入れていく必要がある。国としても、人口規模などの自治体の実情を踏まえつつ、採用や研修の在り方について一定のモデルを提示するなど、自治体の取組が促進されるような対策をとるべきである。

(2) 採用

専門性を有する職員を確保していくうえでは、地方自治体の特性を踏まえつつ福祉専門職採用を定着させるとともに、その専門性を生かしていきけるような人事システムとしていく必要がある。また、子ども家庭福祉の資格が創設された場合には、その資格を有する者の採用を促進していくべきである。

このことは、児童相談所はもちろんのこと、住民に最も身近な立場でサービスを提供する基礎自治体である市区町村においても同様であり、市区町村でも福祉専門職の採用を進めるべきである。

この点、福祉専門職採用については、

- ・小規模の自治体では福祉専門職採用が難しいのではないかとといった意見や、
 - ・福祉専門職で採用されても一般行政事務を経験し公務員としての一般的な知識を持つことは意味があるのではないかと
- との意見もあった。

こうした地域の実情を踏まえる必要はあるものの、国においては、福祉専門職採用の好事例を周知するなど、自治体の取組が促進されるような対策を講じるべきである。

また、特に市区町村で相談業務を担う職員は非常勤が多く、継続的なキャリアアップのためには常勤化を推進する必要がある。

(3) 人事・キャリアパス

①総論

職員の意欲を向上させるためにはキャリアパスが明確になっていることが必要であり、採用する自治体等において、職務に応じて必要となる能力や業務経験等の見える化を行っていくべきである。

専門性の向上のためには、自治体ごとに人材養成のためのビジョンを持つこと、それを踏まえて計画的に取り組むことが重要である。例えば、様々な場所や分野でのソーシャルワークの経験を積む機会を設けることが重要であり、児童相談所、都道府県、市区町村の間で人事交流等を行っていくべきである。特に、児童福祉司は実践経験が重要であり、地方の職員は様々なケースを扱う都市部で経験ができるなどの取組を行うべきである。

また、資格制度が創設された場合には、児童相談所等の現任者が資格を取得しやすい職場環境を整備するとともに、資格を保有する専門職としてのキャリアパスの構築も検討していくべきである。

さらに、児童養護施設や乳児院をはじめ他分野を含む民間の施設、児童家庭支援センター、フォスタリング機関、スクールソーシャルワーカー等とも人材の交流を進めていくべきであり、例えばケース検討会議の共同実施、民間機関での実地研修などを進めていくべきである。同時に、民間機関のソーシャルワーカーが児童相談所や市区町村でソーシャルワークの経験を積むことができる機会を確保していくことも重要である。なお、児童相談所において実地研修を行う場合には、児童福祉司として任用されている身分であるかどうかで実施できる業務に違いが生じることに留意が必要である。

その上で最終的には資格制度とも連動する形で、必ずしも公務員として定年まで勤めるだけではなく、専門職として他の自治体に移ったり民間機関に移ったりできる環境を整備していくべきである。

これらの取組を進めるうえで、人口規模の小さい自治体が専門性を備えた人材を確保・養成するのは難しい事情もあることから、自治体において広域の人事交流のルートを整備したり、研修機関が自治体等からの要請に応じて専門人材の確保を支援する仕組みを整備したりするなどの措置を講じるべきである。

②スーパーバイザー等

児童相談所や市区町村におけるスーパーバイザー等には、指導・教育を適切に行えるよう、アセスメント、ケースマネジメント、立入調査や職権一時保護、28条申立て、親権停止等の権限行使、関係機関との連携、保護者との間の関係の修復や家族再統合に向けた支援等についての経験を十分に積んだ者が就く必要がある。このため、資質を客観的に評価し担保する仕組みを整備して透明性を高めたい。こうした児童相談所や市区町村の中核を担う人材が定着していくようなインセンティブについて検討していくべきである。併せて、公募制の導入についても検討すべきである。

また、スーパーバイザー等への任用と公務員の役職がリンクしていることが多いために、経験がある者が任用されない場合や経験がないのに役職によりスーパーバイザーに任用される場合もあることから、自治体としては任用と役職を切り離す運用も検討していくべきである。

③児童相談所長等

児童相談所長等の幹部は、十分な児童相談所の実務経験とともに、組織マネジメントやリスク管理、関係機関との連携や施策提言も含めた能力等が必要である。現在、児童相談所長の任用要件は、医師、大学で心理学を専攻した者、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師等の専門職のほか、児童福祉司として2年以上勤務した者等であるが、十分な能力を担保する観点から任用要件の在り方について検討していくべきである。この点については、例えば、

- ・ 弁護士や保健師などの専門職を任用できるようにすることが考えられるのではないか

との意見があった。

また、児童相談所長が1年や2年で頻繁に交代することにより十分な能力が担保されないといったこともあるため、任用にあたって留意すべきである。

なお、児童相談所長にその全てを求めるのは難しい場合もあるため、所長を支える立場の者に、実務経験や必要な能力等を持つ者を置くことも推進すべきである。

おわりに

虐待相談対応件数の増加に見られるように、子どもを取り巻く環境が厳しさを増す中で、子どもの権利を守り、地域で家族を支えていくためのソーシャルワークが展開されることは喫緊の課題である。本とりまとめはそうした認識のもと、子ども家庭福祉分野で支援を行う者の資質の向上策について、早期に取り組むべきこと、中長期を見据えて制度設計すべきことを整理し提言するものである。

今後、本とりまとめで検討が必要であるとした事項について政府において検討を進め、社会的養育専門委員会の場においてさらに議論を深めたうえで、制度的な対応も含めた必要な措置が講じられるよう望む。

子ども家庭福祉の資格について（粗いイメージ）

（参考資料）

社会福祉士養成課程との共通の科目を基礎として、子ども家庭福祉分野の専門課程を修了した者に付与される資格

資格取得

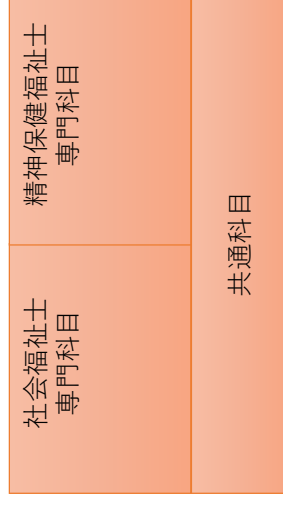


既存のソーシャルワークに関する資格（社会福祉士等）を基礎として、子ども家庭福祉分野に関する上乗せの教育課程を修了した者に付与される資格

資格取得



社会福祉士又は精神保健福祉士資格取得（注3）



- (注1) 上図は4年制の福祉系大学等で指定の科目を履修するルートを表したものです。実際には、修業年限や大学等での履修科目の違いに応じて、卒業後に一定期間の実務経験を必須としたり、養成施設での就学を必須とするなど、様々なルートが考えられます。
- (注2) 資格取得の方法としては、試験に合格する、認定された教育課程を修了する、などが考えられる。
- (注3) 社会福祉士又は精神保健福祉士の養成課程を修了することを要件とし、それらの資格の国家試験合格までは要件としない形も考えられる。
- (注4) このほか、大学等の養成課程を修了することに加え、採用された後に現場で長期の実習課程を修了することではじめて取得できる資格とすべきとの意見があった。

児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会 概要

検討会設置の趣旨

- 平成29年6月14日に成立した「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」(平成29年法律第69号)附則第4条では、政府は、同法の施行後3年を目的として、児童相談所の体制の整備の状況、家庭裁判所の関与の下での児童福祉法第6条の3第8項に規定する要保護児童を適切に保護するために都道府県及び児童相談所が採る措置の実施状況その他の同法による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、同法による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。
- また、令和元年6月19日に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第46号)附則第7条第2項では、政府は、同法の施行後1年を目的として、児童福祉法第6条の3第8項に規定する要保護児童を適切に保護するために都道府県及び児童相談所が採る一時保護その他の措置に係る手続の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。
- これらを踏まえ、児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討等を行うことを目的として、本検討会を開催する。

検討事項

- 以下の事項について効果的な運用も含めた手続等の在り方を検討
- ・一時保護・社会的養護措置その他児童相談所が採る措置
- ・一時保護等に関する司法関与
- ・保護者への指導・支援

スケジュール

- 令和2年 9月18日 第1回開催
- 令和2年10月23日 第2回開催
- 令和2年11月19日 第3回開催
- 令和2年12月16日 第4回開催
- 令和3年1月18日 第5回開催
- 令和3年2月8日 第6回開催
- 令和3年2月22日 第7回開催
- 令和3年4月14日 第8回開催
- 令和3年4月22日 とりまとめ

- (参考)児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第69号)の改正事項
- 親権者等の意に反する2ヶ月を超えた一時保護について家庭裁判所の審査の導入
- 家庭裁判所が都道府県等に対し保護者への指導を勧告することができる場合の拡大(児童福祉法第28条の措置の承認の審判時に加え、審判前や却下審判時にも勧告が可能となる)
- 都道府県等が保護者に対し接近禁止命令を行うことができる場合の拡大(児童福祉法第28条の措置中に加え、一時保護や親権者の同意のもとでの里親・施設入所等の措置の場合にも接近禁止命令を行うことが可能となる)

構成員一覧

委員名	所属
今井 弘晃	東京家庭裁判所家事第2部 部総括判事
川瀬 信一	千葉県生実中学校 久喜中学校分校 教室教諭
久保野 恵美子	東北大学大学院法学研究科 教授
小平 かやの	東京都児童相談センター 相談援助課 医長
杉山 悦子	一橋大学大学院法学研究科 教授
鈴木 聡	三重県児童相談センター 市町アドバイザー
高田 昌宏	早稲田大学大学院法務研究科 教授
高橋 温	弁護士(新横浜法律事務所)
土居 聡	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター 参事、弁護士
中村 みどり	Children's Views & Voices 副代表
橋本 和明	花園大学社会学部福祉学部臨床心理学科 教授
橋本 佳子	名古屋市中心児童相談所 主幹、弁護士
藤林 武史	西日本こども研修センターあかし 企画官
宮口 智恵	認定NPO法人チャイルド・リソース・センター 代表理事
茂木 健司	江戸川区子ども家庭部 一時保護課 課長
吉田 恒雄	認定NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク 理事長

○ 座長

①一時保護の開始に当たっての手続等の在り方

1. 一時保護の開始にあたってのアセスメントやカンファレンスの在り方について
 - アセスメントのためのツールの改善や児童相談所（児相）の内部の会議に専門家や有識者を参加させる仕組みの構築を通じて質を担保すべきである。
2. 児童相談所の調査権の在り方について
 - 児童福祉法において、個人情報保護にも配慮しつつ、相手方に応諾義務を課した児相の調査権限を規定すべきである。
3. 一時保護に関する司法審査の在り方について
 - 独立性・中立性・公平性を有する司法機関が一時保護の開始の判断について審査する新たな制度を導入すべきである。
 - 導入に当たっては、子どもの生命を守るために躊躇なく一時保護するという方針と、一時保護の判断の適正性の担保や手続きの透明性の確保が両立できるものとなるよう、児相の体制整備や児相の権限強化が不可欠である。
 - 今後、厚生労働省、法務省、最高裁判所において課題や論点に関して実証的な検討を行うべきである。

②一時保護期間中の手続等の在り方

1. 一時保護中の処遇の在り方について
 - ケアを必要とする子どもに適切に対応するため、一時保護所独自の人員配置や設備の基準を策定すべきである。
 - 一時保護所の定員超過が常態化した自治体に対し、定員超過解消のための計画の策定を義務づけるべきである。
 - 一時保護所の第三者評価の実施の拡大のため、現行の努力義務ではなく、義務化することも検討すべきである。
2. 面会通信制限、接近禁止命令の在り方について
 - 処分によらず事実上行われる面会通信制限の実態を調査した上で、面会通信制限や接近禁止命令の在宅ケースへの対象拡大や、面会通信制限や接近禁止命令の司法関与や第三者関与の在り方について検討すべきである。

③一時保護の解除に当たっての手続等の在り方

1. 一時保護の解除にあたってのアセスメントやカンファレンスの在り方等について
 - 一時保護の解除に活用できるアセスメントツールの作成や児童福祉審議会の活用により児相の判断をサポートすることを検討すべきである。
 - 施設等への入所措置に関する保護者等の負担金について、円滑な措置への支障等の理由で減免するべきかについて、自治体に対する更なる調査や国内外的他制度の動向を踏まえ、引き続き検討すべきである。
 2. 保護者支援・指導の在り方について
 - 専門的な保護者支援プログラムの地域偏在を調査し、プログラム実施団体の設置促進や自治体の体制整備のための支援等を行うべきである。
 - 家裁による保護者指導勧告は、現場にとって必ずしも使いやすい制度でないところ、好事例を周知しつつ、今後の在り方を引き続き検討すべきである。
- ## ④一時保護を通じて共通する事項
- 一時保護の手続において子どもの意見表明の機会の保障や意見表明の支援を行うべきである。
 - 子どもの処遇に係る児童記録票の保管や開示にかかる手続の在り方について見直しを行うべきである。
 - 保護者に一時保護の丁寧な説明を行うことが必要であり、強圧的に一時保護の同意などの判断を迫ることはあってはならない。

児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会
とりまとめ

令和3年4月22日

【目次】

I はじめに	3
II 基本的な考え方	6
III 一時保護の開始に当たっての手続等の在り方	7
1. 一時保護の開始に当たってのアセスメントやカンファレンスの在り方について	7
(1) 基本的な考え方	7
(2) アセスメントについて	7
(3) カンファレンスについて	8
2. 児童相談所の調査権の在り方について	8
3. 一時保護に関する司法審査の在り方について	9
(1) 基本的な考え方	9
(2) 平成29年改正法の評価について	10
(3) 平成29年改正法の評価を踏まえた司法審査の在り方について	11
(4) 一時保護に関するその他の第三者の関与について	14
(5) 現行制度の運用の改善について	15
IV 一時保護中の手続等の在り方	15
1. 一時保護中の処遇の在り方について	15
(1) 基本的な考え方	15
(2) 一時保護委託先の確保や環境について	15
(3) 一時保護所内の処遇の在り方について	16
2. 面会通信制限、接近禁止命令の在り方について	20
(1) 基本的な考え方	20
(2) 平成29年改正法の評価について	20

(3) 平成 29 年改正法の評価を踏まえた接近禁止命令・面会通信制限の対 象の拡大について.....	22
(4) 接近禁止命令・面会通信制限への司法審査の導入について.....	23
V 一時保護の解除に当たっての手續等の在り方	24
1. 一時保護の解除に当たってのアセスメントやカンファレンスの在り方等に ついて.....	24
(1) 基本的な考え方.....	24
(2) アセスメント・カンファレンスについて.....	24
(3) 措置に係る保護者の費用負担について.....	25
2. 保護者支援・指導の在り方について.....	26
(1) 基本的な考え方.....	26
(2) 児童相談所及び市区町村における保護者支援・指導の在り方について	27
(3) 保護者指導に関する司法関与の在り方について.....	28
VI 一時保護を通じて共通する事項	30
1. 子どもの権利擁護について.....	30
(1) 基本的な考え方.....	30
(2) 処遇の決定手続における子どもの意見表明について.....	31
(3) 一時保護中の権利擁護について.....	32
(4) 子どもに関する記録の取扱いと子どもの知る権利について.....	32
2. 保護者との関係について.....	33
VII おわりに	33

I はじめに

(一時保護の手続等の在り方に関するこれまでの議論の経緯)

- 児童相談所の児童虐待相談対応件数の増加や困難を抱えケアが必要な子どももの増加を受け、平成 28 年 3 月の「社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉の在り方に関する専門委員会報告（提言）」では、都道府県と市町村との役割と責務の明確化、児童相談所の調査権限の強化、一時保護の目的の明確化、一時保護所の処遇改善や第三者評価、家庭的環境での一時保護委託の推進、一時保護や保護者指導に関する司法関与の強化などが提言された。その結果、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号。以下「平成 28 年改正法」という。）において、それらの一部（都道府県と市町村の役割と責務の明確化や事案送致の導入、関係機関による調査協力、一時保護の目的の明確化、家庭的養育優先原則）や親子関係再構築支援の努力義務などが法定化された。
- 他方、要保護児童の措置に係る手続における裁判所の関与等については、平成 28 年改正法の検討規定を踏まえ、平成 28 年から「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」（以下「平成 28 年度の検討会」という。）において議論が行われた。その結果、「児童虐待対応における司法関与の在り方について（これまでの議論の整理）」（平成 29 年 1 月）において、一時保護について段階的な司法審査の導入、面会通信制限、接近禁止命令への司法関与の強化や接近禁止命令の一時保護や同意入所の場合への拡大、児童虐待を行った保護者に対する指導に関し裁判所が関与する仕組みの導入などが提案された。
- これを受け、平成 29 年 6 月 14 日に成立した「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 69 号。以下「平成 29 年改正法」という。）では、
 - ・児童相談所長等が行う一時保護について、親権者等の意に反して 2 か月を超えて行う場合の家庭裁判所の審査の導入
 - ・接近禁止命令について、一時保護や同意のもとでの施設入所等の措置の場合にも行うことができること
 - ・児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 28 条に基づく里親委託・施設入所の承認の申立てがあつた場合等にも、家庭裁判所が都道府県に対し保護者指導を勧告できることなどが規定され、平成 30 年 4 月 2 日に施行された。
- また、平成 28 年改正法の理念を具体化するために開催された「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」で取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」（平成 29 年 8 月）において、機能に応じた一時保護の在り方、一時保護

の場の在り方、一時保護中の処遇における権利保障とケア、一時保護の質を確保する方策など、一時保護の見直しの必要性が提示されたことを踏まえ、平成30年には、こうした問題の解決に向けて自治体等が進むべき方針を共有するため「一時保護ガイドラインについて」（平成30年7月6日付け子発0706第4号厚生労働省子ども家庭局長通知）が発出され、自治体に周知されているところである。

- こうした中、
 - ・平成29年改正法附則第4条においては、同法の施行後3年（令和2年度内）を目途として、児童相談所の体制の整備の状況等や同法による改正後の法律の施行の状況等を勘案し、同法による改正後の法の規定について検討を加え必要な措置を講ずること
 - ・令和元年6月19日に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号。以下「令和元年改正法」という。）附則第7条第2項においては、同法の施行後1年（令和2年度内）を目途として、要保護児童を適切に保護するために都道府県及び児童相談所が採る一時保護その他の措置に係る手続の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずることが求められていたところである。

（本検討会等について）

- 本検討会は、このような経緯を踏まえて、一時保護等に関する司法関与に関する検討に加え、
 - ・一時保護・社会的養護措置その他児童相談所が採る措置
 - ・保護者への指導・支援など一時保護から社会的養護措置及び家庭復帰支援に至る一連の制度全体について、効果的な運用も含めた手続等の在り方を検討するため、厚生労働省子ども家庭局長が、児童福祉分野、民事法分野等の学者、裁判官、弁護士、児童相談所職員、保護者支援の実践者、当事者等の有識者に参集を求めて、令和2年9月に設置されたものである。
- 本検討会の設置に先立ち、平成29年改正法による効果や児童相談所の意識の変化を把握するため、厚生労働省は、令和2年6月に全国の児童相談所を対象に「都道府県及び一時保護所が採る一時保護等の手続の在り方等に関する調査」（以下「実態把握調査」という。）を行った。そこでは、主に次のような結果が見られた。
 - ・平成31年4月から令和元年7月までの一時保護の件数は、平成28年度の検討会の際に行われた同種の調査（以下「平成28年調査」という。）の結

果と比較して、1.3倍に増加している。しかし、一時保護の期間の構成割合には大きな変化が見られない

- ・一時保護件数のうち、家庭復帰に至る事例は7割以上であり、そのうち9割以上が2か月以内に家庭復帰している。また、2か月经過時に親権者等の同意がない一時保護の事例についても、約3割は家庭復帰している
 - ・一時保護の延長審判を導入した効果としては、「親権者等に指導しやすく、納得感も得られやすい」「一時保護期間を短縮する意識が高まった」などが挙げられた
 - ・他方、一時保護に関する司法審査について、現行制度から手続を強化する必要はないとの回答が約7割であった。その理由として、業務負担が大きすぎる、迅速な一時保護が阻害される、一時保護の躊躇につながりかねないなどがあげられた
 - ・児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）に基づく面会通信制限の実施件数が少ない理由として、「必要となる事例がそもそも多くない」「他の手段で対応している」などが挙げられた
 - ・面会通信制限や接近禁止命令について、対象場面の拡大が必要としたのは約3割だが、その中では「在宅ケースへの拡大」を挙げる意見が多かった
 - ・面会通信制限や接近禁止命令について、司法審査の導入が必要とする回答と不要とする回答は同数程度であった。その理由として、前者の立場からは制限の実効性が高まることや保護者への説得力の向上などが、後者の立場からは事務負担や迅速な対応の阻害などが挙げられた
 - ・保護者指導勧告について、実施数が少ないものの、効果が見られた児童相談所と見られなかった児童相談所が同数程度であり、効果として保護者の納得感が増す等の意見があった
 - ・保護者指導に関する裁判所の関与について、さらに強化すべきとする意見とその必要がないという意見は同数程度であった。前者の立場からは「裁判所の命令の方が保護者が受け入れやすい」などが、後者の立場からは「児童相談所の予期しない命令が出された場合、その後のケースワークが立ち行かなくなる」などが理由として挙げられた
- 本検討会は、こうした実態把握調査の結果も踏まえ、これまで、一時保護の開始に当たっての手続、一時保護期間中の手続、一時保護の解除に当たっての手続などについて計6回議論やヒアリングを行い、とりまとめに向けて更に2回議論を行った。本文書は、ここに、その成果をとりまとめて示すものである。

Ⅱ 基本的な考え方

- 児童相談所等が行う一時保護（児童福祉法第 33 条）は、子どもの最善の利益を守るため、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために、子どもを一時的にその養育環境から離す制度である。
- こうした目的に照らし、一時保護は、必要な場合に躊躇なく行われなければならない一方、子どもや保護者の権利の制限を伴うことから、必要最小限の期間で行うとともに、手続の透明性が確保されることが重要である。しかしながら、年々増加¹する一時保護件数は、児童相談所の業務量をひっ迫させ、上記の趣旨に照らした適正な一時保護を妨げていることが懸念される。また、一時保護に際して、保護者への説明が不十分だった事例²が報告されている。
- 一時保護した子どもについては、安全・安心な環境で適切なケアが行われることが必要である。特に、一時保護は、多くの子どもにとって初めて社会的養護に触れる機会であることから、子ども自身に納得してもらうことが、社会的養育全体にとって極めて重要である。一方で、管内の一時保護所の平均入所率が 100%を超えた自治体が令和元年において 12 箇所あり、また、一時保護所の管理的な在り方が報道等で度々指摘がされていることなどを踏まえれば、一時保護中の子どもの処遇に関し、あまねく十分な質が担保されているとはいえない状況にあると考えられる。
- さらに、一時保護の解除に際しては、一時保護中に把握した子ども及び家族等の状況等を踏まえ、子どもの安心・安全が再び損なわれることのないよう慎重にアセスメントが行われるとともに、親子再統合に向けた支援や、適切な措置の受け皿の確保など、地域資源を活用した継続的な支援体制を整えることが必要である。近年、一時保護解除後に子どもが死亡した事例が発生したことなどから、毎年公表される「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」においても、一時保護における適切なアセスメントが求められている。
- このように、一時保護については、迅速かつ適切な保護、保護された子どもの適切なケア、解除時の丁寧なアセスメントや家庭への支援が必要である。またこれらに共通して子どもの権利擁護の視点を忘れてはならない。以下、一時保護の開始、一時保護期間中、一時保護の解除の順に手続等の在り方について整理するとともに、最後に共通する問題について論ずる。

¹ 平成 30 年度においては 46,497 件であり、平成 20 年度に比べ約 1.8 倍。

² 「第 5 回児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会」議事録参照。

Ⅲ 一時保護の開始に当たっての手續等の在り方

1. 一時保護の開始に当たってのアセスメントやカンファレンスの在り方について

(1) 基本的な考え方

- 児童相談所が行う一時保護については、必要な一時保護が行われず、また、不要な一時保護が行われることを防ぐため、アセスメントやカンファレンスが適切に行われることが重要である。アセスメントやカンファレンスの質の担保の為に、個々の職員の資質の向上に加えて、個々の経験に頼ることなく、それらを組織として継続して適切に行えるようなツールや仕組みを整備すべきである。

(2) アセスメントについて

- 具体的には、アセスメントの質を高める観点から、リスクの判断に必要な情報を収集して、段階的にデータベースの構築を進め、将来的にそれらを活用したアセスメントを全国に展開することが考えられるが、まずは、既存のアセスメントツールについて、国内外の研究に基づくエビデンスのある客観的なリスク指標を踏まえた改修を行うべきである。
- それとともに、アセスメントに際しては、客観的かつ専門的な裏付けの確認を徹底すべきであり、例えば、
 - ・法医学医等にけがの機序を確認することや、弁護士等と協力して法的観点からの判断の基礎となる事実を確認するための体制整備を進めることや
 - ・後述の児童相談所の調査権の強化が必要と考えられる。
- この他に、児童相談所により個別事例に係る判断の蓄積が異なることから、児童福祉法第33条第5項に基づく家事審判の申立てが却下された事例、一時保護決定の取消訴訟や審査請求が認容された事例、一時保護をせずに死亡に至った事例等を分析し、児童相談所の間での共有を図ることも考えられる。
- なお、一時保護をする中では、調査を続けても事実関係が明確にならない場合がある。こうした場合に、保護をいたずらに長引かせるのではなくどのようにケースワークを行うべきかについても検討が望まれる。
- また、一時保護の長期化を防ぐ観点から、開始の時点で、安全性の観点のアセスメントにより保護すべきか否かを判断するだけでなく、並行して、解除後の子どもの処遇も含め、家庭の強みに着目したアセスメントの視点に立って今後の見立てを行うことも重要である。その際、面接等の初動が遅れ一時保護

の長期化につながらないように留意すべきである。

(3) カンファレンスについて

- アセスメントの基礎となった客観的な資料がカンファレンスでも活用されることが必要である。
- また、リスク要因等の見落としを防ぎ、ケースワーク能力を高めるため、児童相談所の緊急受理会議や援助方針会議等において、弁護士や医師などの児童相談所内部の専門家や外部有識者が参加し、意見を述べるができる仕組みを作ることが考えられる。このため、児童相談所への常時助言又は指導を受けられる弁護士の配置等に係る支援についても強化すべきである。
- なお、一時保護等の手続件数が増加していることから、判定会議や援助方針会議などのカンファレンスが効率的かつ効果的に行われるようカンファレンスの運営に関する好事例を収集・周知することも考えられる。

2. 児童相談所の調査権の在り方について

- 児童相談所の情報収集の根拠については、現行法上、児童虐待防止法第13条の4に関係機関による調査協力が規定されているが、相手方に応諾義務を課した調査権限はないことから、保護者との関係性を特に重視する機関や公的機関からの情報提供を断られることがある。
- 具体的には、病院にカルテの提出を依頼したが拒否された、保育所に保護者からクレームを言われたときに説明が難しいなどの理由で回答してもらえない、裁判所や捜査機関にも調査をかけたいが応じてもらえない見込みがないなどの事例が報告されている。
- 他方、児童相談所による情報収集が必要となる事例は児童虐待事例に限られない上、前述のように、一時保護の手続等に際して、事実の裏付けを得た適正な判断を担保するためには、児童相談所に判断の基礎となる情報が十分に得られなければならない。
- このため、児童虐待防止法に加え、児童福祉法において、個人情報の保護にも配慮しつつ、相手方に応諾義務を課した調査権限を児童相談所等に付与する規定を設けることも検討すべきである。特に、司法関与の前提としても、審査に耐えうる証拠が集められる必要があり、今後、調査権限の強化が必要となる。
- このほか、子どもに関する情報だけでなく、特定妊婦に関する情報も調査権限の対象とすることも併せ検討すべきである。

3. 一時保護に関する司法審査の在り方について

(1) 基本的な考え方

- 一時保護は、緊急に子どもの安全確保を図る必要がある場合が多いため、迅速に行わなければならないが、短期的であれ、児童相談所長等の判断で子どもが家族から分離されることにより、親から養育を受ける権利や行動の自由などの子どもの権利を制限し、また、保護者の権利の行使等の制限を伴うこととなる。そのほか、子どもにとって、学習権が十分には保障されず、また、人的なつながりを継続することができない不利益もある。
- このような児童相談所の権限行使については、その適法性が担保される必要があるが、その方法としては、前述の児童相談所の内部手続の質の向上に加え、当該権限行使の当否について司法などの行政から独立した中立かつ公平な第三者による関与を受けることが重要である。
- また、一時保護により権利制限を受ける子どもや保護者にとって、十分な説明を受ける機会の保障を含めた手続の透明性の確保と、手続への参加機会の保障も重要である。
- 第三者として最も独立性・中立性・公平性が高いと考えられるのは司法である。実際に、平成29年改正法においては、2か月を超える親権者等の意に反する一時保護について、家庭裁判所による審査が導入されている。また、こうした手続の中では、親権者等や一定年齢以上の子どもに必要な陳述聴取の機会が付与されている。聴取は書面によることもあるが、このように一定の手続保障も図られている。なお、子どもの手続保障として現行法では不十分ではないかとの指摘もあった。
- しかしながら、一時保護の開始に当たっては同様の手続は設けられていない³。このことについては、児童の権利に関する条約第9条が、父母の意に反して児童をその父母から分離する場合には「司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従」うことを求めていることや、児童の権利委員会による日本の第4回・第5回政府報告に関する総括所見⁴で「児童を家族から分離すべきか否かの決定に関して義務的司法審査を導入すること」を要請されていることを踏まえ、一時保護に関する更なる司法関与について検討する必要がある。

³ 一時保護に不服のある保護者等が行政に行政不服審査の申立てをしたり行政訴訟を提起することは可能。

⁴ 子どもを家族から分離すべきか否かの決定に関して義務的司法審査を導入すること等を要請。

(2) 平成29年改正法の評価について

- 検討に当たっては、平成29年改正法で導入された2か月を超える親権者等の意に反する一時保護に関する司法審査の評価が重要である。
- 平成29年改正法による一時保護に関する司法審査の導入は、平成28年度の検討会において、一時保護は暫定的な措置であるとはいえ、強制的に親子を分離する措置であり、また、一時保護が長期化する場合も見られており、一時保護の手續の適正性を一層担保する観点から、司法の関与が必要であるとの指摘があったことを受けて導入されたものである。
- ここで、福祉行政報告例によれば、
 - ・一時保護の件数は、平成28年度40,387件、平成29年41,728件、平成30年度46,497件、令和元年度52,916件と増加している。一方、実態把握調査⁵、平成28年調査⁶によれば、
 - ・一時保護の開始時点の全件に占める親権者等の同意のない一時保護の割合は、前者（令和元年）で約22%（2,859件／13,110件）、後者（平成28年）で約21%（2,162件／10,099件）
 - ・2か月经過時の一時保護の全件に占める親権者等の同意のない一時保護の割合は、前者（令和元年）で約8%（169件／2,009件）、後者（平成28年）で約13%（156件／1,204件）となっている。
- したがって、平成29年改正法の施行（平成30年4月2日）の前後で、一時保護件数は年々増加しているものの、2か月经過時の一時保護の全件に占める親権者等の同意のない一時保護の割合は、かえって低下していることが分かる。
- また、実態把握調査によれば、一時保護の延長に係る家事審判を導入した効果として、
 - ・一時保護期間を意識して計画的なケースワークをするようになった
 - ・親権者等との対立を避けられ、児相の役割が明確になる
 - ・親権者等に対する説明をより丁寧に行うようになったなどケースワークの在り方に良い影響があった旨の回答や、
 - ・第三者の判断により一時保護の客観性・適法性が担保されるなど判断の適正性の担保や手續の透明性の確保に関する回答があった。
- 他方、一時保護期間は、解除後の養育環境に係るアセスメントや子どもにと

⁵ 平成31年4月1日から令和元年7月末までに全国の児童相談所で一時保護が解除された事例の状況を調査。

⁶ 平成28年4月1日から同年7月末までに全国の児童相談所で一時保護が解除された事例の状況を調査。

って安全な環境を整えるための期間であるが、司法による審査の導入により、却ってその期間内に親権者等の一時保護への同意を取ることが自己目的化していたり、司法審査のための事務負担が大きく増大しているとの指摘が本検討会においてあった。実態把握調査によれば、一時保護の延長に係る家事審判の申立書や証拠書類の作成には、数日を要することが明らかになっている。

- このように、司法審査の導入は、子どもや親権者等の権利擁護や手続保障の機能を有するものではあるが、他方で、児童相談所の事務負担を増大させるとともに一時保護中のケースワークの在り方に影響を与える可能性がある。
- ただし、児童相談所の事務負担については、司法審査に係る書類の作成について、常勤弁護士が行う場合にはそれ以外の職員が行う場合より短時間となる傾向があることから、児童相談所の弁護士配置を推進することで一定程度軽減されるものと考えられる。また、児童福祉司と常時助言又は指導をおこなう弁護士とが連携して、情報収集や保護者への説明を行うこともケースワークや法的手続を円滑に進めるために重要である。

(3) 平成29年改正法の評価を踏まえた司法審査の在り方について

① 延長の承認に係る司法審査が必要な一時保護期間の短縮

- 現在、2か月を超える親権者等の意に反する一時保護が対象となっている司法審査については、子どもの立場からすると2か月という期間は長く見直すべきとの指摘もあったものの、一時保護期間は、解除後の養育環境に係るアセスメントや調整のための期間である上、一時保護の延長に係る家事審判の手続に照らして、現状、保護開始からの2か月が無駄に使われている訳ではないとの指摘があり、単に2か月という期間を短縮することは困難である。
- また、平成28年度の検討会では、司法関与の目的や一時保護開始時の司法審査の導入の是非が議論されていたところ、新たな制度の導入にあたり、まずは、法律上、一時保護の原則の期間とされる2か月を超える一時保護について、司法審査の導入が提案された。このような経緯から、2か月を短縮するという方向での見直しではなく、司法審査の目的や一時保護開始時の司法審査の必要性という観点が重要である。

② 一時保護に関する司法審査

- 一時保護の手続においては、児童相談所が、重視すべき情報を見落としたり、考慮すべきではない事情を考慮してしまい、その結果、子どもや親が不当な制約を受けることも考えられる。このようなケースが生じることを防止し、適正な一時保護を実現する必要がある。
- 一時保護開始についての司法審査に関しては、児童の権利に関する条約第

9条に「権限のある当局が締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場合において必要となることがある。」との規定があり、また、国連児童の権利委員会による総括所見⁷において、「家族から分離される児童が多数にのぼるとの報告がなされていること、また、児童が裁判所の命令なくして家族から分離される場合があり、かつ最長で2か月間児童相談所に措置され得ること」に対して深刻な懸念が表明されている上、「児童を家族から分離するべきか否かの決定に関して義務的司法審査を導入すること」が要請されている⁸。

- このように、一時保護は、一時的とはいえ、子どもを保護者から引き離すものであり、子どもの権利の制限であるとともに、親権の行使等に対する制限でもあるため、こうした点を踏まえると、児童相談所による一時保護に関する判断の適正性の担保や手続の透明性の確保を図る必要がある。
- また、本検討会において、一時保護開始について司法審査を導入するメリットとして、
 - ・ 児童相談所がより一層確信をもって一時保護やソーシャルワークに臨むことができるようになる
 - ・ 一時保護の司法審査を導入すれば、早期の段階で親権者等の主張の是非を司法が判断することになるため、保護者との対立関係に伴う負担は軽減され得るとの指摘もあった。
- これらを踏まえ、独立性・中立性・公平性を有する司法機関が一時保護の開始の判断について審査する新たな制度を導入すべきである。
- そこで、これを導入するための課題について検討する。まず、手続件数をみると、現在の親権者等の意に反する2か月を超える一時保護の承認に係る

⁷ 国連児童の権利委員会による日本の第4回・第5回政府報告に関する総括所見（平成31年2月）。

⁸ このほか、検討会においては、国連の総括所見では、「子どもを家族から分離するべきか否かの決定に関して義務的司法審査を導入」することが求められており、分離の判断は裁判所が行うことが前提であるのに対して、わが国の現行の2か月超えの司法審査は児童相談所が行う一時保護処分を裁判所が承認するという構造となっており、国連の指摘との乖離があるとの指摘もあった。

家事審判手続の既済件数は524件である⁹一方、実態把握調査によれば、一時保護の全件は39,330件であり、そのうち開始時に親権者等の同意のない一時保護の件数は8,577件になっている¹⁰。また、現行制度下でも2か月の内に一時保護の延長に係る家事審判を行うために、児童相談所において、相当の事務負担が生じていること及び児童相談所の調査権限が十分でないことなどにも照らすと、一時保護の開始の判断に対する新たな司法審査の導入に当たっては、当該司法審査にかかる児童相談所における実務が、「子どもの生命を守るために躊躇なく一時保護する」という方針と、「当該一時保護の判断の適正性を担保し、手続きの透明性を図る」ことが両立し得るものとなるよう、児童相談所の体制整備や児童相談所の権限強化が不可欠であると考えられる。

- そして、こうした新たな司法審査について、一時保護が迅速かつ適切に開始される必要があることに照らし、審査の主体、審査の時期、一時保護開始が認められるための要件、必要となる資料、審査の対象とすべき一時保護の範囲（児童の意に反する一時保護を対象とすべきかを含む。）、手続等をどのように設定するか、現在の親権者等の意に反する2か月を超える一時保護の承認に係る家事審判手続、行政不服審査及び行政訴訟などの既存の制度との関係の整理といった制度の在り方に加え、それを実際に支える人員の確保等の実務上の観点からの検討も必要となる。ただし、これらを理由として司法審査の導入をいたずらに遅らせることのないよう迅速に検討が進められなければならない。そこで、今後、厚生労働省、法務省及び最高裁判所といった関係省庁等において、これらの論点について実証的な検討を行うとともに、速やかにその体制整備を図るための具体的な方策等についても検討を行い、外部有識者等の意見も聴取した上で、できる限り早期に一時保護開始の判断について新たな司法審査の導入を実現すべきである。
- なお、令和元年改正法により、児童相談所は、常時弁護士による助言・相談

⁹ 令和元年司法統計。

¹⁰ 実態把握調査においては、一時保護について以下のような結果となっている。

- ・一時保護の件数 39,330件
- ・親権者等の同意のない一時保護の件数 8,577件
- ・親権者等の同意のない7日（1週間）を超える一時保護の件数 3,330件
- ・親権者等の同意のない28日（4週間）を超える一時保護の件数 1,491件
- ・親権者等の同意のない2か月を超える一時保護の件数 507件

（調査は平成31年4月1日から令和元年7月末までの4か月間に一時保護が解除された事例を対象としており、上記データは調査結果を3倍して年換算したもの。）

令和元年1年間の親権者等の意に反する2ヶ月を超える一時保護の承認に係る家事審判手続の既済件数は524件であり（司法統計）、上記の推計と大きく異ならない。

の下で適切かつ円滑に措置決定等を行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うこととされており（令和4年4月1日施行）、児童相談所への常時助言又は指導できる弁護士の配置が進めば、司法審査の手續に係る対応能力が一定程度向上し、児童相談所の体制整備の一助となるものと考えられる。

- また、司法審査の実現に向けては、予算的措置を含め、体制整備を図るために必要な措置を積極的に講ずる必要がある。

（4）一時保護に関するその他の第三者の関与について

- 上記（3）②のとおり、一時保護の開始の判断について新たな司法審査を導入すべきであるが、一時保護に当たっては、第三者が、保護者や子どもに対して、一時保護に至った事情や今後の見通し等について説明したり、児童相談所との関係調整等を行ったりすることなども重要との指摘もあった。
- また、司法審査の導入のほか、児童相談所から独立した第三者機関が、保護者、子ども、児童相談所からの申立てに基づき、これらの者の意見も聴取した上で、一時保護の手續に関与する仕組みを設けることも検討すべきとの指摘もあった¹¹。
- 関与の具体的内容としては、これらの第三者機関が、児童相談所に対して、一時保護の適否について判断あるいは助言を行ったり、保護者や子どもに対して、その意見を聴くとともに、児童相談所の説明を踏まえて一時保護に至った事情や今後の見通し等について説明するといった児童相談所との関係調整等を行うこと等が考えられる。
- 第三者機関としては、行政機関である児童福祉審議会、子どものオンブズマン制度などが考えられる。行政機関であれば、福祉的な専門性を有するため、助言という関わり方にもなじむ上、司法手續と比較すると、手續負担が軽減され、迅速な判断が可能となり、また、一定の調整機能を果たしうるものと考えられる。あるいは子どもの意見表明の受け皿たる存在として設けることも考えられる。ただし、特に前者の場合、第三者機関といえども行政組織の一部であるため、児童相談所からの独立性や中立性の観点からは十分とはいえず、子どもや保護者の信頼や納得を得られにくい可能性がある点が課題となる。
- 一時保護につき、その他の第三者機関が判断等を行う仕組みについては、上記のような点を踏まえ、第三者機関の構成、当該機関が関与する趣旨と効果、関与の具体的方法、専門性の確保等について、検討が必要である。

¹¹このほか、新たな手続きを創設することは、かえって保護者と児童相談所の双方の負担を増やし、実務を混乱させることになるのではないかという指摘もあった。

(5) 現行制度の運用の改善について

- (3) 及び(4)に記載した制度を実施するにしても、その準備等には時間がかかる。しかし、その間も、できる限り子どもや保護者の権利擁護を図るべきであり、現行制度を前提とした改善も必要である。
- このような観点も踏まえ、本検討会においては、運用を含めた現行制度の改善に関して、
 - ・一時保護に際して、保護者の権利保障や一時保護に対する保護者の納得を可能な限り得る観点から、一時保護の理由や見通しなどについてより丁寧に説明すること、後述の一時保護の説明の際に用いる保護者向けのリーフレットに、既存の救済方法について、相談先等も含め記載すること（**Ⅵ 一時保護を通じて共通する事項** 参照）
 - ・児童相談所が客観的な事実に基づく一時保護を行い、また、遅滞なく必要な手続を行えるよう児童相談所への常時助言又は指導できる弁護士の配置を一層進めることなどの指摘がされた。

Ⅳ 一時保護中の手続等の在り方

1. 一時保護中の処遇の在り方について

(1) 基本的な考え方

- 一時保護を行う場合は、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいはできる限り良好な家庭的環境であるべきであり、個別性が尊重されるべきである。このため、一時保護所内で開放的環境を確保する、里親や一時保護専用施設等への委託一時保護を活用することなどを進めるべきである。
- 特に、一時保護中にも子どもが適切な教育を受けられるようできる限り学校への通学等ができる体制の確保が必要である。
- こうした環境整備・体制確保を進めるためにも、一時保護委託の多様な受皿をなるべく地域に分散して配置するという考えの下、一時保護専用施設や里親等を増加させるべきである。
- また、一時保護所については、人員増加や慢性的な定員超過の解消などの体制整備と、**規則や指導、学習に係る環境改善、子どもの意見が聴かれる仕組みの確保**（**Ⅵ 一時保護を通じて共通する事項** 参照）等が行われるべきであり、これらが担保されるよう、引き続き、一時保護所の第三者評価の実施自治体を拡大すべきである。

(2) 一時保護委託先の確保や環境について

- ① 受け皿の不足への対応について

- 委託一時保護に期待される役割は、開放的環境下での養育、保護された子どもの年齢、性別、多様なニーズに合わせた専門的なケア、委託先の地域的な分散による通園・通学等の機会の確保などであり、こうした観点から、地域ごとに里親、児童養護施設、児童心理治療施設、障害児入所施設など多様な一時保護委託先を確保する必要がある。
- 特に、家庭的養育推進の観点から、里親数の増加のため、里親の制度上の立場や位置づけを整理し明確化することや、民間資源を活用した里親支援についても検討すべきである。一時保護された子どもは養育環境がよく分からない状態で保護されており、身体的、心理的にリスクが高い状態であるため、一時保護に特化した里親の確保についても検討すべきである。
- また、通学ができるようにするためには、一時保護専用施設をより地域に分散して配置する必要がある。そのため、多様な主体が小規模な一時保護専用施設を運営できるようにするとともに、送迎を含む通学に係る支援を検討すべきである。

② 一時保護専用施設の施設・人員配置

- 一時保護における安全確保やアセスメントと施設でのケアワークは目的が異なること、一時保護委託の子どもが混合することで長期に施設入所している子どもに大きな影響を与えること、施設職員が一時保護された子どもに対してのみ手厚く継続的に時間を割くことができないなどから、措置入所中の子どもと一時保護委託中の子どもとを同じ生活空間において処遇することは望ましくないケースがある。このため、一時保護専用施設の設置を進めていくべきである。
- 現在の一時保護専用施設は、子どもの受入定員4人以上6人以下で、かつ専任の職員と子どもの数が概ね1：2であるが、一時保護は多様な子どもを受入れ、重点的なケアが必要となるものであるため、後述の一時保護所職員の人員配置基準の改善を踏まえて、職員の配置基準を改善することも検討すべきである。

(3) 一時保護所内の処遇の在り方について

① 一時保護所の体制について

(施設基準・人員配置基準)

- 現在、一時保護所の施設・人員配置の基準は、児童養護施設に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（(昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「設備運営基準」という。）に準じている。しかし、一時保護所については、多くの場合365日24時間子どもがいること、入退所や緊急対応が多いこと、急

に家庭から離され精神的に落ち着かない子どもなど児童養護施設よりも多様でケアを必要とする状況にある子どもがいることなどから、これらを踏まえた人員配置や設備の基準を策定し、手厚い人員配置やそれらを通じた環境の向上を実現する必要がある。

- まず、人員配置については、一時保護所における処遇の改善のために、一時保護所職員について研修受講や児童福祉司等との丁寧な情報共有が必要になると考えられる。そのためにも勤務ローテーションに余裕を持たせる人員の確保が重要である。既に予算上は子ども2人に対し、職員を1名配置できるとなっているが、実際の配置状況については地域によりバラつきがみられる。
- 加えて、一時保護所は、情報が十分でない中で多様な子どもに対応しなければならないことがあるため、心理職、障害を有する子どもへの対応が可能な職員など専門的知見を有する職員や、職員をとりまとめる指導級の職員の配置が求められている。
- なお、特に夜間については、男女それぞれに対応できる夜勤体制や専門性を有する非常勤職員の人員及び質の確保を進めるべきとの指摘もあった。
- こうした点について、一時保護所の職員の勤務の状況をタイムスタディ等によって調査した上で、必要な人員配置基準について検討すべきである。
- 次に、設備基準については、多様な子どもに対応しなければいけない一時保護所の性質を踏まえて、個別処遇が可能となるよう必要とする設備を検討すべきである。また、一時保護所の施設整備には時間を要するため、子どもの安全が確保される環境であることを前提として、民間の家屋の借上げを行うことや一部の設備について本体施設との共有を認めるなどして、地域に分散して配置できるような柔軟な仕組みも検討すべきである。なお、児童養護施設等と同様、一時保護所においても小規模な単位でのケアを進めるため、一時保護所の適正な規模についても検討すべきである。
- なお、平成23年に設備運営基準が改正された際、施行日に現存する一時保護所については従前の例による旨の経過規定が置かれたが、今般、新たに人員配置や設備の基準を置く際には、こうした猶予措置は限定的なものとするべきとの指摘もあった。

(職員の専門性向上)

- 一時保護所には多様な子どもが入所することも踏まえ、それぞれの子どもの特性や背景への理解が重要であることから、一時保護所に専門職を配置すること、一時保護所職員向けの研修を実施すること、一時保護所の職員と児童相談所の児童福祉司や児童心理司とが連携して心理教育などのケアを行うこ

となどが必要である。このため、スーパーバイザーの配置も含めた一時保護所の人員配置や設備基準の策定や、全国統一の研修プログラムの実施及び研修期間中の代替職員の配置に係る補助などの支援について検討すべきである。

- また、一時保護された子どもは身体的、心理的にリスクが高い状態であるため、里親や施設職員など一時保護委託の受入先の専門性の向上も同様に重要である。

(定員超過への対応)

- 一時保護所の人員配置や設備の基準については、策定後一定の期間を設けて全国的に進めていくべき事項である一方で、現状、特に都市部において、一時保護所の年間の平均入所率が100%を超える自治体が複数存在している。定員超過は処遇の質の低下につながるため、一時保護された児童の権利擁護の観点から、早急かつ計画的に改善を図る必要がある。
- 各自治体における地域資源等の状況に応じて、一時保護所の増設、委託一時保護先の確保、社会的養護の受け皿の確保、一時保護日数の短縮など、定員超過の原因や改善の方策は異なりうる。このため、社会的養育推進計画の内容等も踏まえ、定員超過が常態化している自治体については、定員超過解消のための計画策定を義務づけ、その実施につき第三者が評価を行うことも含めてフォローアップを行うとともに、国としてもこうした取組に対して重点的に支援を行うべきである。また、計画策定が義務づけられるまでの間においても、自治体における自主的な取組を促すべきである。

②一時保護所の環境面について

(規則や指導の在り方)

- 子どもの権利に配慮した取扱いについては、すでに一時保護ガイドラインなどで示されている。しかし、実際にこうしたガイドラインに即した処遇となっているかどうかについては、一時保護所が外から見えにくい構造となっていることもあり必ずしも明らかになっていない。
- そこで、一時保護ガイドラインの趣旨に則った処遇が行われているか等については、後述(③)する一時保護所の第三者評価によりチェックしつつ、個別の子どもに関する処遇の改善や権利擁護については、後述する子どもの意見が聴かれる仕組み(Ⅵ 一時保護を通じて共通する事項 参照)により担保すべきである。

(学習・通学)

- 学校への通学については、教育を受ける権利の保障のためであることはも

もちろん、学校での友達や先生との時間も子どもの成長に与える影響が大きく、学校に通えなくなることが子どもにとって大きな変化であるため、一時保護ガイドライン等にも記載されているように極力これを認めるべきである。

- 他方、一時保護所は、そのほとんどを都道府県が設置し、圏域が広いために通学が物理的に難しい場合がある。また、原籍校に通学させる場合には、通学時の同行など個別の対応が必要となることから、一時保護委託されている子どもでも通学ができていない場合がある。
- このため、一時保護所の地域分散化や地域単位での委託一時保護先の確保等により、原籍校に物理的に通学できる範囲内に一時保護の受皿を確保する必要がある。併せて、学校への送迎に必要な地域連携を行うための補助などを検討すべきである。
- 当面の対応としては、多くの自治体において、一時保護所から通学をしている例がないことから、通学が可能な一時保護所などの好事例についての周知を行うべきである。
- なお、一時保護される子どもの多くは、学年相応の学力が身につけていないため一時保護所内で子どもの学力に応じた学習指導を行うべきとの指摘もあったことから、現役教員の派遣や分教室の設置など安全等の観点から通学ができない子どもに対し所内で適切に学校教育を受ける仕組みについて今後さらに検討を行うべきである。また、子どもが望んでも学校が一時保護所からの通学を認めない事例もあることから、学校との連携・協力のあり方についても併せて検討すべきである。

③ 一時保護所の第三者評価について

- 児童養護施設や乳児院は第三者評価が義務づけられている。他方、一時保護所については、令和元年改正法により第三者評価を含む業務の質の向上が努力義務とされている¹²ものの、その実施率は全一時保護所のうち約1/4となっている。一時保護所については、構造的に外部の目が入りにくい形になっているため、その質を高める観点から、第三者評価を現在の努力義務（児童福祉法第12条第6項）ではなく、義務化することを検討すべきである。その際、アドボケイトやアンケートの仕組み（**Ⅵ 一時保護を通じて共通する事項** 参照）を活用し、入所している子どもの意見も取り入れながら評価をしていくこと

¹² 令和元年改正法により、児童福祉法に以下の規定が追加された。

第十二条

6 都道府県知事は、第二項に規定する業務の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、当該業務の質の向上に努めなければならない。

7 国は、前項の措置を援助するために、児童相談所の業務の質の適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

も考えられる。

- また、第三者評価の実効性を担保するためには、国として全国的な評価基準を策定するとともに、評価を実施する機関も重要となることから、例えば、児童福祉審議会等の既存の組織を活用することや、全国の一時保護所の質を平準化するための評価機関の創設も含めその在り方を検討すべきである。
- さらに、一時保護委託に関しても、環境改善及び委託の促進のために、一時保護専用施設等で第三者評価を実施することも検討すべきである。

2. 面会通信制限、接近禁止命令の在り方について

(1) 基本的な考え方

- 一時保護した子どもについて、保護者が強引な面会や引き取りを求めてきた場合には、児童相談所等は、子どもの福祉を最優先として毅然とした態度で臨まなければならない。
- 現行制度では、虐待を受けた子どもについて、一時保護や施設入所等の措置等が行われた場合に、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた子どもの保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長や入所施設の長は、面会通信の全部又は一部を制限することができる（児童虐待防止法第12条第1項）。
- また、面会通信を全部制限した上で、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた子どもの保護のため特に必要があると認めるときは、都道府県知事や児童相談所長は、接近禁止命令を行うことができる（児童虐待防止法第12条の4第1項）。
- このほか、児童虐待を受けた児童について一時保護を行う際に、児童虐待を行った保護者による連れ戻しのおそれ等がある場合には、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないこととされている（児童虐待防止法第12条第3項）ほか、子どもの福祉の観点から、実務上、児童相談所による「指導」として面会通信の制限を求めることがある。
- 面会通信については、本来、保護者と子どもの双方の利益に属するものと考えられることから、その制限に関しては、判断の適正性を担保し手続の透明性を確保する必要がある。

(2) 平成29年改正法の評価について

- 平成29年改正法による接近禁止命令を行うことができる場合の拡大は、平成28年度の検討会において、当時、親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合にのみ行うことができた接近禁止命令について、例えば、性的虐待を受けた児童・生徒が、一時保護や保護者の同意の下での施設への入所の場合に、加害者（保護者）の待ち伏せの危険があるために通学できない、と

いった課題が指摘されていたことから行われた。

- もっとも、福祉行政報告例によれば、平成29年改正で対象が拡大された接近禁止命令の利用件数は、
 - ・平成28年度 1 件、平成29年度 0 件、平成30年度 3 件、令和元年度 2 件と改正の前後に関わらず非常に少ない。
- その理由として、実態把握調査においては、つきまとい・徘徊を禁止する必要が生じる事例がそもそも多くないこと（約84%）や、そうした事例がある場合も、保護者との話し合いや指導、保護場所の秘匿等の接近禁止命令以外の手段で対応している（約26%）という回答が殆どであった。また、本検討会においては、聴聞手続などに慣れていない自治体が多いとの指摘があった。
- 他方、平成29年改正法により、接近禁止命令が親権者等の同意のある施設入所等の措置にまで拡大されたことで、実際に接近禁止命令を行い、子どもを早く一時保護から里親委託に切替えられた事例があったことも本検討会で指摘されており、件数は少なくとも制度があることを評価するべきであるとの指摘もあった。
- また、福祉行政報告例によれば、接近禁止命令を行う前提となる面会通信の全部制限処分についても
 - ・平成28年度30件、平成29年度24件、平成30年度28件、令和元年度42件と、一時保護や入所等の措置の全体に比して件数が少ない。
- その理由として、実態把握調査においては、面会・通信の制限が必要となる事例がそもそも多くない（約57%）との回答も多かったが、そうした事例がある場合も、児童虐待防止法による面会通信制限以外の手段により対応しているという回答（約45%）が、接近禁止命令の場合に比べ多かった。また、その場合の具体的な手段としては、
 - ・保護者との処遇方針の話し合いの中で了解を得ている
 - ・一時保護の場所や入所先等を非開示にしているに加え、
 - ・児童福祉司指導の内容に面会通信制限を盛り込んで対応している
 - ・施設入所等の措置、一時保護の運用で対応が含まれており、児童福祉司指導、助言指導や継続指導、施設管理上の制約の形で面会通信制限が事実上行われることがあるものと考えられる。
- なお、「子ども虐待対応の手引き」においては、「法第12条によらない、「指導」としての面会・通信制限もありうることから、まずは「指導」としての面会・通信制限を行い、それが守られない場合に「行政処分」としての制限を行う」との記載があり、こうした記載も踏まえて、全国の児童相談所においては処分として現れていない面会通信制限が行われているものと考えられる。

- 面会通信の制限については、一時保護の目的を達するために必要で合理的な範囲では行われて然るべきであるが、そのような場合でも、面会通信の制限にあたっては、子どもの安全安心のために制限が必要かのアセスメントをしっかりと行うことが前提となる。
- また、特に処分によらない面会通信の制限については、制限を受けた保護者や子どもにとって不服を述べる機会が損なわれるおそれがあることから、制限が必要な理由をしっかりと説明し理解を求める必要がある。その上で、児童虐待の防止及び子どもの保護のために必要がある場合には、適切に児童虐待防止法第12条に基づく面会通信制限を行うべきである。なお、子どもの面会と引き替えに一時保護や施設入所等の措置への同意を保護者に迫るようなことがあってはならない。

(3) 平成29年改正法の評価を踏まえた接近禁止命令・面会通信制限の対象の拡大について

- 本検討会においては、接近禁止命令や面会通信制限について、活用場面を更に広げるため、
 - ・加害親以外の親と同居しているケースや親族宅に身を寄せているケースなど社会的養護の外にある在宅措置中のケースに拡大すべき
 - ・虐待を認定する前の段階での活用や非加害親や親族に対しても命ずることができるようにするため、条文上「児童虐待を受けた児童」や「児童虐待を行った保護者」といった限定を外し、児童の福祉を害する場合に、その福祉を害する者に対して面会通信制限や接近禁止命令を出せるような制度として見直すべき
 との指摘があった。活用場面の拡大は、現場において、児童虐待の防止や児童の保護のために必要なことがあると考えられる一方で、
 - ・子どもにとっては家族との関係が制限される場面であり、また、対象場面を拡大することにより親権そのものの制限との関係も問題となることから、慎重な検討が必要
 など保護者や子ども自身の行動の制限や行政権限の行使に関して慎重な立場からの指摘もあった。
- また、議論の前提として、処分によらない面会通信の制限がどのように行われているかの実態をまず把握すべきとの指摘があったことも踏まえ、接近禁止命令・面会通信制限の対象拡大については、平成29年改正後の仔細な実態の調査も行った上で、引き続き検討すべきである。

(4) 接近禁止命令・面会通信制限への司法審査の導入について

- 平成28年度の検討会でも議論のあった接近禁止命令・面会通信制限への家庭裁判所の審査の導入については、
- ・子どもや保護者の基本的な権利である面会通信を制限するのであれば、司法審査を経るべき
 - ・一時保護の開始時に司法審査が導入された際には、一時保護の審査と同時又は必要な時に、司法が面会通信制限や接近禁止命令を発令する仕組みをとることで、資料が共通することなどから、児童相談所としても活用がしやすく、かつ、迅速に子どもの安全・安心を守ることも可能となるのではないかという指摘があった一方で、
 - ・子どもが害されるような面会であればそもそも面会権を行使し得ないという考え方も可能であり、そもそもの権利義務関係について整理が必要との指摘や
 - ・仮に司法審査を入れるとすると、迅速な手続が求められるため、子どもの意見は、児童相談所等が聴取して書面として家庭裁判所に提出した内容が審判の基礎となるが多くなると思われ、中立性の点で問題
 - ・子どもや家族の状況が全くわからない一時保護した当初から、調査が進んで子どもや家庭の状況が徐々に明らかになっていく中で、子どもの意向や制限の必要性等の事情は日々変化するため、迅速かつ柔軟な判断が求められるが、裁判所にそれが可能なのか
 - ・たとえ司法審査を導入したとしても運用で面会交流などを制限する実務が残るのであれば、結局司法審査は活用されない
- など司法審査の導入に係る課題の指摘もあった。
- そこで、(3)と同様に、まずは一時保護、措置中における面会交流がどの程度行われているのかを調査し、処分として現れていない面会通信制限の実態を把握すべきである。その結果、不当に面会交流を制限している事例があれば、現場においてケースに応じて適切に面会通信制限処分や接近禁止命令が行われるよう「子ども虐待対応の手引き」の改訂その他の方法で徹底を図るべきである。
- その上で、面会通信制限や接近禁止命令に関する判断の適正性や手続の透明性を確保するために、一時保護の判断に関する議論（Ⅲ 一時保護の開始に当たっての手続等の在り方 3. (3)参照）と同様、関係省庁等において、司法審査や第三者の関与について検討を行うべきである。この検討に当たっては、司法関与に関する本とりまとめの議論（Ⅲ 一時保護の開始に当たっての手続等の在り方 3. (3)及びⅤ 一時保護の解除に当たっての手続等の在り方 2. (3)②参照）も含め、司法と行政の役割の在り方や親権制限に関する

議論と併せ議論するべきである。

- この検討にあたっては、接近禁止命令・面会通信制限については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律において、裁判所による保護命令の制度が存在することや、同制度において一定の場合に被害者と同居している子が保護命令の対象となっていることなどから、同制度との関係にも留意するべきである。
- なお、(3)とも関連するが、加害親以外の親と同居しているケースや、親族宅に身を寄せているケースなど社会的養護の外にある在宅措置中のケースにおける面会通信制限は、現行法において規定がないものの、児童相談所が行う指導措置の内容の中に児童相談所の許可なく親権者が子どもに会わないこととするものを含んでいることが実務上あり、親権者に対するこのような面会制限についても、上記の司法審査ないし第三者機関の関与の対象とすべきとの指摘もあった。

V 一時保護の解除に当たっての手續等の在り方

1. 一時保護の解除に当たってのアセスメントやカンファレンスの在り方等について

(1) 基本的な考え方

- 一時保護の開始に当たっての基本的な考え方は、解除に当たっても妥当する（Ⅲ 一時保護の開始に当たっての手續等の在り方 参照）。
- 一時保護の解除及び家庭復帰の判断は、子どもの安全を確保する観点から、一時保護の決定と同じように重要であり、一時保護解除後の虐待の再発生率などのデータを集積しつつ事実に基づいた慎重な判断が行われるべきである。また、一時保護の解除の場面は、児童相談所による家庭支援において特に重要な場面であり、家族の強みを十分に評価し、適切な支援を行うことも必要である。
- また、家庭復帰ができない場合、施設入所等の措置が行われることになるが、その際の保護者及び子どもへの説明に当たっては、措置後の親子関係再構築にも配慮されなければならない。

(2) アセスメント・カンファレンスについて

- 一時保護の解除に際しては、家庭の持つ強みに着目しつつも、近年、家庭復帰後に重篤な死亡事故が起きた事例が生じていることから、特に以下の観点から、情報収集やアセスメントを徹底すべきである。
 - ・保護者と子どものニーズ

- ・子どもの生活の場におけるサポート体制があるのか
 - ・市区町村でその保護者と子どもをどうサポートするのか
 - ・再発を防ぐための保護者支援プログラムの必要性、こういったプログラムか
処遇を決定する機関が支援プログラムを実施できるか
 - ・万が一再発した場合に子ども自身が助けを求められるか
- 特に、子ども本人のニーズを把握するためには、一時保護所の職員や一時保護委託先などの子どもの観察者の意見を聞くとともに、子ども本人からも適切な方法で意見を聴くことが必要である。
- また、上記のアセスメントの際の観点を踏まえ、現状、入所等の措置の解除に際して使用するものを準用して用いている「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」を、一時保護解除の際に活用できるものを別途作成すべきである。チェックリストの作成に当たっては、安全が確保されていることの裏付けや、必要な調査を終えているかが見て取れるように項目立てを工夫すべきである。
- なお、一時保護解除に当たっての児童相談所のアセスメントは、子どもや保護者と共有し、それぞれのニーズやそれに対応するかの意識合わせを行うことも必要との指摘もあった。
- また、解除の際のカンファレンスについては、一時保護解除の判断は慎重に行われるべきものであることから、以下のように、既存の制度を活用して、児童相談所の決定をサポートすべきとの指摘もあり、これについて検討すべきである。それとともに、調査しても真実が分からない時の対応について考え方を規定し、いたずらに保護を長引かせない工夫をする必要がある。
- ・一時保護の解除の場面でも、危険性があるとか、児童相談所の判断だけでは難しい場合には、児童福祉審議会も含め専門家の意見を聴くことができるようにする。なお、児童福祉審議会を活用する場合、専門性が確保されることや迅速な会議の開催がなされることが必要である
 - ・一時保護解除をした後の市区町村の対応に関する議論や情報共有のために、市町村に設置される要保護児童対策地域協議会の実務者会議等を児童相談所の援助方針会議に先立ち開催する必要がある

(3) 措置に係る保護者の費用負担について

- 児童福祉法においては、子どもを児童養護施設等に入所させる措置をとった場合、要する費用は都道府県（指定都市、児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が支弁するものとされ（児童福祉法第50条）、都道府県が支弁する費用についてその半分を国庫が負担することとなっている（児童福祉法第53条）が、費用を支弁した都道府県の長は、本人又はその扶養義務者から、その負

担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができるものとされている（児童福祉法第56条第2項）。

- こうした保護者の負担能力に応じて措置に係る費用を徴収する仕組みについては、実際の現場において、保護者が負担金に反発することで、措置について同意がとれず、迅速な措置が阻害される事態が生じていることから、保護者から負担金を徴収してよいのかとの指摘がされた。
- 実際にも、実態把握調査において、施設入所等の措置の決定において、親権者等の同意を得るうえで課題となる説明事項として、措置にかかる保護者の費用負担を挙げた児童相談所が約68%（130箇所）あった。
- これについて、検討会においては、
 - ・保護者に負担金を課すことで、子どもの養育の安定性が害されるようなことがあってはならないとの指摘があった一方、
 - ・保護者の費用負担は、扶養義務者である保護者が本来負うべき扶養料について負担能力のある保護者には一定の負担を負わせる制度とされており安易に廃止すべきでないとの指摘もあった。
- したがって、今後の保護者の費用負担については、虐待を行った保護者を含む本人又は保護者に仮に負担能力がある場合でも費用負担を求めないことについて社会的な合意が得られるか等の観点から慎重に検討すべきであり、早急に結論を得ることは困難であるため、保護者が負担金に反発して措置が円滑に行えなかった事例や負担金の徴収状況及び強制執行の実施状況等に関して、地方公共団体に対し更なる調査を実施した上で、国内外他制度の動向も踏まえつつ引き続き検討を行う必要がある。
- 他方、保護者から同意がとれずに迅速な施設入所等の措置が妨げられる事態が生じるとの懸念については、むしろ施設入所等の措置について説明や説得を行う児童福祉司等の職員が、併せて費用徴収の事務を行うことで生じる運用上の問題とも考えられることから、現時点で行える工夫として、各自治体内でケースワークと費用徴収とで役割を分担する体制をとることも考えられ、こうした運用を広げていくことを当面行うべきである。

2. 保護者支援・指導の在り方について

(1) 基本的な考え方

- 児童福祉法及び児童虐待防止法においては、国及び地方公共団体は、
 - ・子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援すること（児童福祉法第3条の2）

・児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他児童虐待を受けた子どもが家庭で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うための体制整備（児童虐待防止法第4条第1項）

などが求められている。また、児童相談所等は、

・児童虐待を行った保護者に対して保護者指導を行う場合には、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努める（児童虐待防止法第11条第1項）

こととされている。

- このように、地方公共団体は、広く保護者に対する支援や指導がその役割となっている。特に児童相談所等は、専門的な支援や指導が求められており、保護者支援は身近な場所における支援から専門的支援・指導まで重層的に行うこととなっている。こうした支援が全国で提供される体制整備は喫緊の課題である。
- そこで、児童相談所においては、専門的支援・指導を着実に実施するため、内部又は外部における保護者支援プログラム等の資源を把握し、児童心理司等がその活用方法を理解し、必要な保護者に適切に実施できるような所内の体制を構築することが必要である。
- その前提として、国は、民間団体等の外部の資源への委託が進むよう、保護者プログラム等を行う民間団体等の設置促進や自治体における体制整備のための支援等を行うべきである。
- また、措置や一時保護解除後の家庭復帰においては、児童相談所と市区町村との間で丁寧なケースの受け渡しを行う必要がある。

（2）児童相談所及び市区町村における保護者支援・指導の在り方について

- 児童相談所が行う保護者支援・指導においてとりうる手段の1つとして保護者支援プログラムがある。保護者支援プログラムは、医療的なものから子育てスキルを教えるものまで多様なレベルのものが存在する。そこで、重篤な虐待事例には専門性の高いプログラムを使いつつ、予防的な観点から行う場合を含め広く行う場合には心理教育的なプログラムやペアレントトレーニングを使うといった複数のレベルを各児童相談所設置自治体の管内で実施できるよう体制を整備すべきである。
- その際、既存のプログラムについては、どのプログラムがどのような人に効果的なのかといったエビデンスについて、今後、既存の研究も含めて確認をしていく必要がある。
- また、専門的なプログラムについては、実施できる児童相談所職員や民間団体が地域により偏在していると考えられることから、その実態を調査すると

ともに、NPO等の民間団体や児童家庭支援センター等によるプログラムの実施を促進するため研修担当者養成等の支援方策を検討すべきである。なお、地域偏在を解消するために、プログラムの実施方法についてはオンラインの活用を進めることが重要である。

- 他方、前述の通り、重篤でない事例については、一時保護を解除する際に、保護者に対し、子どもの欲求を理解するための支援や子どもと安全に暮らすための支援を広く短期で行うことも重要であり、児童相談所職員や市町村などでも取り組めるようなプログラム又はツールが必要となる。
- なお、プログラムはあくまで保護者に対するソーシャルワークの手法の一つであり、そもそものソーシャルワークの中で、保護者に対する支援・指導が適切になされることが重要である。その上で、プログラムがケースワーク全体の中でどのような役割を担うのかを個別事例毎にしっかり位置付けることが重要であり、プログラムを受けること自体がスティグマ化する可能性も考慮し、リスクが高い保護者にプログラムをどう受け止めてもらえるかも含めた検討が必要である。
- また、そうした支援・指導の効果を継続的に把握し、再び虐待や養育不安が生じないようにフォローしていく必要がある。措置や一時保護の解除後の家庭復帰においては、児童相談所は一定期間児童福祉司指導を行う必要があるため、そうした仕組みを利用しながら、市区町村を中心とした地域における継続的な支援に円滑に繋がるよう、両者間で丁寧なケースの受け渡しを行う必要がある。

(3) 保護者指導に関する司法関与の在り方について

①平成29年改正法の評価

- 平成29年改正法による保護者指導勧告の場面の拡大は、平成28年度の検討会において、児童虐待を行った保護者に対する指導については、児童相談所と保護者との対立構造が生じ、実効性を上げられないケースがあることから、指導の実効性を高めるために裁判所を関与させるべきとの指摘を受け、保護者に対する指導への司法関与として、里親委託や施設入所等の措置の承認の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県等に対して保護者指導を勧告することができることとし、家庭裁判所は勧告の下での指導の結果を踏まえて審判を行うこととしたものである。
- もっとも、最高裁判所事務総局家庭局による実情調査によれば、
 - ・平成29年改正法により導入された審判前の勧告がされた件数は、平成30年は2件、令和元年は12件
 - ・同様に平成29年改正法により導入された却下後の勧告がされた件数は、平成

30年は0件、令和元年は7件

となっており、あまり利用されていない。

- 実務上、家庭裁判所による勧告は、児童相談所側からの勧告を求める上申を受けて行われることが多く、勧告の件数が少ないのは上申の提出自体が少ないことが原因と考えられるが、児童相談所から保護者への指導の実効性を高めるために裁判所を関与させるという平成29年改正法の目的に照らし、制度改正も含め、保護者指導勧告の活用の在り方について検討することが重要である。
- 本検討会では、上申が少ない理由として、
 - ・ 現行の児童福祉法第28条に基づく入所等措置に係る家事審判を利用した制度は親子分離を求めながら在宅指導を求めるものであるため児童相談所にとって使いづらいことや、同条に基づく措置の法的対応の中で考えねばならず、弁護士等とも協議しながら進めなければならないことなどが考えられるとの指摘があった。また、実態把握調査においても、保護者指導勧告制度の課題について、
 - ・ 児童相談所と保護者との間で決裂し家事審判に至っているため、児童相談所から指導を行うのは現実的ではないとの回答があった。
- このように平成29年改正法により対象場面が拡大された保護者指導勧告制度は、改正目的に照らして、必ずしも現場にとって活用がしやすい制度とはなっていない。
- なお、実態把握調査によれば、事例は少ないながら、平成30年度及び令和元年度に家庭裁判所から保護者指導勧告が出されたケースについて、勧告を経て効果が見られた例も回答されている。具体的には
 - ・ 指導方針が明確になることで、保護者は納得しやすくなるし、児童福祉司にとっては指導がやりやすくなる
 - ・ 指示により保護者支援プログラムを受講し、児童相談所が親子の面会交流に向けて指導中であるなどの回答があった。

②平成29年改正法を踏まえた保護者指導の在り方

- 上記のように、少数ながら保護者指導勧告制度を活用している児童相談所もあることから、現行制度の下でできることとして、指導勧告の内容としても用いることが考えられる保護者支援プログラムの活用を促進するとともに、保護者指導勧告がされた事例を収集し、その上申の内容や活用方法について、自治体間で共有を図ることも検討すべきである。

- その上で、本検討会においては、今後の保護者指導の在り方として、
 - ・保護者指導勧告の枠組は維持しながらも、利便性を高めるため、児童福祉法第28条手続とは独立した別の申立制度を作るべき
 との指摘や、
 - ・上申の有無に拘らず勧告を出すべき
 - ・保護者に対して直接命令を行うようにすべき
 など保護者指導について家庭裁判所の主体性を強化する方向の指摘があった。
- こうした指摘の一方、
 - ・現在の家庭裁判所の関わりは、児童相談所の権限行使を承認するかという形となっており、それ以外の関わり方が枠組としてできるのか
 - ・具体的な指導内容について家庭裁判所が独自に判断を出すことには限界があり、行政の役割なのではないか
 など、家庭への関与に係る司法と行政の役割の在り方全体にわたる指摘もあった。
- したがって、保護者指導に関する司法関与の在り方について、児童福祉法第28条手続とは独立した別の制度とすることも含めて家庭裁判所が児童相談所の権限行使を勧告するような形が望ましいのか、裁判所が直接命令を行うような形が望ましいのか、仮に後者の場合は、どのような制度設計が必要かについて更に検討すべきである。この検討に当たっては、司法関与に関する本とりまとめの議論（**Ⅲ 一時保護の開始に当たっての手続等の在り方** 3.（3）及び**Ⅳ 一時保護中の手続等の在り方** 2.（4）参照）も含め、司法と行政の役割の在り方や親権制限に関する議論と併せ議論すべきである。

Ⅵ 一時保護を通じて共通する事項

1. 子どもの権利擁護について

（1）基本的な考え方

- 一時保護は子どもの重大な権利制限であることを踏まえ、一時保護の手続に当たっては、子どもが権利の主体であることを常に念頭に置き、その権利擁護の観点から、手続の各段階において子どもの意見表明の機会の保障や意見表明の支援を行うべきである。また、可能な限り子どもの意見を処遇に反映し、または、子どもに対し、意見の取扱いに関する報告を行うことで、子ども自身が尊重されるべき主体であるという認識を持てるようにするための取組が必要である。
- また、子どもの将来にわたる自己実現の観点から、処遇に係る児童記録票の保管や開示にかかる手続の在り方について見直しを行うべきである。

(2) 処遇の決定手続における子どもの意見表明について

- 一時保護の開始や解除に当たっては、子ども自身が置かれている状況や今後の見通しなどを把握できるよう、年齢等の特性を踏まえた説明を行った上で、適切な方法で子どもの意見を聴取することが重要である。なお、乳幼児や障害児など、意見を形成し又は表明することが難しい子どもについても、できる限りその思いを把握するよう努めなければならない。
- 「一時保護ガイドライン」や「子ども虐待対応の手引き」においては、一時保護や施設入所等の措置に当たって子どもに説明すべき事項等について具体的に記載をしているが、実態において、それが形式的な説明にならず、子どもが意見を形成する前提となる情報提供が尽くされているかは、なお検討される必要がある。
- また、一時保護の手続等の過程における子どもの意見聴取の際に、子どもが自らの意見を形成し、表明するための支援として、アドボケイトの仕組みについても検討されるべきである。第一義的には児童相談所の児童福祉司、児童心理司及び一時保護所職員等においても、子どもから意見を聴く上での基礎的な態度等について研修等により身につけなければならないが、聴き取りを行う者として、独立した第三者を利用することも検討すべきである。
- また、言葉で表したことが子どもの意向ではないことに留意しつつ、聴き取った意見については、できる限り観察者の主観を排除して正確に記録されなければならない。聴取内容については、職員間で広く共有され、処遇の決定に当たっては常に参照されなければならない。そのためにも、児童相談所・一時保護所間の情報共有の一層の進展が図られるべきである。
- さらに、虐待などにより傷ついた子どもに、自らが尊重されるべき主体であることを認識してもらうためにも、自らの意見がどう取り扱われたかの説明や報告を行うことも重要である。
- なお、子どもの意見表明を支援する仕組みの在り方や子どもの権利を擁護する仕組みの在り方については、平成29年改正法附則第7条第4項に基づき別途検討¹³が行われていることから、こうした検討と併せて具体的な仕組みについて検討すべきである。

¹³ 令和元年改正法の附則には以下の規定がある。
(検討等)

第七条

- 4 政府は、この法律の施行後二年を目途として、児童の保護及び支援に当たって、児童の意見を聴く機会及び児童が自ら意見を述べるができる機会の確保、当該機会における児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(3) 一時保護中の権利擁護について

- 一時保護所は、子どもが社会的養護と初めて接する場面であることが多く、自分の意見を聞いてもらえることや権利を侵害されたときにどう対処すればよいのかを子どもに教育し、意識づけするために重要な機会となる。
- このため、一時保護開始時の権利ノートなどを使った説明や意見箱の設置などの取組の推進に加え、一時保護所に定期的に外部の第三者が訪問して意見表明を支援する制度を整備することも検討されるべきである。こうした仕組みについては、児童福祉審議会やそれ以外の第三者機関など様々な在り方が考えられるため、前述の子どもの意見表明を支援する仕組みの在り方や子どもの権利を擁護する仕組みの在り方に関する検討と併せて、引き続き議論を進めるべきである。
- このほか、例えば退所時に子ども自身に一時保護所での経験を評価してもらう取組や、退所する前でも子どもたちにアンケートやヒアリングをするなどの取組、一時保護経験者からのヒアリングも考えられ、そうして得られた意見を通じ、個々の処遇や一時保護所の運営の改善等を図ることも推進すべきである。
- なお、このような子どもの権利擁護の必要性は、一時保護委託においても同様であり、一時保護委託における権利擁護も併せて推進すべきである。

(4) 子どもに関する記録の取扱いと子どもの知る権利について

- 一時保護及びその後の処遇の決定は、子どもの生活に重大な変更が加えられる場面であり、そうした決定の経緯等の情報に子どもがアクセスできることは、知る権利の保障、ひいては子どもの自己実現の観点から重要である。
- この点、児童相談所運営指針（平成2年3月5日付け児発第133号厚生省児童家庭局長通知）によれば、一時保護決定通知書、措置決定通知書など含む児童記録票の保存期間は、原則として以下の取扱いとなる¹⁴。
 - ・施設入所等の措置をとった児童の記録票は、その児童が満25歳になるまでの間
 - ・通所や指導等の措置をとった児童の記録票は、その児童が措置を解除されてから5年間
 - ・上記2点以外の援助を行った児童の記録票は、その取扱いを終了した日から5年間
- 子どもの知る権利を実質的に保障するため、保存期間を当人が知らないまま記録が破棄されることのないよう、一時保護の解除時や施設からの退所時

¹⁴ 養子縁組が成立した事例は永年、棄児・置き去り児の事例で措置を解除した場合など、将来的に児童記録票の活用が予想される場合は長期保存とされる。

には、子どもに対して、その記録の保管期間や開示請求の方法などを説明する必要がある。また、保管期間を過ぎて記録が破棄される前に、当人に可能な限り連絡を行うことや、外部機関に保管を委託するなどして将来的に保管期間を延ばすことも検討されるべきである。

2. 保護者との関係について

- 保護者は、親権を有するとともに、子どもを心身共に健やかに育成することについて、第一義的な責任を負っている。
- このため、一時保護や施設入所等の措置、面会通信制限等の手続においては、行政権限の行使により事実上権利や利益に制限を受ける保護者の手続保障が重要となる。
- この点、一時保護に際して、保護者の権利保障が必要なことはもちろん、保護の理由が分からない限り保護者の納得が得られず、その後の支援に悪影響が生じることや、家族再統合が進まないことも懸念されるため、一時保護をした後可能な限り速やかに説明する必要がある。
- この際、子どもと引き離された保護者の心情にも十分に配慮しつつ、一時保護の理由や見通し、不服がある場合の手続き等について丁寧に説明することが重要である。一時保護に同意しなければ子どもと面会をさせない、虐待行為を認めなければ一時保護を解除しない、といったように、一時保護の権限を背景として保護者に強圧的に判断を迫ることはあってはならない。
- また、保護者の納得が得られるよう努めるとともに、対応する職員や自治体における慣行、保護者と対立関係にある等の事情により保護者への説明振りが変わることを防ぐため、法律の規定やその後の手続、保護者の権利や救済手段等についてまとめたリーフレットを作成することを検討すべきである。
- なお、一時保護の決定に係る保護者の手続保障や、面会通信制限に係る手続の透明性の確保については先に述べた通りである（Ⅲ 一時保護の開始に当た
っての手続等の在り方、Ⅳ 一時保護中の手続等の在り方 参照）。

Ⅶ おわりに

- 一時保護は、子どもを虐待から守り、その安全を確保するという重要な役割を担う一方で、親子を分離するという強い権限行使を伴うものである。近年、一時保護件数が増加していることに加え、社会環境の変化等により子どもや家庭が抱える問題が複雑化していることが背景にある子どもも多く保護されるようになってきている。こうした中で、一時保護に関する課題は重要性を増しており、その開始・期間中・解除のそれぞれの場面において、一時保護の質を高めることが喫緊の課題となっている。こうした観点から、本とりま

とめでは、一時保護の手の流れにそって、現行制度の課題や改善点を整理した。

- 本とりまとめを踏まえ、国においては、必要となる制度的対応や運用の改善について検討するとともに、一時保護の現場である自治体における取組が一層推進されるよう、必要な支援等について検討されることを望む。

子どもの権利擁護に関するワーキングチームについて

設置の趣旨

令和元年6月19日に成立した児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）附則第7条第4項において、子どもへの権利擁護の在り方について、施行後2年後までに、検討し、必要な措置を講じるものとされた。

これを踏まえ、子どもの権利擁護に関する国内外の事例収集や課題の検討等を行うことを目的として、本ワーキングチームを開催する。（令和元年12月19日に第1回開催）

検討事項

- (1) 子どもの意見表明を支援する仕組みの在り方
- (2) 子どもの権利を擁護する仕組みの在り方
- (3) その他子どもの権利擁護の在り方

スケジュール

令和元年	12月19日	第1回開催
令和2年	7月27日	第2回開催
令和2年	10月2日	第3回開催
令和2年	12月4日	第4回開催
令和2年	12月14日	第5回開催
令和3年	1月25日	第6回開催
令和3年	2月19日	第7回開催
令和3年	3月8日	第8回開催
令和3年	3月29日	第9回開催
令和3年	4月9日	第10回開催
令和3年	5月21日	第11回開催
令和3年	5月27日	とりまとめ

委員

○相澤 仁	日本子ども家庭福祉学会 会長 大分大学 福祉健康科学部 教授
池田 清貴	くれたけ法律事務所 弁護士
栄留 里美	大分大学 福祉健康科学部 講師
榎本 英典	前 三重県 児童相談センター 子どもの権利擁護コーディネーター
大谷 美紀子	大谷&パートナーズ法律事務所 弁護士
奥山 真紀子	日本子ども虐待防止学会 理事長
川瀬 信一	千葉県生実学校星久喜中学校分教室 教諭
久保 健二	福岡市 こども総合相談センター 課長（連携支援担当）、弁護士
中嶋 麻理子	東京都 福祉保健局 少子社会対策部 子供・子育て計画担当 課長
永野 咲	武蔵野大学 人間科学部 社会福祉学科 講師
中村 みどり	Children's Views & Voices 副代表
林 美恵子	大阪府 福祉部 子ども室 家庭支援課 課長
堀 正嗣	熊本学園大学 社会福祉学部 教授
前橋 信和	関西学院大学 人間福祉学部 教授
○座長	(敬称略、五十音順)

(令和3年5月27日)(ポイント)

①基本的な考え方

- 子どもの権利保障を理念として明確に位置付けた児童福祉法第1条や、子どもの意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを定めた同法第2条の考え方を常に基本として広く子どもの権利擁護に関する施策を推進すべき。

②子どもの意見表明権の保障

1. 個別のケースにおける意見表明

- 都道府県・指定都市・児童相談所設置市(都道府県等)が在宅指導・里親委託・施設入所等の措置を行う場合には、子どもの年齢等に合わせた適切な方法により、あらかじめ子どもの意見を聴取しなければならぬ旨を児童福祉法に規定すべき。
- 一時保護する場合には事前の意見聴取を原則としつつ、あらかじめ意見を聴くことが難しい場合は事後速やかに意見を聴くこととすべき。
- 都道府県等は意見表明を支援する者の配置など子どもの意見表明を支援する環境の整備に努めなければならない旨を規定すべき。

2. 政策決定プロセスへの子ども参画

- 都道府県等が子ども家庭福祉に関する制度・政策を検討する際には、社会的養護のもとで暮らす子ども・経験者の視点が反映されるような仕組みを設けるべき。
- 社会的養護の当事者団体の活動の活性化・安定化を図るための支援に取り組むべき。

③権利擁護の仕組み

1. 子ども家庭福祉分野での個別の権利救済の仕組み

- 原則として全ての自治体において児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の仕組み(措置等の決定について子どもからの申し立てに基づき意見具申を行う等)が整備されるよう取組を促進していくべき。また、児童福祉法上、都道府県等は、子どもの権利擁護の仕組みの構築に努めなければならない旨を規定すべき。
- 児童福祉審議会は、独立性(児童相談所や施設等と利害関係を持たない委員の任命等)、迅速性、子どもからのアクセス、子どもの権利擁護等に関する専門性といった要素を担保すべき。

2. 子どもの権利擁護機関としてあるべき制度

- 国レベルのコミッショナーについての検討や、自治体のオンブズパーソンの取組を促進するべき。

④評価

- 個別の権利救済を図るのみならず、社会的養護のもとで暮らす子ども・経験者や外部の専門家が児童相談所、一時保護所や施設の運営全般を点検・評価し、その結果を踏まえて改善を図るサイクルを定着させることが必要。
- 一時保護所の第三者評価を義務化するべき。また、各自治体において中立的・専門的な評価を行える体制の整備を進めるとと

子どもの権利擁護に関するワーキングチーム とりまとめ

令和3年5月27日

はじめに

我が国が平成6年に児童の権利に関する条約を批准してから 25 年以上が経過し、この間、子どもを取り巻く社会環境は大きく変化してきている。

たとえば、子どもの権利に対する重大な侵害である児童虐待について、条約を批准した平成6年度における児童相談所の虐待相談対応件数は 1,961 件であったところ、以後は年々増加の一途を辿り、令和元年度には 19 万 3,780 件に達している。死亡事例や重症事例も依然として発生しており、適切なアセスメントを行い必要な場合には躊躇なく一時保護することなどが求められるが、中には、子ども自身の意見が適切に反映されずに危険に陥っている事例もあることが指摘されている。また、平成 21 年度には社会的養護関係施設における被措置児童等虐待を防止するために届出・通告等の制度が法定化されたが、同制度の実施状況を見ると、平成 30 年度には全国で 95 件のケースで虐待の事実が認められている。

このような状況に対して、これまでも累次の制度改正等が行われてきたが、近年、子どもへの支援のあり方を考えるうえで、子どもの権利擁護の重要性が改めて指摘されている。

まず、平成 28 年3月の「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」報告書(以下「平成 28 年報告書」という。)では、児童福祉政策の基本理念として子どもの権利保障を位置付けることの重要性が指摘された。この報告書を受けて「児童福祉法等の一部を改正する法律」(以下「平成 28 年改正法」という。)により児童福祉法第一条の理念規定が見直され、児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること等が明確化された。加えて、個々のケースについて子どもの権利を擁護する仕組みを整備するために、自治体が設置する児童福祉審議会を活用するための所要の規定の整備が行われた。

その後も、「新しい社会的養育ビジョン」(平成 29 年8月)、「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループとりまとめ」(平成 30 年 12 月)等において、子どもの意見表明を支援する仕組みや権利擁護機関のあり方など、子どもの権利擁護を図るための施策について

継続的に検討が重ねられてきた。

そうした流れの中で、平成 30 年 7 月には「都道府県社会的養育推進計画」の策定要領がまとめられた。これを受け、平成 31 年度末までに各自治体が社会的養育関連施策全般にわたる新たな計画を策定しており、その中には意見聴取・アドボカシーを含む子どもの権利擁護の取組も記載されたところである。また、様々な問題が指摘されている一時保護についても、平成 30 年 7 月に「一時保護ガイドライン」が策定され、子どもの権利擁護を前提とした適切な保護を行うための対策が進められている。

そのような中、令和元年 6 月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(以下「令和元年改正法」という。)附則第 7 条第 4 項において、子どもの意見を聴く機会の確保、意見表明支援の仕組みの構築、権利擁護の仕組み等が改めて検討事項とされた。

※ 令和元年改正法附則第 7 条第 4 項

政府は、この法律の施行後二年を目途として、児童の保護及び支援に当たって、児童の意見を聴く機会及び児童が自ら意見を述べるができる機会の確保、当該機会における児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

これらの経緯を踏まえ、「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム」(以下「ワーキングチーム」という。)が設置され、令和元年 12 月から 11 回にわたり議論を行った。ワーキングチームでは、社会的養護の経験者や、子どもの権利擁護に関して先駆的に取り組んでいる民間機関・自治体等の関係者からのヒアリングを実施し、また、児童養護施設、児童自立支援施設、一時保護所や里親のもとで生活している子どもからも直接意見を聴き、子どもの意見表明権の保障のあり方、権利擁護の仕組みのあり方等を検討し、目指すべき方向性を整理した。

今後、とりまとめに沿って、制度的な対応も含め、国において速やかに必要な措置を講じるべきである。

1. 基本的な考え方

平成 28 年改正法による改正後の児童福祉法第 1 条では、子どもの権利保障を同法の理念として明確に位置付けている。すなわち、子どもは単に保護される客体として存在するのではなく、権利を享有し行使する主体であり、一人の独立した人格として尊重されなければならないことが明らかにされた。

また、子どもの権利を守り、福祉を保障するためには、保護者、市民、国や地方公共団体といった社会全体が子どもの意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮していくことが求められる。このため、同法第2条では、このことを全ての国民の努力義務として規定している。

※ 児童福祉法(抜粋)

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

こういった考え方は、児童の権利に関する条約を基礎として、子ども家庭福祉分野の制度全体に通ずるものとして明らかにされたのであり、在宅で暮らす子どもも含めて広く子どもの権利擁護に関する各種の施策を推進していくうえで、常に基本とされなければならない。

また、障害者基本法第1条には「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念が規定されており、障害児をも包含した権利擁護の仕組みを構築すべきである。

2. 子どもの意見表明権の保障

「私たち抜きに私たちのことを決めないで」(Nothing about us without us)というメッセージがあるように、子どもの最善の利益を優先して考慮した福祉の保障を実現するには、子どもが意見を表明する機会が確保され、周囲の関係者が意見を聴き、適切に考慮・反映する環境が整えられることが前提となる。

これを社会的養護の分野について言えば、児童相談所などが子どもに影響を及ぼす重要な意思決定を行う場面や、日頃の生活の場面において、子どもが意見を表明できる手続を整備し、行政の決定や支援のあり方を決めるうえでの子どもの参画を保障することが必要である。ワーキングチームが実施した子どもからの意見聴取(以下「子どもからの意見聴取」という。)でも、児童相談所の担当ケースワーカーや施設職員が丁寧に意見を聴いてくれたことや、一時保護所において「この先どうなるか、意見を尊重してくれた」こと、「「あなたはどうか」と聴いてくれた」こと等についての肯定的な声があった。

他方で、子どもの中には、大人に意見を表明することへの抵抗感や、自分の

考えや思いを意見として整理して表明することへの困難を感じるものが少なくない。子どもからの意見聴取では、「自分自身の権利について知らされていない」、「大人を信用できない」、「相談した後のことが心配」、「ケースワークの進捗状況を知らされない」、「多忙なケースワーカーに対して遠慮してしまう」等の声があったように、大人や制度の側に様々な要因があることが伺える。特に、大人に対して根強い不信感をもっている被虐待経験のある子ども、社会的養護のもとで生活している子どもは、対面で意見を表明する場面になると、緊張したり、精神的に混乱したり、無口になったりと、意見表明が困難になる場合があることが考えられる。また障害児や乳幼児など、言語による意思表示が難しい子どももいる。したがって、子どもが意見表明するうえでの障壁を取り除くとともに、そのような子どもの状態について理解があり、言語やそれによらない意見の表明を理解しようとする姿勢を持ち、年齢・発達の種類・障害の状態等に応じた支援を行うことができる者が意見表明を支援する仕組みもあわせて構築することが必要である。また、子ども自身が意見表明支援を受けられることを知ることが重要であり、自治体は様々な機会を捉えて子どもに対する説明を行うことが必要である。

さらには、子どもに影響を与える制度・政策を検討するプロセスへの子どもの参画を保障することで、個々のケースにおける子どもの参画とあいまって、社会の様々なシステムに子どもの意見が考慮されるように取り組んでいく必要がある。こうした取組を推進していくうえでは、社会的養護の当事者団体の活動の一層の活性化が重要であると考えられ、そのための支援の強化も必要である。

なお、本来、意見表明、意見表明の支援、政策決定プロセスへの参画といったことは全ての子どもを対象に考えていく必要があるが、まずは、児童福祉分野、特に児童相談所のかかわる子どもを念頭に、それらの仕組みを検討していくこととする。

(1) 個別のケースにおける意見表明

① 措置・一時保護の決定の場面

【措置】

在宅指導、里親委託、施設入所、指定発達支援医療機関への委託といった措置は、虐待等を経験した子どものその後の育成環境を決める重大な決定である。児童相談所には、決定に先立って、子どもの年齢や発達に応じた適切な説明を尽くすことを前提に、子どもの意見を十分に聴いて措置の要否や内容を

判断することが求められる。

現行の児童相談所運営指針にも「援助を行う場合には、子どもや保護者等に、その理由、方法等について十分説明し、子どもや保護者等の意見を聴き、基本的には合意の上で行う。」と定められており、令和2年度に厚生労働省が全国の児童相談所に対して実施した調査（以下「実態把握調査」という。）によれば、措置の決定に際して意向等聴取の手続を設けている児童相談所は全体の82%、意向等を考慮・反映する手続を設けている児童相談所は全体の59%となっている。

こうした対応が必要なことを法令で明らかにするため、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下「都道府県等」という。）が在宅指導・里親委託・施設入所・指定発達支援医療機関への委託の措置を採る場合には、子どもの年齢等に合わせた適切な方法によりあらかじめ子どもの意見を聴取しなければならないことを児童福祉法に規定するべきである。また、これらの措置の停止、解除及び他の措置への変更を行う場合や、措置の期間を更新する場合についても、同様に子どもに与える影響は大きいものであり、あらかじめ意見を聴取しなければならないことを規定するべきである。なお、これらは個々の行政処分に係る意見聴取であるが、里親委託又は施設入所措置がされている場合においても、担当する児童福祉司や児童心理司が子どもと継続的に関わることは重要であり、通常的面会による支援に加えて、少なくとも半年に1回は措置の変更や継続に関する説明と意見の聴取を行うべきである。

自立援助ホームについては契約に基づいて入所する施設であるが、入所にあたっては児童相談所が調整を行うことから、措置と同様、自立援助ホームの利用調整を行う場合にはあらかじめ子どもの意見を聴取すべきである。

なお、「意見を聴取する」際には、形式的に意見聴取の機会を確保するだけでなく、子どもの年齢や発達の状況を踏まえた適切な方法や支援により、子どもの意見表明が実質的に確保されることが必要である。その上で、個別具体のケースで措置等をする場合においては、都道府県等の責任において、子どもの意見を尊重しつつ最善の利益を優先して考慮して対応するべきであり、その具体的な方法に関しては、児童相談所運営指針等に明記して徹底していくべきである。

【一時保護】

一時保護は、子どもにとっては親と引き離される経験であり、権利制約を伴うものであることから、子どもの意見を聴くことが重要であることは措置と同様である。子どもからの意見聴取の中でも、「嫌だ」と言ったら「仕方がない」と説明された」、「一時保護所のことを事前に知りたかった」、「正直に言ってほしか

った」、「1日だけと言われたが長期間いる」などの声があったことを踏まえ、適切な説明を前提にして今以上に子どもの意見をしっかりと聴いて対応していくべきである。他方で、子どもの安全を迅速に確保するために行われる一時保護については、全てのケースで決定に先立って意見聴取の機会を確保することは難しいと考えられる。

したがって、一時保護に関しては、その決定に際して子どもの意見を聴くことを原則としつつも、緊急保護などあらかじめ意見を聴くことが難しい場合には、事後速やかに意見を聴くこととすべきである。その際、一時保護ガイドラインに定められている説明の内容(※)を徹底するとともに、3. で述べる権利擁護の仕組みを活用して子ども本人が権利擁護機関に申し立てることができる旨を説明するなどして、決定に不満がある子どもが事後に意見表明する機会を確保すべきである。

また、一時保護を解除する場合にあっても、子どもの意見を聴くこととすべきである。

なお、「児童相談所における一時保護の手續等の在り方に関する検討会」とりまとめ(令和3年4月 22 日)では、一時保護に関する司法審査の在り方について、「できる限り早期に一時保護開始の判断について新たな司法審査の導入を実現すべきである。」とされており、今後、関係省庁等において検討を行うこととされている。一時保護に関する子どもの意見聴取については、今後検討される司法審査との関係を整理していくことも必要である。

※ 一時保護ガイドライン(抜粋)

一時保護の決定に当たっては、子どもの権利擁護の観点から子どもや保護者に一時保護の理由、目的、予定されるおおむねの期間、入所中の生活、一時保護中の児童相談所長の権限等について、また、保護者に2か月を超えて引き続き一時保護を行う場合の手續等について説明し、同意を得て行うことが望ましい。ただし、緊急保護の場合等子どもの安全確保等のため必要と認められる場合には保護者の同意は必須ではない。この場合にも、子どもへの説明は十分に行う必要がある。

このほか、子どもからの意見聴取では「一時保護所に来る前は誰にも話していなかった」、「189 は知らない」といった声があり、児童相談所に助けを求められることを子どもが知らないという状況も伺えた。児童相談所は子どもの権利を守る場所であり、相談したり逃げ込んだりしてもよいということを子ども自身に知ってもらうための努力が必要である。

【児童相談所等における職員の専門性の向上】

児童相談所の職員は、子どもの発達状況を捉えた適切な支援を行うための専門的な知識、技術及び態度を身につけることが不可欠であり、資格の創設その他資質の向上策について検討していくべきである。

加えて、子どもの意見を聴くことが義務となる中で、子どもの意見聴取が形骸化せず実効性のある運用がなされるためには、児童相談所や一時保護所の職員が子どもの意見表明権に対する理解を深め、適切な意見聴取及びそれを尊重しつつ子どもの最善の利益を優先して考慮した決定ができるだけの技量を身につけることが不可欠である。現在、児童福祉司の任用前講習では子どもの権利について科目を設けているなど一定の対応が図られているが、上記の法整備が行われた際には、その趣旨等が適切に理解されるよう、研修カリキュラムに盛り込むべきである。

なお、措置や一時保護はあくまでも子どもの最善の利益を優先して考慮したうえで決定すべきものであり、時には子どもの表明した意見と最善の利益に乖離が生じることもある。そのような場合に、子どもの意見を聴いて対応したからといって、その結果の責任を子どもに転嫁するようなことはあってはならない。児童相談所等の職員は、子どもの意に反する意思決定を行う場合、その決定が子どもの最善の利益を守るためには必要であることを丁寧に説明すべきであり、そうした考え方について研修等を通じて徹底することが必要である。

また、子どもの意見が十分に聴かれない背景には、児童相談所や一時保護所の業務負担が過重であり、一人ひとりの子どもに十分な時間をかけて対応することが難しいという事情もあることから、人員体制の強化にも引き続き取り組んでいくことが必要である。

②自立支援計画の策定の場面

乳児院、児童養護施設等の児童福祉施設では、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(以下「運営基準」という。)により、入所する個々の児童についての自立支援計画の策定が義務づけられている。自立支援計画は、子ども本人の自立に向けた短期・長期の目標を設定し、施設としての支援方針を定めるものであり、当面の施設での生活や、退所後の生活、進路、家族との関係等を考えるきっかけとなるものである。このような計画の性質上、子どもの意見を十分に聴いたうえで策定することが求められるが、現行制度ではこのことが明確になっていない。

子どもからの意見聴取の中でも、自立支援計画策定に当たり、「意見を聴かれていないと思う」、という声や、そもそも自立支援計画を「知らない」、「作られていないと思う」という声があった。

このため、自立支援計画は子どもの意見を聴いたうえで策定しなければならないことを運営基準などの法令に定めるべきである。子どもの意見を聴く具体的な手法としては、担当ケアワーカー等の職員が開催する計画策定会議に子ども本人が参加するなどが考えられ、施設の運営指針等に位置付けて対応を促していくべきである。

また、里親に委託する児童については児童相談所が自立支援計画を作ることになっている。既に児童福祉法第 11 条第 1 項第 2 号ト(5)には「児童及びその保護者並びに里親の意見を聴いて」計画を作成することが定められているが、これがより実効あるものとなるよう、会議に子ども本人が参加するなどの方法を里親委託ガイドライン等に位置付けて推進していくべきである。

③日常生活の場面

措置や一時保護をされた後も、里親家庭・施設や一時保護所での生活の中で虐待などを受けた場合はもちろん、子どもが不満等を持った場合も想定し、支援等に関して子どもが意見を表明する機会を常に確保しておく必要がある。

既に施設や一時保護所においては、意見箱の設置、意見や相談を受け付けるための窓口の設置や第三者委員の設置など、生活上の問題について子どもの意見を受け止めるための多様なルートが設けられている。特に児童福祉施設は、運営基準により、入所している子ども又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じることが義務づけられている。

他方で、例えば一時保護所においては、厚生労働省の平成 29 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「一時保護された子どもの権利保障の実態等に関する調査研究」において子どもからの苦情や意見を把握するための取組を児童相談所に調査したところ「日頃から子どもとのラポール形成に取り組んでいる」との回答が最も多くを占めており、実態として形式的な意見聴取にとどまっているのではないかと指摘もされている。

施設や一時保護所においては、これら子どもの意見を聴取するための既存の取組の評価を行いながら実効あるものとしていくとともに、形骸化しないよう、職員は研修等を通じて、子どもの意見を聴く上での基礎的な態度等を身に付けていくべきである。あわせて、施設や一時保護所の第三者評価を通じて、こうした措置の実効性を担保していくべきである。

さらに、実態把握調査によれば、児童相談所は子どもの意向聴取に関して「聴取側の体制が不足している」、「児童相談所や施設職員が聴き取ると中立的な立場でない」等の課題を感じており、このことも踏まえ、施設・里親家庭や

一時保護所における生活上の問題に関しても、④で後述する意見表明支援を担う者(以下「意見表明支援員」という。)の関与を促進していくべきである。

なお、障害児入所施設に契約で入所している子どもにおいても、意見を聴かれる機会が確保されることは重要である。

④意見表明支援

【国・自治体の役割】

子どもは単独では意見を形成して外部に表明することが難しい場合もあり、意見表明の機会を確保しても、適切な意見表明支援が伴わなければ仕組みが有効に機能しないケースが生じ得る。このため、意見表明支援員の活動がそれらの機会に関与し、子どもの意見を代弁することで、子どもの意見が適切に関係機関に届けられるような仕組みを整備する必要がある。

上述のとおり、子どもの意見表明は措置や一時保護の決定、自立支援計画の策定、施設等における日常生活上の問題といった、社会的養護全般の様々な場面で想定されるものである。したがって、意見表明支援が行われるための環境整備についても、社会的養護施策を立案・実施する主体である都道府県等の役割として位置付ける必要がある。具体的には、児童福祉法上、都道府県等は、意見表明を支援する者の配置など子どもの意見表明を支援する環境の整備に努めなければならない旨を規定するべきである。さらに、こうした規定を踏まえた自治体の取り組み状況を踏まえつつ、意見表明支援員の配置義務化についても着実に検討を進めていくべきである。

また、現在、国の「子どもの権利擁護に係る実証モデル事業」により、都道府県等が子どもの意見表明を受け止める体制を構築する事業費に一定の予算措置がされており、意見表明支援員の養成に要する経費や活動に要する経費も対象になっている。こうした事業を拡充して、各自治体の主体的な取組が進展することは重要であり、国はその一層の推進に努めるべきである。

なお、「意見表明支援員」の用語はこれまでの調査研究事業等において仮称として用いていたものであるが、「支援」を受けることに抵抗を感じる子どももいることを考慮し、「支援」という語を用いないより適切な呼称を検討すべきであるとの意見があった。

【意見表明支援員の配置】

既に各地で実施されている意見表明支援の先行事例を見ると、民間の弁護士や NPO 法人が養成した市民が活動している例もあれば、児童相談所に勤務する弁護士が一時保護所を訪問し、そこで生活する子どもの意見を聴き取

った上で、支援等の改善につなげているといった例もある。

意見表明支援員は、行政機関や児童福祉施設に対して子どもの意見を代弁し、時にはそれらの機関が行う決定や子どもの支援等について見直しや改善を働きかける役割を担うものであることから、それらの機関との間に利害関係が無いという意味での独立性が求められる。

このため、意見表明支援の実施は児童相談所等とは別の機関が担うことを基本とすべきであり、地域の弁護士会推薦の弁護士や福祉専門職団体などの児童福祉に関わる職能団体、NPO法人、社会的養護の当事者団体など、適切な機関に都道府県等が委託する、あるいは補助をするなどの方法を採用すべきである。

なお、地域によっては意見表明支援を担う地域資源が開発されていないなど、直ちに民間機関の活用が難しい場合も想定される。このため、民間機関の活用を基本としつつも、都道府県等の実情に応じた担い手の確保が可能となるよう、柔軟な制度設計とする必要がある。

【意見表明支援員の活動】

意見表明支援員の活動内容は、主に①～③で述べた子どもの意見表明の機会において、子ども本人や関係機関からの要請に応じて、又は定期的に子どもを訪問し、子どもの考えや思いを傾聴したうえで、関係機関への伝え方を一緒に考えたり、必要な場合には、子どもの同意を得て代わりに伝えたりすることが基本である。加えて、支援の具体的な方針等について、子どもに寄り添って児童相談所や施設に働きかけ、子どもの意見との調整を図ることもある。

例えば、里親委託・施設入所の措置を決定、停止、解除又は変更する場面では、児童相談所における援助方針会議等の決定の場において、あるいはその場に先立って、子どもの意見を児童相談所に伝え、意見が適切に考慮されるように働きかけるといった対応が考えられる。

また、施設入所の措置が採られた子どもの自立支援計画を策定する際には、②で述べた計画策定プロセスにおける子どもの意見聴取の機会に意見表明支援員も同席して支援するといった対応が考えられる。

さらに、里親家庭、施設や一時保護所で暮らしている子どもに対しては、定期的に訪問して生活における悩みや不満などを傾聴し、必要に応じて里親や施設職員等と協議し、支援の改善を促すといった対応が考えられる。

これらに加え、3. で後述する子どもの権利擁護機関が整備された場合には、権利侵害に係る子どもからの申立てプロセスにおいて、意見表明支援員が子どもの主張を代弁していくことが考えられる。

厚生労働省の令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「アドボケ

イト制度の構築に関する調査研究」によれば、意見表明支援を実践する上での基本原則として「エンパワメント」、「子ども中心」、「独立性」、「守秘」、「平等」、「子どもの参画」が挙げられているが、これらは上記の活動を行ううえで常に求められるものである。

また、こうした活動は学齢期の子どもはもとより、言葉により意見を表明することが難しい障害児や乳幼児にとっても必要なものであり、年齢等で一律に対象を区切ることは適当でないことに留意が必要である。

このように、意見表明支援員の活動には多様な場面が考えられるが、現時点では実践例が乏しく、取組の効果検証も不十分な状況である。このため、まずは実証モデル事業により様々な事例を蓄積させながら、それぞれの場面に応じた効果的な活動手法等を示していくことが必要である。

また、こういった活動が有効に機能するには、子どもへの説明と子どもからのアクセスの確保が不可欠である。児童相談所職員は、措置等の決定をする際はもとより、様々な機会を捉えて、子どもに対して意見表明支援員の趣旨や利用方法等を説明するべきである。また、里親、施設職員、一時保護所職員といった子どもの生活場面で関わる関係者も、意見表明支援員について説明し、必要な場合に子どもが利用できるよう促していくべきである。

【意見表明支援の環境】

子どもからの意見聴取によれば、どのような環境で意見を聴いてほしいかについては、「1対1で個別に聴いてほしい」、「個室など周囲に聴かれる心配の無い環境のほうが話しやすい」、「施設の外がよい」、「公園など開放的な環境のほうが話しやすい」、「遊びながらなどフレンドリーな雰囲気のほうが話しやすい」などの様々な意見が寄せられた。意見表明しやすい環境は子どもによって様々であるので、意見表明支援員は画一的に対応するのではなく、個々の子どものニーズに応じて場所や方法に関して柔軟に対応することが求められる。

【意見表明支援員の資質】

意見表明支援員は子どもと信頼関係を築き、行政機関や里親・施設からは独立した立場から子どもの意見を代弁する役割を担うものであり、一定の専門性が必要である。既にアドボカシーについて先駆的に活動している団体では、弁護士等の専門職、社会的養護の経験者、NPO 法人等が実施する研修を修了した市民など、多様な主体が意見表明支援に携わっているが、子どもの意見表明支援について求められる専門性に鑑みれば、適切な支援を行うためには一定の研修を修了することが必要である。

このため、意見表明支援員として活動するには、都道府県等が定める養成研修を修了することとし、当該研修カリキュラムにおいて、子どもの権利擁護や意見表明支援に関する基本的な考え方、実践のノウハウなどを学べるようにすべきである。

具体的な研修カリキュラムについては、全ての自治体で一定水準が担保されるよう、既に取り組みされている民間のプロジェクトや自治体のモデル事業における養成研修の内容も参考にしながら、国において標準的な内容をガイドライン等で定めるべきである。少なくとも、意見表明支援に関する基本的考え方や、「エンパワメント」、「子ども中心」、「独立性」、「守秘」、「平等」、「子どもの参画」という意見表明支援の基本原則を理解し身につけることが必要である。

また、年齢や障害があることにより意思表示が難しい子どももいるが、そのような子どもの思いを酌み取り、関係機関に対して代弁する機能も求められている。研修等を通じて、そのためのスキルを持つ人材を養成していくことも必要である。

さらに、適切な意見表明支援を実施していくためには、高い専門性を有する有識者や相応の経験を積んだ意見表明支援員（スーパーバイザー）による指導・教育を通じて、継続的に意見表明支援のスキルを向上させていくことが重要であり、スーパーバイズを受けられる体制整備が必要である。

なお、上記①（措置等の決定）の場面や、3. で後述する権利擁護機関に子どもから救済を申し立てる場面においては、児童福祉法等の定める制度に関する知識が必要となり、そうした知識を前提とする行政機関とのやりとりが発生するケースも多いと考えられることから、ソーシャルワークや司法に関する資質を備えた専門職等が意見表明支援を行うことが望ましいと考えられる。他方で、上記③（日常生活）の場面においては、過去に類似の経験を持つ社会的養護経験者が有力な担い手として考えられるほか、研修を修了した市民の参画を促進するなど、より幅広い担い手を量的に確保していくことが重要になると考えられる。都道府県等は、意見表明支援が必要な場面の多様性を踏まえ、ケースに応じて最適な支援者が派遣されるよう、多様な担い手の確保に努めるべきである。

以上は意見表明支援員の資質に関する基本的事項であるが、子どもからの意見聴取によれば、「優しい人がよい」、「同じ経験を持つ人がよい」、「ここを退所した人がよい」、「嘘や隠し事をしない人がよい」、「秘密を守ってくれる人がよい」、「同性がよい」、「年齢が近い人がよい」、「専門的な知識と経験のある人がよい」、「親や関係者に通じていない人がよい」、「信頼関係がある人がよい」などの様々な意見が寄せられた。このように意見表明支援員に求める資質は子どもによって様々であるので、こうした意見を踏まえ、多様な属性の意見

表明支援員を確保していくことが望まれる。

【その他】

このほか、意見表明支援の活動が適切に展開されるためには、民間機関における個人情報取り扱い、記録の作成・保管など、運用上の様々な課題が想定される。このため、これまでに実施してきた調査研究や実証モデル事業の成果も踏まえて、実務上の留意点等を整理して通知等で示していくことが必要である。

また、児童相談所、里親、施設などの関係機関・関係者においては、子どもと真摯に向き合っているからこそ生じる子どもに対するマイナスの影響への心配、あるいは意見表明支援活動への理解の乏しさや新たな業務が生じることへの負担感などから、このような仕組みの導入に対する不安や抵抗感を感じていることも少なくない。関係機関・関係者にその意義や内容について十分に理解してもらうことが極めて重要であり、都道府県等は、研修の機会等を活用した教育・啓発にも取り組んでいくべきである。

(2) 政策決定プロセスへの子ども参画

① 子ども家庭福祉の政策決定プロセスへの参画

個々のケースにおける意見表明が保障されるのみならず、子ども家庭福祉に関する制度・政策を決定するプロセスへの子どもの参画を保障することで、子どもの権利が守られる環境を社会全体で作り出していくことが重要である。

子どもからの意見聴取でも、「自分たちのためではなく大人が仕事をしやすいようにルールが作られていると感じる」といった声があった。一方で、施設内のルールを子ども同士で討議して改訂した経験を「納得感が得られてとてもよかった」と評する声もあったように、自分自身に関する物事の決定プロセスに参加することは、より良い制度やルールに変えていくために重要であることはもちろんのこと、社会的養護のもとで暮らすことの納得感や自己肯定感を高める上でも非常に重要であると考えられる。

このため、都道府県等が子ども家庭福祉に関する制度・政策を検討する際には、社会的養護のもとで暮らす子ども・経験者を、都道府県等の諮問機関（児童福祉審議会等）の委員として任命したり、会議に参加してもらい意見を聴取したり、子ども・経験者へのヒアリングやインタビュー調査によるニーズ把握を支援の枠組みに組み込むなど、常に子ども・経験者の視点が制度・政策に反映されるような仕組みを設けておくべきである。

②社会的養育推進計画への参画

都道府県等の策定する社会的養育推進計画は、子どもの権利擁護（意見聴取・アドボカシー）、里親等委託の推進、一時保護改革、自立支援の推進といった社会的養育関連施策を包括的に計画するものであり、自治体が立案する政策の中でも社会的養護のもとにある子どもや経験者にとって最も関わりの深いものである。

既に計画の策定要領には、

- ・ 当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の参画を得て意見を求めること
- ・ その際には、例えば複数人の参画とし、必要に応じて第三者による支援など、適切に意見表明ができるよう留意すること

と定められており、各自治体において、審議会等の計画策定委員への任命、アンケート調査、インタビューなどの多様な参画が行われている。

参画の手法については、子ども・経験者の負担感も考慮する必要があり、全国一律にルールを決めることには馴染まないが、子ども自身による決定を担保するためにも、審議会等の計画策定委員への任命を行っていない自治体においては極力任命する方向で検討するべきである。また、国は、自治体の取組状況を把握し、公表することを通じて、自治体における取組を推進するべきである。

また、実際に政策決定プロセスに関わった子ども・経験者からは、意見を表明しても行政の側から適切にフィードバックがされないといった問題が指摘されている。行政としては、意見を聞き置くのではなく、その反映結果や、反映できなかった場合はその理由などについて、丁寧に事後の説明を行い、納得感を得られるよう努めるべきである。

このほか、各地域で政策決定プロセスに参画している子ども・経験者が孤立しがちであり、安心感を持って参画できないことや、自治体においても参画のノウハウが共有されないといった問題も指摘されている。これについては、参画する人数や参画方法、匿名性の担保等の工夫が必要であり、参加者とともに参画のルールを構築することが望ましい。加えて、社会的養護の当事者団体の活動や、団体同士の交流活動などの機会を捉えて、各地域の社会的養育推進計画に係る情報交換を行い、発信の場を提供するなど、参画する子ども・経験者が孤立しないための後方支援を行っていくことが考えられる。

③その他の参画場面

①のほか、子ども・経験者が参画する場面としては、児童福祉審議会における被措置児童等虐待の審査や、3. で後述する権利侵害の審査において、審議会委員やオブザーバーとして事案に関わることなどが考えられる。

このほか、子ども・子育て支援の分野は社会的養育に限らず、様々な個別政策分野で自治体による計画策定・評価・見直し等のプロセスがある。そうした隣接する分野においても、社会的養護のもとにある子どもや経験者の視点を取り入れることは重要であり、各地域の実情に応じて参画のあり方を検討していくべきである。

④社会的養護の当事者団体の活動の活性化

①及び②で述べた政策決定プロセスへの子ども・経験者の参画を安定的・継続的なものとしていくためには、多くの子ども・経験者の声を集約し、集団としての意見を形成することが重要である。集団としての活動が後ろ盾となることで、代表として参画する子ども・経験者が孤立せず安心感を持って意見表明の場に臨めることにもなる。

こうした観点から、近年活発になっている当事者団体の活動の更なる活性化・安定化は極めて重要である。

令和2年度からは国としても「社会的養護出身者ネットワーク形成事業」として当事者団体の交流会に係る予算措置等の支援をはじめたところであるが、こうした事業の継続も含め、引き続き当事者団体の活動の活性化・安定化を図るための支援に取り組むべきである。

また、社会的養護のもとを離れた後の自立生活に係る課題等を解決するうえでは、ケアリーバーの声を集めることが重要となる。令和2年度にはケアリーバーに対する全国調査を国として実施したが、このようなケアリーバーの意見を集約し、政策立案に活かす取組を今後とも継続するとともに、各自治体においても実態把握から施策の評価・改善に結びつけるサイクルの構築に取り組んでいくべきである。

さらに、児童養護施設等においては退所者への相談支援が業務として位置付けられており、平成29年度創設の「社会的養護自立支援事業」により、児童相談所等に入所児童の自立に向けた継続支援計画を統括する支援コーディネーターを配置するとともに、民間団体への委託等により生活相談支援や自助グループ活動の育成支援を行うほか、令和3年度からは「里親等委託児童自立支援事業」としてフォスタリング機関にも自立支援担当職員を配置し、委託解除前から自立に向けた支援を行う取組がはじまっている。これら自立支援担当職員による施設入所・里親委託中からの自立支援や退所・委託解除後の

相談支援、退所者等の自助グループの育成などの取組は、自治体の体制整備状況に地域間格差が生じていることを踏まえ、更に進めていくべきである。今後、これらの自助グループと施設やフォスタリング機関の自立支援担当職員等が繋がり、退所者等への支援の輪が強化されることで、連続した一体的なネットワークが構築されることが望ましい。

なお、子どもからの意見聴取において「20歳までの措置延長の仕組みを知らない」との声もあったように、児童相談所は措置延長の仕組みについて適切に子どもに説明するとともに、必要な場合には積極的に活用することが求められる。

3. 権利擁護の仕組み

子どもの権利擁護については、児童の権利に関する条約を基礎として、児童福祉法第1条に「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」と規定され、また、同法第3条はこれを「児童の福祉を保障するための原理である」とし、さらには「すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。」と規定されている。

児童福祉法第1条の原理のもとでは、全ての子どもの権利が擁護される必要がある。それを果たすためには、

- ・ 子どもの権利や利益が守られているか、行政から独立した立場で監視すること
 - ・ 子どもの代弁者として、子どもの権利擁護の促進のために必要な法制度の改善の提案や勧告を行うこと
 - ・ 子ども自身からのものを含む子どもの権利に関する苦情申立てに対応して必要な救済を図ること
 - ・ 子どもの権利に関する教育や意識啓発等を行うこと
- といった機能が必要である。

本来、あらゆる子どもの権利擁護を司る行政から独立した機関を国に設置し、自治体に設置されている権利擁護機関とも連携しながら、社会において子どもの権利が保障されているかどうかを監視し、子どもが暮らす中で受ける権利侵害の事案について調査や審議を行い子どもの権利が回復されるよう意見具申等すること、子どもに関する制度について権利擁護の観点から政策提言を行うこと、子どもが権利の享有・行使の主体であること等に関して市民に対する教育・啓発を展開することが必要である。

一方で、我が国において、子どもの権利全般に対応する国の権利擁護機関（コミッショナー（・オンブズパーソン））を創設するには子ども家庭福祉の範囲を超えるため省庁横断的な検討が必要となる。また、自治体の取り組みも一部にとどまっており、どのような発展が可能かを検討する必要がある。

そこで、本ワーキングチームでは、権利が制約されている状況にある子ども家庭福祉分野の子どもの権利擁護を前進させることが急務であることから、まず、この分野での権利擁護の仕組みを提案するとともに、本来あるべき子どもの権利擁護の制度についても提示することとした。子ども家庭福祉分野での個別の権利侵害の救済については、自治体において児童福祉審議会又はそれとは別の権利擁護機関（既にいくつかの自治体で設置されている自治体オンブズパーソン等）を活用することにより対応が可能である。また、自治体に対する政策提言や市民に対する教育・啓発に関しては、自治体オンブズパーソン等が既に取り組んでいるほか、児童福祉審議会も児童福祉法第8条に基づき一定の対応が可能である。

以下は、上記の前提のもとに、権利擁護の具体的な仕組みについて検討したものである。

(1) 子ども家庭福祉分野での個別の権利救済の仕組み

個別の権利救済の仕組みの整備方法として、平成 28 年報告書では、本来は独立した第三者機関を設置するべきであるが、かかる機関の設置には時間を要すると思われるため、当座、現存する児童福祉審議会を活用すると整理されている。いずれの方法を採るにせよ、社会的養護施策を立案・実施する主体である都道府県等において取り組んでいく必要がある。このため、児童福祉法上、都道府県等は、下記のような子どもの権利擁護の仕組みの構築に努めなければならない旨を規定するべきである。

また、前述の「子どもの権利擁護に係る実証モデル事業」では、児童福祉審議会等の機関を用いて権利擁護の仕組みを構築するために必要な経費に対して一定の予算措置がされているところであり、実証モデル事業の更なる展開やその拡充により、自治体の主体的な取組を後押ししていくべきである。

①児童福祉審議会

平成 28 年改正法では児童福祉審議会が子ども本人を含む関係者から意見を聴くことができる旨の規定が整備され、具体的な活用方法が調査研究事業や実証モデル事業で検討されてきた。

令和元年度に実施した調査研究事業によれば、調査に回答した 54 自治体のうち5自治体(9.3%)に児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の仕組みがあり、また、令和元年度末までにとりまとめた各自治体の社会的養育推進計画によれば、全 70 自治体のうち 27 自治体(38.6%)が児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の仕組みを検討していく考えを示している。

児童福祉審議会については、全ての都道府県等に既に設置されているため体制整備に着手しやすく、早期に仕組みを構築できるというメリットがある一方で、対象が児童福祉法の範疇に限られ、学校で生じる問題など子どもの権利全般を取り扱うことは困難になることや、独立性が限定的なものになる、市区町村の事案を取り扱うことが難しいというデメリットがある。

自治体においてはこうしたメリット・デメリットを踏まえて権利擁護の仕組みを検討することが求められるが、子どもの権利擁護は喫緊の課題であることに鑑み、原則として全ての自治体において児童福祉審議会を活用した権利擁護の仕組みが整備されるよう、取組を促進していくべきである。

【機能・対象児童】

児童福祉審議会は児童福祉法第8条第2項に基づいて児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議することができ、同条第4項に基づいて関係行政機関に意見を具申することができることから、これらの権限を行使して子どもの権利擁護を図ることになる。

児童福祉審議会が取り扱う事案としては、大きく分けて以下の3つのパターンが想定される。

a. 措置等の決定に先立つ子どもの意見聴取及びその尊重

都道府県等による措置や一時保護の決定に先立ち、子どもが児童福祉審議会に意見を申し立てる事が考えられる。この場合、児童福祉審議会が子どもからの意見聴取や必要な調査等を行ったうえで、必要な場合には都道府県等に措置や一時保護の内容等に関する意見を具申することになる。

なお、現行制度では児童福祉法第27条第1項第1号(訓戒・誓約)、第2号(在宅指導)、第3号(里親委託・施設入所)の措置を採る場合、又は同項第2号、第3号の措置を解除、停止若しくは他の措置に変更する場合であって子どもの意向と当該措置が一致しないときは、都道府県知事等は児童福祉審議会の意見を聴かなければならないこととされている。また、2(1)①で述べたように、今後は措置や一時保護を決定するに先立ち、子どもの意見聴取を義務付けるべきである。

このような現行制度との関係を整理する必要があるが、現行制度は措置権者として措置の適否を児童福祉審議会に確認する手続である。それに対し、今般検討する仕組みは子どもの側から意見を申し立て、児童福祉審議会から措置権者に対して必要な働きかけを行うものと位置付けられる。

b. 措置等の決定事項に対する意見表明

都道府県等による措置や一時保護の決定そのものに対して、不満等を抱える子どもが事後的に児童福祉審議会に意見を申し立てることが考えられる。

こうした決定そのものを取り消す機能は行政不服審査法に基づく審査請求に委ねられているため、それとは異なり、処分の決定後にも児童福祉審議会が子どもの意見を受け止め、必要な場合には都道府県等に対して決定の再考を促す機能として意見具申を位置付けることが考えられる。

なお、そもそも措置や一時保護の決定は、子どもの意見を適切に考慮して行われるべきものであり、あくまで事前の意見聴取を重視すべきであることには留意が必要である。

また、子どもが措置や一時保護を求めているにもかかわらず、児童相談所がそうした対応を行わない場合も想定される。このような場合にも、子どもが児童福祉審議会に意見を申し立て、必要に応じて適切な措置や一時保護を行うよう都道府県等に対して意見具申を行うといった機能も考えられる。

c. 里親家庭、施設、一時保護所等での生活に関する不満等がある場合

措置先や一時保護所などの生活の場において、里親や職員の対応に子どもが不満等を感じた場合、児童福祉審議会に意見を申し立てることが考えられる。この場合、児童福祉審議会は必要な場合には都道府県等に対して対応の改善を求める意見を具申し、都道府県等は当該意見を里親、施設、一時保護所等に伝え、意見を踏まえた対応を求めることが考えられる。

なお、現行制度では被措置児童等虐待に関して児童福祉審議会が調査審議する仕組みがある。また、施設や一時保護所においては苦情受付窓口や第三者委員の設置等の措置が講じられており、施設や一時保護所の内部で簡易・迅速に子どもの意見を聴いて対応することもある。こうした仕組みが十分に機能していないとの指摘もあり、より実効ある運用がなされていく必要があるが、いずれにしても、こうした現行制度との関係を整理することが必要である。例えば、原則として被措置児童等虐待については従前の仕組みを活用し、施設内で迅速に解決されるべき意見(例: 食事のメニューに関する苦情)は苦情解決委員会等で対応し、これらに当たらない事案(例: 一時保護所における私物の所持制限)は今回検討した権利擁護機関の仕組みで対処する、などの役割分

担が考えられる。ただし、子どもに申立先を選ばせるのは困難である場合もあることを踏まえ、丁寧に仕組みの説明や教示を行いつつも、権利擁護機関と施設・一時保護所内の窓口・第三者委員等との間で、受理した事案ごとに対応する機関を協議するなど調整を図ることが必要である。

上記 a～c の対応を前提とすれば、権利擁護の対象となるのは、措置や一時保護を現に受けている子どもはもとより、在宅指導措置を受けている家庭にいる子ども、措置や一時保護の必要性を検討されている子どもも含めることが適当であり、児童福祉法上の要保護児童・要支援児童のうち児童相談所とかわりのあるケースと設定することが考えられる。また、措置延長を受けて引き続き児童養護施設等で生活している 20 歳未満の者や、社会的養護自立支援事業の適用を受けて引き続き児童養護施設等で生活している 22 歳未満の者については、生活環境の継続性に鑑み、18 歳未満の児童と同様に対象として位置付けることが適当である。

なお、18 歳を超えたケアリーバーがインケアの時に受けた過去の対応についても権利擁護機関の扱う対象にすべきとの意見もあった。他方、例えば謝罪や慰謝料による解決を図るのであれば民事訴訟に委ねるほうが馴染むとの意見があった。少なくとも、児童相談所としては、ケアリーバーが過去の経緯等を知りたいと思ったときに相談に乗るなど適切に対応すべきである。あわせて児童相談所運営指針に定められている児童記録票の保存期間(施設入所等の措置をとった児童は満 25 歳になるまで、将来的に児童記録票の活用が予想される場合は長期保存)を遵守していくべきであり、措置を解除する際には、解除後でも過去に自分が受けた決定について知ることができること及び文書等の保存期間について適切な説明を行うべきである。また、保存期間を延ばすことも検討されるべきである。さらに、平成 29 年 8 月の「新たな社会的養育ビジョン」において「知る権利を担保するためには代替養育を担う施設や里親においても、少なくとも、対象の子どもが亡くなるまで記録を法人が責任をもって保存すべきである。」とされていることも踏まえるべきである。

また、上記 a～c のいずれの場合も、

- ・ 子ども本人が、必要に応じて意見表明支援員のサポートを得ながら、自ら児童福祉審議会に申し立てることに加えて、
 - ・ 子どもに関わる関係機関(例えば、要対協の構成機関、医療機関、教育委員会、児童福祉施設等)が児童福祉審議会に申し立てる
- といった申立て経路も考えられる。なお、関係機関からの申立てについては、児童相談所の対応に改善の見込みがないと関係機関が判断する場合等に想

定されるが、いずれにしても、申立ての前にまずは児童相談所と協議を尽くすべきであることに留意が必要である。

さらに、意見具申後の子どもへのフィードバックも重要であり、意見具申の内容は子ども本人にも伝えるとともに、一定の期間を設けて児童相談所や施設等から対応結果の報告を求め、その結果を子どもに伝えるといったフォローアップも行うべきである。

調査・審議の結果によっては、児童福祉審議会としての判断やその後の児童相談所等の対応結果について、子どもがなお不満を感じることもある。そのような場合であっても、意見表明支援員や後述の調査員など子どもと直接関わる役割を担う者を通じて理由等をしっかりと説明し、子どもの納得が得られるよう努めるべきである。

【児童福祉審議会の体制等】

a. 独立性

権利擁護機関は、都道府県等に対して意見を具申し、児童相談所や施設などに対応の改善を求める機能を有することから、それらの主体との間に利害関係が無いことが大前提となる。

児童福祉審議会で子どもの権利擁護に関する事案を一定の独立性をもって扱うためには、審議会の下に権利擁護部会（仮称）を設けて対応することが考えられる。既存の児童福祉審議会には、都道府県等から措置に関して意見を求められた場合に審議する権限が付与されており、そのための部会が設置されている自治体も多い。このため、子どもの意見を受けて権利擁護を図る仕組みが形骸化しないよう、権利擁護部会（仮称）はそのような既存の部会からは独立させ、委員も異なる人選をすることが適当である。

そもそも児童福祉審議会の委員は児童福祉法上「児童福祉審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができる者」と定められている。権利擁護部会（仮称）の委員に関しては、児童相談所の措置や支援、施設や一時保護所での支援等について審議することから、例えば、児童相談所や施設関係者、児童相談所・一時保護所に配置されている弁護士等は委員としては望ましくないことに留意が必要である。

なお、児童福祉審議会の部会の設置の仕方は自治体ごとに様々であり、全国統一的なあり方を決めることはできないが、仮に既存の部会を活用する場合でも、審議事項に応じて、例えば措置等を検討する場合に部会の委員の中に児童相談所関係者が含まれている、里親に関する事項を審議する場合に里

親関係者が含まれているといった場合は、当該委員は審議から外れる、又は他の委員を立てることにより独立性を確保する必要がある。

いずれにしても、各自治体の既存の部会の設置状況に応じて役割分担を整理することが必要であり、国としては標準的な設置運営要綱を示すなど、自治体の参考となる資料を作成するべきである。

この他、設置運営要綱において、特段の事情が無い限り委員を解任しないとの定めを置くことや、都道府県等が意見具申を尊重するとの定めを置くことなどにより、独立性を高めることも考えられる。

また、権利擁護部会(仮称)が事案を審議する前提として、関係機関等に対する調査を実施することが必要になるが、調査の要員についても一定の独立性が担保されていることが望ましく、例えば、調査対象となる児童相談所や施設の関係者は調査の要員として望ましくないことに留意が必要である。その上で、独立性を高めるために、権利擁護調査員(仮称)を配置することとし、弁護士等を部会の事務局に雇用する、若しくは外部の団体や地域の弁護士会推薦の弁護士等に委託するなどの手法を採ることが望ましい。

b. 迅速性

子どもの権利擁護事案は不定期に発生し、かつ、迅速な対応が重要であることから、臨機応変かつ速やかに調査審議が行われることが必要である。このため、会議の日程調整がしやすいように一定の少人数で委員を構成すること、場合によってはオンラインや持ち回りなどの形式で会議を開催することなど、迅速な対応を確保するための運用上の工夫が必要である。現在の児童福祉審議会の運用を見ると、年に2～3回程度しか開催されない自治体も見られることから、少なくとも予め開催スケジュールを固定するのではなく、必要な時に速やかに開催できるように要綱等を整備しておく必要がある。

また、迅速な事務処理を行うために、事務局の体制も一定の規模が必要である。特に、現地調査や関係者からの聞き取りには一定の労力を要することから、適時・迅速に対応できるよう、調査のための要員を確保しておくことが重要である。この場合、aで述べた権利擁護調査員(仮称)を配置することは、迅速な調査を行う観点からも有効であると考えられる。

なお、自治体によっては児童福祉審議会の事務局を児童相談所職員が担当しているケースもあるが、権利擁護部会については児童相談所からの独立性が重要であり、担当は避けることが適当である。

c. アクセシビリティ

子ども自身が権利擁護機関を利用するためには、子どもからアクセスできるルートが整備されていることが前提となる。

まず、子どもが単独で申立てを行うことには心理的なハードルもあることから、意見表明支援員が一時保護所や児童養護施設などを定期的に訪問するなどのアウトリーチの手法により、子どもに対して申立てができることを伝え、権利擁護機関の仕組みについてわかりやすく説明することが重要である。これに加え、電話、はがきのほか、施設職員を通じた意見表明支援員の呼び寄せ、SNSの活用などの多様なアクセス方法を整備しておく必要がある。また、夜間も含め、子どもがアクセスしやすい時間帯に相談を受け付けることができるように留意すべきである。

この点は子どもからの意見聴取においても、「突然知らない人が来るのは怖いので来る日を前もって教えてほしい」、「呼んだら来てくれるのがよい」、「文書にすると誤解を招くので電話など口頭で話したい」、「電話するのが難しい環境なのでノートやはがきがよい」、「SNSは時間を気にしなくて良いので使いやすい」などの様々な意見があった。子どもがアクセスしやすい方法は、子どもの状態や施設の管理運営方針などに応じて様々であるので、画一的な対応ではなく多様なアクセス方法を用意することに留意すべきである。

いずれにしても、子どもが仕組みや利用方法・窓口等を理解できるように、わかりやすい説明資料を作成するなどの工夫が必要となる。

また、子どもからの意見聴取によれば、「児童福祉審議会を知らない」、「子どもの権利ノートを知らない」、「よく知らないと怪しいものと思ってしまう利用する気にならない」、「秘密が守られるのか不安」など、そもそも子ども自身に権利擁護の仕組みが知れ渡っていない状況が伺えた。児童福祉審議会を活用するスキームを整備することとあわせ、それが機能するよう子どもに対する適切な周知に力を入れるべきである。

d. 専門性

権利擁護機関は里親委託、施設入所、一時保護等に関する子どもの不服や生活上の悩みなど幅広い事案を扱うことから、委員は子どもの権利擁護や児童福祉法の制度に精通している者が担うことが必要である。

児童相談所や一時保護所、児童福祉施設とは異なる立場で議論が可能となり、かつ、専門性を有する者としては、学識経験者のほか、法的な権利擁護の観点から弁護士、心理的観点から医師・心理職、福祉制度の観点から福祉職、子どもの権利擁護に実績のある市民といった者が考えられる。

また、権利擁護に係る専門性を担保するためには、これらの者が委員に就くうえで、子どもの権利に関する一定の研修を受けるなどの対応も考えられる。

【その他】

このほか、児童福祉審議会を活用するうえでは、設置運営要綱に盛り込む事項の整理、子どものプライバシーへの配慮等、実務面での様々な検討事項があることから、これまでに実施してきた調査研究や実証モデル事業の成果も踏まえて、実務上の留意点等を整理して通知等で示していくことが必要である。

②児童福祉審議会以外の権利擁護機関

既に一部の自治体では、条例に基づいて児童福祉審議会とは別の子どもの権利擁護機関を設置し、権利救済の申立てを受けて調査・審議・勧告を行ったり、子どもからの相談を受理したりといった取組が行われている。

こうした独自の権利擁護機関のあり方は自治体によって様々であるが、おおむね、条例で所掌事務が定められ、一定の独立性を有し、首長が弁護士や福祉専門職などの有識者から委員を任命し、委員のもとに調査や相談を担う専門員及び事務局機能を有するといった特徴をもっている。

このような独自の権利擁護機関を設置する場合には、①で述べた児童福祉審議会の機能を代替することができると考えられるため、自治体の選択に応じて整備を進められるよう後押しするべきであり、上述の実証モデル事業を拡充して活用するなど、国としても財政面の支援や技術的助言などを行っていくべきである。

なお、このような条例に根拠を有する権利擁護機関は、取り扱う対象を必ずしも児童福祉法の範疇に限定する必要がないこと、先行事例を見ても広く子どもの権利全般(例:学校で生じる問題、有害図書の問題など)を取り扱っていることなどから、児童福祉審議会を活用する場合と比べて幅広い事案を扱うことができるというメリットがある。その反面、既存の人権擁護に関する制度・機関との関係の整理が必要となることから、児童福祉審議会を活用する場合と比べて立ち上げに要する調整コストが大きいというデメリットがある。

自治体においては、こうしたメリット・デメリットを踏まえて検討する必要があるが、いずれにしても、国としては先行事例である自治体オンブズパーソン等のあり方を整理してモデルとして提示するなど、独自の権利擁護機関の設置を目指す自治体の参考となるような対応を講じていくべきである。

【機能・対象児童・体制等】

条例により権利擁護機関に付与される権限は、調査・勧告・意見表明・公表といったものが考えられ、これらの権限を行使して都道府県等に対して対応の改善などを求めていくことになる。

権利擁護機関が取り扱う事案は、①で述べたa～cと同様に考えることができるが、それに加えて、社会的養護のもとにいる子どもや児童相談所の対応ケースとなっている子どもに限らず、幅広く子どもの権利に関わる事案を取り扱うことが可能であると考えられる。

その他、独立性、迅速性、アクセシビリティ、専門性といった点は、①で述べた児童福祉審議会に係る留意点と同様の考え方が妥当するため、条例・設置運営要綱や運用上の工夫によってこれらの要素を担保できるようにするべきである。

(2)子どもの権利擁護機関としてあるべき制度

①国のコミッショナー（・オンブズパーソン）

国の権利擁護機関の機能としては、

- ・ 子どもの権利や利益が守られているか、行政から独立した立場で監視すること
- ・ 子どもの代弁者として、子どもの権利擁護の促進のために必要な法制度の改善の提案や勧告を行うこと
- ・ 子どもの権利に関する教育や意識啓発等を行うこと

など、国や自治体のシステム全体へ働きかける機能が考えられる。

先述のとおり、本来は子どもの権利全般を対象としてこれらの機能を有する国レベルの権利擁護機関を設置することが求められる。国レベルでコミッショナー（・オンブズパーソン）を創設する場合には省庁横断的な検討を重ねる必要が生じることから、省庁横断的な会議体を設置するなど引き続きの検討課題として位置付けていくべきである。また、そうした検討にあたっては、子どもの権利に関する基本法を制定して当該法律にコミッショナー（・オンブズパーソン）を位置付けるといった方法も考えられる。

②自治体のコミッショナー（・オンブズパーソン）

①で述べた国のコミッショナー（・オンブズパーソン）に加え、日本では既に複数の自治体においてオンブズパーソン等の子どもの権利擁護機関が存在していることから、そうした取組を更に発展させていくことも意味がある。

(1)②で述べた自治体における独自の権利擁護機関の中には、個別事案への対処の蓄積を活かして、首長に対して年次報告等の形で政策提言を行ったり、学校に出向いて子どもの権利に関する周知・啓発活動を行ったりしてい

る例がある。国としてはこのような権利擁護機関の事例を周知するなど、自治体における取組が促進されるような対応をとるべきである。

また、独自の権利擁護機関が設置されない自治体においては児童福祉審議会を活用することで一定の対応が可能であると考えられる。すなわち、児童福祉審議会には、児童福祉法第8条により、「児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議する」権限(第2項)、都道府県知事又は市町村長の「諮問に答え、又は関係行政機関に意見を具申する」権限(第4項)が付与されており、これらの権限の行使の仕方によって、自治体に対する政策提言の機能を果たすことが可能であると考えられる。国としては、児童福祉審議会が政策提言の機能を果たす場合の具体的な運用方法を通知等で示すなど、独自の権利擁護機関を直ちに創設することが難しい自治体においては既存の制度を活用した取組が進むよう支援していくべきである。

さらに、国・自治体のそれぞれにコミッショナー(・オンブズパーソン)を創設していくうえでは、自治体レベルでの議論の蓄積を国レベルの取り組みに活かすなどの連携を図ることも必要である。

4. 評価

子どもの権利侵害が生じる原因は、単に個別の支援者の資質の問題にとどまらず、一時保護所の管理的な運営の慣行に見られるように、行政や施設の構造的な問題であることが多い。子どもからの意見聴取でも、例えば一時保護所の運営に関して「好きな髪型にできない」、「服や下着も保護所の備品なので嫌だ」、「お風呂などの時間管理が厳しい」等の声があった。

こうした状況に対しては、個別の権利救済を図るのみならず、社会的養護のもとで暮らす子ども・経験者や外部の専門家が児童相談所、一時保護所や施設の運営全般を点検・評価し、その結果を踏まえて改善を図るサイクルを定着させる必要がある。

なお、既に一時保護ガイドライン及び「一時保護中の子どもの権利擁護について」(子発 0729 第1号令和元年7月29日厚生労働省子ども家庭局長通知)では、子どもの権利擁護のため、

- ・ 外出、通学、通信、面会に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限とすること
- ・ 子どもの状態や背景を踏まえ、一律に集団生活のルールを押し付けることは権利侵害に当たると考えるべきであること

- ・ 子ども同士の会話を一切認めないこと、一時保護中本人に所持させても子どもの福祉を損なうおそれがない物についても一律に所持させないことなども、権利侵害と捉えること

などを示しており、こうした取組が徹底されるべきである。

(1) 社会的養護のもとで暮らす子ども・経験者による評価

社会的養護の質を評価する上では、実際にそのもとで生活する子どもや経験者の声を取り入れることが不可欠である。この場合、現在進行形で施設等に暮らす子どもの視点と、ある程度客観的に過去を振り返って評価ができるケアリーバーの視点は自ずと異なることから、それぞれの視点を取り入れて多角的な評価がされることが望ましい。方法としては、既に子どもや退所者へのアンケート調査を行っている自治体や施設もあるが、こうした手法に加え、聴き取り等の方法により、調査票への記入等が苦手な子どもの声も反映できるようにすることが望ましい。

(2) 評価機構等

児童養護施設等の社会的養護関係施設には第三者評価の受審が義務づけられている一方で、児童相談所は努力義務とされており、令和2年度時点で第三者評価を受審した児童相談所は全国で9箇所(4%)、一時保護所は全国で34箇所(24%)と、定着しているとは言えない状況にある。一時保護所については、構造的に外部の目が届きにくい施設であることから、子どもの権利擁護を中心とした運営のあり方に変えていくためにも、第三者評価を現在の努力義務ではなく義務化することを検討するべきである。

また、児童相談所・一時保護所の第三者評価の実効性を担保するためには、適切な評価者が実施することが必要となる。現状では、児童福祉審議会、民間企業、社会福祉協議会、大学の研究者などの様々な主体が評価者として活動しているが、地域によっては評価者の確保さえ困難な状況にあることが指摘されている。したがって、当面は、各自治体において中立的・専門的な視点からの評価を行える体制(学識経験者・弁護士・医師・他の圏域の児童相談所での業務経験者など)の整備を進めるとともに、評価指標について全国標準的なものを定着させていくなどにより、評価の質の均てん化を図っていくべきである。加えて、自治体や施設といった評価を受ける当事者が評価者を選定することで評価が形骸化する懸念も指摘されていることから、第三者評価の受審の進捗も踏まえつつ、国レベルの評価機構についても検討していくべきである。

おわりに

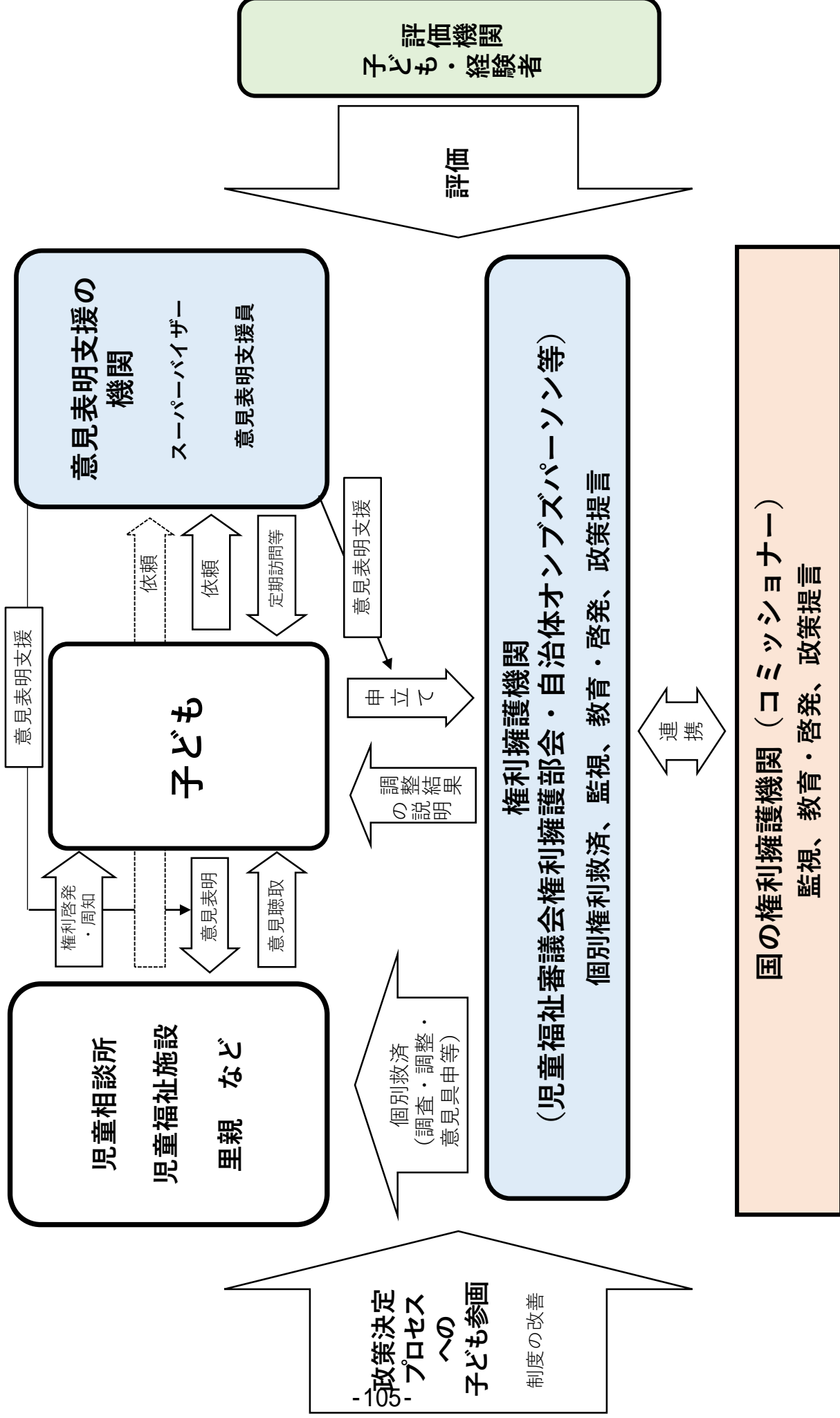
我が国が児童の権利に関する条約を批准してから四半世紀以上が経過しているが、同条約及び児童福祉法総則で謳われている原理に則り、全ての子どもの権利が擁護される社会を実現することは喫緊の課題である。

特に子ども家庭福祉分野においては、市区町村や児童相談所の虐待相談対応件数が増加し、悲惨な死亡事例等も後を絶たない中、子どもの最善の利益を社会全体で守っていくためには、個別ケース対応・政策立案の両面において、子どもからの意見表明権を保障し、それをしっかりと受け止める権利擁護の仕組みを全国的に整備していくことが不可欠である。併せて、子どもが自分自身の権利について知ることができるよう、個別ケース対応の場面で適切な説明を行うことや、学びの機会を設けることが不可欠である。そして、取組の進展状況等に応じ、国の権利擁護機関のあり方に関する省庁横断的な検討の場を設けることや、子どもの権利に関する基本法の制定について検討することを含め、あるべき姿に向けた検討を続けていくべきである。

今後、本とりまとめに沿って政府において具体的な検討を進め、制度的な対応も含めた必要な措置が講じられるよう希求する。

子どもの権利擁護の仕組み（あるべき姿のイメージ）

都道府県・政令市・児相設置市



政策決定
プロセス
への
子ども参画
制度の改善

子どもからの意見聴取 実施概要

1. 実施目的

現在、社会的養護のもとで暮らす子ども達に本ワーキングチームのとりまとめの内容について意見を聴き、とりまとめに反映させることを目的とする。

2. 実施日時・聴取対象

以下の日時・対象で全5回実施した。

【第1回】

日時：5月2日（日）9時30分～11時30分

対象：九州 里親家庭・ファミリーホームで暮らす小学生～19歳の9名

【第2回】

日時：5月6日（木）、5月7日（金）13時30分～15時00分

対象：関東 一時保護所の中学生～高校生（6日：24名、7日：13名）

【第3回】

日時：5月8日（土）13時00分～14時30分

対象：九州 児童養護施設Aの小学生～高校生8名

【第4回】

日時：5月9日（日）14時40分～16時10分

対象：九州 児童養護施設Bの高校生4名

【第5回】

日時：5月11日（火）13時30分～15時00分

対象：関東 児童自立支援施設の中学生～高校生4名

3. 実施内容

新型コロナウイルス感染症感染防止に十分配慮し、各施設等を訪問する形で、以下2部構成のグループインタビューを行った。

＜カードを選ぼう＞の部

権利カードを並べ、自分にとって最も大切だと思うカードを1人3枚選んでもらい、選んだ理由を聴取した。

(カードの種類)

- ・もっと自由に遊びたい
- ・もっとゲームしたい
- ・ネットや本を自由に見たい
- ・もっと勉強したい
- ・学校に通いたい
- ・高校に進学したい
- ・前の学校の友達に会いたい
- ・友達や好きな人と集まりたい
- ・親やきょうだいに会いたい
- ・一人暮らししたい
- ・好きな服装や髪型で過ごしたい
- ・叩かれたり嫌な思いをしない
- ・病気や怪我の手当を受けたい
- ・おいしくて栄養がある食事やお菓を毎日食べたい
- ・秘密を守ってほしい
- ・自分の意見をもっと言いたい
- ・体を見られたり触られたりしない
- ・一時保護所の先生ともっと話をしたい
- ・児童福祉司（ケースワーカー）・児童心理司ともっと話したい
- ・一時保護所で生活する理由を知りたい
- ・他の子どもと比べられない
- ・知られたくないことや触れられたくないものがある
- ・自分の家がある

＜アイディア聴かせて＞の部

資料を用いながら、意見表明や権利擁護の仕組みについて、意見交換を行った。
主な質問は以下の通り。

- これまで意見を聴かれた経験について
 - ・一時保護されたときや施設・里親の家で生活をはじめるとき
 - ・自立支援計画策定するとき
- 意見表明を支援する人について
 - ・どんな人なら自分の意見や不満を言いやすい/言いにくい
 - ・どんな場所なら言いやすいか
- 児童福祉審議会について
 - ・どのような手段なら自分で申し立て出来るそうか
- 第三者評価について

子どもからの意見聴取 ヒアリング概要

日時：5月2日（日）9時30分～11時30分

対象：九州 里親家庭・ファミリーホームで暮らす小学生～19歳の9名

<カードを選ぼう>

（グループ1）

- ・学校に行く日を選びたい
- ・知られたくない、触られたくないものがある
- ・ゆっくり休みたい
- ・ほかの人と比べられない
- ・病気やケガの手当てを受けたい
- ・一人暮らしをしたい
- ・好きな服装や髪形で過ごしたい
- ・もっと遊びたい
- ・親やきょうだいと暮らしたい

（グループ2）

- ・親やきょうだいと暮らしたい
- ・ネットや本を自由に見たい
- ・好きな服装や髪形で過ごしたい
- ・気持ちや考えを自由に言える
- ・ほかの子どもと比べられない
- ・高校に進学したい
- ・もっと遊びたい
- ・話をきいてくれる大人がいる
- ・ゆっくり休みたい
- ・大学や専門学校に進学したい
- ・前の学校の友だちに会いたい
- ・もっとゲームがしたい
- ・おいしくて栄養がある食事やお菓子を毎日食べたい

<アイデア聴かせて>

○これまでに意見を聴かれたことはあるか

- ・児相の担当ケースワーカーについては、ほとんど意見を聴かれたことがない。
（担当者が）変わりすぎて分からない。

- ・里親担当のケースワーカーの名前は比較的知られている。
- ・コロナになってからケースワーカーが来なくなった。
- ・実親のことについては、聞いたことがある。(数名)
- ・なぜ里親家庭にいるのかについては、聞いたことがある。(複数名)

○意見表明を支援する人について

【どんな人なら自分の意見や不満を言いやすい/言いにくいか】

(グループ1)

- ・自分と年が近い人に聴いてもらいたい。年が上の人は気をつかう。
- ・誰にも相談しない。
- ・友だちだけ。大人にはしない。
- ・大人は関係ない。
- ・知らないおじさんやおばさんには話したくない。頭がよさそうな人に話す。

(グループ2)

- ・親しい人。
- ・友達にも言いたくない。
- ・里親家庭のことも友達には言っていない。みじめな気持ちになるかも。
- ・母子家庭の友だちとかなら言うかも。似た経験をした人。
- ・中学の時は友達が家に来たから知っていた。
- ・自分に寄り添ってくれる人に言いたい。
- ・家族内なら何でも話せる。里子同士とか。

【意見を言いたいときはどんな時か】

(グループ1)

- ・進学先は自分で決めたい。制服で選ぶ。先生とかに言う。
- ・遊びに行くときにどこに行くか聴いてほしい。
- ・実親ことは気にならない。もう8年。
- ・外出するときにアクセサリーをつけたかったのに聴いてもらえなかった。
- ・里親と話が合わないことがある。里親さんがたくさん話す。
- ・学校を休みたいときは仮病を使っている。
- ・習い事について意見を聴いてほしい。／意見を聴いてくれて、今ではやめている。

(グループ2)

- ・学校の書類で名字が違うのが嫌。友達に見られないかドキドキする。

- ・学校で家族の話になると気まずい。親の年齢とか。きょうだいの話とか。
- ・説明するのが面倒くさい。
- ・児相の担当が代わったときに一から説明しないといけない。ちょっとした引継ぎがされていない。
- ・お金のことを教えてほしかった。大学進学にかかるお金とか。
- ・習い事をやめたいと言ってもやめさせてもらえない。
- ・学校は休みたいといったら休ませてくれるかなあ。コロナのせいもあるかも。

【どんな場所なら言いやすいか】

(グループ1)

- ・家で2人きりで聴いてほしい。里親さんがいない方が気をつかわない。
- ・家とは別の場所がいい。静かな場所。

(グループ2)

- ・家だと筒抜けになる。秘密にするとか言っても守られない。みんなでセンター(児相)に面談に行ったとき、言わないと言っていたのに車の中で(里親から?) 怒られた。それ以来何も言わないようにした。

○児童福祉審議会について

- ・名前を聞いたことがある。(1名)
- ・子どもも意見を言える仕組みがあることは知らない
- ・どうやって言えばいいの? 電話だと待たされそう。電話番号も知らない。
- ・LINEが使える環境は半分くらい。でも相談したらチェックが入りそう。
- ・お手紙とかの方法はないの?
- ・子どもの権利についてのプリントは見たことある。連絡先を書いたカードをもった覚えはある。どこにいったか分からない。
- ・電話番号を知っていたとしても、よく知らない人に相談できない。誰が出るかも分からないのに電話できない。すぐに解決するとは思えない。そのあとどうなるのかも分からない。
- ・秘密を守ってもらえるのか不安。
- ・里親のことを相談したら、里親のもとにいられなくなるのではないか。出ていけと言われて出ていく場所もないのに。大ごとにしたくないのに話が大きくなりそうで相談しにくい。
- ・家族内で話をするのが一番。それでよくなることもある。今の里親は話を聴いてくれている。

○その他

- ・一時保護のときは誘拐されたと思った。
- ・一時保護のときは私物を取り上げられる。下着も渡される。
- ・189は知らない。学校でポスター見たことある。
- ・ときどきは里子の集まりもあったほうがいい。秘密が守られるなら。

子どもからの意見聴取 ヒアリング概要

日時：5月6日（木）、5月7日（金） 13時30分～15時00分

対象：関東 一時保護所の中学生～高校生（6日：24名、7日：13名）

<カードを選ぼう>

（グループ1）

【もっと自由に遊びたい】

- ・遊ぶ時間が決まっている。まだ途中なのに終わっちゃうことがある。
- ・遊ぶ時間が少ない。もっと時間が欲しい。
- ・遊ぶ時間はあるが、場所の制限がある。それがなければ遊びの幅広がるのに。
- ・夜に遊びたい。もっと起きていたいのに消灯しちゃう。
- ・こういう話は保護所でしない。

【学校に通いたい】

- ・勉強が遅れちゃうのと、学校の友達に会いたい。
- ・入学式以降高校に行けていない。ケースワーカーもそこを配慮してくれていない。
- ・高校の友達の名前も分からずつまらない。このまま3年終わったら嫌だ。

【高校に進学したい】

- ・勉強が学校に通っている子よりも遅れている。内申も取れないし、受験が心配。
- ・ケースワーカーがちゃんとしていない。出席ができないので単位が取れず留年になりうる。だから通信制に変えたいが、その話がケースワーカーと進んでいない。
- ・ずっとやってきたので高校で野球をやりたい。

【好きな服装や髪型で過ごしたい】

- ・前着ていた人の服だから。交換制なのが嫌だ。もう高校生だからそれなりの髪型にしたいのに。
- ・ここだと好きな格好ができない。マスクも限られている。選んだり、家から持ってきたい。
- ・家から自分の服を持ってきたい。

【もっとゲームをしたい】

- ・ここではゲームができない。家ならできていたのに。ここではなんでできない

のかと思う。

- ・家でもゲームをやらせてもらえていなかった。それがストレスでもあったので、ここに来たのならやらせてほしい。

【ゆっくり休みたい】

- ・ずっとみんなですごしているから、1人の時間をすごしたい。

【親やきょうだいに会いたい】

- ・言うてはいけないかもだけど、自分は両親が原因でここにきているわけではない。だから会いたい。

【ネットや本を自由に見たい】

- ・自分の好きな漫画が見られないのが嫌だ。

【一人暮らしをしたい】

- ・他に選ぶものがなかった。憧れはある。

(グループ2)

【好きな服装や髪型ですごしたい】

- ・おしゃれが好きだから。服装ぐらい自由にしても良いんじゃないかな。
- ・ズボンばかり。スカートとかかわいいのを着たい。
- ・自分の服を着たい。

【児童福祉司(ケースワーカー)・児童心理司ともっと話したい】

- ・もっと話して早く退所したい。
- ・早く退所したい。でも毎日来てくれるわけではないから。
- ・とにかくケースワーカーと話を進めたい。話す頻度も時間も増やして早く家に帰りたい。

【親やきょうだいに会いたい】

- ・とにかく親に謝りたい。妹にも会いたい。

【叩かれたり嫌な思いをしたくない】

- ・(話したくない。)

【一時保護所で生活する理由を知りたい】

- ・なんでここに来たかはわかっている。でも高校生の立場なので、ここで過ごす意義がわからない。親と会っちゃだめならそれを守ってすごせるし、基準を示してくれたら守る。選択肢を示して欲しい。

【傷ついた心の手当を受けたい】

- ・(話したくない。)

【もっと勉強したい】

- ・学校にいた時より課題をこなせない。学校名が書いてあるテキストは保護所に持ち込めない。勉強するための環境づくりをしてほしい。

【学校に通いたい】

- ・通っていた学校は補習のきかない科目が膨大にあって、出席できないと単位をとれず、すぐ退学とかになってしまう。わがままだとは思いますが、学校に行きたい。

【友達や好きな人と集まりたい】

- ・ここにいると友達と会えない。

【ネットや本を自由に見たい】

- ・好きなユーチューバーを見たい。今まで推していたものとかが全部切られちゃって癒しの時間がない。

【もっとゲームをしたい】

- ・スマホゲームをしたい。保護所にあるボードゲームも種類が少なくて、やりつくして飽きちゃった。

【ゆっくり休みたい】

- ・意味なく気持ちが落ちることが多い。学習室にいたくないけど、性格上言いづらい。個室も空いてないから無理だと思うけど1人の時間が欲しい。自傷行為に至っちゃいそうになる。人が多すぎるから1人でゆっくり休みたい。

○その他

- ・教材は中学のものまでもギリギリあるくらい。高校生が少ないのもあるけど、高校生向けの、大学選びや就職に関する本がもっと欲しい。

(グループ3)

【一人暮らしをしたい】

- ・人がいると気を遣うから。
- ・親に会わなくてすむ。
- ・好きな動物を飼えるから。

【ネットや本を自由に見たい】

- ・推しのアイドルやYouTubeを見たい。
- ・私も推しのアイドルがいる。
- ・勉強に役立つ。好きなものを見られる。

【大学や専門学校に進学したい】

- ・動物のことを知りたい。
- ・ミュージカルを学びたい。東京にミュージカルを学べる専門学校がある。

【気持ちや考えを自由に言いたい】

- ・周りに人がいると言えない。
- ・家でも言えない。怒られるから。1:1は無理。思っていることを上手に言えない。恥ずかしい。

【高校に進学したい】

- ・高校に行けるかわからない。
- ・とりあえず高校は卒業したい。

【児童福祉司(ケースワーカー)・児童心理司ともっと話したい】

- ・今後のことがわからないから心配。

【学校に通いたい】

- ・友達や先生に会いたい

【叩かれたり痛い思いをしない】

- ・これはそのまんま、嫌でしょう。

【もっとゲームがしたい】

- ・マンガは全部読み終わっちゃったから暇。

○その他

◎どのように子どもの権利を伝えたらいいか。

- ・学校で配るのがいいと思う
- ・学校で配られた手紙は捨ててしまう。月に一度、学校で困っていることがないか書かせる。それを専門家に直接伝えるといい。

◎これまで自分の気持ちや考えを伝えた経験

- ・いじめのアンケートに嫌だったことを書いたことがある。けど、何も変わらなかった。
- ・通っているデイサービスで、困っていることを伝えた。そしたらデイサービスの人が親に言ってしまっていて、親に怒鳴られた。それから、言おうとは思わない。

◎今困っていること

- ・職員に「会議でルールが決まった」と言われる。別の職員はそのルールのことを知らない。統一をしてほしい。例えば、食事中ティッシュをとりにいくために断りなく席を立つのはだめだとか、(通院などで)外に行くときにCDを持っていくのはだめになったとか。
- ・担任と〇〇さん(仲の良い友人)に会いたい。

(グループ4)

【好きな服装や髪型で過ごしたい】

- ・ツーブロックはダメ。
- ・保護所に来たときにもらった服と衣替えでもらう服しかない。
- ・今着ている服は保護所に寄付されたもの。
- ・パンツも誰かがはいて洗ったものだから衛生的にも嫌。
- ・パンツは使い捨てって聞いた。

【大学や専門学校に進学したい】

- ・自分のために。
- ・音楽関係のところ行きたい。

【気持ちや考えを自由に言いたい】

- ・しゃべるのが苦手だから。
- ・友達とかなら話しやすい。

【おいしくて栄養がある食事やお菓子を毎日食べたい】

- ・いっぱい食べたい。
- ・多いときと少ないときのバランスが嫌だ。たまに少ないときある。

【高校に進学したい】

- ・将来的に進学は大事だから。
- ・今後のために。

【ネットや本を自由に見たい】

- ・彼女とか友達とかに連絡取れるから。ここにいるとインスタグラムやラインが使えない。
- ・調べものをしたいときに自由に出来ない。得られる情報が少ない。

【友達や好きな人と集まりたい】

- ・暇な時間がなくなるから。保護所は暇。
- ・話しやすい。

【ひみつを守ってほしい】

- ・自分の秘密を知っている人に秘密を守ってもらえなかったから。
- ・保護所は狭いから、情報がまわってしまう。

【ゆっくり休みたい】

- ・自由にしたい。休みたいときに休めない。
- ・昼寝が出来ない。

【もっとゲームがしたい】

- ・一時保護所は暇だから。プレーステーション4がしたい。

【学校に通いたい】

- ・学校は楽しかったので先生に会いたい。

【親やきょうだいに会いたい】

- ・学校にいて、そのまま急に保護所に来た。

<アイデア聴かせて>

- これまでに意見を聴かれたことはあるか
(グループA)

- ・一時保護所に意見箱が置かれているが、使われているのかどうか分からない。使っていないよとちゃんと説明されたこともない。
- ・一度意見箱に時間割についての意見を投函したが、何もレスポンスがなかった。
- ・ケースワーカーや児童心理司は他の子どもにも忙しく対応しているので、迷惑をかけないようにあまり意見を伝えないようにしている。
- ・ケースワーカーや児童心理司の業務スケジュールを前もって把握できれば意見を伝えやすい。呼ばれる日をホワイトボードに掲示するなど。
- ・相談すれば話は聴いてくれるが、それを受けての対策をもっと講じてほしい。

(グループB)

- ・嫌だと言ってもいいと言われたので、「イヤ」と言ったが、「仕方がない」と説明された。
- ・行きたくなかった。
- ・この先どうなるか、意見を尊重してくれた。「あなたはどうしたい」と聴いてくれた。自分の意見を言えた。
- ・一時保護入所前はどんなところに行くのか全然知らなかった
- ・心の準備ができるよう、細かい説明をしてくれたらよかった。
- ・一時保護のことを事前に知りたかった。
- ・一時保護所くる1分前に、一時保護所に行く事を察した。病院に行くと言われた。
- ・正直に言って欲しかった。
- ・一時保護所に行く車の中で行く先の情報を知りたかった。

(グループC)

- ・一時保護所の担当職員や児童心理司が話をきいてくれたが、ここに来る前には誰にも話していなかった。信用できる大人がいない。
- ・保護される前は学校の先生や友達に話せることは話していた。
- ・SNSを通じてカウンセリングの専門家に話していた。(児相に保護されるきっかけになった。)
- ・家で嫌なことがあったら通っていたデイサービスの先生に話していたが、そのことを親に怒られた。

(グループD)

- ・警察から家に帰りたくない理由を聴かれたときに、児童相談所と家は嫌だと言ったが、警察から「良いところに行こう」と言われ、一時保護所に連れていか

れた。

- ・泣いて、思いを伝えたときは聴いてくれた。
- ・1日だけと言われて一時保護所にいると、5ヶ月いる。その時は、一時保護所は嫌といった。

○意見表明を支援する人について

(グループA)

【どんな人なら自分の意見や不満を言いやすい/言いにくいかな】

- ・同じ経験を持つ人に話を聴いてほしい。
- ・しっかりしている人、物事をぱっと解決できる人に話を聴いてほしい。
- ・ちゃんと仕事する人がいい。
- ・優しい印象の人がいい。
- ・他人に伝えていいこと、悪いことの線引きを最初に紙に書くなどしてハッキリさせたい。
- ・自分事におきかえて人に知られたら嫌だなと思うことは言わないようにしてほしい。

【どんな場所なら言いやすいかな】

- ・遊びながら、フレンドリーな雰囲気のほうが話しやすい。
- ・1人1人個別に聴いてくれたほうがちゃんと伝えられる。
- ・辛いことがあったときに周りの人に聴かれたくない。
- ・公園など開放的な場所が話しやすい。
- ・開放的な場所よりも狭い個室のほうが話しやすい。

(グループB)

【どんな人なら自分の意見や不満を言いやすい/言いにくいかな】

- ・小さいころ、実際に社会的養護を経験した人にきいてほしい。
- ・経験していない人に「大丈夫」と言われても、素直に受け止められない。
- ・はじめましての人でも、人によって親近感がわく。
- ・児童相談所の職員という雰囲気がない人がいい。
- ・腹割って話せる人。
- ・学校のカウンセラーが話しやすい。

【どんな場所なら言いやすいかな】

- ・どこでもいい。密室があれば。
- ・周囲にひとがいない。

- ・学校のスクールソーシャルワーカーがいる部屋。スクールソーシャルワーカーと仲が良かった。

(グループC)

【どんな人なら自分の意見や不満を言いやすい/言いにくいのか】

- ・経験と専門知識がある人に話を聴いてほしい。
- ・1対1など少人数で話を聴いてほしい。
- ・親に通じていない人、他人に漏らさない人に話を聴いてほしい。他人に伝わってしまうと思うと話したくなくなる。
- ・優しく面白い人。
- ・子どもの意見を聴くのは良いが、デリケートな心の問題を他人に広めないでほしい。

(グループD)

【どんな人なら自分の意見や不満を言いやすい/言いにくいのか】

- ・秘密をも守ってくれる人。
- ・職員同士が共有しあうのが嫌。
- ・明るい人。
- ・理由を正論で返すひと人は嫌。気持ち、考えを受け止めて欲しい。
- ・ズバズバ言ってくる人は嫌。精神的にしんどくなる。
- ・反論してくると何も言えなくなる。

【どんな時に/何について意見を言いたいのか】

- ・この先のこと。高校に行けるのか。
- ・つらい時、不安なことを吐き出したい。
- ・学校に行きたい。一時保護所の職員に行っても、ケアワーカーと話を進めるしかないと言われる。
- ・勉強が苦手なので、内申点が欲しいが、一時保護所にいるのでもらえない。
- ・学校のイベントには、参加できるが授業に出られない。
- ・授業についていけるか心配。

○児童福祉審議会について

(グループA)

- ・どんな仕組みがあるのか当事者に知れ渡っていない。知らないから怪しいものと思ってしまう安心して利用できない。
- ・一度相談ダイヤルに電話しようと思ったことがあるが、携帯電話は持っていない。

いし、親の電話も使いづらいので難しい。

(グループB)

- ・(児童福祉審議会を) 知らない。
- ・学校の授業などで教えて欲しい。
- ・ロングホームルームで取り扱ってはどうか。

(グループC)

- ・子どもの権利ノートの存在は知らない。
- ・ノートは学校で配るようにすればいい。
- ・ノートは家に持ち帰ると親に捨てられる。必要な場合に第三者につなげるような仕組みがあるとよい。
- ・学校の先生がタッチすると親に連絡されてしまうので、直接第三者につなげたい。
- ・いじめアンケートを書いたことでいじめが更に悪化することもある。
- ・話をしたことを親には知られないようにしてほしい。
- ・在宅で危険を感じたら一時保護所に伝わるとよい。

(グループD)

- ・(児童福祉審議会を) 知らない。
- ・子どもの意見箱は無くなった。誰が見ているのか分からない、意見を入れても何も変わらない、なので意見を書かない。

○その他

- ・学校の担任の先生と定期的に面会したい。
- ・ケアワーカーと話をして、話が進むと心の支えになる。
- ・心理司のサポートも心の支え。

◎現在の生活について

- ・1年も一時保護所にいるのは本当にストレス。飽きてしまう。
- ・一時保護所で課されるルールが職員によって違うので統一してほしい。
- ・制限が多い。そこまでする必要はないのではないか。
- ・料理や洗濯など、何も教えてくれない。
- ・最低限のプリントとドリルだけ渡される。教えて欲しくても、教えてくれない。
- ・高校受験の相談にのってくれない。
- ・進路の相談ができない。
- ・「中3なんだから、自分で考えなさい」、「〇〇なんだから、自分で考えなさい」

と言われる。

- 心理司と看護師は話を聴いてくれる。
- 日記を書いているがそれに職員がコメントする。「つらい」と書いたら「自分から逃げるな」とコメントされた。
- 不安しかない。「楽しい」、「安心」はない。
- お風呂は一人 15 分以内に入らないといけない。長くしてほしい。
- 片頭痛があるが、薬をもらえない。耐えている。
- 遊び道具がない。カードゲームしかない。飽きた。何もする事がないので娯楽を増やして欲しい。
- 男女間でも話がしたい。

子どもからの意見聴取 ヒアリング概要

日時：5月8日（土）13時00分～14時30分

対象：九州 児童養護施設Aの小学生～高校生8名

<カードを選ぼう>

（グループ1）

【友達や好きな人と集まりたい】

- ・友達と休日に遊んだりしたい。
- ・友達とかと集まる時間は大事。
- ・誰と遊ぶとか言いたくないのに言わないといけない。異性がいると遊んじやいけないって言われた。複数人でその中に異性がいるだけでもダメだった。

【好きな服装や髪型で過ごしたい】

- ・肩出しだめ。短パン履く時は長いスパッツ履かなきゃいけない。夏でもそれだからすごく暑い。
- ・施設によっては厳しいところがあって、そこは小6でも長いスパッツ履かなきゃいけなかった。

【前の学校の友達に会いたい】

- ・遠いところから最近来たから、前の学校の子には会えない。コロナっていうのもあって会っちゃダメって言われる。コロナじゃなくても情報漏れるからだめだけど。

【ネットや本を自由に見たい】

- ・インターネット環境が全くない。職員さんの携帯を前は見せてくれていた。ルールが変わったから今は見せてくれない。
- ・ルールが変わったことも、「ルールが変わったから」しか言われなくて説明がない。
- ・よく分からない本が多い。
- ・ドラマとかも見ていいものに制限がある。録画できないので、消灯時間以降の番組は見る事が出来ない。

【自分の意見を自由に言える】

- ・大人の考えに合うことを言わないと、「言い訳だ」とか「それは違う」と言われる。

【おいしくて栄養がある食事やお菓を毎日食べたい】

- ・ごはんがないと困る。

【親やきょうだいと暮らしたい】

- ・きょうだいは園で暮らしているけど、親は東京、遠くにいる。一緒に暮らしたい。

【他の子と比べられない】

- ・他の子と比べられるのは人権侵害！

【大学や専門学校に進学したい】

- ・この園でも高校に行く子が多いけれど、大学まで行く子はあまり聞かない。でも自分は大学に行きたいし、県外にも出たい。

(グループ2)

【ひみつを守ってほしい】

- ・職員さんにひみつを守ってもらえないことがあった。

【叩かれたり痛い思いをしない】

- ・小さいころに暴力を受けたことがあったので。

【学校に行く日を選びたい】

- ・学校は嫌いで行きたくないから。

【好きな服装や髪型で過ごしたい】

- ・髪形など校則でしぼることは良くない自由でありたい。

【一人暮らししたい】

- ・食事や寝ることなども自分で自由にできるから。

【ゆっくり休みたい】

【友達や好きな人と集まりたい】

【親やきょうだいのことをもっと知りたい】

<アイディア聴かせて>

(グループ1)

○これまでに意見を聴かれたことはあるか

- ・(自立支援計画について知っているか尋ねたところ、) あるのは知っているけど、内容は知らない。
- ・意見を聴かれたことない。
- ・この園に来る前、「ここで良い？」って聴かれて「嫌だ」と言ったけど、この園になった。その説明はほしかった。
- ・自分に関わるルールを作るときには、意見聴いてほしい。自分たちが暮らしやすいように、ではなく大人が仕事しやすいようにルールが変わっていく。自分たちにとっては家なのに、大人にとっては職場だから。結局自分たちは仕事の材料なんだなって思う。
- ・よく分からないルールがあって、なんで？って聴いても「昔いろいろあった」、「大人の事情」で済まされる。
- ・意見箱はあるけど、1階の職員室の近くにあるからそこまでいかないといけない。1階に降りただけでも「何しにきたの？」と聞かれるし。
- ・(新しい仕組みとして、今まで大人だけでルールを作っていたのを、みんなの声を聴くことを必須にしようと思っているけど、どうか。→) 今日話してみてすっきりした。意見聴いてくれるのはとてもいい。

○意見表明を支援する人について

【どんな人なら自分の意見や不満を言いやすい/言いにくいかな】

- ・秘密を守ってくれる人
- ・信頼できてないと無理。
- ・園の職員に裏切られたことあるから無理。言わないでと言ったことを言われて、それが原因で怒られたから言いたくない。
- ・年の近い人。
- ・学校には話せる人いない。園の人かな。
- ・おじさんは口軽そうで嫌だ。

【どんな人なら信頼できるか】

- ・何年も一緒だったら。園の職員になる可能性高い。
- ・ホーム違う職員さんに言いたいと思っても、「まずホームの職員頼って」って言われる。
- ・ここを退所した人とか。でも結構昔にいた人とかは嫌だ。

【どんな場所なら言いやすいか】

- ・園以外。どこから見られているか分からない。
- ・園の面会室は(壁が)ガラスだからいることがバレる。
- ・園は壁が薄い。前部屋で独り言いってたら全部聞かれてた。
- ・園は他の子どもと大人の声も聞こえるし、キッチンとかで大人同士の声も聞こえる。自分のこと話されてるのかなって思う。聞きたくないのに。
- ・今日も(この会場に園の)大人がいて思っていた。いたらこんなカードとか選べない。「ないです」と言うと思う。
- ・ここは嫌だ。不安になる。けど、だからといって別の場所で重い雰囲気の中では嫌だ。
- ・気軽にお話ししたい。

【どんな手段なら相談しやすいか】

- ・手紙は残っちゃうし電話は聞かれる。
- ・LINEは伝わりにくい。
- ・園とは別の場所で口頭で話を聴いてもらうのがいいかな。

○児童福祉審議会・第三者評価について

- ・(ここに不満を言いたいとき的手段として電話をかけるというのがあるけど、)電話だと、園の職員に言わないとか架けられなくて、どこに架けるか聞かれるからとめられる。
- ・他の手段としては手紙かな。スマホは高校生以上だし、支払いは自分になるから持てない子もいる。
- ・(第三者評価と聞いてもピンとこないが)アンケートは知っている。

(グループ2)

○これまでに意見を聴かれたことはあるか

- ・一時保護所に入ったとき、説明されたが、当初聞いた期間より大幅に伸びた。
- ・一時保護はいやだと言ったけれどいかされた。
- ・(自立支援計画って知っていますか?→)聴かれていないと思う。
- ・進路のことで決まっていく時に、自分の気持ちと違った方向に導こうとする時がある。
- ・施設にするか里親にするか聴かれた。
- ・家か施設かは聴かれた。
- ・施設に行くかは聴かれたがよくわからないまま決められた感じ。

○意見表明を支援する人について

【どんな人なら自分の意見や不満を言いやすい/言いにくいかな】

- ・学校の先生には話しやすいが、施設に連絡が入る。
- ・友人にははなしやすい。
- ・話せる職員とそうでない職員がいる。
- ・話しやすい人に言えば、その時はすっきりするけれど、問題が解決されるわけではないので、話をしなければならぬ。考えておくといった返答があるが、時間がかかる場合があるので、速やかに対応してもらいたい。
- ・児童相談所などに依頼しようとするやと止められるような発言があった時もあった。

【どんな場所であれば言いやすいかな】

- ・トラブルを起こした人がいる場所では話したくない。
- ・誰にも聞かれない個室が良い。

○児童福祉審議会について

- ・知っている。電話だけではなく、手紙も活用できると良いと思う。
- ・（児童福祉審議会以外の権利機関は、）つくることについては賛成。

○第三者評価について

- ・意見を聴かれたりしたことはある。

○その他

◎「これだけは」ということがあれば

- ・今日言ったこと全部。
- ・「誰が言ったの？」とか言われるから嫌だ。
- ・（「●●と書いていました」ではなく、「～という話題があったので、私は子ども達が●●と思っていのではないかなって感じました」という形で言うか。→）それであれば、グラウンドでもっと遊びたい。
- ・規則で制限されている内容について、その理由をわかりやすく納得できるように説明してもらいたい。
- ・措置延長については20歳になったその年度末までに延ばしてもらいたい。
- ・安心した生活はできるが、楽しくない面がある。
- ・インターネット・W i f i 環境を整備してほしい。
- ・施設出身者（O B ・ O G ）の訪問による情報提供がほしい。

子どもの意見聴取 ヒアリング概要

日時：5月9日（日）14時40分～16時10分

対象：九州 児童養護施設Bの高校生4名

<カードを選ぼう>

【もっと遊びたい】

- ・門限が決まっているから。門限は18時。
- ・コロナで色々言われて遊べない。外出禁止になった。

【もっとゲームしたい】

- ・何時までって決まっているからやりにくい。家だと（AM）4時までやったりするけど、ここだとそれが出来ない。
- ・12時にやめろと言われる。

【傷ついた心の手当を受けたい】

- ・周りに傷ついている子がいる。自分のせいで傷ついている子がいることに気付いてほしいし、傷ついている子を見つけしてほしい。

【ネットや本を自由にみたい】

- ・施設のW i f iは壊れているから全く使えない。
- ・親の許可があって、バイト代で料金払える人は携帯使えるけど、バイト禁止の高校だからできない。

【一人暮らししたい】

- ・今年施設を卒業するので。お金はバイトをして貯めようかなと思っている。

【施設／里親家庭で生活する理由を知りたい】

- ・自分は知っているけど知らない子もいる。

【ゆっくり休みたい】

- ・学校から帰ってきて疲れていても、周りの子がうるさくてゆっくりできない。行事でひっぱり出される。劇の練習をしないといけないとかがある。

【大学や専門学校に進学したい】

- ・行きたいけど大学進学について親から反対されている。あと猶予は1年半くら

いあるが話を進めない。

【前の施設の友達と会いたい】

- ・児相に言ったけど、前の里親の場所だから行くのはダメって言われた。連絡先を聴くのもダメって言われた。

【友達や好きな人と集まりたい】

- ・他のクラス（施設の別ユニット）に入るのはダメって言われている。家族も入ったらダメ。

＜アイディア聴かせて＞

○これまで意見を聴かれたことはあるか

◎一時保護について

- ・説明は記憶にない。
- ・（一時保護所に行くときは）共同生活の体験をしようねという説明だったと思う。
- ・長々と説明された。

◎施設に入るとき

- ・施設に入るとき、大人は施設の説明をしてくれて、楽しそうと思った。
- ・記憶にない。10年以上前だから。
- ・記憶にないけど、見学に行ってここでもいいかなと思った。
- ・施設に入るとの説明はされました。

○意見表明を支援する人について

【どんな人なら自分の意見や不満を言やすい/言いにくいかな】

- ・だれでもいい。
- ・いろんな人に話を聴かれることに慣れたからどっちでもいい。誰でもいい。
- ・対面がいい。
- ・同性がいい。話を聴かれない。

【どんな場合に意見を言いたいか】

- ・会いたい人に会うのに親に確認しないといけないのが嫌。
- ・（反対に大人に意見聴いてもらってうれしかったなという経験は）ある。携帯ほしいと言ったら聴き入れてくれた。

【どんな手段なら相談しやすいか】

- ・施設以外の人に電話するときは施設を通すことになっている。
- ・[意見を聴いてくれる委員]に電話するのも施設職員を通して連絡した。
- ・(携帯がない場合、施設の人に言いたくないことを第三者委員に連絡する方法ってどうするか。→) 無理。連絡できないから自分で解決する。
- ・(施設に来るというプランがいい?→) いいと思う。
- ・(毎週何曜日など定期的に来る方がいいのか、呼んだら来るっていうのがあるのか。→) 呼んだら来るのがある。

○児童福祉審議会について

- ・聴いたことがある。(1名)
- ・知らない。(3名)
- ・(児童福祉審議会につながる電話が9時~17時だが電話はできるか。→) 学校ではスマホを切っているのでかけられない。公衆電話も学校にない。夜間と土日に電話がつながるようにしてほしい。
- ・アドボケイトのカードは小さくてなくなった。

○その他

- ・権利ノートは持っていない。(2名)
- ・自立支援計画はないと思う。
- ・バイト禁止の高校だから、携帯持てない。バイトできるように学校に掛け合ったけど、「施設だからって、携帯持つためにバイトしていいとか甘い考えがある」と言われた。
- ・[意見を聴いてくれる委員]と仲良しになった。
(なんで仲良しになれたのか。→) 優しそうなおばあちゃんだったし、いい事しか言わない。
- ・(子どもの声を仕組みに反映することについてどう思うか。協力してくれますか。→) うんと首を縦に振る。
- ・(20歳の誕生日まで施設に居られることは) 知らない。

子どもからの意見聴取 ヒアリング概要

日時：5月11日（火）13時30分～15時00分

対象：関東 児童自立支援施設の中学生～高校生4名

<カードを選ぼう>

（グループ1）

【ネットや本を自由に見たい】

- ・何が流行っているのか知ることができない。
- ・ニュースを見る時間も限られるので、社会の動きがわからない。
- ・年齢相応と思われる内容の本も制限されている。
- ・調べごとのためにネットは必要。

【親やきょうだいのことをもっと知りたい】

- ・親が離婚していて、それ以前の自分の過去を教えてもらえない。

【親やきょうだいともっと会いたい】

- ・甘えたり思い切りわがままを言えるのは親。先生に対しては遠慮してしまう。

【好きな服装や髪型で過ごしたい】

- ・一律にスポーツ刈りにする必要性がわからない。

【もっと遊びたい】

- ・もっと体を動かす時間を増やしてストレスを発散したい。

【その他】

- ・お小遣いが足りない。趣味や資格の勉強にお金が必要。
- ・消灯時間が早い。

（グループ2）

【ネットや本を自由に見たい】

- ・趣味に関係する本が施設にない。
- ・将来目指している職業に関する情報が少ない。ネットなどで調べたい。
- ・好きな音楽を聴きたい。

【学校に行く日を選びたい】

- ・学校のスケジュールが大変だと感じるときもあり、柔軟にしたい。

【施設で生活する理由を知りたい】

- ・以前に聴いたことはあるが、細かいことまでは教えてくれなかった。
- ・先生に遠慮してしまい聴きづらい

【ゆっくり休みたい】

- ・学校の休憩時間が少ない。消灯時間が早くてすぐには寝付けないので、その分スケジュールにゆとりを持たせてほしい。

【好きな服装や髪型で過ごしたい】

- ・好きな髪色、髪型にしたい。
- ・学校で私服を着たい。

<アイデア聴かせて>

(グループ1)

○これまでに意見を聴かれたことはあるか

- ・施設に行くことは一週間前に言われて心の準備ができなかった。
- ・大人の都合で支配されていると感じる。子どもには詳しいことを知らせたくないのではないかと感じる。
- ・自分のことなのに、ケースワークの進捗状況がわからない
- ・こういうタイプの施設だとは想像していなかった。
- ・自由にしたかったので施設に行くことには反対だったが、理由の説明はあったが、納得できない。

○意見表明を支援する人について

【どんな人なら自分の意見や不満を言いやすい/言いにくいかな】

- ・嘘や隠し事をしない人。素直で正直な人。
- ・上っ面だけの人は嫌だ。気持ちにより添ってくれる人がいい。
- ・ネチネチ言わない人がいい。
- ・自分の年齢に近い人がいい。

【どんな場所なら言いやすいかな】

- ・1対1で静かな場所で話したい。
- ・堅苦しいよりは緩い雰囲気の方が話しやすい。
- ・関係者が周囲にいない環境がいい。

- ・知らない人が急に話を聴きに来るのは怖い。定期的（月 1 回など）に来てくれたらこちらにも意見をまとめられる。

○児童福祉審議会について

- ・児童福祉審議会は知らない。
- ・外部との連絡が制限されているので、電話でのアクセスは難しい。
- ・はがきの方がやりやすいかもしれない。

○その他

- ・寮のルールづくりを子ども達で討議して行ったことがある。納得感が持てて良かった。

（グループ 2）

○これまでに意見を聴かれたことはあるか

- ・自分がなぜここにいるかは自分が一番わかっているのに、意見を聴かれるといってもイメージが湧かない。
- ・少年院か自立支援施設か、説明を受けて自分の意見を聴いてくれた実感はあった。

○意見表明を支援する人について

【どんな人なら自分の意見や不満を言いやすい/言いにくいかな】

- ・優しい人。
- ・児相の自分の担当の人がいい。

【どんな場所なら言いやすいかな】

- ・周囲に聴かれない場所がいい。1対1で対面がいい。
- ・ファミレスなどがいい。

○児童福祉審議会について

- ・文章で書くと誤解を招くので、電話でアクセスするのが良い。
- ・権利ノートのはがきを活用するのも良いのではないかな。
- ・SNSでのやりとりがあるならやってみたい。時間を気にしなくて良いので。

○その他

- ・寮のルールを皆で討論して改訂したことがあった。また、先生から事前にこれで良いか確認してくれたこともあった。納得感が持てて良かった。

児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方に関する協議の場

改正法の規定等に基づき、児童虐待の防止に向けた課題を整理し、**国、都道府県及び市区町村における体制の強化**を進めるため、児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方に関する協議の場を設置。さらに、個別の論点について検討を行うために2つのワーキンググループを設置。

1. 児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方に関するWG

<構成員>

- ・滋賀県、茨城県、本庄市、さいたま市、豊田市、新宿区、舟橋村、那賀町
- ・厚生労働省
- ・オプザーバー：全国知事会、全国市長会、全国町村会

<主な検討課題>

- ・人材の確保・育成・人事の在り方
- ・中核市等における児童相談所設置の効果
- ・中核市等における児童相談所設置の具体的プロセス
- ・都道府県、市町村の連携強化と役割分担 等

-134-

→ 先進的な取組を実施する自治体から、人材の確保・育成、中核市の児童相談所設置に向けた準備・効果、児童相談所と市町村の連携方策、子ども家庭総合支援拠点の設置プロセス等について、ヒアリングを実施。令和2年3月の全国課長会議で周知。

2. 児童相談所の設置の基準に関するWG

<構成員>

- ・滋賀県、茨城県、本庄市、さいたま市、豊橋市、世田谷区
- ・厚生労働省
- ・オプザーバー：舟橋村、那賀町、全国知事会、全国市長会、全国町村会

<設置基準（※）の策定にあたっての主な視点>

- ・人口
- ・地理的条件や交通事情
- ・相談対応件数
- ・市町村との連携 等

※政令で定める設置基準の施行は令和5年度だが、地方自治体における準備期間を考慮した対応が必要。

→ 各自自治体における児童相談所の現状や設置に関する考え方を議論

○児童福祉法（令和5年4月施行）

第12条第2項 児童相談所の管轄区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。



《政令で定める基準》（令和3年7月公布、令和5年4月施行）

①地理的条件

1又は2以上の市町村の区域であって、児童相談所と市町村及び学校、医療機関その他関係機関とが相互に緊密な連携を図ることができるよう、管轄区域内の主要な関係機関等の利用者の居住する地域を考慮したものであること

②管轄人口（※）

児童相談所が児童虐待の予防及び早期発見並びに児童及びその家庭につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を適切に行うことができよう、管轄区域における人口が、基本としておおむね50万人以下であること

③交通事情

管轄区域における交通事情からみて、児童虐待等の通告を受けた場合その他緊急の必要がある場合において、速やかに当該通告を受けた児童の保護その他の対応を行う上で支障がないこと

（※）管轄人口については、次の内容を解釈通知において周知。

- ・ 管轄人口20万人から100万人までの範囲が目安となる趣旨であること
- ・ 管轄人口20万人を下回る児童相談所の設置を妨げるものではないこと
- ・ 管轄人口100万人以下の児童相談所が存する地域についても、政令の趣旨を踏まえた管轄区域の見直しを積極的に検討されたいこと

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{指 定 都 市 市 長} \\ \text{児 童 相 談 所 設 置 市 長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」の公布について（通知）

児童相談所の管轄区域については、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第 46 号）による児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の改正により、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して、児童相談所を設置する地方公共団体が定めることとされたところであるが、その参酌すべき基準を定める「児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」（令和 3 年政令第 209 号。以下「改正令」という。）が、本日公布され、令和 5 年 4 月 1 日より施行される。

改正令の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

記

第一 児童相談所の管轄区域に関する考え方について

改正令は、児童相談所における児童虐待相談対応件数の増加や、依然として死亡事例・重傷事例が発生していることを踏まえ、本通知の第二に記載する参酌基準を定め、児童相談所の管轄区域の適正化を図るものであること。なお、児童相談所の管轄区域に係る参酌基準については、改正令の施行の状況を踏まえ、今後も不断の検討を行っていくものであること。

第二 児童相談所の管轄区域に係る参酌基準について（改正令第 1 条）

1 地理的条件について（改正令による改正後の児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号。以下「新令」という。）第 1 条の 3 第 1 号）

都道府県の区域において、基礎自治体である市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行政サービスの提供の基礎的な単位となっていることから、児童相談所の管轄区域は、一又は二以上の市町村の区域とすること。すなわち、市町村の区域を分割するような管轄区域とはしないこと。指定都市においては、区（総合区を含む。以下同じ。）が行政

サービスの提供の基礎的な単位となっていることから、児童相談所の管轄区域は、当該指定都市の区域又は一若しくは二以上の区の区域とすること。

また、児童相談所の管轄区域を定めるに当たっては、管轄区域内の市町村、福祉事務所、学校、医療機関等の関係機関との緊密な連携を図るため、地理的条件を考慮する必要がある。この場合の地理的条件とは、区域内の関係機関の立地状況や、当該関係機関を利用する者の居住地等を指すものであり、例えば学校の立地と通学する児童の居住圏や、医療機関の立地と利用者の居住圏などを考慮すること。

2 人口について（新令第1条の3第2号）

各児童相談所の担当するケース数等を適正なものとし、児童虐待への対応等を適切に行えるようにすることが必要であることから、新令第1条の3第2号において、管轄区域内の人口（以下「管轄人口」という。）は、「基本としておおむね50万人以下」とすべきことを規定したこと。

「おおむね50万人」との規定は、児童虐待相談等によりきめ細かく対応していくことが求められていること、国において中核市等への児童相談所の設置支援を行っていること、児童相談所の設置の基準に関するワーキンググループにおいて、管轄人口が100万人を超える児童相談所では対応件数が膨大になるとの指摘がされたこと等から、管轄人口20万人から100万人までの範囲が目安となる趣旨であり、これを踏まえて積極的に管轄区域の見直しを検討されたいこと。これは、管轄人口20万人を下回る児童相談所の設置を妨げるものではなく、また、管轄人口100万人以下の児童相談所が存する地域についても、児童相談所の新設等により管轄人口をおおむね50万人以下とするような管轄区域の見直しを積極的に検討されたいこと。

なお、児童相談所の管轄区域については、同号に規定する人口のみを基準に機械的に定めるのではなく、区域内の児童人口や将来の人口の見通し、1の地理的条件、3の交通事情等を含めた総合的な考慮の下に定められたいこと。

3 交通事情について（新令第1条の3第3号）

児童相談所は、虐待通告を受けてから速やかに一時保護を行うなど、児童の安全確保のため短時間で児童のいる場所へ到着する必要があること、また、管轄区域内の住民が児童相談所を訪れる際の利便性などの観点から、交通事情や関係機関の連絡調整の実施の状況を勘案し、区域内の各所へ移動しやすいよう管轄区域を定める必要があること。

なお、管轄区域が広大である場合には、児童相談所を新たに設置することの他に、支所を設置することにより、区域内の移動の利便性を向上させることも考えられること。

第三 その他

1 中核市等の児童相談所設置について

児童相談所は、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が設置するが、子育て支援施策の実施主体でもある基礎自治体が児童相談所を設置した場合は、これら関連部門との連携をより行いやすいと考えられる。

そのため、中核市等を含む地域の児童相談所の管轄区域を見直す場合には、こうした基礎自治体の役割も念頭に置きつつ、まずは当該中核市等が児童相談所設置市に移行することを積極的に検討されたいこと。

2 市町村と児童相談所の交流について

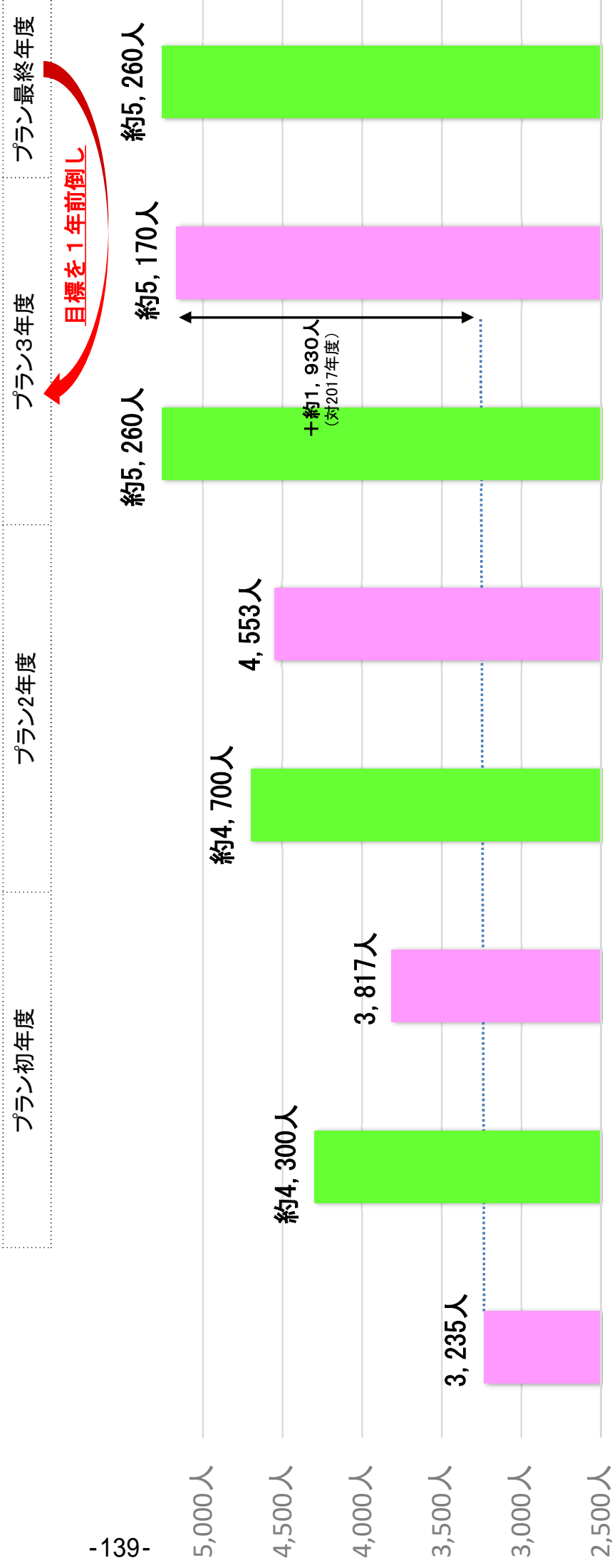
児童相談所を設置しない市（特別区を含む。）及び町村においても、児童虐待相談対応窓口や子育て支援窓口において、住民の子育てに関する相談に対応している。

厚生労働省において開催した「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ」のとりまとめ（令和3年2月2日）において、子どもの福祉を確保するためには、基礎自治体である市町村職員のソーシャルワーク能力を高めていく必要があり、市町村と児童相談所との間の交流・連携を深めることの重要性が指摘されている。

この趣旨を踏まえて、市町村と児童相談所の職員の人事交流等の促進を図られたいこと。

児童相談所における児童福祉司の配置状況について

- 新プランにおいて、児童福祉司の人口あたり配置標準を人口4万人に1人から、3万人に1人に見直しを行うこととし、2021年度までに約5,260人の体制とすることを目標としている。(当初の2022年度までの増員目標を1年前倒し)
 - 児童福祉司の配置状況については、2017年度の実績(3,235人)に対して約1,930人増加し、今年度中に、約5,170人の体制となる見込み。
 - 2022年度以降の児童福祉司の配置数については、新プラン策定以降の児童虐待相談対応件数の増加(※1)も踏まえ検討する。(※2)
- (※1) 2018年度：159,838件 → 2019年度：193,780件 → 2020年度：205,029件
 (※2) 児童心理司についても、新プランの目標の1年前倒しを行い、2021年度に約2,150人の体制目標。2021年度で約2,070人となっており、今後の配置数については検討する。



都道府県
各指定都市 児童福祉主管部局 御中
児童相談所設置市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)に基づく人材確保の推進について

児童福祉行政の推進については、平素よりご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

児童相談所の体制整備については、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)(平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁会議決定)に基づき、2019年度から2022年度までの期間において、計画的に人材確保を進め、児童相談所の人員体制の強化を図ることとしていたところ です。

今般、児童相談所における児童虐待相談対応件数が増加している状況等を踏まえ、児童福祉司及び児童心理司の増員について、別添のとおり、新プランの計画を1年前倒し、来年度(2021年度)までに新プランで目標として掲げている人員体制(児童福祉司:5,260人、児童心理司:2,150人)の確保を目指すこととしました。

これに伴い、必要な地方交付税措置が講じられる予定となっているほか、引き続き、自治体における採用活動等への支援に取り組むこととしていますので、各自治体において、児童相談所における人材確保を進めていただきますようお願いいたします。

(参考) 人材確保等に関する支援策

○児童福祉司任用資格取得支援事業(新規)

【補助基準額】 1人当たり:13万円(令和3年度予算案)

※通信課程(1年)を利用して任用資格の取得を行う際の受講料等の補助

【補助率】 国1/2、自治体1/2

(※) 児童福祉司の任用資格のうち、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第13条第3項第1項では、「都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者」との規定があり、当該課程として、社会福祉法人全国社会福祉協議会が運営する中央福祉学院の通信課程(1年)があることから、積極的に活用していただきたい。

○児童福祉司等専門職採用活動支援事業

【補助基準額】 1自治体当たり：4,182千円（令和3年度予算案）

※複数の職種の採用活動を行う場合の加算：3,528千円

※補助対象の自治体に、児童相談所を設置する予定の自治体及び一部事務組合を追加（拡充（令和3年度予算案））

【補助率】 国1/2、自治体1/2

○研修実施体制の強化

・他の自治体の児童相談所へ職員を派遣して人材を養成する取組（派遣研修）に係る広域的なマッチングを行う仕組みを構築（令和3年度予算案）

※虐待・思春期問題情報研修センター事業として実施予定

○地方交付税措置（令和3年度）

（標準団体（人口170万人）当たりの普通交付税措置）

区分	令和2年度	令和3年度	増員
児童福祉司	63人	70人	+7人
児童心理司	24人	29人	+5人
保健師	3人	3人	—
合計	90人	102人	+12人

○児童福祉司等の処遇改善

※令和2年度に地方交付税における特殊勤務手当の積算単価を月額2万円まで引上げ

	令和元年度	令和2年度以降
児童福祉司	12,160円	20,000円
児童心理司	—	20,000円
保健師	—	20,000円

児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）計画値

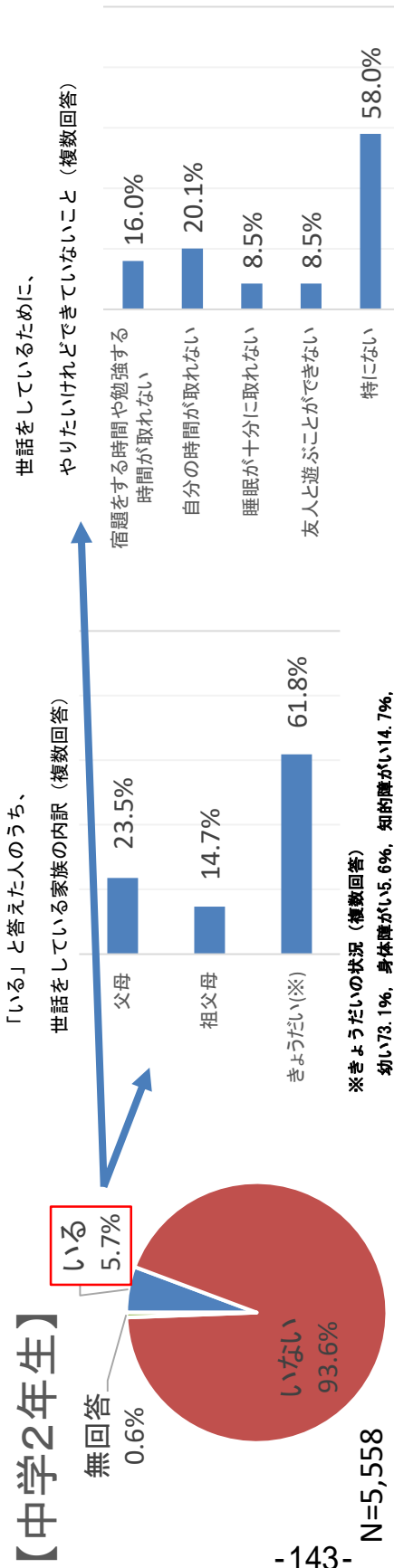
	2017年度 (実績)	2019年度 (新プラン初年度)	2020年度 (新プラン2年度目)	2021年度 (新プラン3年度目)	2022年度 (新プラン目標)
【児童相談所】					
児童福祉司	3,240 人	4,300 人 [+ 1,070 人]	4,700 人 [+ 1,470 人]	5,260 人 [+ 2,020 人]	5,260 人 [+ 2,020 人]
児童心理司	1,360 人	1,610 人 [+ 260 人]	1,790 人 [+ 440 人]	2,150 人 [+ 790 人]	2,150 人 [+ 790 人]
保健師	100 人	各児童相談所 [+ 110 人]	各児童相談所	各児童相談所	各児童相談所

※ 上記の計画を踏まえ、必要な地方財政措置が講じられる予定。

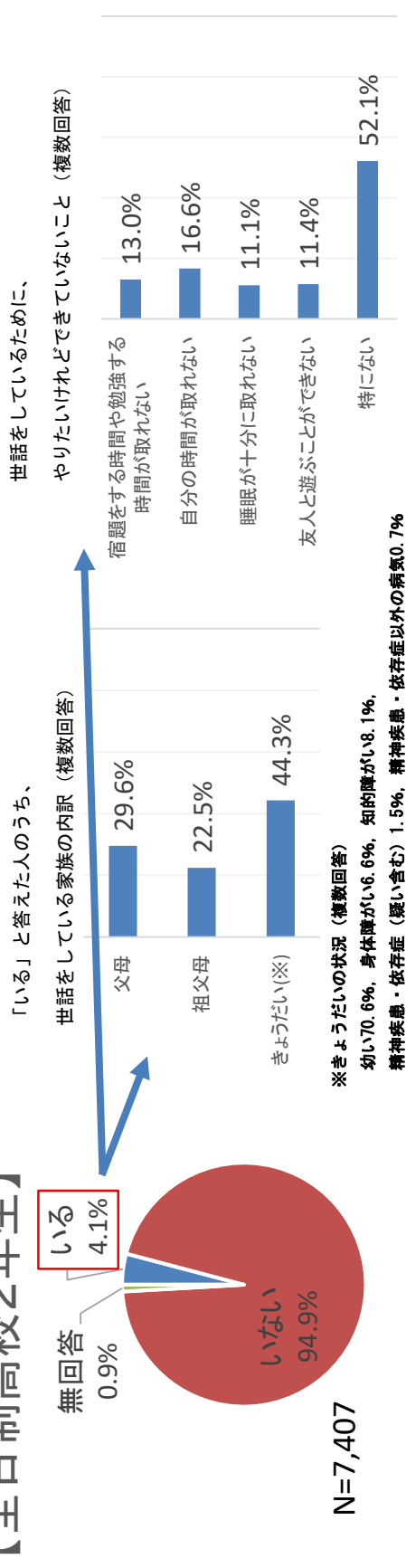
「ヤングケアラーと思われる子ども」の実態をより正確に把握するため、文部科学省と連携し、教育現場で
ある学校や要保護児童対策地域協議会、全国の中学生や高校生に対して、実態調査を実施。

○ 世話をしている家族が「いる」と回答したのは、中学2年生が5.7%、全日制高校2年生は4.1%

【中学2年生】



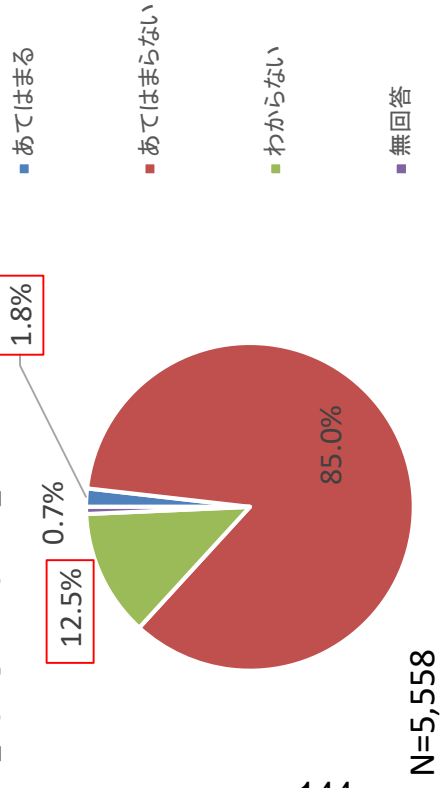
【全日制高校2年生】



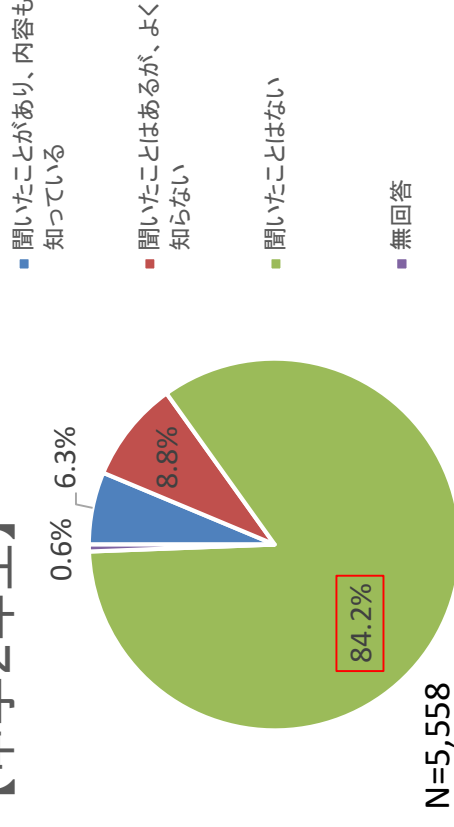
○ ヤングケアラーと自覚している子どもは約2%、わからないとした子どもが1～2割程度

○ ヤングケアラーの認知度は低く、「聞いたことはない」と回答したのは、8割を超えた。

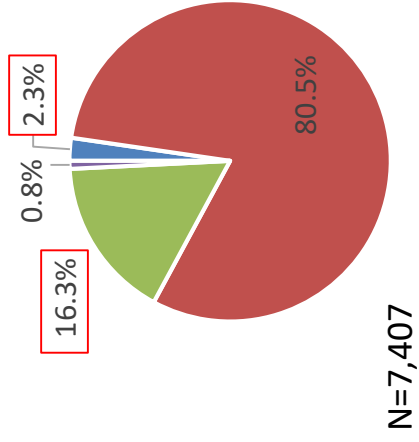
【中学2年生】



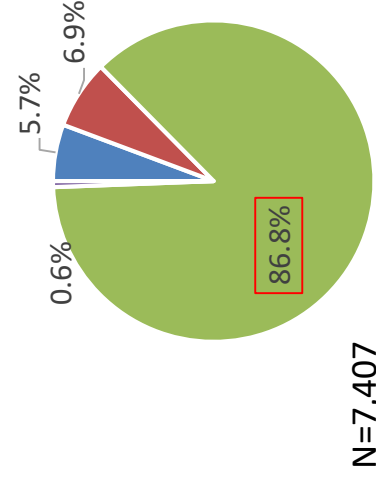
【中学2年生】



【全日制高校2年生】



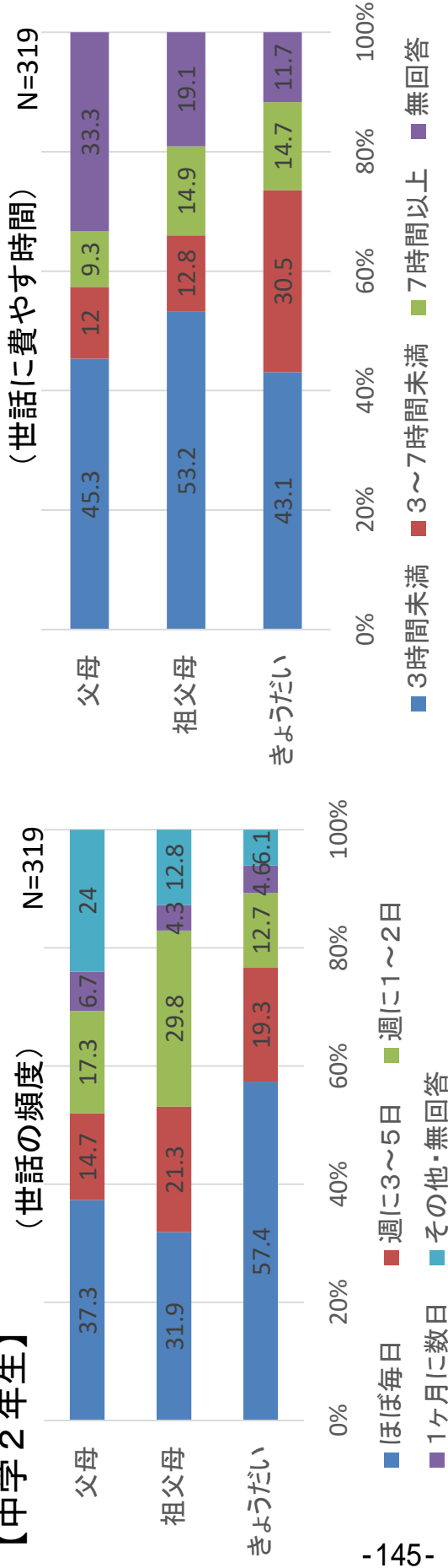
【全日制高校2年生】



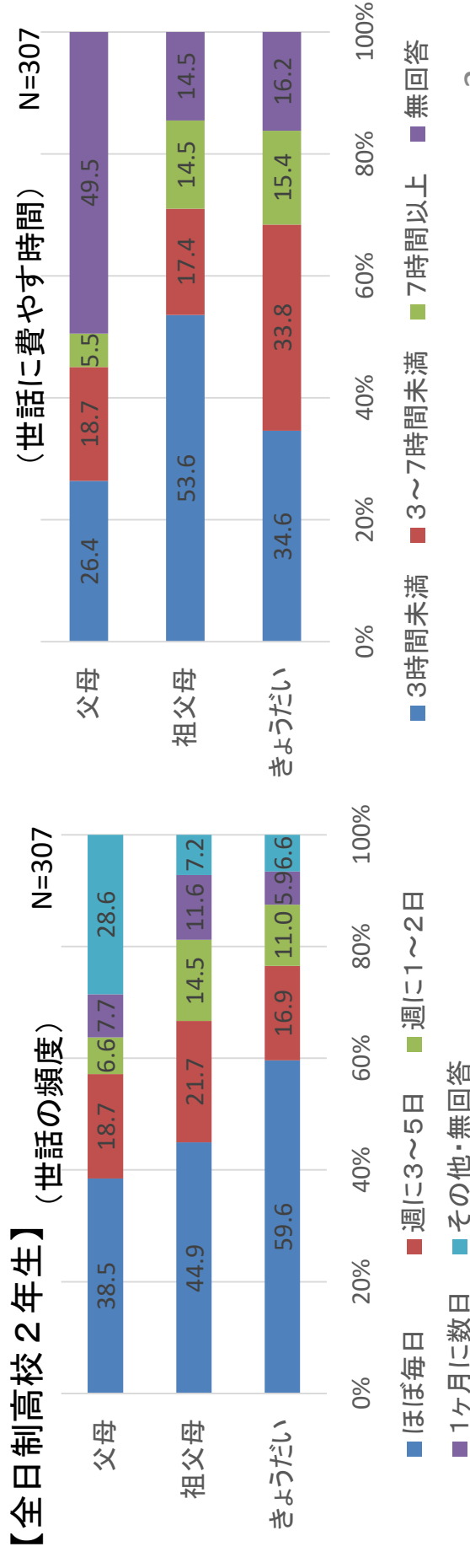
ヤングケアラーの実態に関する調査研究のポイント③

- 世話の頻度について、「ほぼ毎日」が3～6割程度となっている。
- 平日1日あたり世話に費やす時間について、「3時間未満」が多いが、「7時間以上」も1割程度いる。

【中学2年生】



【全日制高校2年生】



調査の目的

「ヤングケアラーと思われる子ども」等の実態をより正確に把握し、今後の検討に活かす。

調査の対象、方法等

- 1 学校
令和2年12月21日から、以下の学校に対してアンケート調査を実施（④は令和3年1月26日から）。
 - ① 中学校（回収数754、回収率75.4%）
 - ・ 全国の公立中学校から層化無作為抽出した1,000校（全体の約1割）
 - ② 全日制高校（回収数249、回収率71.1%）
 - ・ 全国の公立全日制高校から層化無作為抽出した350校（全体の約1割）
 - ③ 定時制高校（回収数27、回収率57.4%）
 - ・ 各都道府県より公立定時制高校1校抽出した47校
 - ④ 通信制高校（回収数35、回収率74.5%）
 - ・ 各都道府県より公立通信制高校1校抽出した47校

2 中学生

令和2年12月21日から、以下の中学生に対して Web調査を実施（④は令和3年1月26日から）。

- ① 中学2年生（回収数5,558人）
 - ・ 1 ①の中学校に在籍する中学2年生
- ② 全日制高校2年生（回収数7,407人）
 - ・ 1 ②の全日制高校に在籍する高校2年生
- ③ 定時制高校2年生相当（回収数366人）
 - ・ 1 ③の定時制高校に在籍する高校2年生相当
- ④ 通信制高校生（回収数446人）
 - ・ 1 ④の公立通信制高校に在籍する生徒

注：定時制高校、通信制高校の調査結果はサンプル数が少ないため、参考値として掲載している

本調査におけるヤングケアラーの定義

本調査における「ヤングケアラー」とは、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないうなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子ども」をいう。

(ヤングケアラーのイメージ (例))



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼い子どもに代わり、世話をしている



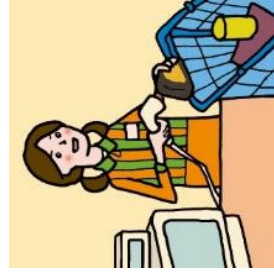
障がいや病気のある子どもに代わり、世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気がかりをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題のある家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている

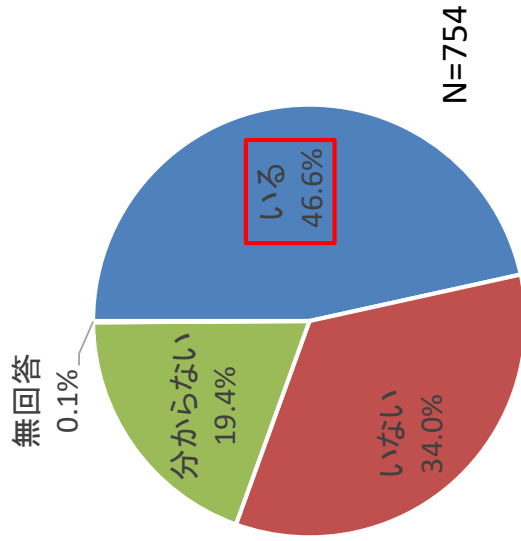


障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

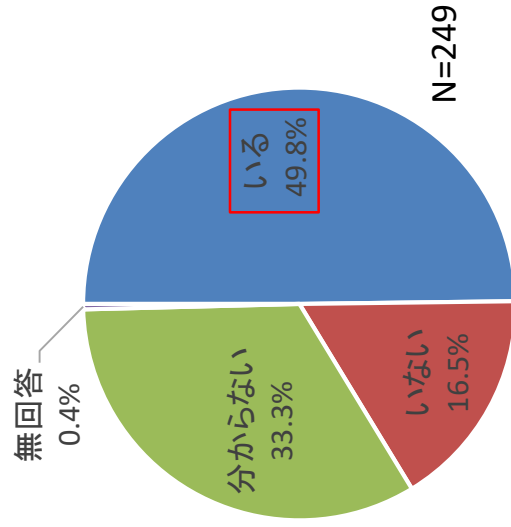
学校調査結果①

- 学校に対し、ヤングケアラーの定義（2ページ参照）に該当すると思われる子どもの有無について質問。
- いずれの学校種でも「いる」が最も高く、定時制高校で70.4%、通信制高校で60.0%であった。

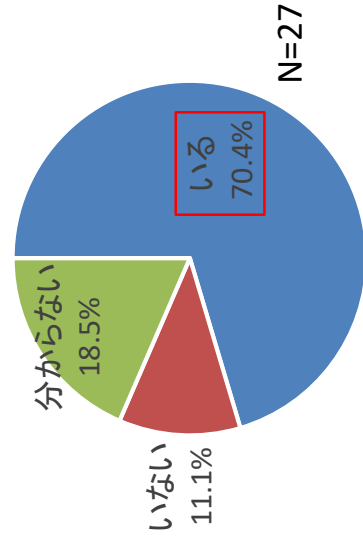
【中学校】



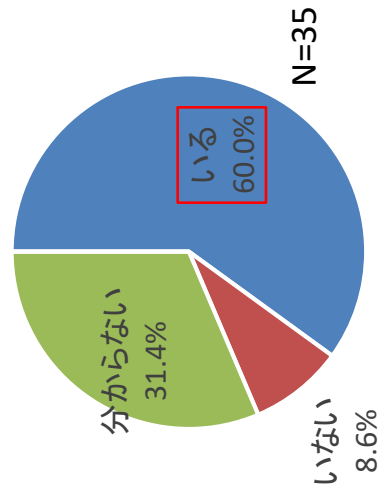
【全日制高校】



【定時制高校】

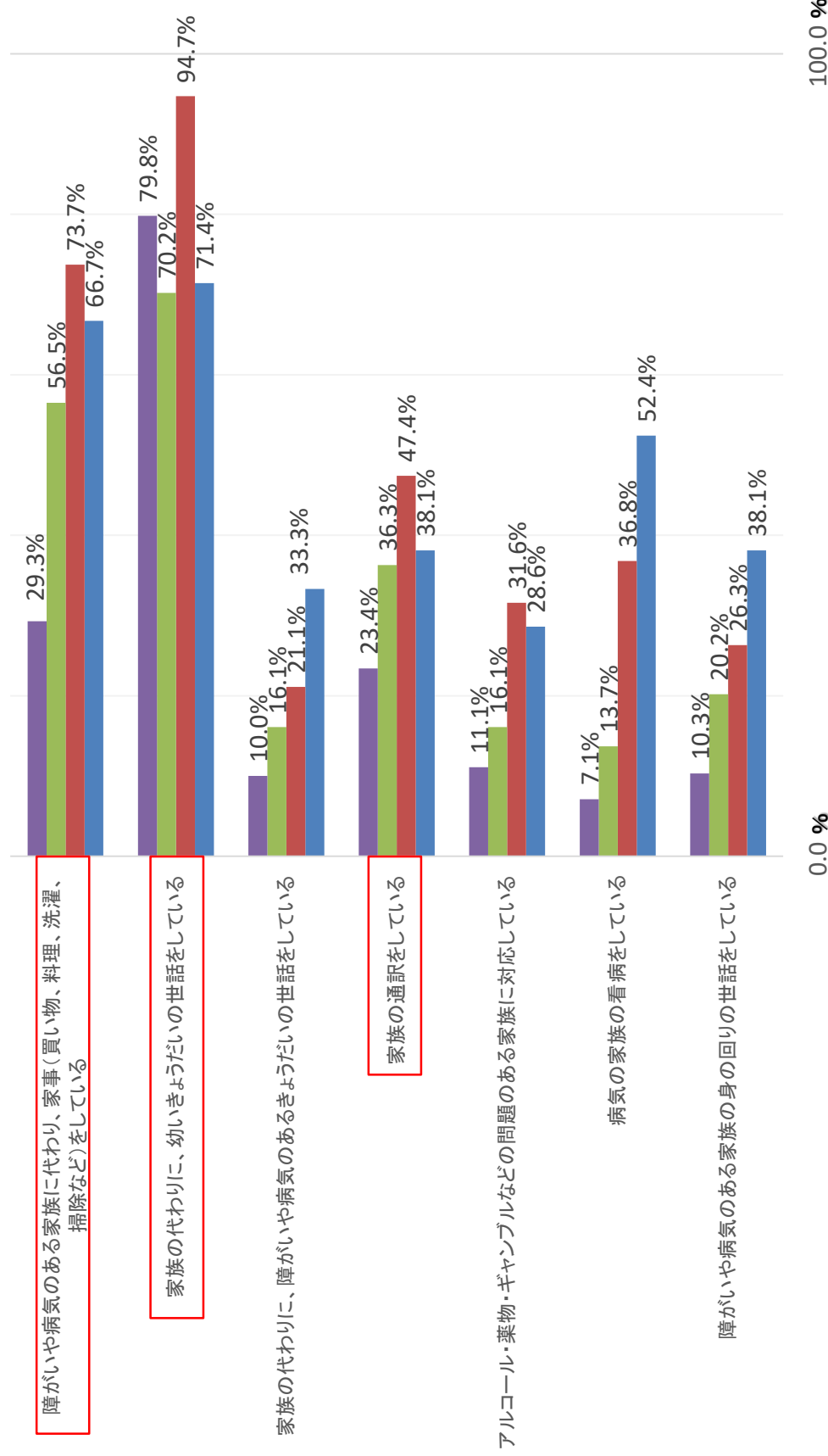


【通信制高校】



学校調査結果②

- ヤングケアラーと思われる子どもが「いる」と回答した学校に、子どもの状況について質問（複数回答）。
- いずれの学校種でも、「家族の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている」が最も高い。次いで「障がいや病気のある家族に代わり、家事（買い物、料理、掃除など）をしている」が多い。
- 全日制高校では「家族の通訳をしている」が3～4割程度みられた。



学校調査結果③

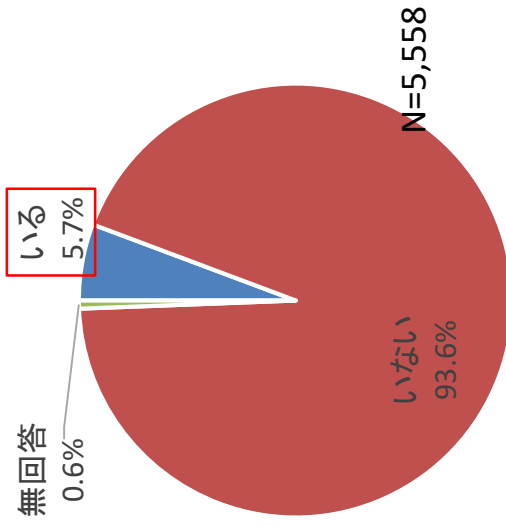
- ヤングケアラーと思われる子どもが「いる」と回答した学校に、当該子どもを学校以外の外部の支援につないだケースがあるか質問（複数回答）。
- 全日制高校では、「外部の支援にはつないでいない（学校内で対応している）」が6割程度。



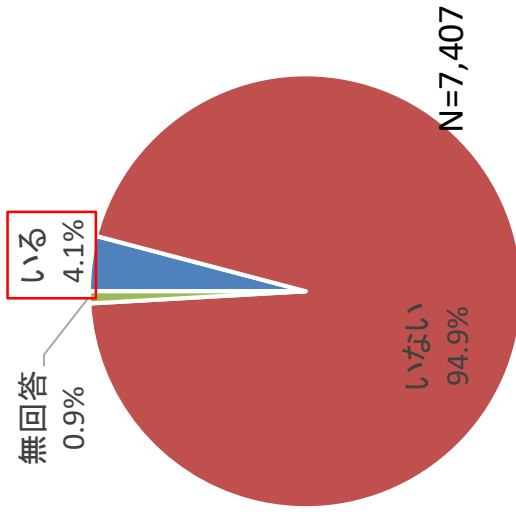
中学生調査結果①

- 中学生に対し、世話をしている家族の有無について質問。
- 世話をしている家族が「いる」と回答したのは中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%、定時制高校2年生相当で8.5%、通信制高校生で11.0%。

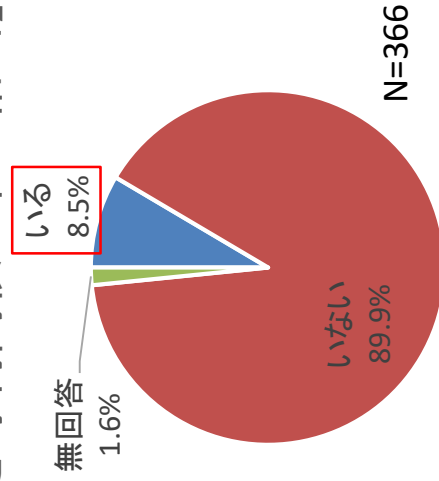
【中学2年生】



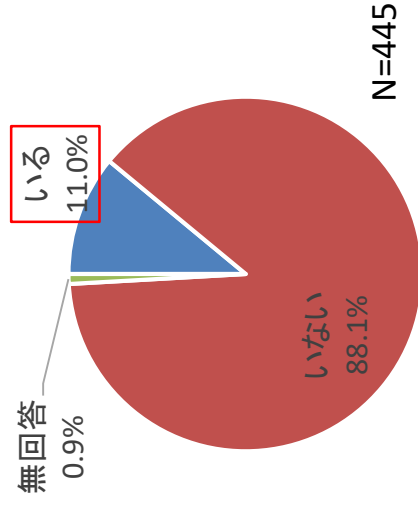
【全日制高校2年生】



【定時制高校2年生相当】



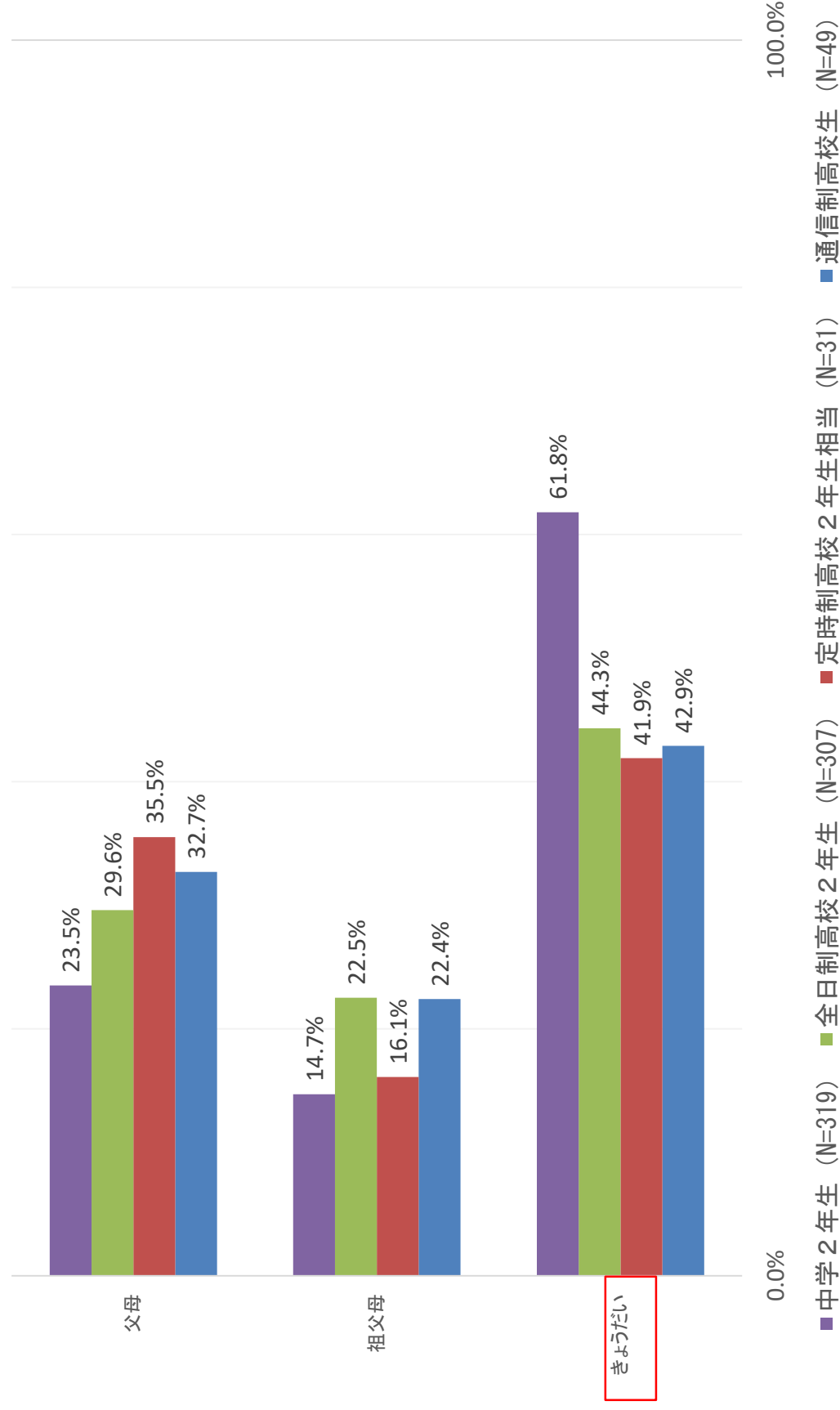
【通信制高校生】



※ 通信制高校生は、年齢を回答した「18歳以下」と「19歳以上」の合計（年齢の設問に無回答であった1名は対象外）。19歳以上は「いた（現在はお世話をしていない）」、「現在まで継続してお世話をしている」が「いる」に含まれる。

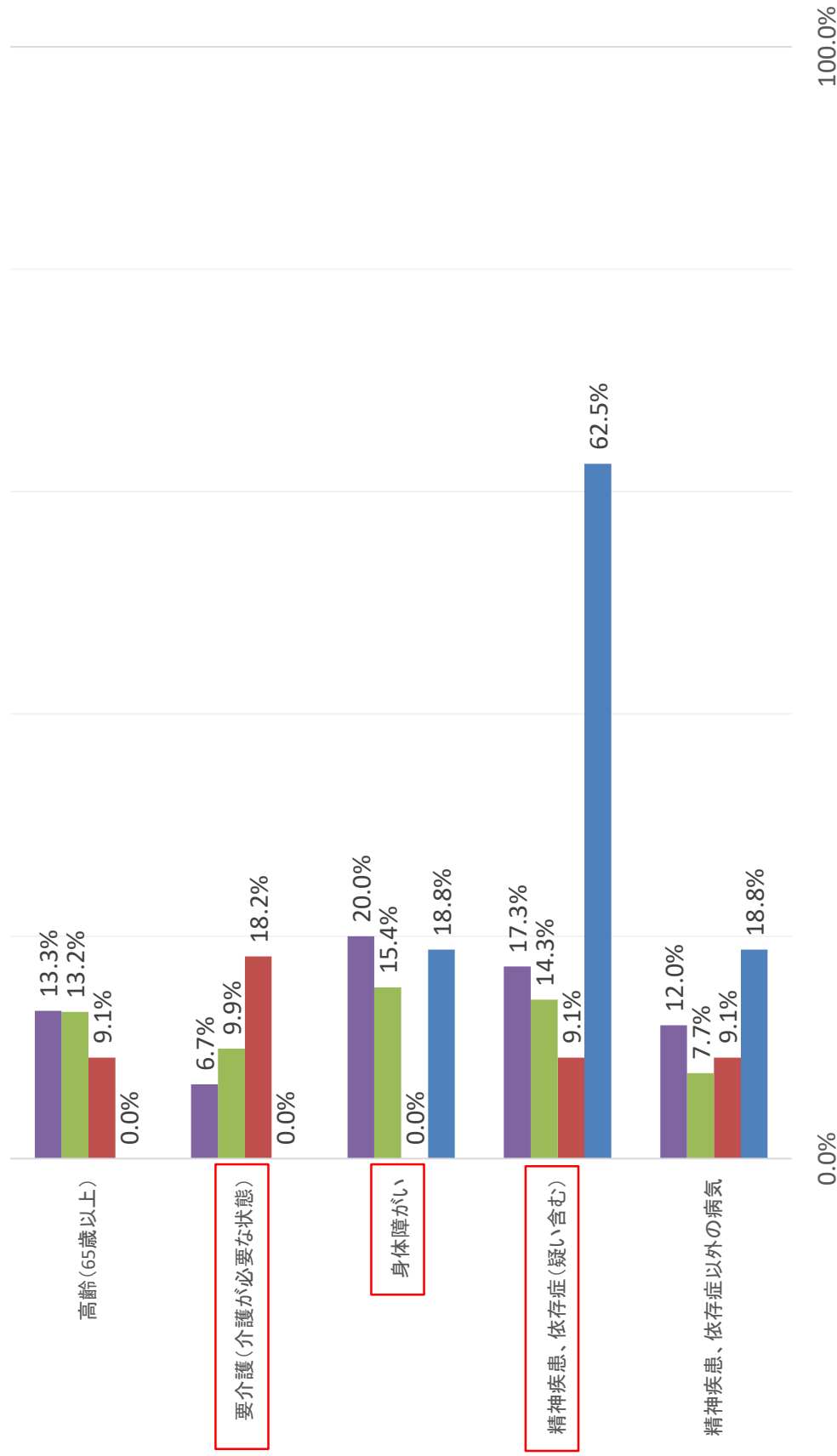
中学生調査結果②

- 世話をしている家族が「いる」と回答した中学生に、世話を必要としている家族について質問（複数回答）。
- いずれの学校種でも「きょうだい」が最も高い。特に、中学2年生は「きょうだい」の割合が他に比べ多い。



中学生調査結果③

- 世話を必要としている家族として「父母」と回答した中学生に、父母の状況を質問（複数回答）。
- 中学2年生、全日制高校2年生は「身体障がい」が最も高い。



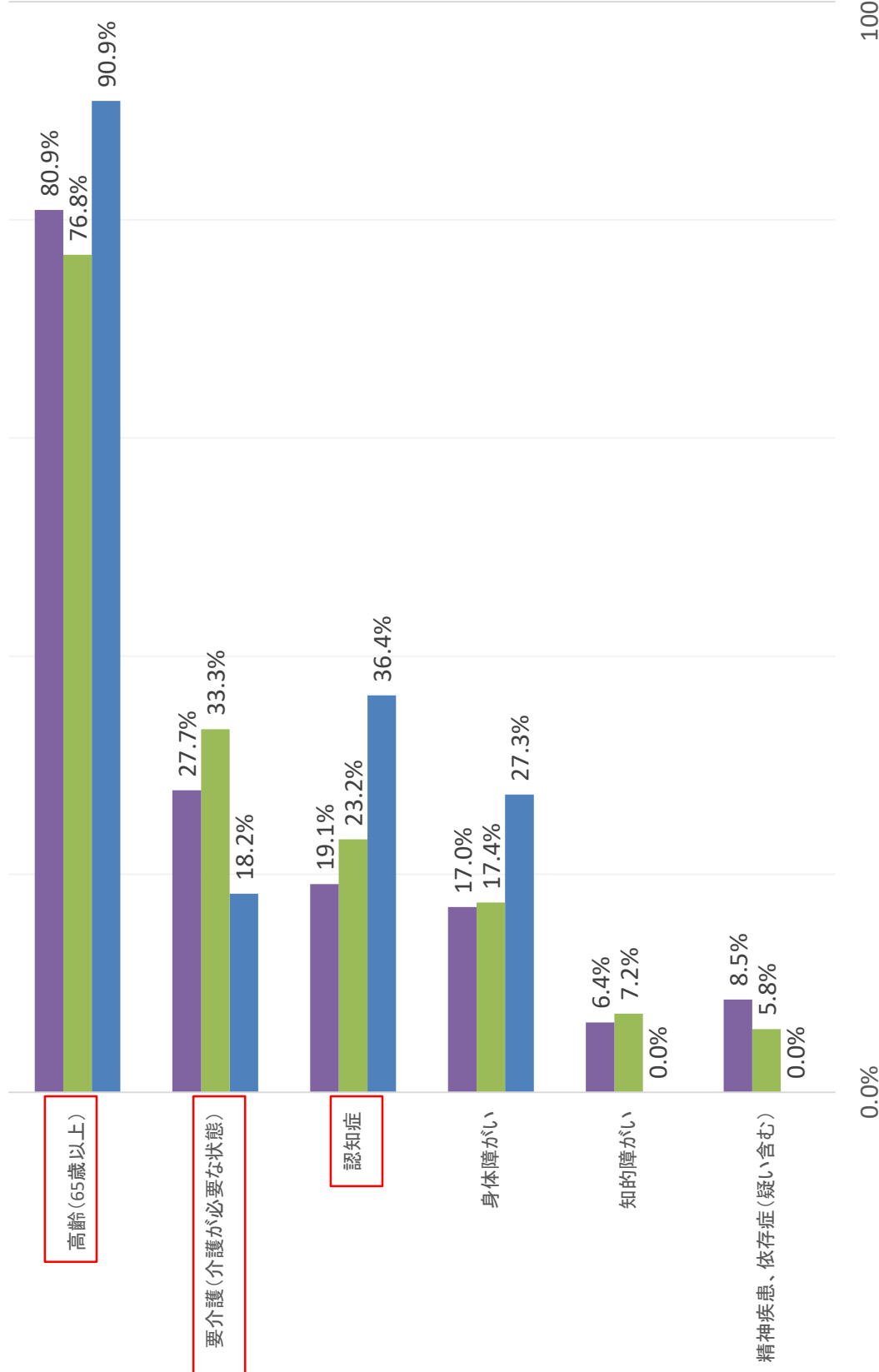
中学生調査結果④

- 世話を必要としている家族として「父母」と回答した中学生に、世話の内容について質問（複数回答）。
- いずれの学校種においても、「家事（食事の準備や掃除、洗濯）」が最も高い。



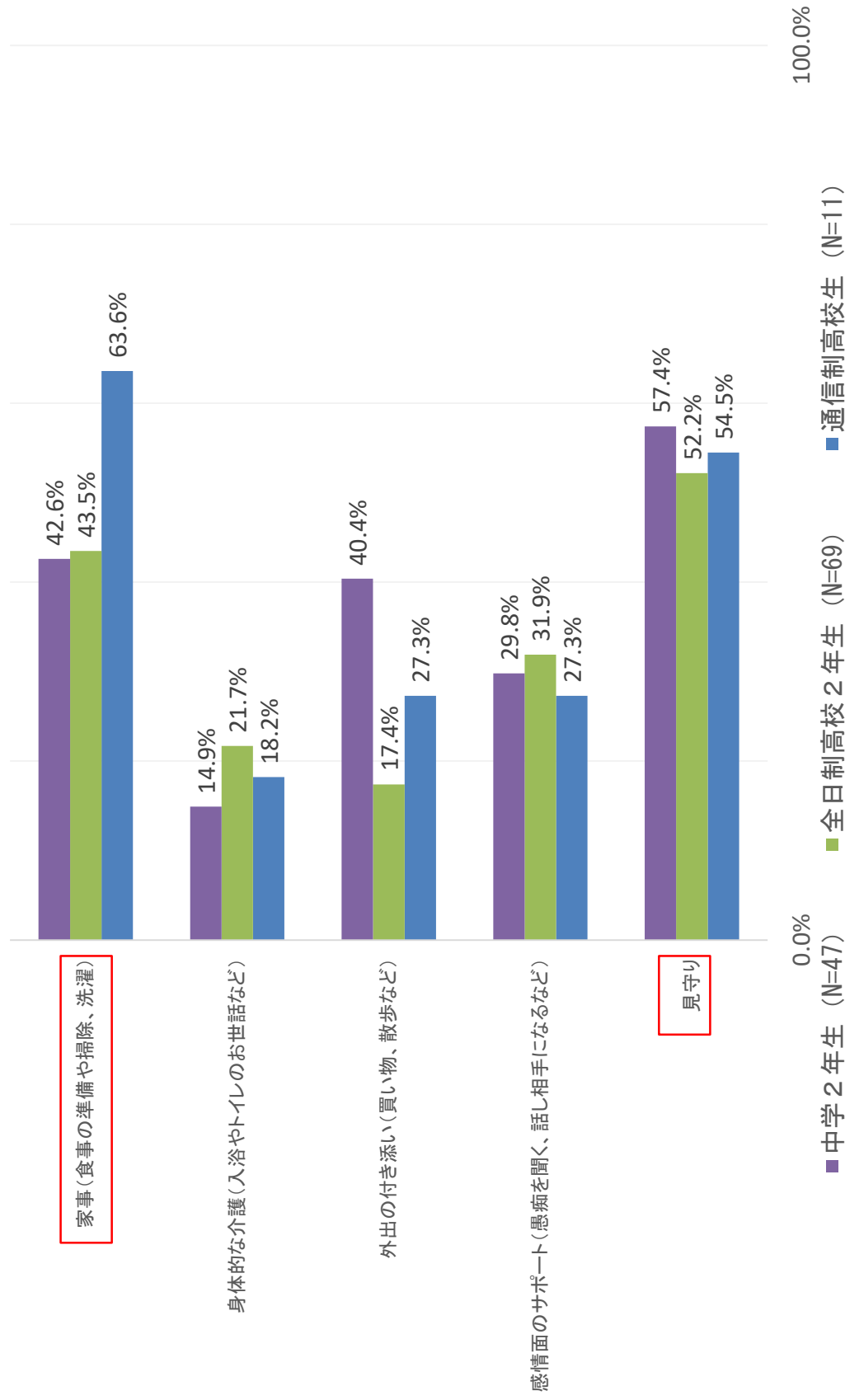
中学生調査結果⑤

- 世話を必要としている家族として「祖父母」と回答した中学生に、祖父母の状況を質問（複数回答）。
- いずれの学校種でも「高齢（65歳以上）」が最も高く、「要介護（介護が必要な状態）」、「認知症」も多い。



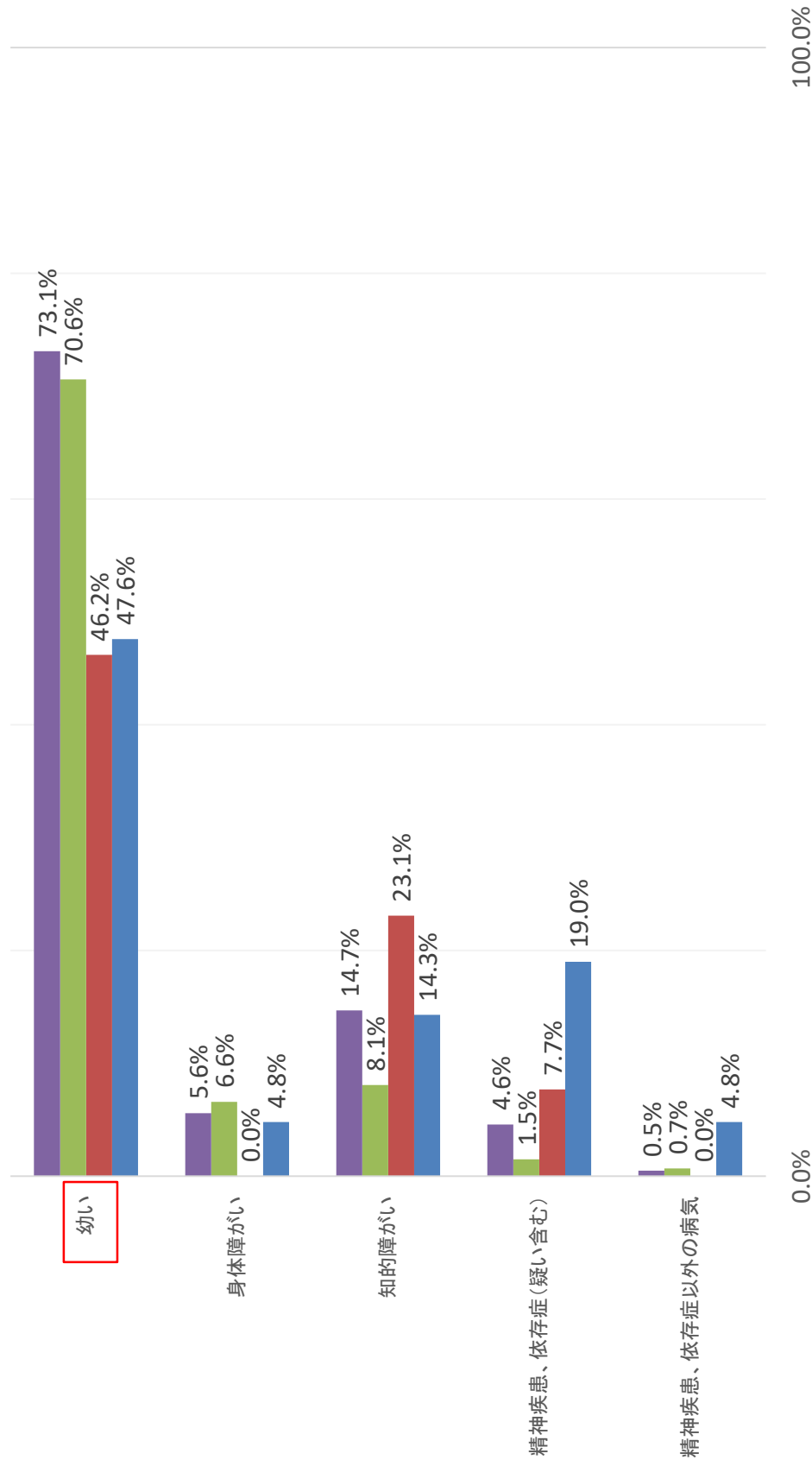
中学生調査結果⑥

- 世話を必要としている家族として「祖父母」と回答した中学生に、世話の内容を質問（複数回答）。
- 中学2年生、全日制高校2年生は「見守り」が最も高い。



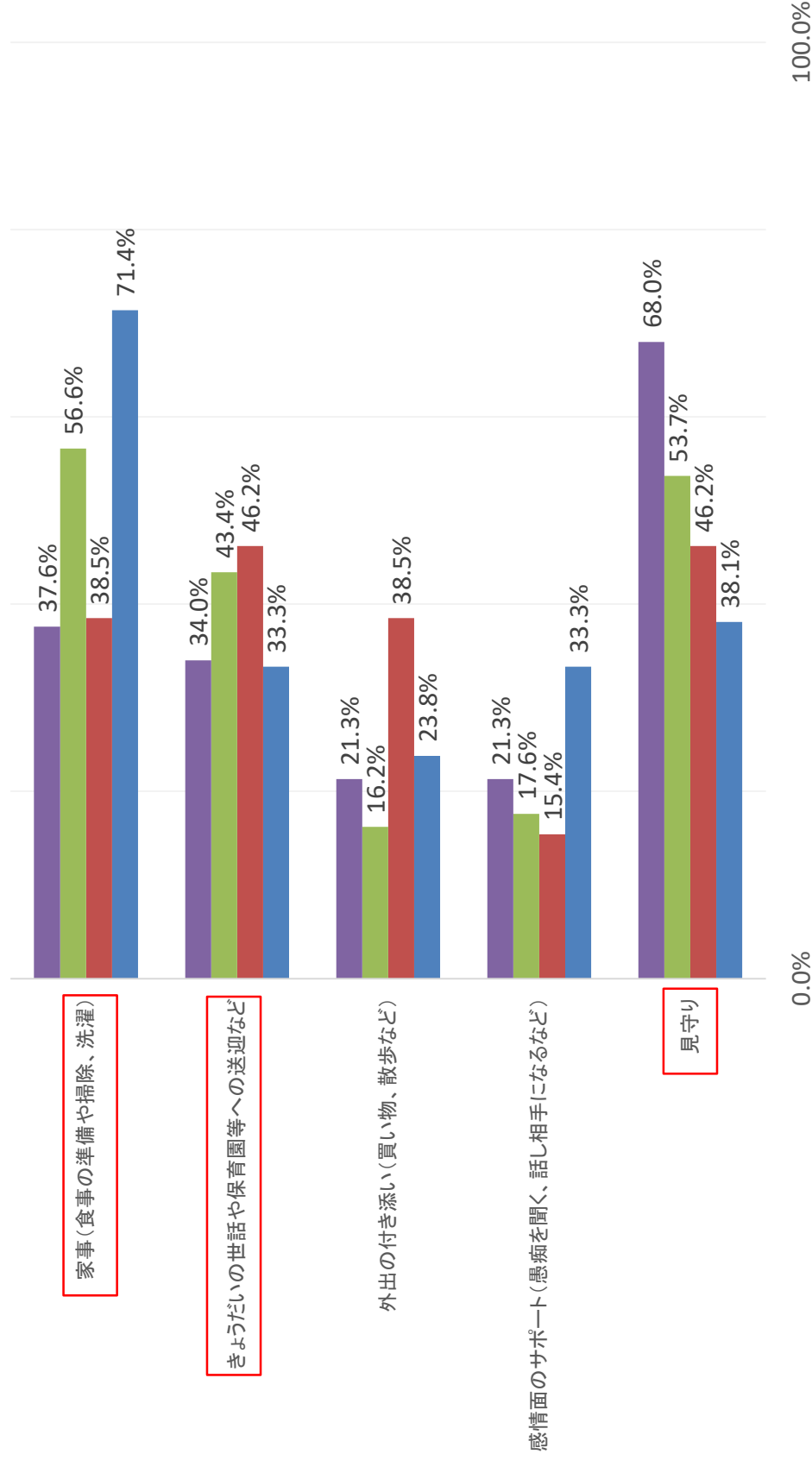
中学生調査結果⑦

- 世話を必要としている家族として「きょうだい」と回答した中高生に、きょうだいの状況を質問（複数回答）。
- いずれの学校種でも「幼い」が最も高い。次いで「知的障がい」の割合は1～2割程度。



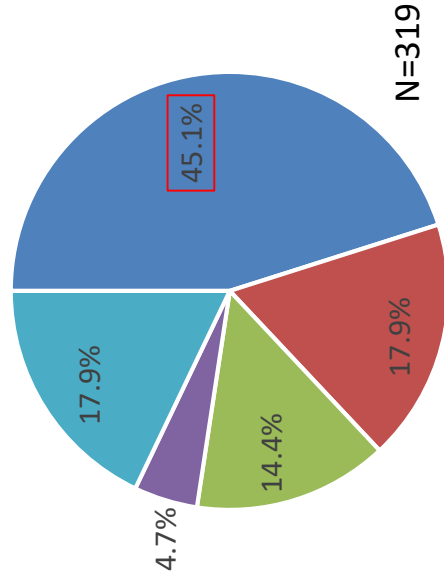
中学生調査結果⑧

- 世話を必要としている家族として「きょうだい」と回答した中学生に、世話の内容について質問（複数回答）。
- 中学2年生、定時制高校2年生相当は「見守り」が最も高い。

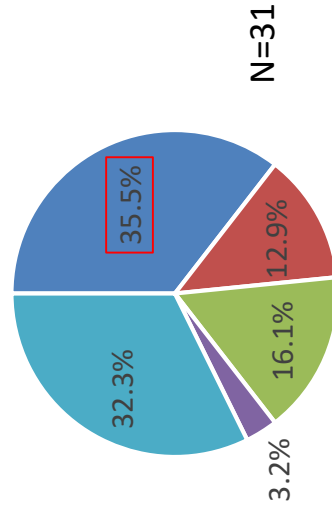


- 世話をしている家族が「いる」と回答した中学生に、その頻度について質問。
- いずれの学校種でも「ほぼ毎日」が最も高い。

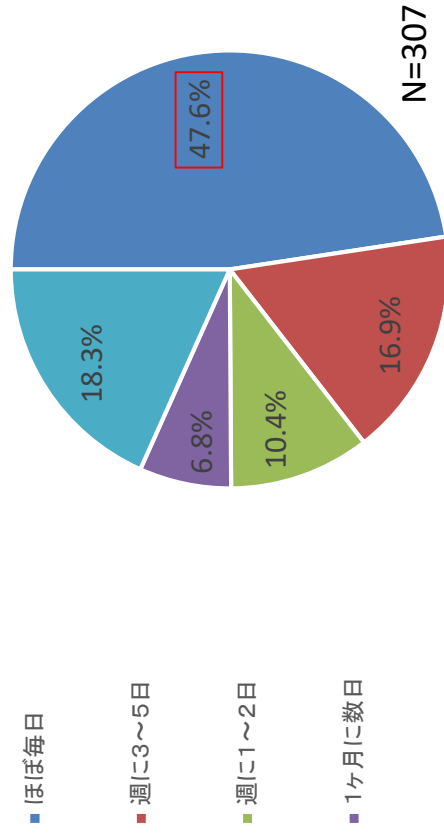
【中学2年生】



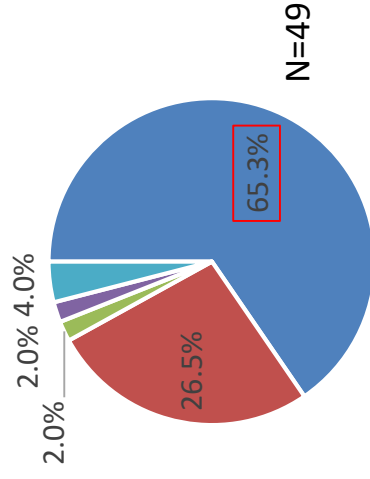
【定時制高校2年生相当】



【全日制高校2年生】

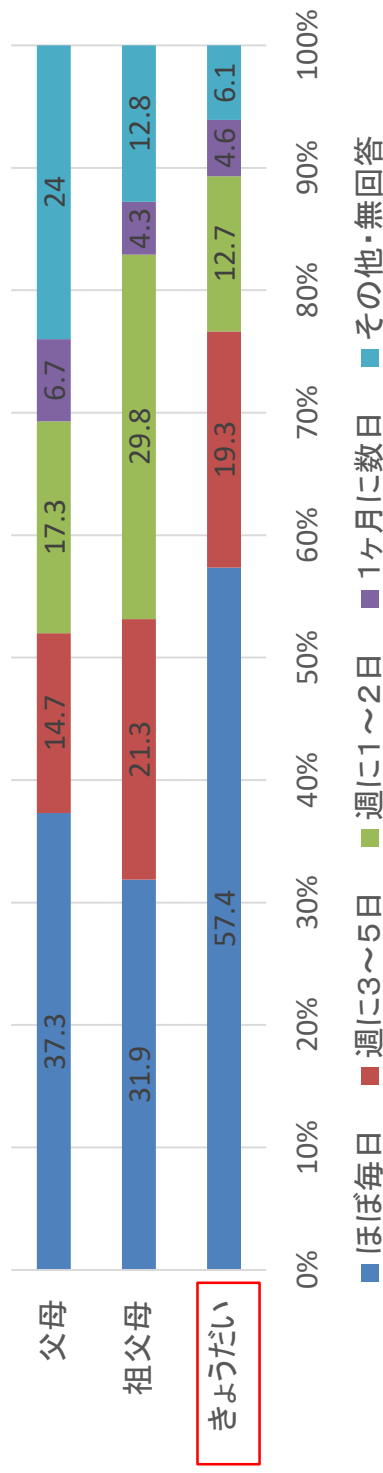


【通信制高校生】

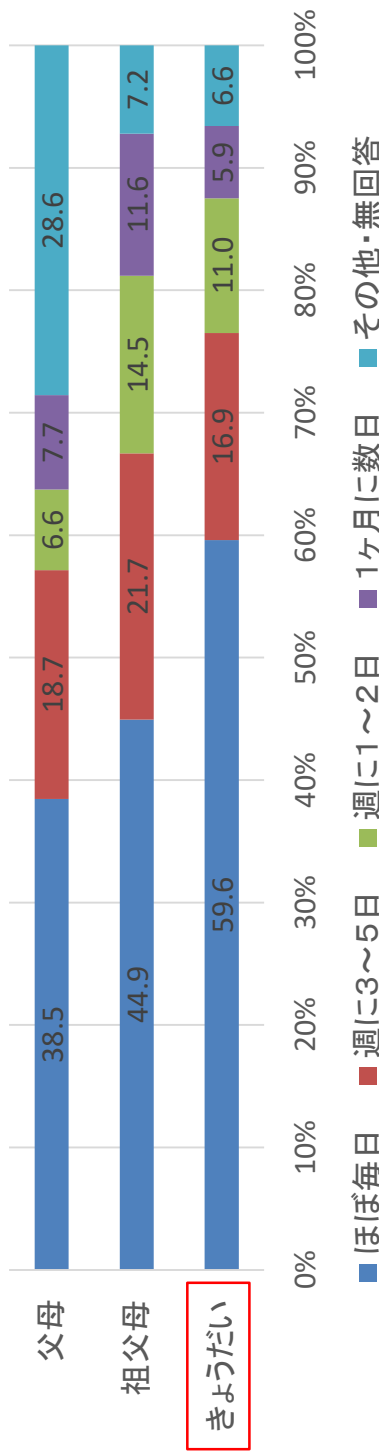


- 世話をしている家族が「いる」と回答した中学生（※）に、世話をしている家族ごとに頻度を質問。
- 「きょうだい」については「ほぼ毎日」世話をしている割合が高い（約6割）。
- ※ 定時制高校2年生相当及び通信制高校生は対象者数が少ないため、掲載していない。

【中学2年生】 N=319

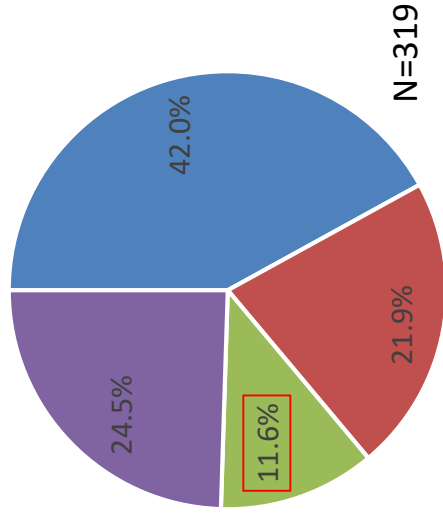


【全日制高校2年生】 N=307

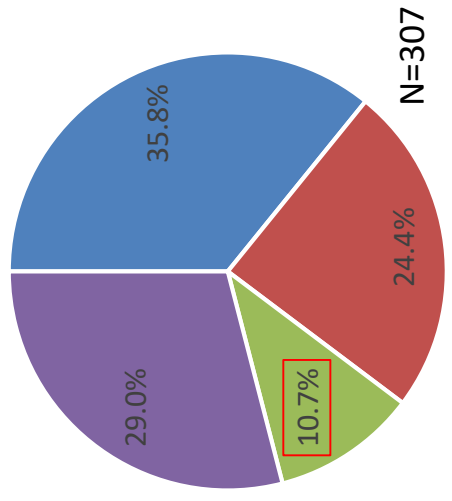


- 世話をしている家族が「いる」と回答した中学生に、平日1日あたりに世話に費やす時間について質問。
- いずれの学校種でも7時間以上世話に費やしているのが約1～2割。
- 学校種別平均は、中学2年生は4.0時間、全日制高校2年生は3.8時間。

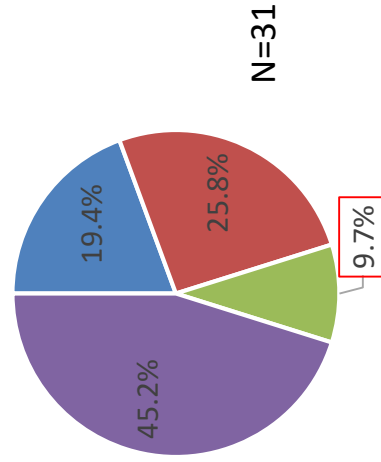
【中学2年生】



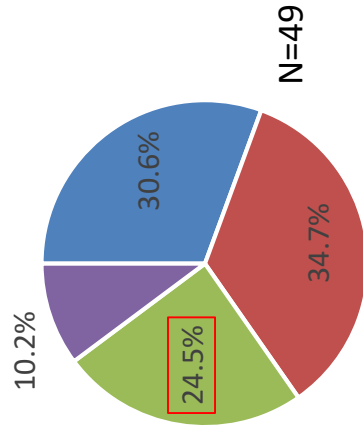
【全日制高校2年生】



【定時制高校2年生相当】

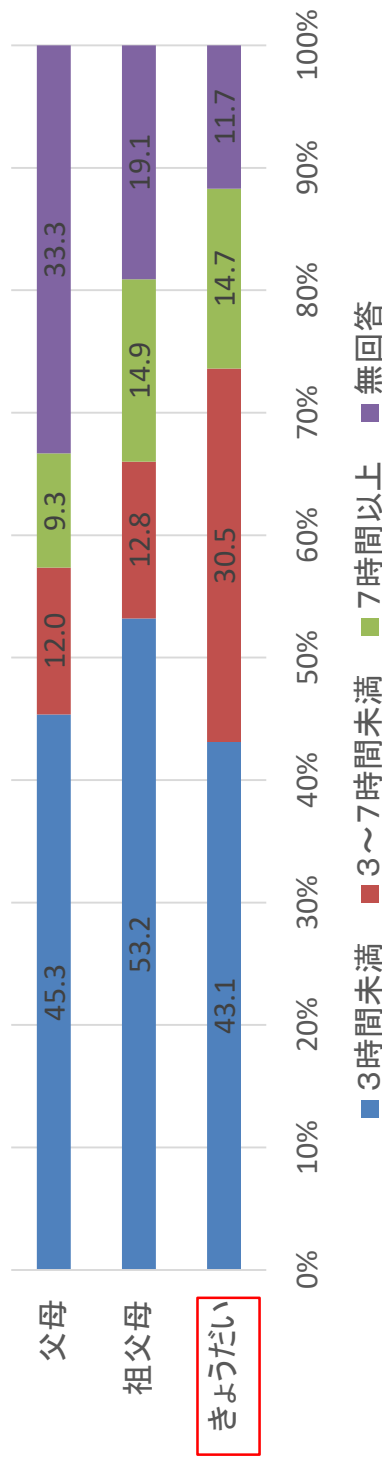


【通信制高校生】

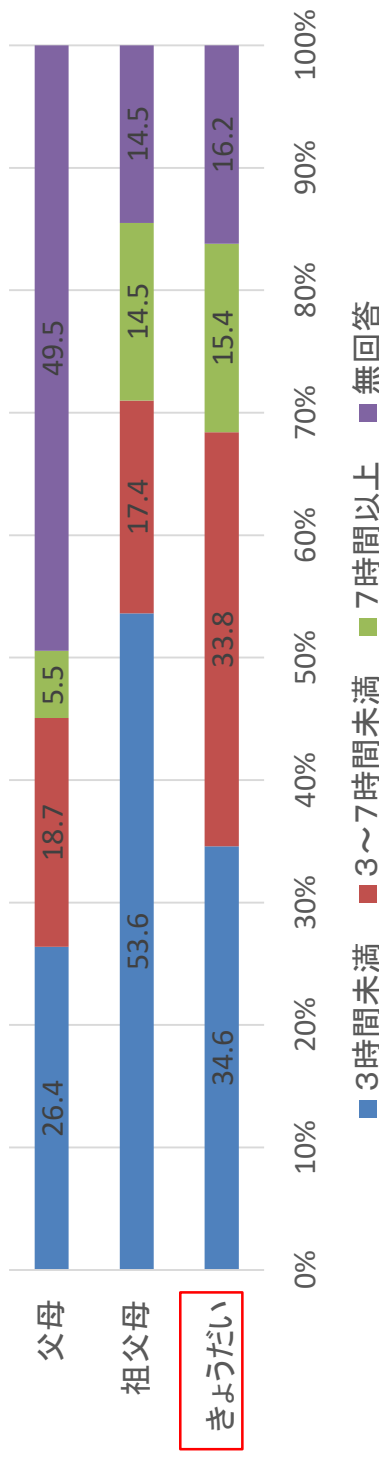


- 世話をしている家族が「いる」と回答した中学生（※）に、世話をしている家族ごとに平日1日あたりに世話に費やす時間について質問。
 - 「きょうだい」については「3～7時間未満」、「7時間以上」の割合が他と比べ高い。
- ※ 定時制高校2年生相当及び通信制高校生は対象者数が少ないため、掲載していない。

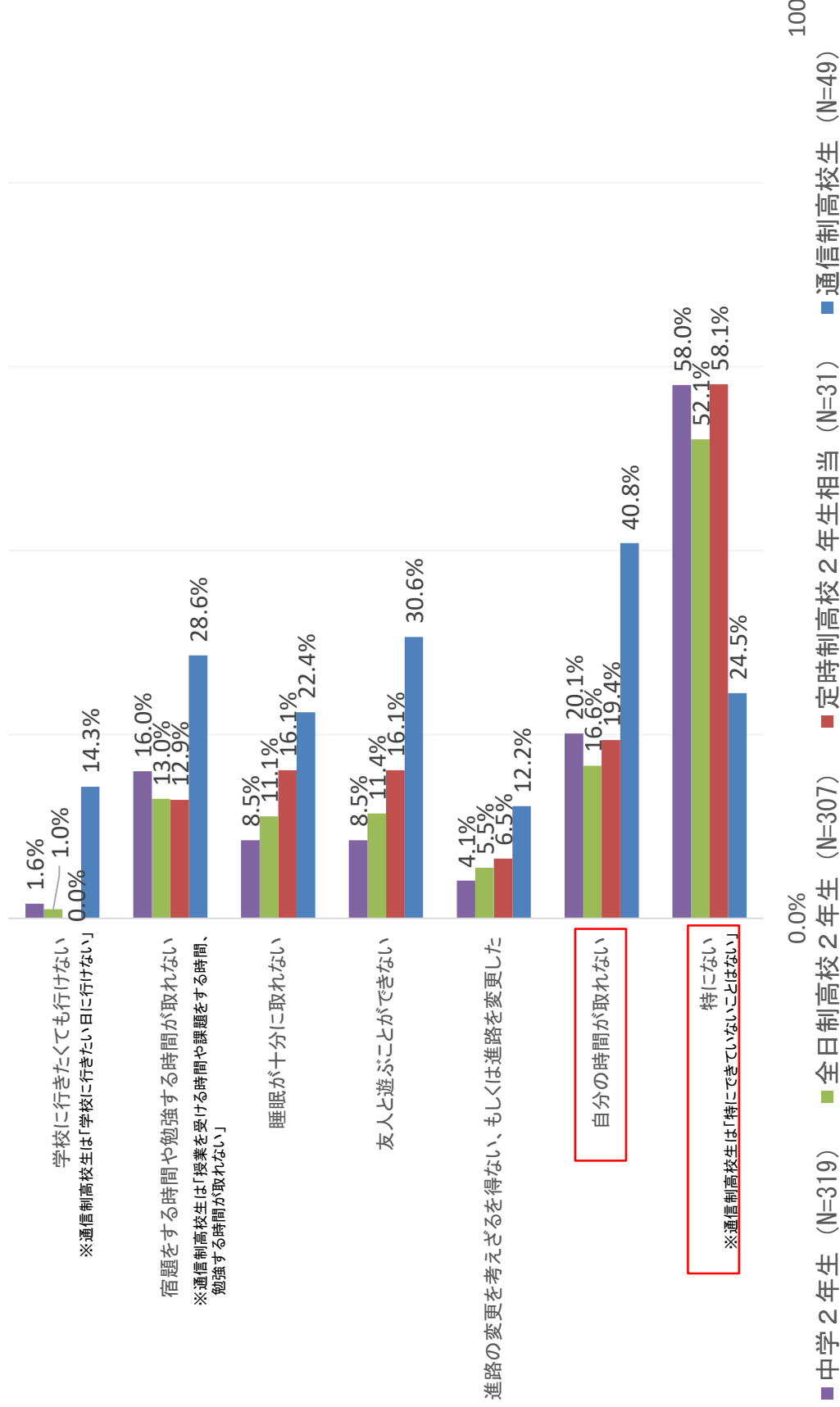
【中学2年生】 N=319



【全日制高校2年生】 N=307

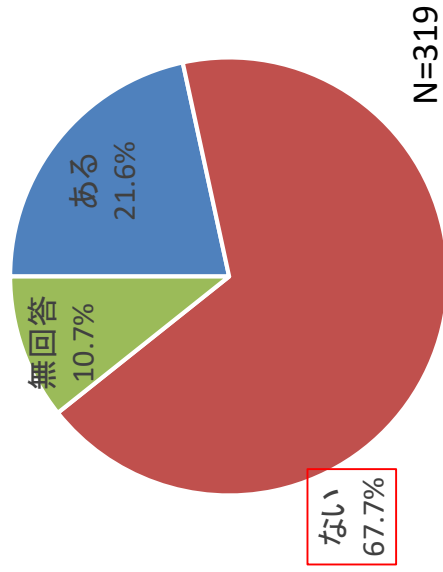


- 世話をしている家族が「いる」と回答した中学生に、世話をしているために、やりたいけれどできていないことについて質問。
- 中学2年生、全日制高校2年生では「特にない」が最も高くなっているが、その他では、「自分の時間が取れない」が最も高くなっている。

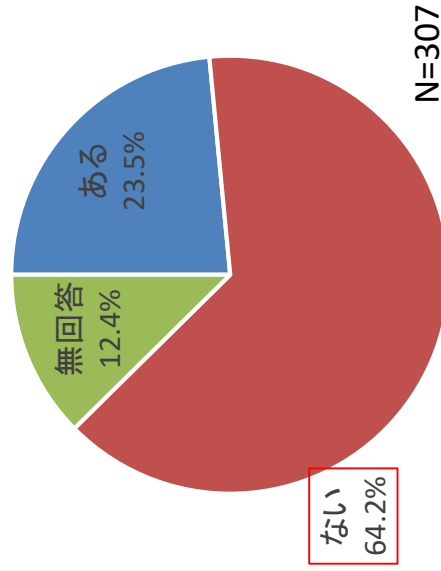


- 世話をしている家族が「いる」と回答した中学生に、世話について相談した経験の有無について質問。
- いずれの学校種類でも、相談した経験が「ある」が2～3割、「ない」が5～6割。

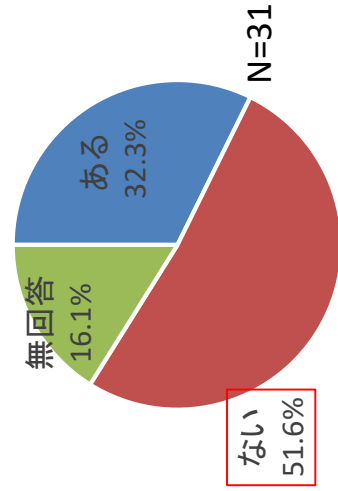
【中学2年生】



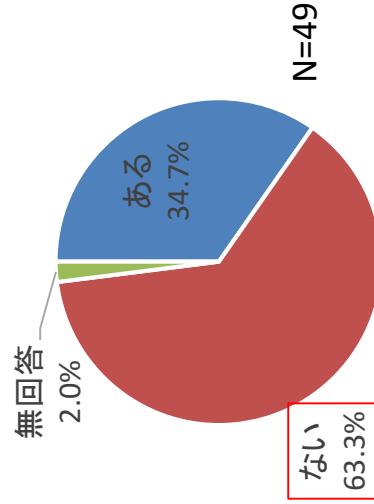
【全日制高校2年生】



【定時制高校2年生相当】

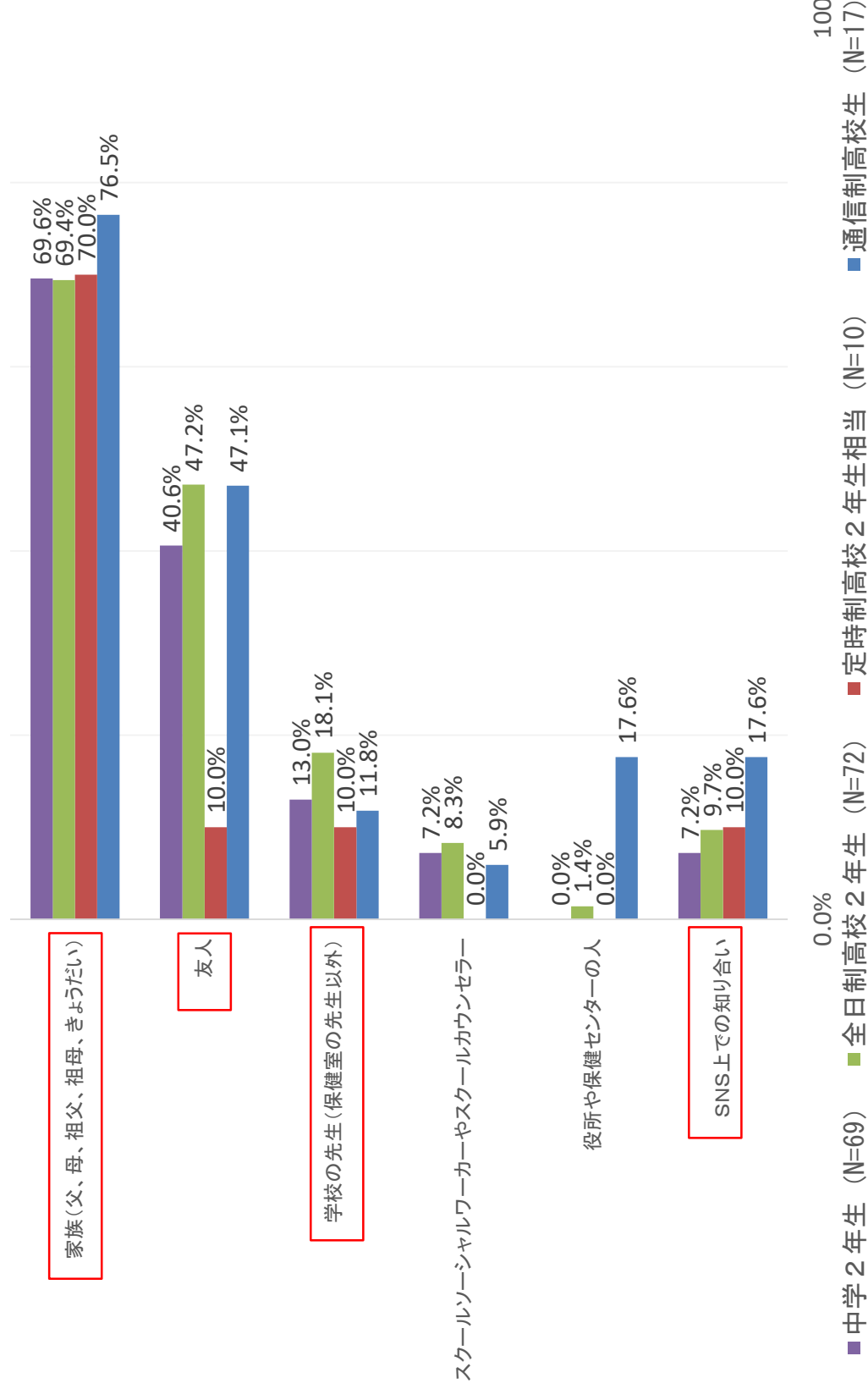


【通信制高校生】



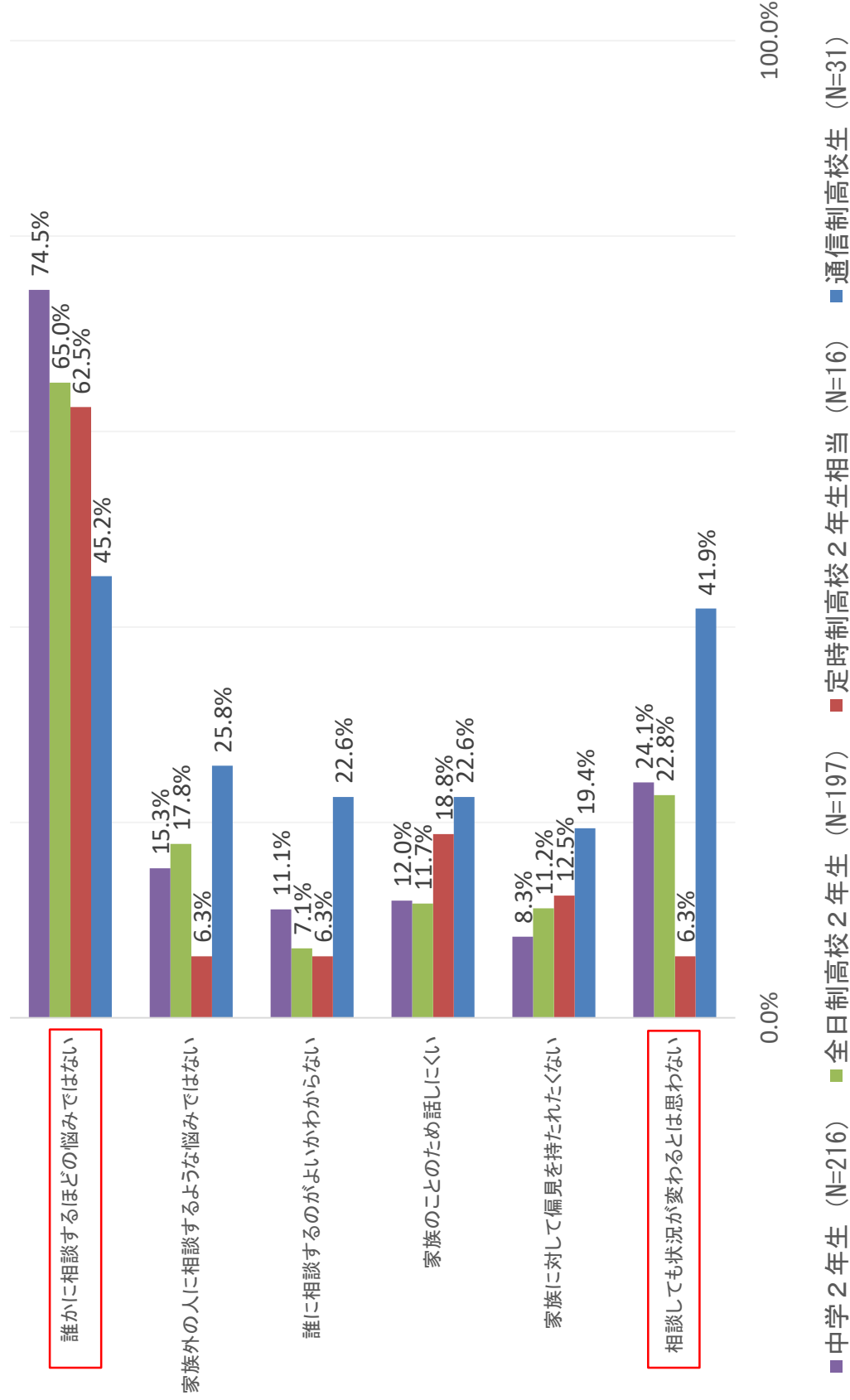
中学生調査結果⑮

- 世話について相談した経験が「ある」と回答した中学生に、相談相手について質問。
- 「家族（父、母、祖父、祖母、きょうだい）」が最も高く、次いで「友人」が高い。
- 「学校の先生（保健の先生以外）」や「SNS上での知り合い」も1割前後あった。



中学生調査結果①⑥

- 世話について相談した経験が「ない」と回答した中学生に、その理由について質問。
- 「誰かに相談するほどの悩みではない」が最も高く、次いで、「相談しても状況が変わるとは思わない」が高い。

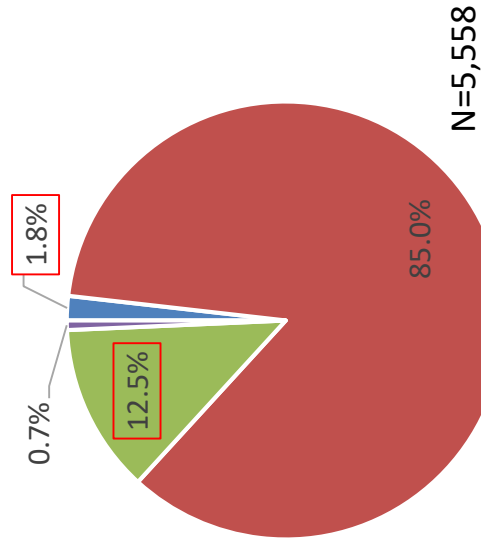


- 世話をしている家族が「いる」と回答した中学生に、学校や大人に助けてほしいこと、必要な支援について質問（複数回答）。
- 通信制高校生を除き、「特にならない」が約4割で最も高い。それ以外では「学校の勉強や受験勉強など学習のサポート」、「自由に使える時間がほしい」が高い。

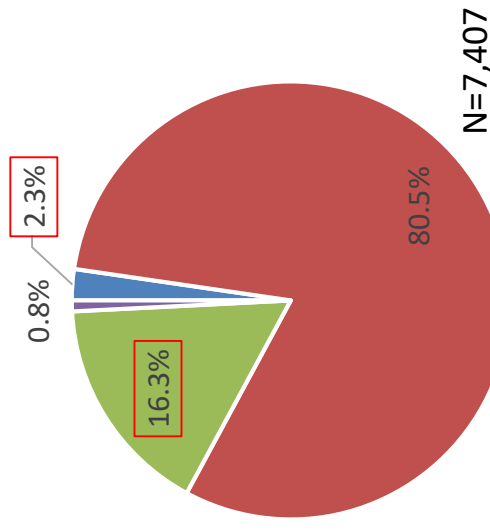


- 中学生に対し、自分がヤングケアラーにあてはまると思うかについて質問。
- 中学2年生、全日制高校2年生では「あてはまる」が約2%、定時制高校2年生相当は4.6%、通信制高校生は7.2%。
- いずれの学校種でも「わからない」が1～2割。

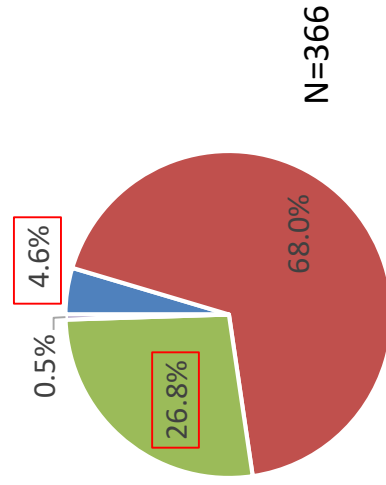
【中学2年生】



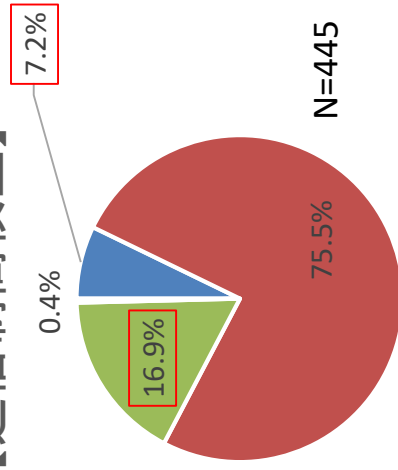
【全日制高校2年生】



【定時制高校2年生相当】

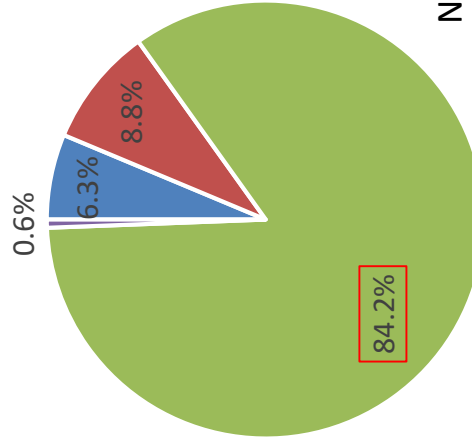


【通信制高校生】

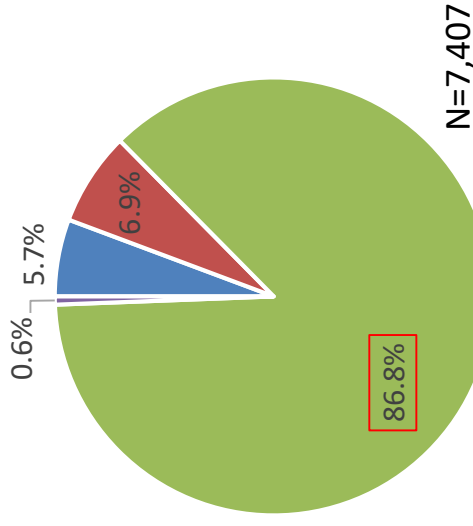


- 中学生に対し、ヤングケアラーの認知度について質問。
- いずれの学校種でも「聞いたことはない」が8割以上を占め、「聞いたことがあるが、よく知らない」がどちらも1割未満。

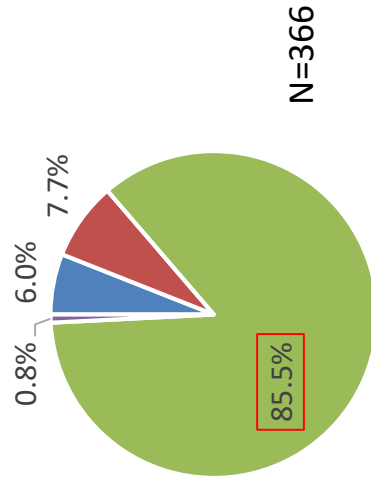
【中学2年生】



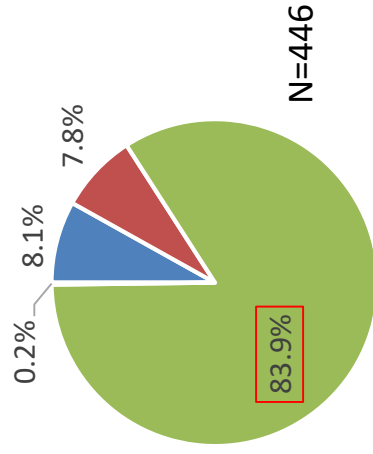
【全日制高校2年生】



【定時制高校2年生相当】



【通信制高校生】



事務連絡
令和3年5月26日

都道府県
各 市 町 村
特 別 区

児童福祉主管課
難病対策主管課
小児慢性特定疾病対策主管課
生活保護担当課
生活困窮者自立支援制度主管部局
障害保健福祉主管課
民生主幹部（局）

御中

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室
厚生労働省健康局難病対策課
厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害保健福祉課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の
連携プロジェクトチーム」のとりまとめ報告について

平素より、厚生労働行政の推進につき、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで本人の育ちや教育に影響があるといった課題があり、支援が必要なヤングケアラーに対しては、関係機関・団体等が緊密に連携して早期に発見して、適切な支援につなげる取組が求められています。

そこで、本年3月、ヤングケアラーの支援につなげるための方策について、厚生労働省及び文部科学省が連携して検討を進めるため、「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」を立ち上げ、関係者へのヒアリング等を通じて議論を行ってきたところ、今般、当該プロジェクトチームにおいて今後講じるべき施策について、別添のとおり提言をとりまとめました。

厚生労働省としては、本提言に基づき、福祉、介護、医療、教育等関係部門との連携を密にし、分野横断的なヤングケアラー支援に係る取組を推進していくこととしているので、都道府県等におかれましても、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、今年度の子ども・子育て支援推進調査研究事業において、多機関連携によるヤングケアラーへの支援に在り方についてモデル事業を実施し、その成果をマニュアル等にまとめて周知を行う予定ですので了知願います。

【連絡先】

厚生労働省子ども家庭局

家庭福祉課虐待防止対策推進室自治体支援係

TEL：03-5253-1111（内線 4849/4898）

Mail：jidounetwork@mhlw.go.jp

厚生労働省健康局

難病対策課難病医療係・小児慢性特定疾病係

TEL：03-5253-1111（内線 2356/7937）

Mail：nanbyou02@mhlw.go.jp

shouman@mhlw.go.jp

厚生労働省社会・援護局

保護課企画法令係

TEL：03-5253-1111（内線 2827）

Mail：hogo-hourei@mhlw.go.jp

厚生労働省社会・援護局

地域福祉課生活困窮者自立支援室

TEL：03-5253-1111（内線 2233）

Mail：fujimura-hinako.pv1@mhlw.go.jp

shintani-haruka.se8@mhlw.go.jp

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課

TEL：03-5253-1111（内線 3148）

Mail：hourei-shougaiiaa@mhlw.go.jp

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部精神・障害保健課

TEL：03-5253-1111（内線 3055）

Mail：seishin-hourei@mhlw.go.jp

厚生労働省老健局

認知症施策・地域介護推進課地域づくり推進室

TEL：03-5253-1111（内線 3977）

Mail：hokatsu-care@mhlw.go.jp

ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告

【厚生労働省・文部科学省の副大臣を共同議長とするヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームとりまとめ】

令和3年5月17日

現状・課題

- ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることなどから表面化しにくい構造。福祉、介護、医療、学校等、関係機関におけるヤングケアラーに関する研修等は十分でなく、地方自治体での現状把握も不十分。
- ヤングケアラーに対する支援策、支援につなぐための窓口が明確でなく、また、福祉機関の専門職等から「介護力」と見なされ、サービスの利用調整が行われるケースあり。
- ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気付くことができない。



福祉、介護、医療、教育等、関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげるため、以下の取組を推進

今後取り組むべき施策

1 早期発見・把握

- 福祉・介護・医療・教育等関係機関、専門職やボランティア等へのヤングケアラーに関する研修・学ぶ機会の推進。
- 地方自治体における現状把握の推進。

2 支援策の推進

- 悩み相談支援
- 支援者団体によるピアサポート等の悩み相談を行う地方自治体の事業の支援を検討（SNS等オンライン相談も有効）。
- 関係機関連携支援
 - ・ 多機関連携によるヤングケアラー支援の在り方についてモデル事業・マニュアル作成を実施（就労支援を含む）。
 - ・ 福祉サービスへのつなぎなどを行う専門職や窓口機能の効果的な活用を含めヤングケアラーの支援体制の在り方を検討。

○ 教育現場への支援

スクールソーシャルワーカー等の配置支援。民間を活用した学習支援事業と学校との情報交換や連携の促進。

○ 適切な福祉サービス等の運用の検討

家族介護において、子どもを「介護力」とすることなく、居宅サービス等の利用について配慮するなどヤングケアラーがケアする場合のその家族に対するアセスメントの留意点等について地方自治体等へ周知。

○ 幼いきょうだいをケアするヤングケアラー支援

幼いきょうだいをケアするヤングケアラーがいる家庭に対する支援の在り方を検討。

3 社会的認知度の向上

2022年度から2024年度までの3年間でヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」とし、広報媒体の作成、全国フォーラム等の広報啓発イベントの開催等を通じて、社会全体の認知度の認知度5割を目指す。

ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム

立ち上げの背景

- ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題があるが、家庭内のデリケートな問題、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっている。
- ヤングケアラーに対しては、様々な分野が連携したアウトリーチによる支援が重要であり、さらなる介護・医療・障害・教育分野の連携が重要。
- これらを踏まえ、厚労副大臣と文科副大臣を共同議長とするプロジェクトチームを立ち上げ、連携の強化・支援の充実を図る。

構成員

共同議長 厚生労働副大臣 山本 博司
共同議長 文部科学副大臣 丹羽 秀樹

厚生労働省子ども家庭局長
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室長
厚生労働省健康局難病対策課長
厚生労働省社会・援護局保護課長
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長
厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害福祉課長
厚生労働省社会・援護局障害福祉部精神・障害保健課長
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長

開催実績

- 第1回<3月17日>
- 関係部局におけるヤングケアラー支援に係る取組について
 - 関係者ヒアリング
 - ・ 成蹊大学文学部教授 澁谷智子氏
 - ・ 一般社団法人日本ケアラー連盟
- 第2回<4月12日>
- 令和2年度「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」報告
 - ヤングケアラー支援に向けた主な論点、課題の整理
 - 関係者ヒアリング
 - ・ 埼玉県(福祉部地域包括ケア課・教育局市町村支援部人権教育課)
 - ・ 中核地域生活支援センターがじゅまる
- 第3回<4月26日>
- 関係者ヒアリング
 - ・ Yancle株式会社代表取締役 宮崎成悟氏
 - ・ 精神疾患の親をもつ子どもの会「こどもぴあ」
 - ・ 弁護士 藤木和子氏
 - ・ 尼崎市(教育委員会事務局学校教育部こども教育支援課)
- 第4回<5月17日>
- とりまとめ報告(案)

ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の 連携プロジェクトチーム報告

令和3年5月17日
ヤングケアラーの支援に向けた
福祉・介護・医療・教育の
連携プロジェクトチーム

1 はじめに

ヤングケアラー¹の背景には、少子高齢化や核家族化の進展、共働き世帯の増加、家庭の経済状況の変化といったさまざまな要因がある。こうした中で、ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題があり、その心身の健やかな育ちのためには、関係機関・団体等がしっかりと連携し、ヤングケアラーの早期発見・支援につなげる取組が求められている。

今般公表された、要保護児童対策地域協議会、子ども本人、学校を対象とした初めての全国規模の調査研究事業「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」において作成された報告書（以下「調査報告書」という。）によると、世話をしている家族が「いる」と回答した子どもは、中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%という結果となった。その中には、世話をしているにもかかわらず自分のやりたいことへの影響は特にないと回答した子どもが半数いる一方で、家族への世話を「ほぼ毎日」している中高生は5割弱、一日平均7時間以上世話をしている中高生が約1割存在するという結果であった。本人にヤングケアラーという自覚がない者も多く、子どもらしい生活が送れず、誰にも相談できずに日々ひとりで耐えている状況がうかがえる。

このようなヤングケアラーを早期に発見し、必要な支援につなげるため、「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」において検討した施策を本報告書にとりまとめた。

子どもらしい暮らしができずに辛い思いをしているヤングケアラーにとって青春は一度きりであり、本報告書に記載されている施策について、スピード感を持って取り組む。

¹法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている児童を指す。

2 プロジェクトチーム設置の背景

ヤングケアラーについては、福祉、介護、医療、教育等といった様々な分野が連携し、ヤングケアラーを早期に発見した上で支援を行うことが重要である。

そこで、関係機関の連携をより一層推進し、ヤングケアラーの支援につなげるための方策について、厚生労働省及び文部科学省が連携し、検討を進めるため、「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」を立ち上げた。

3 厚生労働省・文部科学省として今後取り組むべき施策について

(1) 早期発見・把握について

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっている。支援を行うにあたっては、まずは、福祉、介護、医療、教育等といった様々な分野が連携し、アウトリーチにより、潜在化しがちなヤングケアラーを早期に発見することが重要である。

他方で、子どもの中には家族の状況を知られることを恥ずかしいと思ったり、家族のケアをすることが生きがいになったりしている場合もあることに留意する必要がある。支援を行う際には、まずはしっかりと子どもの気持ちに寄り添い、支援が必要なのか、どのような支援が欲しいのか等について聞き取ることも重要である。

また、今回、全国規模の実態調査を実施したが、それぞれの地方自治体においても実態把握のための調査が実施されることが望まれる。

ア 学校においてヤングケアラーを把握する取組

学校の教職員は、子どもと接する時間が長く、日々の変化に気づきやすいことから、ヤングケアラーを発見しやすい立場にあるといえるが、教職員へのヤングケアラーの概念の周知は十分ではない。

また、日頃からの子ども本人の観察や、例えば保護者面談や各種行事等、保護者が学校に関わる様々な機会において、教職員がヤングケアラーの特性を踏まえて子ども本人や保護者と接することで、家庭における子どもの状況に気づき、必要に応じて学校におけるケース会議等において関係者間で情報を共有する等の取組が、ヤングケアラーの早期発見・把握につながる可能性がある。

また、日頃から地域学校協働活動やコミュニティ・スクール等において、学校と関わりのある地域住民等の理解を得ることにより、地域全体で子どもたちを見守る目を増やすことにつながる。

一方で、ケアをしている子どもの実態は様々であり、家族の状況を知られることを望まない場合があることにも留意する必要がある。

国は上記の観点や留意点を踏まえ、各学校におけるヤングケアラーの早期発見に資するため、教育委員会の教育相談担当者等を対象とした研修の実施や、各地方自治体において教育委員会と福祉・介護・医療の部局とが合同で研修を行うなどして、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー含む教職員へのヤングケアラーの概念等についての理解促進を図る必要がある。

イ 医療機関・福祉事業者の関わりがある場合に、ヤングケアラーを把握する取組

ヤングケアラーがケアをする家族に対しては、すでに医療、介護、福祉等の機関における医療ソーシャルワーカー等や介護支援専門員、相談支援専門員等の専門職の関わりがある場合も一定数あると考えられる。特に、ヤングケアラーの把握に当たり、子ども本人にその認識がない場合には、こうした専門職がケアの担い手について把握することが求められる。

国は、ケアを必要とする人に関わることが想定される医療、介護、福祉等の関係機関や専門職員を対象に各地方自治体が行う、ヤングケアラーの概念、ヤングケアラー発見のための着眼点や対応する上で配慮する事項等、ヤングケアラーについて学ぶ研修を推進する。

こうした研修により、ヤングケアラーを早期に把握するとともに、国は、学校現場や他の専門機関から、ヤングケアラーに関する情報提供が福祉事業者や地方自治体の福祉部門にあった場合、適切な支援につながるよう、個人情報取扱方法を含め、適切かつ効果的な情報連携の方法について検討する。

ウ 児童委員や子ども食堂など地域や民間の目でヤングケアラーを把握する取組

学校に通えていない、または福祉事業者とのつながりがないなど、家族以外との接触のないヤングケアラーは、特に潜在化しやすいと考えられる。こうしたヤングケアラーを含め、児童委員、子ども食堂、学習支援等、地

域や民間の目で発見・把握することが重要である。

このため、こうした支援を行う者に対して各地方自治体が行うヤングケアラーに関する研修を推進するとともに、ヤングケアラーの周知に取り組む地方自治体を応援することにより、児童委員や地域に暮らす市民、ボランティア、民間団体等に対してヤングケアラーについて学ぶ機会を確保する。

エ 地方自治体における現状把握の推進

それぞれの地域でヤングケアラーに対する支援を適切に行うとともに、ヤングケアラーに関する問題意識を喚起するためには、地方自治体単位で実態調査を行うことが有効である。

例えば、埼玉県においては、既の実態調査が行われているが、国は、こうした取組の全国展開を推進する。

(2) 支援策の推進

(1)により発見・把握したヤングケアラーの心身の負担を軽減し、子どもらしい生活を送ることができるようにするためには、既存の支援サービスに適切につなげる必要がある。

ア ピアサポート等の悩み相談や、福祉サービスへのつなぎなど相談支援の推進

(悩み相談の支援)

支援が必要なヤングケアラーを発見し、必要な福祉サービスにつなげるためには、(1)によって得られるアウトリーチ支援のほか、ヤングケアラー自身による自発的な相談で把握することも重要である。

調査報告書によると、世話をしている家族が「いる」と回答した中高生に、世話について相談した経験の有無を質問したところ、中学2年生では67.7%、全日制高校2年生では64.2%が相談した経験がないと回答している一方で、学校や大人に助けてほしいことや必要な支援については、「自分のいまの状況について話を聞いてほしい」、「進路や就職など将来の相談にのってほしい」と回答した者が1～2割程度あり、自由記述における意見においても、相談窓口やヤングケアラー同士のコミュニティの設置を求める声があった。

現在、ヤングケアラーを対象とした相談支援やオンラインサロンなどを

行う支援者団体が一定数存在している。一方で、調査報告書において、家族の世話についての相談先として「役所や保健センター」と答えた中高生はほとんどいないことから、子どもにとって、役所など公的機関への相談は、心理的なハードルが高いことがうかがえる。

そこで、国は、各地方自治体が行う、支援者団体等を活用したピアサポート等の悩み相談を行う事業の支援（相談支援においては、対面相談、電話相談に加え、SNS等オンラインによる相談も有効であると考えられる）を検討する。

（福祉サービスへのつなぎ）

ヤングケアラーに対し、どのような具体的な支援があるのか、その支援につなぐためにはどこが窓口となるのかなどを明確にしておくことが、ヤングケアラーを把握し、早期に必要な支援につなぐ上で必要である。このため、国は、ヤングケアラーを発見・把握した場合に、高齢、障害、疾病、失業、生活困窮、ひとり親家庭といった家庭の状況に応じ、適切なサービスにつなげられるよう、改正社会福祉法により創設された重層的支援体制整備事業等による包括的な支援体制の整備を推進するとともに、多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方についてモデル事業を実施し、その成果をマニュアル等にまとめ周知を行う。なお、ケアをしている時期における支援の充実に加え、ヤングケアラーが自立して社会生活を送るための就労支援が重要であることから、各地方自治体等は、必要に応じ、ハローワークや地域若者サポートステーション等就労支援機関と連携して相談・支援を行うとともに、当該機関の職員がヤングケアラーを把握した場合、適切な福祉サービスにつなげられるよう取り組む。

上記施策の実施と併せて、国は、適切な福祉サービスへのつなぎなどを行う専門職や窓口機能の効果的な活用を含めヤングケアラーの支援体制の在り方を検討する。

イ スクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制の充実や、NPO等と連携した学習支援の推進

学校は、授業や生活指導等を通じて子どもの状況を把握しやすく、支援が必要なヤングケアラーを発見できる機関の一つとして期待される。しかし、ヤングケアラーに係る家庭の問題への介入については、個々の教職員によりノウハウや経験に差があり、問題事案が発見されても適切な窓口が

分からない等、行政機関につなぐことができない場合があることなども指摘されている。

また、調査報告書においては、世話をしている家族が「いる」と回答した中高生に対し、学校や大人に助けてほしいことや必要な支援について質問したところ、「学校の勉強や受験勉強など学習のサポート」が2割程度あり、家族へのケアによる、学校の勉強や受験勉強への影響が懸念される。

そこで、国は、教職員が行政機関へのつなぎを円滑に行うことができるよう、教育委員会におけるスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置を支援し、福祉部局による必要な支援につなぐための教育相談体制の充実を図る。また、支援が必要なヤングケアラーに対しては、民間を活用した学習支援事業と学校との情報交換や連携を促す。

あわせて、学習支援を通じたヤングケアラーの見守り等を行う活動を支援する。

ウ ヤングケアラーが子どもであることを踏まえた適切な福祉サービス等の運用の検討

ヤングケアラーが子どもであることを踏まえれば、子どもらしい暮らしが奪われることのないよう、家族へのケアに係る負担を軽減又は解消するため、世帯全体を支援する視点を持って福祉サービス等の利用申請の勧奨やケアプラン等の作成が行われることが必要である。

前述のとおり、ヤングケアラーがケアをする家族に対しては、すでに医療、介護、福祉等の機関や介護支援専門員、相談支援専門員等専門職の関わりがあることも一定数あるが、そのなかには、ケアを要する家族と同居する子どもは、中高生であっても福祉機関や専門職から「介護力」と見られてしまい、しかも大人の介護者と同等に扱われているため、ヤングケアラーによる介護がなされることを前提とした福祉サービス等の利用調整等が行われるケースがあるとの指摘がある。

国では、既に家族介護者がいることをもって一律に居宅サービス等の対象外とはしないよう、地方自治体に通知しているが、特に、子どもが主たる介護者となっている場合には、子どもを「介護力」とすることを前提とせず、居宅サービス等の利用について十分配慮するなど、ヤングケアラーがケアする場合のその家族に対するアセスメントの留意点等について地方自治体や関係団体に周知を行う。また、サービス提供主体が、ヤングケアラーのいる家族に対して介護サービスを行う場合の取扱いの明確化の

検討、障害福祉サービスの家事援助を行う場合の取扱いの再周知を行う。

エ 幼いきょうだいをケアするヤングケアラーへの支援

調査報告書によると、世話をしている家族が「いる」と回答した中高生のうち、世話をしている家族の内訳としては、「きょうだい」が最も多くなっており、「きょうだい」の状況としては「幼い」が最も多くなっている。その世話の内容としては、「見守り」、「家事（食事の準備や掃除、洗濯）」、「きょうだいの世話や保育園等への送迎など」、が多い。とりわけひとり親家庭では、「家事（食事の準備や掃除、洗濯）」、「きょうだいの世話や保育園等への送迎など」の割合が「二世帯世代」等と比べて高くなっており、親に代わって幼いきょうだいのケアをするヤングケアラーの姿が浮き彫りになっている。

こうした家庭に対しては、保育サービスに加え、家庭での家事や子育てを支援するサービスが必要であると考えられる。このため、支援が必要なひとり親家庭に対する生活支援を推進するとともに、ヤングケアラーがいる家庭など困難な状況にある家庭に対する家庭支援の在り方を検討する。

(3) 社会的認知度の向上

ヤングケアラーは、その名称や概念自体の社会的認知度が高いとはいえな
い。調査報告書によると、学校におけるヤングケアラーの認知度については、「言葉を知らない」及び「言葉を聞いたことがあるが、具体的には知らない」を合わせると約4割を占めるほか、中高生の8割以上がヤングケアラーを「聞いたことがない」と回答しており、子ども自身のヤングケアラーについての認知度向上が必要である。

また、周囲の大人がヤングケアラーについて理解を深め、家庭において子どもが担っている家事や家族のケアの負担に気付き、必要な支援につなげることや、ヤングケアラーに対する支援を進めていくためには、具体的な支援メニューや窓口の周知と併せて、ヤングケアラーの社会的認知度を向上させることが極めて重要である。

このため、来年度から3年間で「集中取組期間」とし、後述するア～ウにより、ヤングケアラーの社会的認知度の向上に集中的に取り組むため、「「ヤングケアラー」認知度向上キャンペーン」（仮称）を実施する。このキャンペーンのフォローアップとして、社会全体におけるヤングケアラーの認知度を調査するとともに、当面は既に調査を行っている中高生について、認知度

を5割にすることを目指す。また、今年度においても、運用等により実施できるものについては積極的に取り組む。

こうした周知・広報を行う際には、家族のケアやお手伝いをする事自体は本来素晴らしい行為であるが、過度な負担により学業等に支障が生じたり、子どもらしい生活が送れなかったりすることが課題である点を理解した上で、「ヤングケアラー＝悪いこと」というメッセージとならないよう留意する必要がある。

ア 広く国民に対する広報・啓発の推進

国はヤングケアラーの概念を、子どもを含め広く国民に周知するためヤングケアラーに関して、わかりやすく、かつ、広く関心を集めるようなポスター、リーフレット等を作成して、学校をはじめ関係機関、団体等に配布して掲示を依頼するとともに、広報動画を作成して国及び地方自治体のホームページに掲載する。また、ヤングケアラーに係る全国フォーラムの開催など、広く国民に対する広報・啓発イベントの開催を検討する。

イ 福祉や教育分野など関係者の理解促進

福祉や教育分野は、ヤングケアラーを発見・把握する機関であると同時に、その多くはヤングケアラーやケアを必要とする家族に対して必要な支援やサービスを提供する機関でもある。関係機関・団体から支援が必要なヤングケアラーに係る相談を受けた場合には、門前払いやたらい回しにすることなく、しっかりと受け止められるようにすることが必要である。そこで、国は、前述したように福祉、介護、医療、教育といったそれぞれの機関・分野において、ヤングケアラーに関する周知・広報や研修を行う。

ウ 社会的認知度を高めるような当事者活動への支援

ヤングケアラーの社会的認知度を向上させるためには、国や地方自治体による広報・啓発のみならず、当事者、支援団体等が行う各種活動への支援を通じた広報・啓発活動も効果があると考えられる。

国においては、当事者活動も活用しながら、ヤングケアラーについて社会的認知度の向上を図る。

4 おわりに

本プロジェクトチームでは、限られた時間の中で精力的に議論を重ね、上記方策をとりまとめた。今後各機関の支援を単発の取組に終わらせず、相互に高め合い最大限の効果を上げるために、福祉、介護、医療、教育の関係機関が相互に連携し、一体となってヤングケアラーへの切れ目のない支援が行われるよう、厚生労働省及び文部科学省においては、本報告書に記載されている取組を早急に実行に移していく。

さらに、記載のある取組だけにとどまらず、引き続き、厚生労働省及び文部科学省の両省間の連携を緊密に図り、ヤングケアラーとその家族の将来のための切れ目のない支援を今後も進めていく。

(以 上)

ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の 連携プロジェクトチームの立ち上げについて

令和3年3月17日

1 趣旨

ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があることから実態の把握及び支援の強化が求められている。

ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題に関わること、本人や家族に支援が必要である自覚がないケースもあるといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっている。このため、福祉、介護、医療、教育等といった様々な分野が連携し、ヤングケアラーを早期に発見した上で支援を行うことが重要である。

そこで、関係機関の連携をより一層推進し、ヤングケアラーの支援につなげるための方策について、厚生労働省及び文部科学省が連携し、検討を進めるため、「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」を立ち上げる。

2 検討事項

支援を必要としているヤングケアラーを早期に発見し、必要な支援につなげるため、各地方公共団体の福祉部局、介護部局、医療部局及び教育部局がより一層連携した取組を推進するための方策を検討する。

3 実施方法

- (1) 別紙の構成員において、「2 検討事項」に掲げる事項について検討を行う。
- (2) 必要に応じて、別紙以外の関係者等に協力を求めることができる。

4 その他

- (1) 本プロジェクトチームに関する庶務は、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室及び文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室において協力して行う。
- (2) その他プロジェクトチームの運営等に関する事項は、必要に応じ構成員に諮って定める。

(別紙)

ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の
連携プロジェクトチーム構成員

共同議長 厚生労働副大臣

共同議長 文部科学副大臣

厚生労働省 子ども家庭局長

厚生労働省 子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室長

厚生労働省 健康局難病対策課長

厚生労働省 社会・援護局保護課長

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長

厚生労働省 社会・援護局障害福祉部障害福祉課長

厚生労働省 社会・援護局障害福祉部精神・障害保健課長

厚生労働省 老健局認知症施策・地域介護推進課長

文部科学省 初等中等教育局長

文部科学省 初等中等教育局児童生徒課長

文部科学省 総合教育政策局地域学習推進課長

ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の
連携プロジェクトチーム会議開催経緯

第1回開催

日時 令和3年3月17日(水)

- 議題 (1) プロジェクトチームの立ち上げについて
(2) 厚生労働省・文部科学省におけるヤングケアラーの支援に係る
取組について
(3) 有識者からのヒアリング
・成蹊大学文学部現代社会学科教授 澁谷智子氏
・一般社団法人日本ケアラー連盟理事 田中悠美子氏
(4) その他

第2回開催

日時 令和3年4月12日(月)

- 議題 (1) 「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」とりまとめ報告
(2) ヤングケアラーの支援に向けた主な論点、課題の整理
(3) 有識者からのヒアリング
・埼玉県福祉部地域包括ケア課長 藤岡麻里氏
・埼玉県教育局市町村支援部人権教育課副課長 有賀弘一氏
・中核地域生活支援センターがじゅまるセンター長
朝比奈ミカ氏

第3回開催

日時 令和3年4月26日(月)

- 議題 当事者、支援者からのヒアリング
・Yancle 株式会社代表取締役 宮崎成悟氏
・精神疾患の親をもつ子どもの会「こどもぴあ」代表 坂本拓氏
・NPO法人 インフォメーションギャップバスター
理事・弁護士 藤木和子氏
・尼崎市教育委員会事務局学校教育部こども教育支援課
スクールソーシャルワーカー 黒光さおり氏

第4回開催

日時 令和3年5月17日(月)

議題 とりまとめ報告(案)について

事務連絡
令和3年7月5日

各〔都道府県
市区町村〕民生主管部（局）・衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室

児童養護施設等入所者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について

新型コロナウイルス感染症への対応については、多大な御尽力をいただいておりますことを感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）において接種順位に従い実施しているところです。

今般、高齢者以外の方への接種が順次開始されていきますが、接種にあたっては市町村が発行する接種券が必要となることから、下記のとおり、児童養護施設等に入所している者等に接種を行う場合の接種券の取り扱い等をお示しします。入所者等の年齢や基礎疾患の有無によりワクチンの接種時期が異なること等に留意しつつ、円滑な接種を行うことができるよう御協力をお願いいたします。

なお、児童養護施設等入所者等への円滑な予防接種の推進を図るため、児童養護施設等からの相談窓口である自治体の児童福祉部局、障害児支援部局や児童相談所と衛生主管部局とが密に連携しながら接種体制を構築するよう、重ねてお願いいたします。

記

1 基本的な考え方

(1) 接種を受ける場所

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種は、原則として、住民票所在地の市町村（住所地）の医療機関や接種会場で接種を受けることとなっている。

児童養護施設等（児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・自立援助ホーム・ファミリーホーム、障害児入所施設、里親、一時保護所をいう。）に入所している又は保護・委託されている者（以下の「入所者等」という。）については、接種の日時を予約した上で個別の医療機関や市町村等が設置する特設会場で接種を受ける形のほか、巡回接種により当該施設内で接種を受ける形も想定される。

(2) 接種スケジュール

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「新型コロナウイルス

ス感染症に係るワクチンの接種について)」(令和3年2月9日新型コロナウイルス感染症対策分科会(第24回)資料)において、医療従事者等への接種の次に高齢者、次いで基礎疾患を有する者(※1)及び高齢者施設等に従事する者(以下「高齢者等」という。)に対し行うこととされている。

医療機関による基礎疾患を有する者の確認については、予診票に設けた質問事項に記載した内容により確認することになるため、診断書等の証明書は必要ない。基礎疾患を有する者については、市町村ごとに接種スケジュール等を設定しているので、接種を受ける市町村の発表を確認すること。

高齢者等以外の者(基礎疾患を有しない児童養護施設等の入所者等を含む。)については、高齢者等への接種の状況を踏まえ、順次接種を行うこととされている。具体的な接種スケジュールは、接種を受ける市町村の発表を参照すること。

(※1) 基礎疾患を有する者(高齢者以外)の範囲(現時点のものであり、今後変更もあり得る。)

(1) 以下の病気や状態で、通院/入院している方

- 1 慢性の呼吸器の病気
- 2 慢性の心臓病(高血圧を含む。)
- 3 慢性の腎臓病
- 4 慢性の肝臓病(肝硬変等)
- 5 インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気
- 6 血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く。)
- 7 免疫の機能が低下する病気(治療中の悪性腫瘍を含む。)
- 8 ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- 9 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- 10 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等)
- 11 染色体異常
- 12 重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)
- 13 睡眠時無呼吸症候群
- 14 重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している場合)

(2) 基準(BMI30以上)を満たす肥満の方

2 接種に当たっての留意事項について

(1) 接種の対象年齢について

現在、日本国内では、新型コロナウイルス感染症の予防接種として、ファイザー社ワクチンと武田/モデルナ社ワクチンの2種類が接種できるが、ファイザー社ワクチンは接種の日に満12歳以上、武田/モデルナ社ワクチンは接種の日に満18歳以上の者が対象とされている。対象年齢に至っていない者が接種を受けることのないよう注意すること。

なお、使用するワクチンは医療機関や接種会場ごとに異なるため、児童養護施設等の入所者等が接種を受ける際は、接種を受けようとする医療機関等が取り扱っているワクチンの種類を確認した上で接種の予約を行うこと。なお、各医療機関等が取り扱っているワクチンの種類はコロナワクチンナビで確認する

ことができる（3 関係通知等を参照のこと）。

(2)接種券について

- ワクチンの接種に当たって必要な接種券については、住民票のある市町村から住民票記載の住所地に順次送付されることとなっている。また、令和3年度中に接種対象年齢となる者については、誕生日ごとなど、新たに接種対象となった者に対して市町村の発送頻度に沿ったきめ細かな発送を行うこととされている。
 - 入所者等が接種を受けるに当たっては、接種券が必要となる。このため、当該入所者等の入所措置等を行っている児童相談所は、管内市町村の接種スケジュールを把握し、当該入所者等が入所等する児童養護施設等の長や里親と適宜連携して、あらかじめ、住民票記載の住所地の家族に対し接種券の送付を依頼しておくなど、接種を行う入所者等の接種券が円滑に受け取れるよう配慮されたいこと。なお、障害児入所施設に契約入所している児童の接種券については、基本的には当該施設と住民票記載の住所地の家族の間で受け取りの調整が行われることが想定されるが、必要な場合には児童相談所も協力されたいこと。
 - 住民票記載の住所地の家族から接種券を送付してもらうことが困難であるなど、住民票記載の住所地に送付される接種券の受け取りが困難である場合は、当該入所者等の入所措置等を行っている児童相談所、児童養護施設等の長又は里親（以下「児童相談所等」という。）から住民票のある市町村に対し、住民票の住所地ではなく、入所者等が入所する各施設等に対して接種券の再送付を依頼する等の対応をされたいこと（※2）。
- (※2) ワクチン接種に際し、住民票のある市町村が発行した接種券に記載された接種者は、原則、住民票のある市町村において接種を行うこととしているが、やむを得ない事情により住民票のある市町村以外の医療機関等において接種を希望する場合は、本人等から、当該医療機関等が所在する市町村に対して事前に住所地外接種の届出を行うことで、住所地外接種を行うことができる。
- また、やむを得ない事情で市町村への届出が困難である者が住所地外接種を希望する場合には、接種を受ける際に医師にその旨の申告を行う事等により、届出を省略することとしている。この点、児童養護施設等に入所している者については「入院・入所者」に該当するため、住所地外接種の届出を省略することができ、接種を受ける際に医師への申告等を行うことで接種を受けることができる。なお、里親委託児童も「入院・入所者」に準ずるものとして同様に取り扱って差し支えない。
- なお、住民票のある市町村からの接種券が受け取れないやむを得ない事情がある場合は、現在居住する児童養護施設等の所在する市町村において接種券の発行を受けることも可能であることから、児童相談所等は、住民票のある市町村や児童養護施設等の所在する市町村とよく相談すること。

(3) 保護者の同意等について

- ワクチンの接種を受ける者が未成年の場合、16歳以上であれば、保護者の同意は必要でなく、本人の同意により接種を受けることが可能であること。
- 12歳以上16歳未満の者が接種する場合は、接種に係る当該入所者等の意思を尊重しつつ、入所者等や保護者が接種の判断ができるよう、ワクチンの効果や副反応について丁寧な情報提供を行い、保護者の同意を得ることが必要となるため、その他の予防接種と同様、児童相談所等は、保護者への電話連絡、同意文書の郵送又は保護者宅への訪問等により、可能な限り保護者から文書による同意を得るよう努めること。
なお、児童相談所等において、予防接種に関し、保護者の包括的な同意文書を事前に取得しておくことは差し支えないこと。
- その他、予防接種に係る保護者の同意取得については、「予防接種実施規則第5条の2第2項に基づき行われる児童相談所長等の予防接種に係る同意について」（平成28年3月31日健発0331第24号・雇児発0331第7号・障発0331第14号厚生労働省健康局長・雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局障害保健福祉部長通知）も参照の上、対応されたい。
- また、被接種者が次に掲げるいずれかに該当する場合であって、それぞれに定める者が、被接種者の保護者の住所又は居所を確認できるものの当該被接種者の保護者と連絡をとることができない等の理由により、保護者の同意の有無を確認することができないときは、当該被接種者の保護者に代わって、それぞれに定める者から予防接種に係る同意を得ることができる。
 - ア 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親（以下「里親等」という。）に委託されている場合 当該里親等
 - イ 児童福祉施設に入所している場合 当該児童福祉施設の長
 - ウ 児童相談所に一時保護されている場合 当該児童相談所長
- なお、保護者から同意を取得できたものの、児童福祉施設等と離れた場所に居住している等の理由により、保護者による予診票の接種希望欄への署名が難しい場合は、施設長等により代筆して差し支えないこと。

(4) 接種時の同伴について

- 16歳未満への予防接種を実施する場合は、原則、保護者の同伴が必要とされているが、保護者による同伴が難しい場合には、入所者等の健康状態を普段より熟知する施設の職員等が同伴することも差し支えないこと。
- なお、中学生以上の被接種者に限り、接種医療機関や接種会場が認める場合には、当日の受付時に接種することについての同意を予診票上の保護者自署欄にて確認することによって、保護者の同伴を要しないこととすることができるものとしているため、入所者等の希望等を踏まえつつ、適切に対応されたい。
その際、接種への不適當要件の事実関係等を確認するために接種医療機関か

ら連絡する場合もあることから、予診票の「電話番号」記入欄には、接種を受ける際に必ず連絡のつく緊急連絡先を記入すること。

3 関係通知等

関連通知等については、以下を参照されたい。

- 新型コロナワクチンに関する自治体向け通知・事務連絡等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_notifications.html

- コロナワクチンナビ

<https://v-sys.mhlw.go.jp/>

健発0331第24号
雇児発0331第7号
障発0331第14号
平成28年3月31日

改正 健発0331第1号
子発0331第1号
障発0331第4号
令和3年3月31日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省健康局長
(公印省略)
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

予防接種実施規則第5条の2第2項に基づき行われる児童相談所長等の予防接種に係る同意について

標記について、予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第62号）が、本年4月1日から施行されることに伴い、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親、児童相談所長又は児童福祉施設の長（以下「児童相談所長等」という。）が予防接種に係る同意を行う場合の運用について、下記のとおりとしたので、御了知の上、貴管内の関係機関に対して周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、この通知においては、令和3年4月1日以後の予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）を「実施規則」と略称する。

また、公益社団法人日本医師会に対し、本件に係る協力を依頼していることを申し添える。

記

1 予防接種に係る同意の原則

予防接種の実施に当たっては、予防接種の有効性・安全性、予防接種後の通常起こり得る副反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、被接種者又はその保護者から、事前に理解を得る必要があるため、被接種者又はその保護者から文書による同意を得なければならないとされている（実施規則第5条の2第1項）。

そのため、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている児童、児童福祉施設に入所している児童又は児童相談所長による一時保護を加えられている児童に対する予防接種に係る同意について、児童相談所長等は、保護者への電話連絡、同意文書の郵送又は保護者宅への訪問等により、可能な限り保護者から文書による同意を得るよう努めること。

なお、接種の機会ごとに保護者の文書による同意を得ることが困難であることが想定される場合には、児童相談所又は児童福祉施設において、保護者の包括的な同意文書を事前に取得しておくことは差し支えないこと。

2 被接種者の保護者と連絡をとることができない場合の例

実施規則第5条の2第2項に規定する「当該被接種者の保護者と連絡をとることができないことその他の事由により当該被接種者の保護者の同意の有無を確認することができないとき」とは、例えば、以下に掲げる場合をいうこと。

(1) 定期接種のようにあらかじめ定められた期間に1～数回接種することが予定されている予防接種

ア 1～2か月程度、毎週、保護者へ電話連絡又は同意文書の送付をしても回答がなく、児童相談所等の関係機関や親族等からの協力を得てもなお保護者の同意の有無が確認できない場合

イ 1～2か月程度、複数回、保護者宅への訪問等を行っても、一度も面会ができず、児童相談所等の関係機関や親族等からの協力を得てもなお保護者の同意の有無が確認できない場合

(2) (1) 以外の予防接種

ア 1～2週間程度、複数回、保護者へ電話連絡又は同意文書の送付をしても回答がなく、児童相談所等の関係機関や親族等からの協力を得てもなお保護者の同意の有無が確認できない場合

イ 1～2週間程度、複数回、保護者宅への訪問等を行っても、一度も面会ができず、児童相談所等の関係機関や親族等からの協力を得てもなお保護者

の同意の有無が確認できない場合

なお、被接種者の保護者が居住不明である場合は、当該被接種者に対し親権を行う児童相談所長又は児童福祉施設の長が、実施規則第5条の2第1項に基づき文書による同意をすることができること。

また、被接種者の保護者の同意を得るに当たっては、被接種者たる児童の年齢等も勘案した上で、接種に係る当該児童本人の意思を尊重しつつ、保護者の同意を得る又は保護者の同意の有無が確認できないことを確認した上で実施規則第5条の2第2項各号に定める者が同意を行うよう努めること。

また、被接種者の保護者が、予防接種の実施に対して反対している場合は、保護者の同意の有無が確認できない場合に該当せず、児童相談所長等が保護者に代わって同意をすることができないこと。ただし、虐待又は悪意の遺棄があるときその他保護者による親権の行使が困難又は不相当であることにより児童又は児童以外の満20歳未満に満たない者の利益を害する場合は、当該保護者について親権喪失又は親権停止の対象となり得るため、児童相談所長が、親権喪失又は親権停止の申立てと併せて、保全処分の申立てをし、親権者の職務執行停止及び職務代行者の選任の手続をとることにより、職務代行者たる児童相談所長が同意をすることが可能であること。

【参照条文】

○ 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2～6（略）

7 この法律において「保護者」とは、親権を行う者又は後見人をいう。

（市町村長が行う予防接種）

第五条 市町村長は、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市町村の区域内に居住する者であって政令で定めるものに対し、保健所長（特別区及び地域保健法（昭和二十二年法律第一百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市（第十条において「保健所を設置する市」という。）にあっては、都道府県知事）の指示を受け期日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する疾病のうち政令で定めるものについて、当該疾病の発生状況等を勘案して、当該都道府県の区域のうち当該疾病に係る予防接種を行う必要がないと認められる区域を指定することができる。

- 3 前項の規定による指定があったときは、その区域の全部が当該指定に係る区域に含まれる市町村の長は、第一項の規定にかかわらず、当該指定に係る疾病について予防接種を行うことを要しない。

(臨時に行う予防接種)

第六条 都道府県知事は、A類疾病及びB類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示することができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項に規定する疾病のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、同項の予防接種を都道府県知事に行うよう指示することができる。

- 3 厚生労働大臣は、B類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、政令の定めるところにより、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

(予防接種を行ってはならない場合)

第七条 市町村長又は都道府県知事は、第五条第一項又は前条第一項若しくは第三項の規定による予防接種を行うに当たっては、当該予防接種を受けようとする者について、厚生労働省令で定める方法により健康状態を調べ、当該予防接種を受けることが適当でない者として厚生労働省令で定めるものに該当すると認めるときは、その者に対して当該予防接種を行ってはならない。

附 則

(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する特例)

第七条 厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者、その期日又は期間及び使用するワクチン(その有効性及び安全性に関する情報その他の情報に鑑み、厚生労働省令で定めるものに限る。)を指定して、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよ

う指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

2 前項の規定による予防接種は、第六条第一項の規定による予防接種とみなして、この法律（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する。この場合において、第十三条第四項中「含む。）」とあるのは「含む。）又は同法第十九条の二第一項の承認を受けているもの（当該承認を受けようとするものを含む。）が同条第三項の規定により選任したもの」と、第十六条第一項中「A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病」とあるのは「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。））であるものに限る。）」と、第二十五条第一項中「市町村（第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあるのは「市町村」とする。

3～5 （略）

○ 予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）（抄）

（予防接種の対象者から除かれる者）

第二条 予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号。以下「令」という。）第一条の三第一項本文及び第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- 二 明らかな発熱を呈している者
- 三 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- 四 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- 五 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- 六 結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- 七 B型肝炎に係る予防接種の対象者にあつては、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者
- 八 ロタウイルス感染症に係る予防接種の対象者にあつては、腸重積症の既

- 往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者（その治療が完了したものを除く。）及び重症複合免疫不全症の所見が認められる者
- 九 肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）に係る予防接種の対象者にあつては、当該疾病に係る法第五条第一項の規定による予防接種を受けたことのある者
- 十 第二号から第六号まで及び第八号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適當な状態にある者

○ 予防接種実施規則（昭和三十二年厚生省令第二十七号）（抄）

（健康状態を診断する方法）

第四条 法第七条に規定する厚生労働省令で定める方法は、問診、検温及び診察とする。

（説明と同意の取得）

第五条の二 予防接種を行うに当たっては、あらかじめ被接種者又はその保護者に対して、予防接種の有効性及び安全性並びに副反応について当該者の理解を得るよう、適切な説明を行い、文書により同意を得なければならない。

2 被接種者が次の各号のいずれかに該当する場合であつて、それぞれ当該各号に定める者が当該被接種者の保護者と連絡をとることができないことその他の事由により当該被接種者の保護者の同意の有無を確認することができないとき（保護者のあるときに限る。）は、当該被接種者の保護者に代わつて、それぞれ当該各号に定める者が前項の同意をすることができる。

一 児童福祉法（昭和三十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第六条の四第一項に規定する里親（以下この号において「里親等」という。）に委託されている場合 当該里親等

二 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設（以下この号において「児童福祉施設」という。）に入所している場合 当該児童福祉施設の長

三 児童福祉法第三十三条第一項又は第二項の規定により児童相談所長による一時保護が加えられている場合 当該児童相談所長

○ 児童福祉法（昭和三十二年法律第百六十四号）（抄）

第三十三条の二 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得

なければならない。

2 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

3・4 (略)

第三十三条の七 児童等の親権者に係る民法第八百三十四条本文、第八百三十四条の二第一項、第八百三十五条又は第八百三十六条の規定による親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれらの審判の取消しの請求は、これらの規定に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

第四十七条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

2 児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

3 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

4・5 (略)

○ 民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（親権喪失の審判）

第八百三十四条 父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適當であることにより子の利益を著しく害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、親権喪失の審判をすることができる。ただし、二年以内にその原因が消滅する見込みがあるときは、

この限りでない。

(親権停止の審判)

第八百三十四条の二 父又は母による親権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、親権停止の審判をすることができる。

2 (略)

○ **家事事件手続法（平成二十三年五月二十五日法律第五十二号）（抄）**

(親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判事件を本案とする保全処分)

第七十四条 家庭裁判所（第二百五条第二項の場合にあつては、高等裁判所。以下この条及び次条において同じ。）は、親権喪失、親権停止又は管理権喪失の申立てがあつた場合において、子の利益のため必要があると認めるときは、当該申立てをした者の申立てにより、親権喪失、親権停止又は管理権喪失の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、親権者の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができる。

2～4 (略)

子家発 0701 第 2 号
令和 3 年 7 月 1 日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管課長 殿
中核市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
(公 印 省 略)

支援対象児童等見守り強化事業の活用促進について（依頼）

平素より、児童福祉行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響による長期間にわたる外出自粛等による児童虐待や配偶者からの暴力等への懸念に対処するため、令和 2 年度補正予算において、支援対象児童等見守り強化事業を計上し、令和 3 年度においても事業を継続して実施できることとしている。先般、1 回目の交付申請を受け付けたところであるが、今後も引き続き交付申請を受け付けることとしているので、各自治体におかれては、本事業の積極的な活用をお願いする。

本事業は、子ども食堂、子ども宅食、学習支援など地域の実情に応じた活動を通じた子ども等の見守り活動に係る経費を補助することとしており、地域における子どもの見守り体制の強化に向け、柔軟に活用できる有効な事業である。さらに、本年 6 月 18 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（いわゆる「骨太の方針」）においても「子供の貧困の解消を目指し、子ども食堂・子ども宅食・フードバンクへの支援、地域における居場所づくり、見守り支援等を推進する。」旨、明記されているところであり、地域における子どもの見守り体制を強化する上で、本事業が果たす役割は大きいと考えている。

指定都市・中核市におかれては、これらを踏まえ、本事業の積極的な活用を検討いただくとともに、都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して、本事業を周知いただくとともに、活用に向けた働きかけをお願いする。

追加交付申請にあたっては、各自治体において予算計上の見込みにある計画段階でも受け付けることとしているので、本事業の早期実施に向けて必要な準備を進めていただくようお願いする。（追加交付申請は、一律の〆切等は設けていないことから、追加交付申請の必要が生じた場合には、下記、家庭福祉課予算係まで随時相談されたい。）

併せて、事業の実施や交付申請手続き等について疑義が生じた場合には以下担当まで連絡されたい。

なお、本事業の運用にあたり、一部、活用しやすいよう改善を図ったので、その内容(Q&A)(別添)について参照されたい。

また、別途、周知しているとおり、本事業に係る自治体向けのオンラインセミナーを順次、開催することとしているので、こちらへの積極的な参加をお願いします。

【連絡先】

(事業内容に関するお問い合わせ)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課・虐待防止対策推進室

T E L : 03-5253-1111 (代表) 調整係 (内 4896・4862)

(申請手続きに関するお問い合わせ)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

T E L : 03-5253-1111 (代表) 予算係 (内 4877)

(別添)

Q 本事業の対象児童は、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童等に限られるのか。

A 本事業の対象は、「要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等」であり、これは要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子どもだけではなく、地域社会から孤立しがちな子育て家庭や妊娠や子育てに不安感を持つ家庭等の子どもや妊婦も含まれます。

Q 本事業の実施者である民間団体等は、要保護児童対策地域協議会の構成員である必要があるか。

A 本事業の実施者である民間団体等は、必ずしも要保護児童対策地域協議会の構成員に限定されるものではありません。

Q 本事業の事業内容について

A 実施要綱の4でもお示ししているとおり、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどして、以下の(1)を実施し、必要に応じて(2)から(4)を実施することになります。

- (1) 子ども等の状況の把握
- (2) 食事の提供(配達等を含む。)
- (3) 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
- (4) 学習習慣の定着等の学習支援

Q 本事業の実施に当たり、市町村や民間団体等はどのような取組を行う必要があるか。

A 市町村は、民間団体等のスタッフが家庭を訪問するなどして把握した、支援対象児童等の様子や家庭状況等について、適宜、情報共有を図る必要があります。また、民間団体等の連絡により、確認した情報については、必要に応じて関係機関で情報共有を行うとともに、必要な支援・措置につなげる必要があります。

Q 支援対象児童等の見守りを行うには、どのような方法が可能か。

A 支援対象児童等の状況の把握に当たっては、居宅への訪問のほか、感染症拡大防止の観点から ICT 機器を活用した通信手段を用いるなどして状況の把握を行うことも可能です。

なお、事業実施に当たり、対象家庭への周知等を行うに際しても同様の手段で行うことが可能です。

Q 補助基準額の「1か所当たり」とは何を指すのか。

A 1か所当たりとは、1事業所を指します。したがって、1法人が複数の事業所を実施する場合は、事業所ごとに補助基準額を算定して差し支えない。

(例) A市内において、B法人がC, D, Eの複数事業所において事業を実施する場合

<事業実施法人>	<事業所名>	
B法人 が運営する	C子ども食堂	…
	D子ども宅食団体	…
	E子育て支援団体	…

事業所 (C, D, E) ごとに
補助基準額の算定が可能

Q 補助対象費用について、具体的にどのような経費が対象になるか。

A 民間団体等の支援スタッフの person 費や訪問に係る経費など事業実施に係る経費が対象になります。

例)

訪問人員の person 費や食品・日用品の購入費

食品企業などからの 寄付物品の受け入れのための輸送費やレンタカー代

食料品の宅配に係る費用 (交通費、ガソリン代、コインパーキングの駐車場代など)

梱包や食品保健のための保管費用、会場費

事務局機能の費用 (支援開始の準備、食品・日用品等の手配や支援対象児童等の状況の管理等を行うスタッフの person 費等)

Q 本事業に必要な備品（机、椅子、冷蔵庫等）を購入することは可能か。

A 本事業の交付要綱5（4）の規定及び各自治体が定める備品購入に係る諸規定に基づき、備品の購入をしていただいて差し支えない。

※ 参考

○ 児童虐待・DV対策等総合支援事業費（新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業等（令和2年度補正予算分）分）の国庫補助について（抄）（令和2年5月22日付 厚生労働省発子第0522第33号 厚生労働事務次官通知）

5（4） 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（抄）（昭和三十年法律第百七十九号）

第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（抄）（昭和三十年政令第205号）

第13条 法第二十二条に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

一 不動産

二 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック

三 前二号に掲げるものの従物

四 機械及び重要な器具で、各省各庁の長が定めるもの

五 その他各省各庁の長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

第14条 法第二十二条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 補助事業者等が法第七条第二項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合

二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合

2 第九条第三項から第五項までの規定は、前項第二号の期間を定める場合について準用する。

Q 他事業による補助等を受けている場合、本事業の対象になるか。

A 実施要綱の8でもお示ししているとおり、他の国庫補助金等の補助を受けて実施している既存事業を活用して事業を実施する場合は、本事業の補助対象とはなりません。

Q 事業実施にあたり、支援対象児童等の情報を民間団体に提供することは可能か。

A 民間団体等への情報の提供にあたっては、例えば、当該団体を要保護児童対策地域協議会の構成員とすること[※]や当該団体と協定等を締結するなどの方法により、守秘義務を課すことで、事業実施に必要な情報を提供することが可能と考えられます。

なお、実施要綱の7でもお示ししているとおり、事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはなりません。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様です。本事業を実施する市町村は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導する必要があります。

※ 参考

○ 児童福祉法（抄）（昭和22年法律第164号）

第25条の5 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者
- 三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

○ 「市町村子ども家庭支援指針」（ガイドライン）（抄）

（平成29年3月31日付け雇児発0331第47号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

第1章 市町村における子ども家庭支援の基本

第5節 要保護児童対策地域協議会の役割・機能

(2)③ 要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等に対し守秘義務を課すとともに、要保護児童対策地域協議会は、支援対象児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対して資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

と規定されている。

特に、要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等に守秘義務が課せられたことにより、民間団体をはじめ、法律上の守秘義務が課せられていなかった関係機関等の積極的な参加と、積極的な情報交換や連携が期待されている。

Q 厚生労働省が作成している本事業の概要資料にある「市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって」という趣旨はどのようなものか。

(答)

本事業は、「新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待リスクが高まっている」ことに対応するために実施するものです。

お尋ねの記述は、こうしたことから、もともと児童福祉法により市区町村における虐待対応の中核として位置づけられている「要保護児童対策地域協議会」について、その事実関係を記載したものです。

なお、本事業により助成対象となる民間団体等については、必ずしもこの「要保護児童対策地域協議会」の構成員となる必要があるわけではありません。例えば、子ども宅食等の取組を行う団体が、要保護児童を発見した場合に要対協に報告するといった関わりでも問題ないと考えており、市区町村の判断により、地域や当該民間団体の実情に応じた関わりをしていただければ差し支えないと考えています。

Q 本事業の担い手である民間団体等は、気になる子ども等を新たに発見したら必ず市区町村に情報提供・通告をしないとイケないのか。

(答)

お見込みのとおりです。

ただし、本事業については、地域の実情に応じた実施が重要であることから、国として情報提供・通告の方法等を含めた事業実施についての基準をお示しする予定はありません。

Q 本事業は、市区町村の虐待対応部署が実施すべき事業なのか、それとも子育て支援や子どもの貧困対策等を所管する部署が実施すべき事業なのか。

(答)

- 1 一般的に、国の補助事業の実施に当たって、市区町村のどの部署が所管すべきかといったことについて、国は見解を示す立場にはありません。地方自治体の状況を踏まえ、実施する事業内容に鑑みて最適の実施部署をご判断いただくべきものと考えます。
- 2 本事業については、気になる子ども等を発見した場合に、民間団体等が市区町村に情報提供・通告をすることが求められるというような事業の趣旨に鑑み、市区町村において地域の実情に応じて検討いただければと考えています。

Q 管内に事業を実施できる民間団体がない。公募を行い、応募してくる事業者があったとしても、その団体との間に接点がなかった場合、高度な個人情報を取り扱うことになる本事業の実施主体に選定することは困難である。

(答)

- 1 各市区町村と個別の民間団体等の関係については、国として状況を承知してはおりませんので、各市区町村の実情に応じた事業実施を検討して頂ければと考えておりますが、公募による事業者の選定が難しいということであれば、各市区町村の社会福祉協議会に相談するという事もあると考えられます。
- 2 なお、厚生労働省としては、市町村子ども家庭支援指針（ガイドライン）において、児童虐待防止の取組に当たって、日頃から子育て支援を行う民間団体等との連携の推進をお願いしているところです。

○市町村子ども家庭支援指針（ガイドライン）（抄）

（平成 29 年 3 月 31 日付雇児発 0331 第 47 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

第 5 章 関係機関等との連携

第 19 節 民間団体との関係

- (1) 児童虐待防止法においては、「関係機関及び民間団体との連携の強化」に努めなければならないとされている。子ども虐待防止の取組においては、より多くの担い手が必要であるため、子ども虐待防止や子育て支援のための活動を行っている民間団体との連携について、積極的に考慮する。また、非行防止の取組については、非行防止に関する民間ボランティアとの連携について、積極的に考慮する。
- (2) 具体的な連携に当たっては、当該民間団体の有する専門性などに応じ、地域の実情に応じた柔軟で多様な連携を図る。例えば、個別のケースにおける見守り的な支援などの役割を民間団体が担うことが考えられる。
- (3) 個人情報の保護には十分な配慮が必要であるが、そのことのみを理由として、連携に消極的となるべきではない。情報共有と守秘に関する協定を締結したり、要保護児童対策地域協議会を活用するなど、個人情報の保護に配慮した具体的な連携方策を検討すべきである。

Q 令和 2 年 7 月 8 日付自治体向け Q & A において、補助対象経費の一つとして、「食品・日用品」が例示されているが、具体的にどのような食品や日用品が補助対象となるのか示してほしい。

(答)

国としては、社会通念に照らして不適切でない限り、どのような食品・日用品が補助対象になるのかについては、自治体においてご判断いただければと考えています。

目的

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっていることから、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援につなげることができると期待される体制の強化を推進する必要がある。また、未就園児は、地域の目が届きにくく、子どもの状況を把握することが困難な場合もあることから、母子保健施策等の必要な支援につなげるための取組を強化する必要がある。
- そのため、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じて子どもの見守り体制を強化する「支援対象児童等見守り強化事業」について、安定的実施に向けて、引き続き財政支援を行う。

補助基準額

1か所当たり：9,723千円

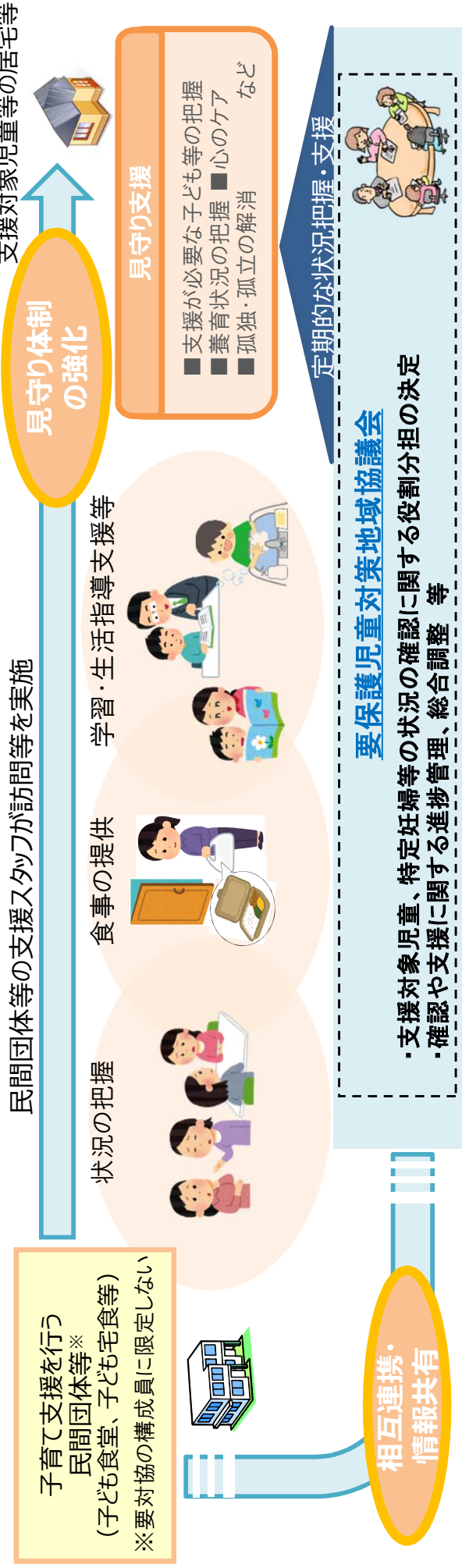
※民間団体等の支援スタッフの人員費、訪問経費など事業実施に係る経費

補助率

国：10/10（定額）

実施主体

市町村（特別区含む）



事務連絡
令和3年7月19日

各〔都道府県
指定都市
中核市〕 児童福祉主管部局 御中

厚生労働省子ども家庭局
家庭福祉課虐待防止対策推進室

支援対象児童等見守り強化事業オンラインセミナーについて【資料共有】

平素より、児童福祉行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響による児童虐待や配偶者からの暴力等への懸念に対処するため、令和2年度補正予算において、支援対象児童等見守り強化事業を創設し、令和3年度においても事業を継続して実施できることとしております。

今般、当省主催による「支援対象児童等見守り強化事業オンラインセミナー」（以下「セミナー」という。）を開催し、多数の自治体にご参加いただきました。同セミナーでは、当室からの行政説明のほか、本事業を既に活用されている複数自治体から取組事例を発表いただくなど、各地域の実情に応じた様々な実践的な取組内容の共有を図ることができました。

こうした取組事例は、本事業を既に活用している自治体はもとより、今後、活用を検討されている自治体においても有益な内容と考えられることから、本セミナーで使用した行政説明資料及び取組事例に係る資料一式を共有いたします。

各自治体におかれては、本資料も参照いただきながら、事業の活用とともに、地域における子どもの見守り体制の強化に引き続きご尽力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本事業に係る追加交付申請は、一律の〆切等は設けていないことから、追加交付申請の必要が生じた場合や事業実施に疑義等が生じた場合には、下記、担当係まで相談願います。

【添付資料】

- ・ 厚生労働省行政説明資料
- ・ 説明自治体発表資料

(参考)：支援対象児童等見守り強化事業オンラインセミナーの実施概要

- 開催期間：令和3年7月6日（火）、7日（水）、12日（月） ブロック別に計7回実施
- 実施方法：オンライン（ZOOM）
- 参加予定自治体：市町村及び都道府県担当者
- 実施内容：厚労省からの行政説明／事業実施自治体からの取組内容の説明／意見・情報交換

【照会先】

（事業内容に関するお問い合わせ）

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課・虐待防止対策推進室

TEL：03-5253-1111（代表）調整係（内 4896・4862）

（申請手続きに関するお問い合わせ）

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

TEL：03-5253-1111（代表）予算係（内 4877）

支援対象児童等見守り強化事業について



支援対象児童等見守り強化事業について

令和2年度第3次補正予算：3.6億円（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

目的

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっていることから、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援につなげることができ体制の強化を推進する必要がある。また、未就園児は、地域の目が届きにくく、子どもの状況を把握することが困難な場合もあることから、母子保健施策等の必要な支援につなげるための取組を強化する必要がある。
- そのため、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた子どもの見守り体制を強化する「支援対象児童等見守り強化事業」について、安定的実施に向けて、引き続き財政支援を行う。

補助基準額

1か所当たり：9,723千円

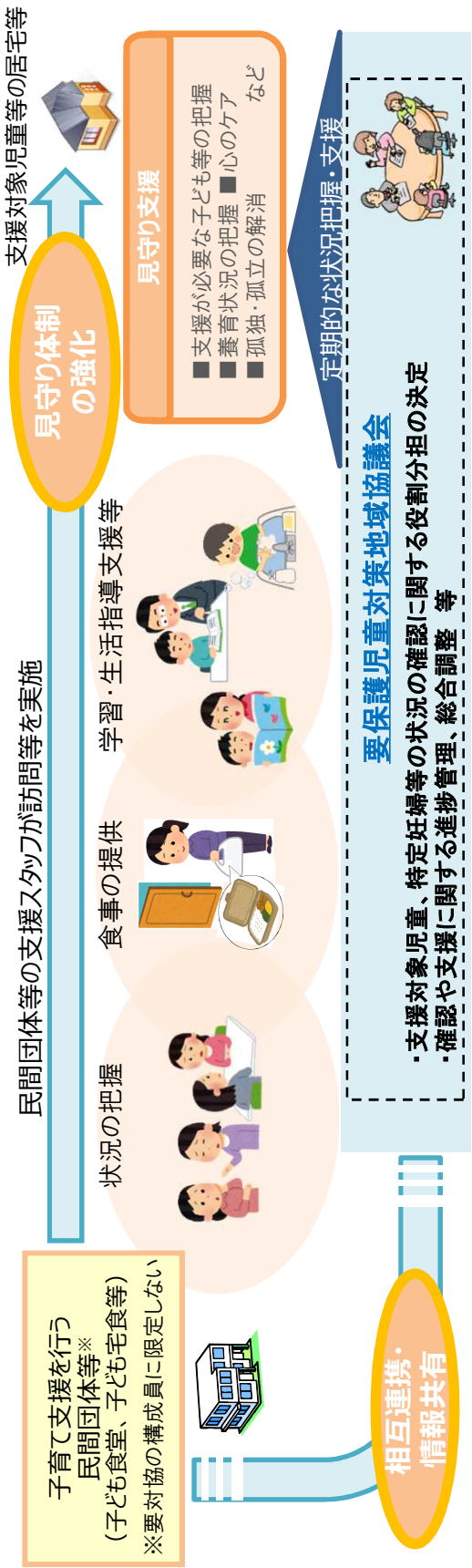
※民間団体等の支援スタッフの人員費、訪問経費など事業実施に係る経費

補助率

国：10/10（定額）

実施主体

市町村（特別区含む）



事業実施状況（令和3年7月時点交付申請ベース）

北海道	札幌市	1	福井県	福井市	3	兵庫県	神戸市	4	長崎県	長崎市	1
青森県	八戸市	1		大野市	1		尼崎市	6		佐世保市	1
	五所川原市	1		勝山市	1		明石市	3		対馬市	1
岩手県	盛岡市	17		あわら市	4	奈良県	奈良市	4		彦岐市	1
宮城県	仙台市	2		越前市	4		平群町	1		雲仙市	1
	涌谷町	1		坂井市	1		吉野町	1		長与町	5
秋田県	秋田市	5		永平寺町	1	和歌山県	和歌山市	1		波佐見町	1
茨城県	土浦市	1	長野県	富士見町	1		御坊市	1		新上五島町	1
	常総市	1	岐阜県	岐阜市	3	鳥取県	米子市	4	大分県	中津市	1
	つくばみらい市	1		各務原市	1	岡山県	笠岡市	1		杵築市	3
栃木県	宇都宮市	2	静岡県	浜松市	1		総社市	4		豊後大野市	1
	小山市	1		藤枝市	2	広島県	福山市	1	宮崎県	宮崎市	1
群馬県	前橋市	1	三重県	四日市市	3		大竹市	3		都城市	1
埼玉県	鴻巣市	1		桑名市	1	山口県	宇部市	1		延岡市	1
	三郷市	1		名張市	2		山口市	2		日南市	1
	吉川市	2		明和町	1	徳島県	徳島市	3		えびの市	1
	宮代町	2	滋賀県	大津市	2	愛媛県	宇和島市	1		三股町	1
千葉県	市原市	1		甲賀市	1	高知県	高知市	1	鹿児島県	鹿児島市	1
東京都	文京区	1	京都府	京都市	12		本山町	1		錦江町	1
	中野区	1		宇治市	1	福岡県	福岡市	3		嘉手納町	1
	豊島区	1		亀岡市	4		久留米市	4		与那原町	1
	足立区	1		向日市	2		古賀市	1			
	三鷹市	1		長岡京市	1		岡垣町	1			
	府中市	1	大阪府	大阪市	22	佐賀県	唐津市	14			
	町田市	1		高槻市	2		伊万里市	1			
神奈川県	鎌倉市	1		松原市	2						
新潟県	阿賀町	1		大東市	1						
石川県	金沢市	4		箕面市	1						

39都道府県 102市区町 230か所

質問1

要保護児童対策協議会の構成員の民間団体でなければ事業は実施できない？

質問2

本事業の対象は、要対協に登録されている支援対象児童だけなのではないか？

質問3

自治体「NPOの取り組みを行政が関与した形で新しく事業を作るのは難しい。」

質問4

本事業に必要な備品（机、椅子、冷蔵庫等）を購入することは可能か。

質問1

要保護児童対策協議会の構成員の民間団体でなければ事業は実施できない？

答

本事業の実施者である民間団体等は、必ずしも要保護児童対策地域協議会の構成員に限定されるものではありません。

「支援対象児童等見守り強化事業の活用促進について(依頼)」

(令和3年7月1日付 子家発0701第2号 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)

質問2

本事業の対象は、要対協に登録されている支援対象児童だけなのではないか？

答

本事業の対象は、「要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等」であり、これは要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子どもだけでなく、地域社会から孤立しがちな子育て家庭や妊娠や子育てに不安感を持つ家庭等の子どもや妊婦も含まれます。

「支援対象児童等見守り強化事業の活用促進について(依頼)」

(令和3年7月1日付 子家発0701第2号 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)

質問3

自治体「NPOの取り組みを行政が関与した形で新しく事業を作るのは難しい。」

答

- 1 各市区町村と個別の民間団体等の関係については、国として状況を承知してはおりませんので、各市区町村の実情に応じた事業実施を検討して頂ければと考えておりますが、公募による事業者の選定が難しいということであれば、各市区町村の社会福祉協議会に相談するということもあろうと考えられます。
- 2 なお、厚生労働省としては、市町村子ども家庭支援指針(ガイドライン)において、児童虐待防止の取組に当たって、日頃から子育て支援を行う民間団体等との連携の推進をお願いしているところです。

「支援対象児童等見守り強化事業の活用促進について(依頼)」

(令和3年7月1日付 子家発0701第2号 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)

質問4

本事業に必要な備品(机、椅子、冷蔵庫等)を購入することは可能か。

答

本事業の交付要綱5(4)の規定及び各自治体が定める備品購入に係る諸規定に基づき、備品の購入をしていただいて差し支えない。

「支援対象児童等見守り強化事業の活用促進について(依頼)」

(令和3年7月1日付 子家発0701第2号 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)

経済財政運営と改革の基本方針2021について (令和3年6月18日閣議決定) (抄)

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

4. 少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現

(2) 未来を担う子供の安心の確保のための環境づくり・児童虐待対策
(略)

児童虐待防止対策について、児童福祉法等改正法附則に基づき、子供の支援に携わる者の資質の向上に向けた資格の在り方、司法関与の強化も含めた一時保護の適正手続の確保、子供の権利擁護、積極的な取組を評価するなど実効性のある里親支援等の在り方の検討を含む家庭養育優先原則の徹底、措置解除者に対する支援の在り方等について、検討に基づき必要な措置を講ずる。児童の健全育成推進や虐待予防の観点から、支援を要する子育て世帯に支援が行き渡るよう、未就園児の効果的な把握や母子保健と児童福祉のマネジメント体制の再整理、市町村、児童家庭支援センターなどによる在宅支援の推進などについて検討し、所要の措置を講ずるとともに、児童相談所を含めた子供や家庭の支援体制を充実強化する。

子供の貧困の解消を目指し、**子ども食堂・子ども食・フードバンクへの支援、地域における居場所づくり、見守り支援等を推進する。**また、学校給食などあらゆる場や機会に応じた食育の充実を図る。

子供にわいせつ行為を行った教員に対する措置について、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に基づく取組を着実に進める。さらに、保育士における同様の対応のほか、教育・保育施設等や子供が活動する場で、有償、無償を問わず職に就こうとする者から子供を守ることができる仕組みの構築等について検討し、子供をわいせつ行為から守る環境整備を進めるなど、海外の先進事例を踏まえ、子供の安心の確保のための様々な課題について検討する。

Point

- ・感染症拡大防止策としてのオンライン学習支援
- ・学習機会獲得の効果

(参考) 活動の様子

①事業実施団体・事業実施形態

○事業実施団体 一般社団法人「みらいねっと弘前」
市内各所で運営されている子ども食堂を核として「地域共生社会」のまちづくりを進め、子どもの貧困、環境問題、SDGsなどに取り組み団体。社会福祉士、国立大教授、NPO代表らが理事を務める。
弘前市は「みらいねっと弘前」への事業委託により見守り強化事業を実施している。現時点で要対協構成員とはしていない。
専任の常勤職員を中心に、市内子ども食堂をはじめとした関係団体から情報や人的資本を集約し、事業を実施している。

②取組の概要

○事業実施内容
イベントや学校・保育所等への活動周知、各子ども食堂からの情報収集により、見守りを要する児童等を発見。
宅食により児童等とつながり、必要に応じて、子ども食堂等の地域資源や公的支援への橋渡しを行うほか、**オンラインによる学習支援を直接実施**する。
○事業実施期間：令和2年10月7日（契約締結日）～令和3年3月31日
○見守り対象児童数：実人数79人
○個人情報取扱いについて

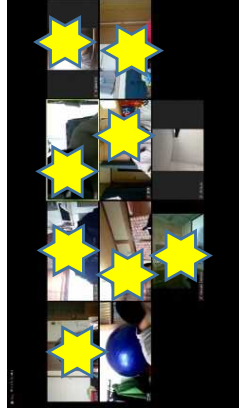
市が支援児童等の情報を事業実施団体に提供する場合は、当該家庭の保護者から同意を得る。委託契約において守秘義務を課している。

③取組の効果

- 事業実施にあたり工夫している点
 - ・市が事業実施者が主催する地域ネットワークへ参画し、連携を強化。
 - ・**通信機能付きタブレット端末を貸与することにより、家庭にネットワーク環境がない児童にも学習機会を提供する。**
- 本事業が効果的に活用された事例
 - ・要支援児童がスタッフと信頼関係を築き、学習支援を受け入れ高校受験に合格。



児童への配食イベント



オンライン学習支援の様子



配布チラシ

④令和2年度の実績と令和3年度の課題

- 実績：弁当（無料）の配達等 284回、生活に関する助言・指導 109回、学習支援 30回
専門機関等への連絡・紹介 4回（重複あり）
ほか、大学によるオンライン学習支援への誘導等

- 学習支援の課題：①オンライン学習支援スタッフの確保
②情報端末貸与ルール
③支援レベルの想定
④既存他事業との住み分け、民業圧迫

宮城県涌谷町の取組事例（コロナに負けないぞ！わくわくデリ事業）

Point

初回訪問は、町の担当者やアスクの担当者が一緒に訪問
～顔の見える関係を大切に！安心して利用してもらうために～

①事業実施団体・事業実施形態

- NPO法人 アスク
運営事業
 - ・宮城県小・中・高校生の放課後まじサポート事業
 - ・子ども食堂
 - ・不登校・ひきこもり支援
- 要対協の加入の有無：有（令和3年度から参加）

②取組の概要

- 事業実施内容
 - ① 定期的な居宅訪問による子どもの安全確認と生活状況の把握
 - ② 食材や食品の提供により食事の確保と経済的負担の軽減
 - ③ 保護者に対する子どもの生活や学習等に係る相談・助言・情報提供
 - ④ 町とアスクとの定例会議（定期的・随時の情報共有）
- 事業実施期間：令和2年9月スタート
- 見守り対象児童数：17世帯35名（令和3年6月30日現在）
- 個人情報取扱いについて
 - ① 保護者からの同意→申込書兼同意書の提出
 - ② 実施者の「個人情報取扱特記事項」の遵守（実施要領に規定）

③取組の効果

- 事業実施にあたり工夫している点
 - ① 子どもが自宅にいる時間帯の訪問
 - ② 玄関先に食品を届けるのではなく、室内に上がらせてもらい一定時間滞在する
 - ③ 子どもだけでなく、保護者の話しをきくことができるスキルを持ったスタッフが訪問する
 - ④ 必要な支援につなぐ
- 本事業が効果的に活用された事例
 - ① 自宅訪問のきっかけとなり、家庭状況の把握につながった
 - ② 母の話し相手となり、母のストレスが軽減され子どもへの暴言が軽減した
 - ③ 生活の場所が変わったことを早期に把握し、安全確認ができた

（事業の流れ）

対象世帯の選定 → 保護者に事業紹介 → 申込書兼同意書提出



（参考）子ども達の好きな物をお届け



④令和2年度アンケート結果（一部抜粋） ※n=16

- 訪問担当者は、自分が話したいことを受け止めてくれましたか？
 - ➡ そう思う（16）
 - 利用して良かったと思うことを教えてください。
 - ➡ 食事内容が広がった（8） ・子どもと話す機会が増えた（7）
 - ・保護者のストレス解消ができた（7） ・遊んでもらった（6）
 - ・食事の回数が増えた（5） ・子どものストレス解消ができた（4）
- 利用して良かったと思うことを教えてください。
 - ➡ 食事内容が広がった（8） ・子どもと話す機会が増えた（7）
 - ・保護者のストレス解消ができた（7） ・遊んでもらった（6）
 - ・食事の回数が増えた（5） ・子どものストレス解消ができた（4）

栃木県日光市の取組事例（子どもの居場所づくり事業）

Point
コロナ感染対策、家庭の実情に応じた支援を行うため、支援のメニュー（選択肢）を増やし、虐待発生を未然防止を目指しています。

① 事業実施団体・事業実施形態

- 事業実施団体の種別・形態
 - ・認定NPO法人だじょうぶが
 - ・市内3か所に居場所（ひだまり）があり、0歳～18歳までの子どもや母子が利用。1か所は「ひだまりキッズ」とし、乳幼児専用の預かりを実施。（R2年度については）
- ⇒ コロナ感染予防も含め、家庭の状況等に応じ、居場所利用、屋外への連れ出し支援、訪問による食料配布等、工夫し見守り支援を実施。

- 要対協の加入の有無
 - ・NPOも要対協に加入。家庭児童相談室での相談援助も協働で行っている。

② 取組の概要

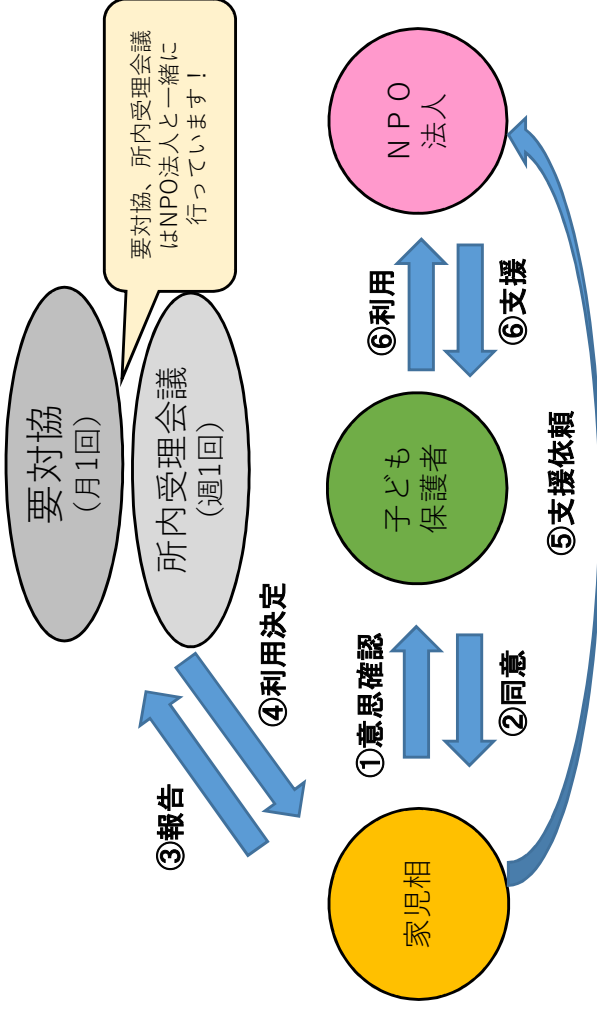
- 事業実施内容
 - ・社会的養護が必要な子どもたちに、家では養育が行き届かない部分を居場所で補う。（お風呂や食事、洗濯、宿題の支援など）（R2年度については）
 - ⇒ コロナ感染予防のため、世帯に分け居場所を利用してもらう。
 - ・密にならない支援として、屋外に連れ出し、色々な体験をしながらストレス、イライラの発散を行う。
 - ・居場所利用回数が減った分、訪問することで子どもや家庭の状況を確認し、食料や物品の支援も行う。

保護者以外の大人と触れ合うこと、色々な経験をすることで虐待の連鎖を断ち切れたらいいなあ…

③ 取組の効果

- 事業を実施することで効果が得られていること
 - ・子どもへの直接的な支援を行うことができる
 - ・子どもの変化にいち早く気付くことができる（虐待の予防、発見）
 - ・親も子どももSOSを出しやすくなるため、相談援助がしやすくなる（見守り体制強化事業を活用することで…）
- ⇒ 居場所「ひだまり」を減らさざるを得なかった分、他の支援メニューを提供し、虐待予防を実施できた。

家庭の状況確認も含めた訪問による食料の配布



(参考) 活動の様子

※感染予防として、マスクを着用や子の預かり場所を分ける等、密にならない支援を行っています。



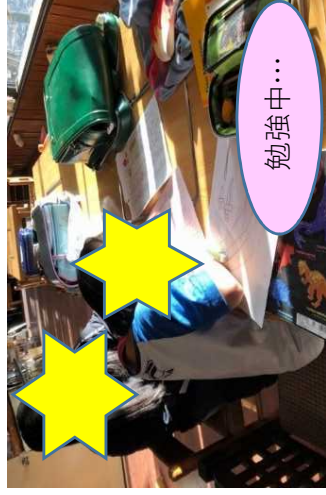
連れ出し支援



ひだまりキッズ



家庭の状況確認も含めた訪問による食料の配布



勉強中…

埼玉県三郷市の取組事例（支援対象児童等見守り強化事業）

Point

- ・関係機関が対象家庭に対し、家庭訪問支援として実施（申請方式）。
- ・相談支援、通院等同行支援、子どもへの遊びの支援を行う。
- ・フードバンクを活用し、食料品や日用品等を訪問時に提供。

①事業実施団体・事業実施形態

- 事業実施団体の種別・形態
一般社団法人 彩の国・子ども若者支援ネットワークに業務委託
- ※埼玉県内の福祉事務所において、生活困窮者支援の学習支援事業を実施している（本市は別業者に委託）。
- 要対協の加入の有無：加入していないが、毎月の訪問実績の報告書を実施者会議で活用している。

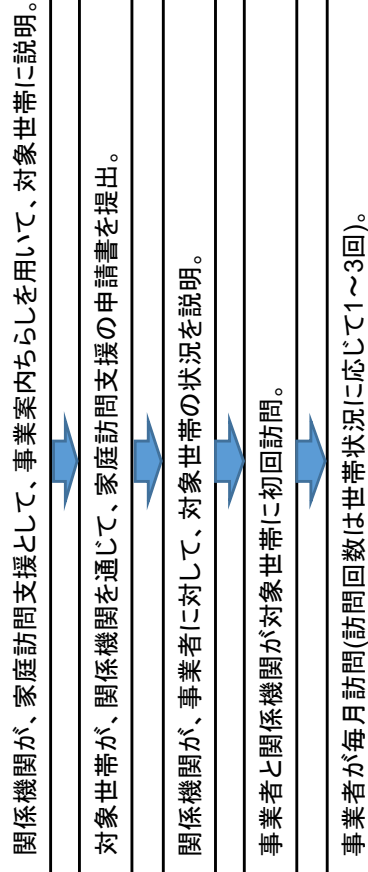
②取組の概要

- 事業実施内容
要保護児童対策地域協議会の関係機関（主に母子保健担当課、学校）に対し、見守りが必要と思われる世帯に制度を紹介してもらい（見守り強化事業としてではなく、家庭訪問支援として紹介）、申請書を提出し、支援を開始する。毎月1～3回、訪問支援員2名で家庭訪問を実施、1件につき30分程度（保護者と子どもそれぞれに分かれ支援）。
- 事業実施期間：令和2年9月より開始（令和3年度も継続実施）
- 見守り対象児童数：36名（うち要対協児童25名。令和2年度）
43名（うち要対協児童26名。令和3年6月現在）
- 個人情報情報の取扱いについて
契約書の中に明記。

③取組の効果

- 事業実施にあたり工夫している点
対象世帯とのかかわりを基に、申請方式を採用し、見守りに特化した事業を展開することができた。
- 本事業が効果的に活用された事例
短いスパンで定期的に訪問することで、支援員との関係性が構築され虐待のリスクの軽減が図れた。

三郷市支援対象児童等見守り強化事業の流れ



緊急性のある事案が発生した場合には、個別ケース検討会議を実施し、対応を協議

事業者が訪問の実績報告書を翌月に提出。報告内容を要保護児童対策地域協議会実務者会議に活用。

(参考) 活動の様子



訪問時に提供する食料や日用品→

← 事業案内ちらし

④その他・特記事項

○支援内容

養育相談、病院や公園への同行支援、必要に応じた学習支援、保育所申請書作成のサポート、転居に関する相談サポート、簡単な料理レシピの紹介などを行う。

石川県金沢市の取組事例（こども見守り支援事業）

Point

- ・複数の団体が実施
- ・訪問支援ノウハウのない団体は、社会福祉士等を訪問人員として活動
- ・各団体が気になる家庭および市から要請のあった家庭を訪問

①事業実施団体・事業実施形態

- 事業実施団体の種別・形態
NPO法人 3 団体 ・子育てサロン、個別支援等を行う団体A
・子ども食堂等の活動を行う団体B
・DV被害者等支援を行う団体C
- 要対協の加入の有無 : 3 団体とも無し

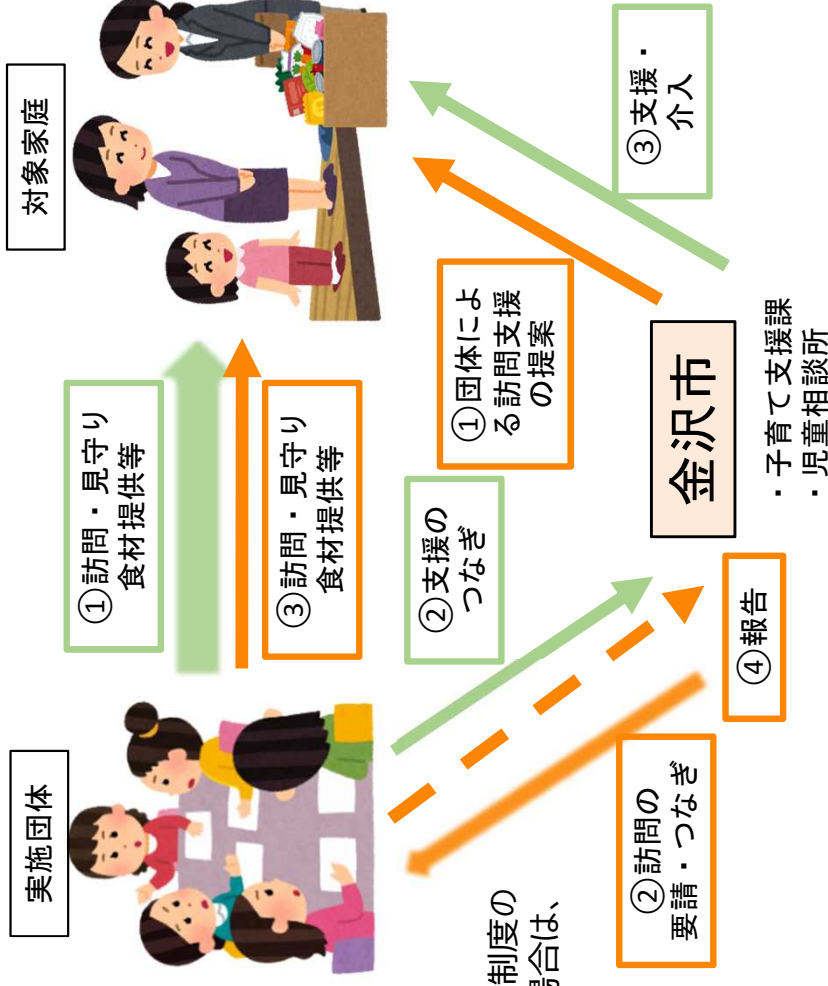
②取組の概要

- 事業実施内容
家庭訪問による食事・食材の提供を通して子どもの見守りを実施、行政の支援制度の情報提供や、必要に応じて市の相談機関につなげる。また、市より要請のあった場合は、その家庭に対する食糧支援及び訪問を実施する。
- 事業実施期間 : 令和 2 年 9 月～令和 3 年 3 月
(令和 3 年度も実施)
- 見守り対象児童数 (R 2) : 団体A 24 人 (延べ273人)
団体B 21 人 (延べ123人)
団体C 16 人 (延べ126人)
- 個人情報取扱いについて : 市から提供する情報に対する誓約書を提出

③取組の効果

- 事業実施にあたり工夫している点
・市が要請する家庭以外は、各団体が支援している家庭及び当事業のために新規に募集をかける等して、各団体の特色によって支援対象者を選定。当事業をきっかけに、各団体の他の活動や居場所等につなげることができる。
- 本事業が効果的に活用された事例
・団体が訪問する中で行政の支援が必要と思われる家庭について、子育て支援課につないでもらい、行政の支援につなげた。

(活動のイメージ図)



④その他・特記事項

- 市（児童相談所、子育て支援課）から団体へ訪問の要請をする場合、各担当者が対象家庭に同意を得て、初回の団体による家庭訪問時に行き添って顔つなぎをする。また、団体は対象家庭に変化や心配な様子がある際には、市の担当者あてに連絡・報告をする。
- 子ども食堂の活動を中心にしている団体は、個別の訪問支援のノウハウやスキルを持っておらず、社会福祉士等を訪問人員として活動した。

福井県越前市の取組事例（子どもの見守り強化事業の取組事例）

Point

要保護児童対策地域協議会の構成機関だけでなく、様々な地域ネットワークを活用して子どもを見守る拠点を市内全域に整備し、地域のネットワークを強化することで、気がかりな子どもや家庭を把握し、早期に適切な支援につなげる。

子どもの見守りネットワーク

①事業実施団体・事業実施形態

- 事業実施団体の種別・形態
- ①児童館 15か所（社会福祉協議会）
- ②学習支援拠点 10か所（地域公益活動推進協議会；笹ネット）
- ③子ども食堂 2か所 ④民生児童委員、市保健師 ⑤地域見守り支援員
- 要対協の加入の有無：
児童館、民生児童委員は加入、笹ネットはR3年度から加入

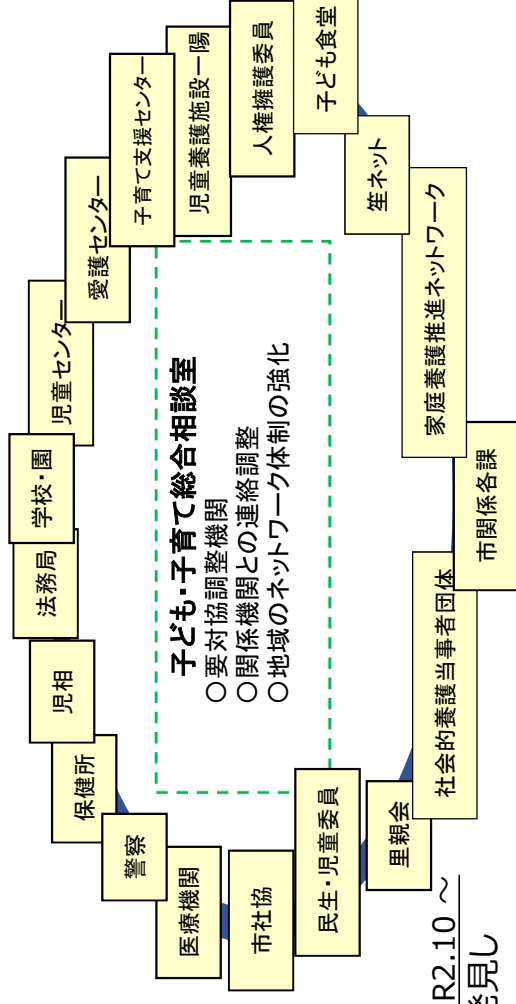
②取組の概要

- 事業実施内容
- ①児童館おむすびプロジェクト ②学習支援拠点での見守り ③子ども食堂での見守り R2.10～
- 食を介した対話の中で、子どもや家庭状況を把握。支援ニーズの高い子どもを早期発見し、必要な支援につなげる。
- ④ひとり親家庭への訪問支援 R2.10～
民生委員と保健師が連携し食料品をもち月1回定期訪問し困り事など把握する。食料品を民生委員が訪問地区の児童館に取りに行くことにより、児童館利用の子どもや職員と交流
- ⑤見守り支援員による地域見守り活動 R2.5～
主に学習支援団体の有資格者に要対協家庭の定期的な見守りを依頼する。

- 見守り対象児童数：①②③延9,565名 ④延255世帯 ⑤延415名
- 個人情報取扱いについて：市の補助金交付決定通知書や契約書に個人情報取扱注意事項を別添し遵守するよう明記。R3.4月からは笹ネットも要対協に加入。

③取組の効果

- 事業実施にあたり工夫している点
事業実施団体が多様であり、また各々がつながるような仕掛けもあり、地域ネットワークがさらに広がり強化されていくことで、気がかりな子どもやその家庭の見守りにつながっている。
- 本事業が効果的に活用された事例
生活困窮のある多子父子世帯に、ひとり親家庭の訪問支援を行う中で、子ども食堂の宅食に繋がる。また、配食時に主任児童委員が同行することで地域での見守りがされ、学校とのパイプ役にもなっている。



(参考) 活動の様子



④その他・特記事項

- 越前市は、R3年度から要対協に4つの構成機関を追加。一つは市役所の機構改革により新設された福祉総合相談室。他に、学習支援の委託先である市内19社会福祉法人からなる地域公益活動推進協議会(笹ネット)、家庭擁護推進ネットワーク(福さと)、社会的養護当事者団体(エズピス) など、法人格を有していない任意団体が要対協に参画している。

静岡県浜松市の取組事例（子育て見守りサポート事業）

Point

- ・支援対象児童の主担当機関(要対協)と連携した情報共有
- ・要対協構成機関との連携による児童家庭と実施団体間の関係性構築
- ・市内で活動する実施団体によるアウトリーチ型の支援

①事業実施団体

- 事業実施団体：(主導団体)NPO法人しずおか・子ども家庭プラットフォーム
(協力団体)市内で子育て支援に取り組む民間団体
- 要対協の参画：法人としては不参画
→主導団体は「児童家庭支援センター」の運営業務を受託しており、児童家庭支援センターの肩書で要対協へ参画している。

②取組の概要

- 実施内容：見守りが必要な「支援対象児童等※」について、事業実施団体が家庭を訪問するなどして児童の状況を把握し、必要に応じて食事支援、学習支援、生活指導支援を行う。

※支援対象児童等

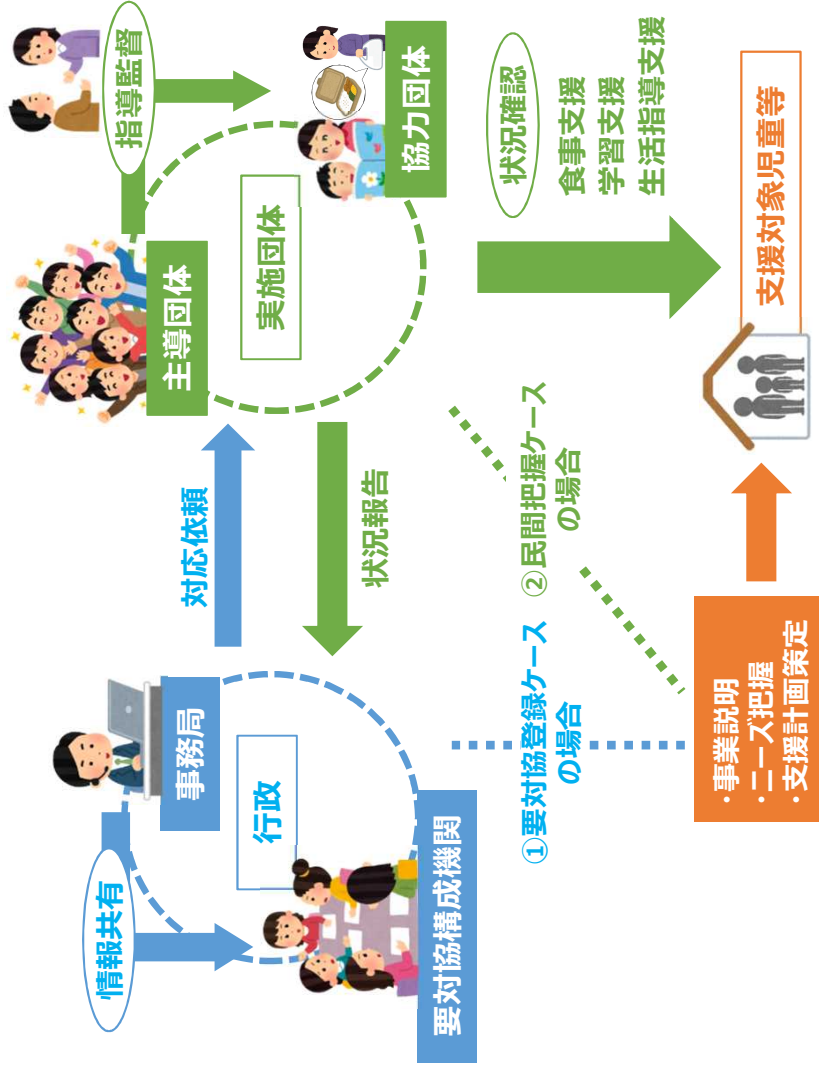
- ①要対協登録ケース：要対協でケース管理している児童等
- ②民間把握ケース：事業実施団体が把握している児童等

- 実施期間：令和2年10月1日～令和3年3月31日
令和3年4月1日～令和4年3月31日
- 対象児童数：114人(令和2年度実績)
- 実施頻度：1か月に1回又は2週間に1回
- 個人情報取扱い：主導団体から個人情報保護の宣誓書の提出を受けた他、協力団体についても同様の取扱いをするよう指導監督させた。

③取組の効果

- 事業実施にあたり工夫している点
- ・見守りの実施にあたり、児童家庭支援センターとして要対協に参画する主導団体に協力団体を指導監督させることで、見守りの質を向上させた。
- ・要対協登録ケースの場合は訪問の都度児童の状況を報告させるなど、実施団体と当該児童の主担当機関との連絡を密に行うよう努めた。
- ・行政と主導団体、協力団体の間で連絡会を開催し、事例検討や改善点の考察を行う事で、事業全体のスキルアップを図った。

■実施のイメージ



○事業実施による効果

- ・事業実施団体と協働して見守りの輪を広げ、支援対象児童等の状況を把握し、アウトリーチ型の支援を行うことで、これまで行政が関与できていなかったケースについて、適切な支援につなげることができた。
- ・事業を実施する中で、協力団体が要対協の管理を最終した後の児童等を支援していることも判明し、協力団体からの報告を通じて、行政が要対協の管理を最終した児童等の直近の状況を伺い知ることができた。

三重県桑名市の取組事例（支援対象児童等見守り強化事業）

Point

- ・行政の相談支援とコラボした見守り事業
- ・子ども食堂の要対協への加入

①事業実施団体・事業実施形態

- 事業実施団体の種別・形態
市の子ども食堂ネットワークの事務局を務める「NPO法人・子ども食堂実施団体」に委託し、実施。「NPO法人・子ども食堂実施団体」は、事業参加を表明した他の子ども食堂実施団体の協力を仰ぎながら事業実施している。（10団体中3団体が参加）
- 要対協の加入の有無：令和2年度は、事業を委託した団体のみ加入していたが、令和3年度から市子ども食堂ネットワークとして全団体が参加している。

②取組の概要

- 事業実施内容
・市内の子ども食堂が、宅食又はフードパントリー時に、子どもや世帯に気になる状況があれば、子ども総合センターへ報告してもらい、子ども総合センターが支援を行う。
- 事業実施期間：令和2年10月から実施（令和3年度も実施中）
- 見守り対象児童数：64人（令和3年3月末現在）

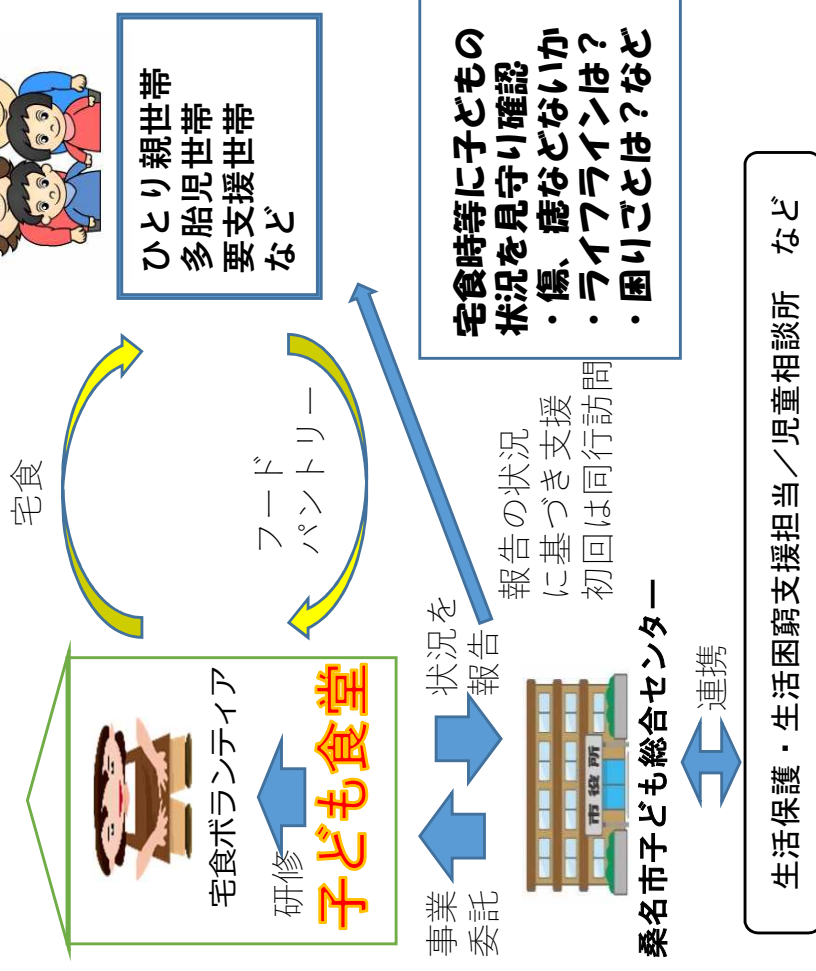
○個人情報取扱いについて

委託事業であるため、事業実施の範囲内で、保護者等の同意がなくとも、市と事業実施団体と情報共有は可能と考えている。また、事業以外の要保護児童等の情報共有を可能とするため、要対協に加入していただいている。

③取組の効果

- 事業実施にあたり工夫している点
・宅食を行うボランティアには、委託事業所が実施する子育て支援、個人情報取扱い等の研修を受講していただいている。
- ・市と委託事業所とは、同行訪問を行うなど頻回に連絡をとりあり、必要があれば、宅食後の自立に向けての支援等を行っている。
- 本事業が効果的に活用された事例
市だけの訪問では、関係が築けなかった世帯についても、宅食時に食事やオムツ等を持参することで、スムーズに支援ができるようになった。

（活動のイメージ図）



④その他・特記事項

- 当市では、子ども食堂を、地域の子どもの居場所として位置づけたいと考えている。当該事業は、子ども食堂支援のステップのひとつととらえており、次のステップとして、本来の子ども食堂の活動である居場所機能に対する、何らかの支援が必要と考えている。

Point

- ・子ども食堂，学習支援，子育て家庭への食品配送・見守り活動などに取り組む社会福祉法人，NPO法人，任意団体等と連携し，取組を推進
- ・対象事業を行う民間団体等に対して補助金を交付（公募）

①事業実施団体・事業実施形態

- 事業実施団体の種別・形態（令和2年度実績）
 - ・NPO法人・任意団体等（9団体）
子ども食堂，学習支援，食材等の個別提供，居場所の提供等
 - ・社会福祉法人（2団体）
子育て家庭への食品配送・見守り活動

○要対協の加入の有無：無（今後，要検討）

②取組の概要

- 事業実施内容
 - ・本市から，対象事業を行う民間団体等に対して補助金を交付（公募）
 - ・対象事業（ア～ウの要件を満たすもの）
 - ア 孤立，育児不安，経済的困窮，児童虐待又はその他の理由により，支援が必要であると市長が認める児童及び家庭に対して実施すること
 - イ 次のいずれかの取組を通じて，概ね月1回以上，支援対象児童等の状況を把握すること
 - ・居宅訪問やICT機器等を活用した見守り及び相談対応
 - ・食事や食材の提供
 - ・学習習慣の定着や基礎的な学力向上等のための学習支援
 - ・基本的な生活習慣の習得支援や生活指導等
 - ウ 支援対象児童等からの相談に応じ，適切な相談支援機関を紹介すること
- 対象経費
人件費，通信運搬費，賃借料，需用費（食材購入費を含む。），光熱水費等
- 補助上限額
1団体等・1事業当たり上限400万円

②取組の概要（続き）

- 事業実施期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日
※令和3年度も継続実施予定。
対象団体の公募に向け準備中。
- 見守り対象児童数：500人弱（令和2年度実績）
- 個人情報の取扱いについて
 - ・補助金交付申請時に団体から本市に対して，個人情報保護に関する誓約書を提出。
 - ・団体から本市へ，保護者同意を得た内容について，四半期報告，年次報告を提出。
 - ・上記報告とは別に，状況に応じて，団体から児童相談所へや区役所・支所子どもはぐみ室へ通告・相談することを求めている。

③取組の効果

- 本事業が効果的に活用された事例
 - ・子ども食堂や学習支援等の定期的な開催を通じて，支援を必要とする児童を，地域において継続的に見守り。
 - ・不登校や障害児等も含めた支援を行う取組も。
 - ・子育て家庭への食品配送・見守り活動では，行政機関や子ども食堂等へ「来る」ことができない家庭等に対して，見守りを実施。

山口県宇部市の取組事例（うべおたすけまんぷく便）

Point

- ・家庭の状況・児童の状況に応じて、食事の提供、学習支援、生活指導を行っている
- ・連絡会議を開催し、情報の共有を行っている

①事業実施団体・事業実施形態

- 事業実施団体の種別・形態
株式会社 かねこキッズクラブ（小児科が母体で、子ども食堂、学習室を運営）
- 事業実施形態：委託事業
- 要対協の加入の有無：無
- 実務者会議の研修・講演会には必要に応じて参加。個別ケース会議にも参加している。

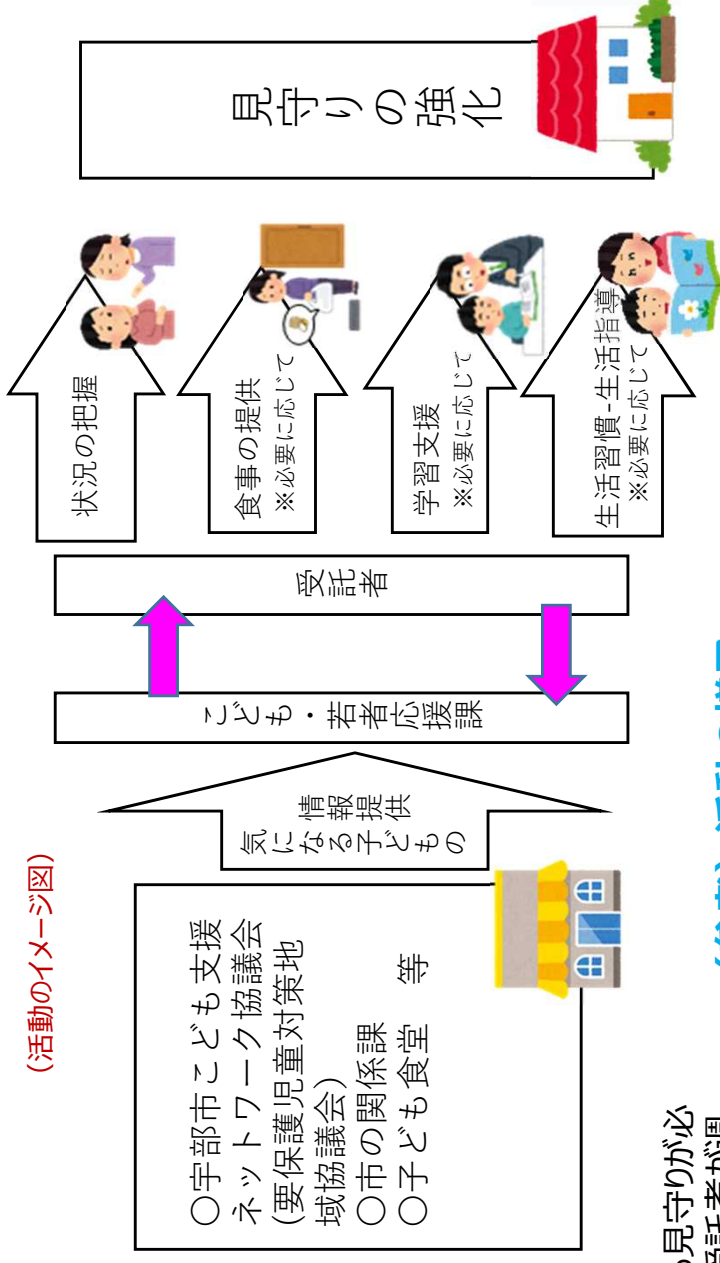
②取組の概要

- 事業実施内容
気になる家庭・児童等の情報提供を受けた市が、この事業による見守りが必要と判断し、保護者の同意を得た家庭を集約。それらの家庭を、受託者が週1回程度の状況把握（目視）、必要に応じて食事や物資の提供、学習支援、生活指導を行っている。また、さまざまな経験や体験の機会も提供している。
- 事業実施期間：R2.8.27～
- 見守り対象児童数：53人（R3.3.31時点）
- 個人情報取扱いについて
契約書に守秘義務について明記している。また、事業開始に際して、支援に必要な情報を、市の関係部署及び、受託者で共有することを保護者に同意をもらっている。

③取組の効果

- 事業実施にあたり工夫している点
受託者に気になる家庭の情報提供を行う際は、可能な限り関係機関を集め、情報共有を行い、課題や終了の目処について共有を図っている。
- 本事業が効果的に活用された事例
・良好な母子関係の構築につながった事例
・不登校の子が学習支援を利用し、学習意欲の向上につながった事例

（活動のイメージ図）



（参考）活動の様子



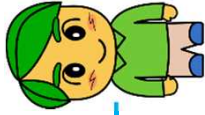
④その他・特記事項

- 受託者と市の関係課を含めた連絡会議を開催し、相互関係の構築に努めている。



Point

人口規模4万人、出生数350、要保護児童25、面積28km² 長崎市中心部から10km
民間5団体が事業実施することで、要保護だけでなくリスク把握した家庭には広く支援を提供し予防段階での介入を目指す



① 事業実施団体・事業実施形態

- 事業実施団体の種別・形態
 - ① 一般社団法人
形態；子ども宅食・学習支援事業・
事業全体に対するコーデイネート事業
 - ② 社会福祉法人
形態；子ども宅食
 - ③ 社会福祉法人
形態；子ども宅食・物資支援
 - ④ 社会福祉法人
形態；学習支援・体験学習支援
 - ⑤ 社会福祉法人
形態；体験学習支援



○ 要対協の加入の有無 : 有

② 取組の概要

- 事業実施内容
 - ① ケアコーデイネーター事業 ② 食糧支援事業
 - ③ 物資支援事業 ④ 体験学習事業
- 事業実施期間 : 令和2年8月～令和4年3月末
- 見守り対象児童数 :
要保護児童12世帯26名、要支援児童88世帯180名
- 個人情報取扱いについて
要対協の構成メンバーとして守秘義務を科して
支援対象者の情報を共有。



③ 取組の効果

○ 事業実施にあたり工夫している点
従来の業務を継続しながら「見守り強化事業」を実施。限られた時間と人で実施をせねばならず、業務が煩雑に。各事業所がもとと実施している事業の「強み」を生かせる事業形態を選択することで、業務負荷をなるべく小さくできた。
また、本事業終了後もそれぞれの機能として子育て支援の継続が可能な事業所へ依頼をした。
さらに、子育て支援を行っていた団体だけではなく、生活支援や高齢者支援を行う団体にも事業を行ってもらうことで新たな支援ネットワークを構築できた。

④ その他 特記事項

○ 月に1回の定例会
全事業所が参加をしての会議を月に1回実施をし、情報共有・意見交換。事業全体の動きの把握・子育て支援等の新しい情報などを共有する。



宮崎県日南市の取組事例（子ども見守り・宅食事業（日南っこ宅食））

Point

経済的に困難な状況にある子どもがいる家庭に対し、定期・継続して食料等の提供を行い、関係性を構築しながら寄り添い型の相談支援を行う。

① 事業実施団体・事業実施形態

- 事業実施団体の種別・形態
社会福祉法人 日南市社会福祉協議会
- 要対協の加入の有無：有

② 取組の概要

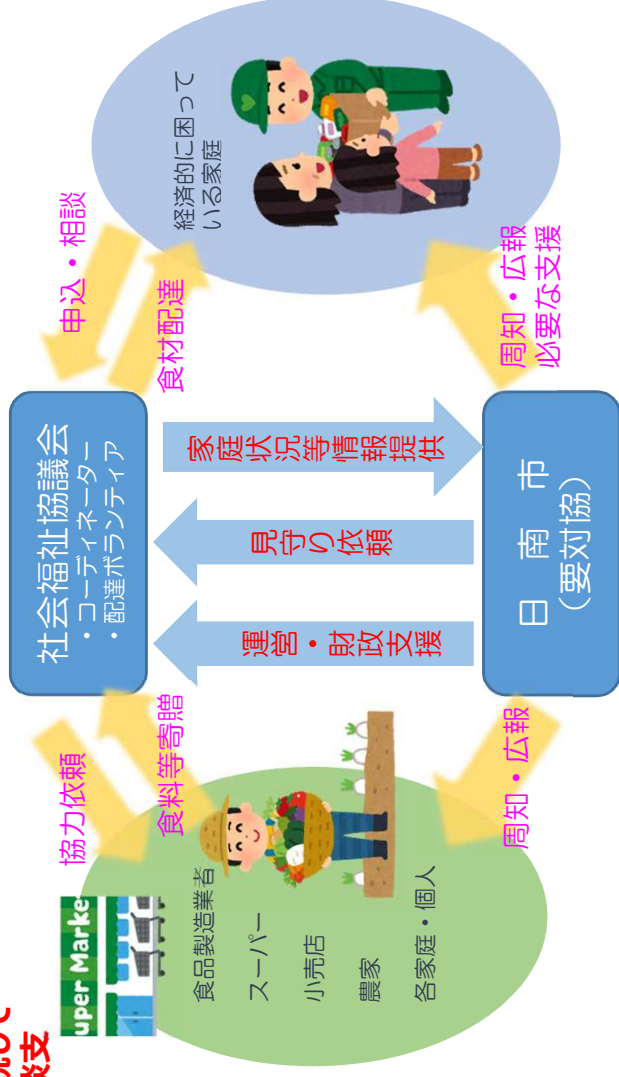
- 事業実施内容
毎月第3木曜日の17時30分から19時の間に配達ボランティアが食料（概ね一人10食分）や日用品を各家庭に届ける。
- 事業実施期間：令和2年12月～
- 見守り対象児童数：

月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
世帯数	7	10	11	12	12	14	22
児童数	24	32	34	35	35	37	53

- 個人情報の取扱いについて
社会福祉協議会自体は要対協加入団体ではあるが、個別に協定を結び、配達ボランティアを含め事業に携わる者に対し、守秘義務を課している。

③ 取組の効果

- 事業実施にあたり工夫している点
 - ・ ホームページの専用フォームにて24時間申し込み可能。その他LINE@、電話でも申し込み可。
 - ・ 関係構築のため配達ボランティアは訪問先担当1人を固定し、2人1組で訪問。
- 本事業が効果的に活用された事例
直接会うことができなかつたひきこもり児童がいる家庭において、食料配達時に児童と一緒に受け取りをお願いしたところ、姿を見せるようになり、毎月の安否確認や健康状態確認につながっている。



(参考) 活動の様子



配達ボランティア講習会



食材仕分けの様子



④ その他・特記事項

- 食料の宅配事業であるが、要対協に上がってこない困窮家庭の掘り起こしや行政に苦手意識を持つ家庭との関係構築が狙い。
- ボランティアによる食料の配達を拒まれた場合は、社協コーディネーターが代わりに訪問し、理由確認及び相談支援を行う。生活困窮等で支援継続が必要と判断されるが、それでも宅食を拒まれる場合は、市へ状況と拒否理由の報告を行うこととなっている。